令和３年

島本町議会２月臨時会議
島本町議会３月定例会議

会　議　録

令和　３　年　　２月　　４日（木）

……

令和　３　年　　３月　　１日（月）
令和　３　年　　３月　　２日（火）
令和　３　年　　３月１８日（木）

島　本　町　議　会

令和３年

島本町議会２月臨時会議　会議録

令和３年２月４日開議
令和３年２月４日散会

令和３年２月４日（第１号）

令和３年島本町議会２月臨時会議会議録目次

第　１　号（２月４日）

○出席議員…… 1
○議事日程…… 2
○開議の宣告…… 3
○会議録署名議員の指名…… 3
○諸般の報告…… 3
○行政報告…… 4
○第　１　号議案　島本町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について… 5
○第　２　号議案　令和２年度島本町一般会計補正予算（第９号）…… 6
○散会の宣告…… ３８

※付議事件の議決結果…… ４１

令和３年

島 本 町 議 会 ２ 月 臨 時 会 議　 会 議 録

第　 １　 号

令 和 ３ 年 ２ 月 ４ 日（木）

島本町議会２月臨時会議　会議録（第１号）

年　月　日　　令和３年２月４日（木）

場　　所　　島本町役場　議場

出席議員　　次のとおり１４人である。

１番	塚田　淳	２番	大久保　孝幸	３番	東田　正樹
４番	平井　均	５番	河野　恵子	６番	清水　貞治
７番	岡田　初恵	８番	川嶋　玲子	９番	戸田　靖子
10番	中田　みどり	11番	野村　篤	12番	伊集院　春美
13番	福嶋　保雄	14番	村上　毅		

地方自治法第１２１条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町長	山田　紘平	教育長	持田　学	総合政策部長	北河　浩紀
総務部長	川畑　幸也	健康福祉部長	原山　郁子	都市創造部長	名越　誠治
上下水道部長	水木　正也	消防長	近藤　治彦	教育こども部長	岡本　泰三
会計管理者	永田　暢	いきいき健康課長	大辻　泉		

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	妹藤　博美	書記	坂元　貴行	書記	村田　健一

令和３年島本町議会２月臨時会議議事日程

議事日程第１号

令和３年２月４日（木）午前１０時開議

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　諸般の報告

日程第３　行政報告

日程第４　第１号議案　島本町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

日程第５　第２号議案　令和２年度島本町一般会計補正予算（第９号）

（午前１０時００分　開議）

村上議長　おはようございます。公私何かとお忙しい中を御参集いただきまして、大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

本日は休会の日でありますが、会議規則第10条第３項の規定により、会議を開くことといたします。

さて、皆様も御承知のとおり、新型コロナウイルスについては、現在、感染拡大に伴う緊急事態宣言が発令されています。２月臨時会議におきましても、引き続き感染拡大防止のため、マスクの着用や消毒液の利用をお願いいたしております。また、会議時間短縮の取組を行っております。傍聴席については、距離を保つため14席としておりますので、御了承願います。

それでは、これより令和３年島本町議会２月臨時会議を開き、本日の議事に入ります。

議案等はお手元に配付しておきましたから、御了承願っておきます。

なお、本臨時会議の会議期間は本日のみの予定となっておりますので、皆様には円滑な議会運営に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

お諮りいたします。

本臨時会議の各議案の内容説明については、議会運営委員会で確認されておりますとおり、お手元に配付いたしております説明書をもって、執行部において朗読されたものとして取り扱いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　御異議なしと認め、そのように取扱いいたします。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、８番　川嶋議員及び11番　野村議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第２、諸般の報告を行います。

淀川右岸水防事務組合議会議員の清水議員から、組合議会の結果報告があります。

清水議員（登壇）　おはようございます。

それでは、淀川右岸水防事務組合議会の報告をさせていただきます。

去る令和２年12月23日午後３時30分から、大阪市の同組合事務所議場におきまして、組合議会定例会が開催されました。

案件についてですが、まず、報告第１号の「淀川右岸水防事務組合監査委員選任急施専決処分報告について」は、原案のとおり承認されました。

次に、報告第２号の「令和元年度淀川右岸水防事務組合歳入歳出決算報告について」

は、監査委員の意見を付し報告があり、原案どおり認定されました。

報告第３号「令和２年度淀川右岸水防事務組合定期監査結果報告の提出について」は、さきに配付したとおり承認されました。

報告第４号「淀川右岸水防事務組合の例月出納検査結果報告の提出について」は、さきに配付したとおり承認されました。

次に、議案第８号「職員等の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例案」、議案第９号「水防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案」の２件については、それぞれ原案どおり可決されました。

続いて、議案第 10 号「令和２年度淀川右岸水防事務組合一般会計補正予算案（第１回）について」は、歳入歳出それぞれ 185 万３千円を追加し、総額を１億 2,945 万８千円とするもので、慎重審議の結果、原案どおり可決されました。

最後に、常任委員会委員長の私、清水より、国に対して「淀川堤防強化等治水事業促進についての要望書」を提出した旨の報告を行いました。

以上が概要の御報告でありますが、詳細につきましては議会事務局に資料を保管しております。

以上、簡単ではありますが、淀川右岸水防事務組合議会の報告を終わらせていただきます。

村上議長　以上で、諸般の報告を終わります。

日程第３、行政報告に入ります。

町長から、行政報告のため発言を求められておりますので、これを許します。

山田町長（登壇）　おはようございます。

それでは「保育緊急事態宣言の解除」について、行政報告をさせていただきます。

「保育緊急事態宣言」につきましては、近年の急速な住宅開発などによる保育ニーズの高まりから、待機児童や保育の過密状態が続き、子どもたちの成長に好ましい保育環境とは言えない状況にあることや、平成 30 年６月の大阪北部地震を受け、児童の安全を最優先に第四保育所の耐震化をこれまで以上に急がなければならないとの認識のもと、まさに緊急事態と言えるレベルに達しているものと私は考え、あえて「緊急」という強い言葉を使わせていただき、保護者をはじめとする住民の皆様や関係者の皆様に本町の保育を取り巻く環境や現状をしっかりと知っていただくことが大切であると判断し、平成 30 年 12 月に発出させていただきました。

その後、早期の待機児童解消に向け、教育委員会事務局の尽力のもと、「保育基盤整備加速化方針」に基づく保育施設整備をはじめとする各種取組を推進してまいりました。その結果、保育施設につきましては、「保育緊急事態宣言」を発出した当時の定員は 644 人でありましたが、この間、民間保育園１ヵ所、民間小規模保育事業所を２ヵ所、民間認定こども園１ヵ所を新たに整備し、本年度末に完成する第四保育所の移転新築も含め、

令和３年４月には定員を 893 人まで拡充いたします。さらに、ＪＲ島本駅西地区の土地区画整理事業における住宅開発等も見据え、民間認定こども園を令和３年度に１ヵ所整備し、令和４年４月には定員を 1,043 人まで拡充する予定です。

これらの取組により、本年４月の保育所待機児童はおおむね解消できる見込みとなったことから、令和３年２月１日付で「保育緊急事態宣言」を解除いたしましたので、御報告申し上げます。

議員の皆様には、この間、関係予算の慎重審議の上に御可決賜るなど、短期間での事業推進に多大なる御協力と御指導をいただきましたことに、改めて深く御礼を申し上げます。また、本事業の企画調整及び推進にあたりましては、教育委員会職員の献身的な尽力をはじめといたしまして、部局を越えた多くの職員の協力がございました。この間の職員の頑張りには、私としても、誠に感慨深いものがございます。

最後に、何かと御不便、御迷惑をおかけいたしました保護者の皆様をはじめとする関係者の皆様、本事業の推進に御理解と御協力を賜りました全ての住民の皆様に対しまして、心より深く感謝を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

村上議長　以上で、行政報告を終わります。

日程第４、第１号議案　島本町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを議題といたします。

島本町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について（案）説明

それでは、第１号議案　島本町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

提案理由は、地方自治法の一部改正により、町長等の損害賠償責任の一部免責に関して条例で定めることができるとされたことに伴い、新たに条例を制定するものです。

具体的な改正内容について、議案資料に基づき御説明申し上げます。

『２　議案の概要』を御覧ください。

本条例は、３条からなる本則で構成しています。

まず、第１条については、条例の趣旨について規定しています。今回の制定については、「地方自治法」の一部改正により、行政運営における職員等の委縮効果の低減を図る観点から、職員等が善意で、かつ重大な過失がない場合における職員等の町に対する損害賠償責任の一部を免除することを、条例において定めることができるとされたことに伴うものです。

次に、第２条については、損害賠償責任の一部免責として、町長にあっては、基準給与年額の２年分、その他の職員等にあっては、基準給与年額の１年分を超える額について当該損害賠償責任を免除する旨を規定しています。

最後に、第３条については、委任について規定しています。

施行期日については、公布の日からとし、町長等の同日以後の行為に基づく損害賠償責任について適用します。

以上、簡単ではありますが、島本町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

村上議長　お諮りいたします。

本案については、「地方自治法」第 243 条の２第２項の規定に基づき、監査委員に意見を求めたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　御異議なしと認めます。

よって、本案は監査委員に意見を求めることに決定いたしました。

本案は監査委員の意見を聞いた後に審議するため、３月定例会議までの継続審議といたしたいと思いますので、御了承願っておきます。

日程第５、第２号議案　令和２年度島本町一般会計補正予算（第９号）を議題といたします。

令和２年度島本町一般会計補正予算（第９号）（案）説明

それでは、第２号議案「令和２年度島本町一般会計補正予算（第９号）」について、御説明申し上げます。

今回の補正予算については、新型コロナウイルス感染症対策としてワクチン接種の実施に向けての準備体制を整備するための補正等について提案させていただくものです。

それでは、順次御説明申し上げます。

第１条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,282万８千円増額し、歳入歳出予算の総額を168億9,654万７千円とするもので、款項別の内容については、２の３ページからの「第１表　歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりです。

２の５ページです。「第２表　繰越明許費」についてです。内容については、本議案書に添付している「繰越明許費に関する資料」に記載のとおりです。

２の６ページです。「第３表　債務負担行為補正」についてです。内容については、本議案書に添付している「債務負担行為（追加設定）に関する資料」に記載のとおりです。

続きまして、歳入歳出補正予算の内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書によ

り、御説明申し上げます。

２の９ページからの「歳入」です。

第19款　繰入金、第２項　基金繰入金、第２目　財政調整基金繰入金4,282万８千円の増額については、財源調整として増額するものです。

続きまして、２の10ページからの「歳出」です。

第４款　衛生費、第１項　保健衛生費、第４目　予防費4,154万１千円の増額については、新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種の実施に向けての準備体制を整備するものです。第１節　報酬246万９千円の増額については、ワクチン接種により健康被害が発生した際に開催する予防接種健康被害調査委員会の委員報酬及び予防接種実施体制を整備するための会計年度任用職員報酬です。次に、第８節　旅費２万円の増額については予防接種健康被害調査委員会委員の費用弁償です。次に、第10節　需用費644万１千円の増額については、ワクチン接種実施に伴う事務用消耗品の購入及びワクチン接種用クーポン券等を印刷するものです。次に、第11節　役務費513万１千円の増額については、ワクチン接種用クーポン券等の郵便代、コールセンター用電話代及び集団接種実施に伴う診療所開設手数料です。次に、第12節　委託料2,540万７千円の増額については、ワクチン接種実施に伴い、３月から９月までの間、コールセンターを設置するもの及び予防接種システムの改修を行うものです。次に、第13節　使用料及び賃借料４千円の増額については、事務用コピー代です。次に、第14節　工事請負費74万２千円の増額については、ワクチンを保管するディープフリーザーを設置するにあたり、ブレーカー等を改修するもの及びコールセンター用の電話回線を増設するものです。次に第17節　備品購入費132万７千円の増額については、ワクチン接種実施に伴い、コールセンターや集団接種などで使用する備品を購入するものです。

次に、第７款　土木費、第５項　住宅費、第１目　住宅管理費、第14節　工事請負費128万７千円の増額については、緑地公園住宅の給湯器が老朽化により取替え件数が増加していることから、補修工事を行うものです。

以上、簡単ではありますが、令和２年度島本町一般会計補正予算（第９号）についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

村上議長　これより、本案に対する質疑を行います。

岡田議員　補正予算の中で、まず、私は衛生費に対して、お聞きしたいと思います。

まず冒頭に、今回、ワクチンの事前予算が補正予算として計上されておりますが、今回のワクチンは、住民の希望者全員を対象に行われ、また、集中的に実施するというような、かつてない大規模な事業が、今回のこの衛生費に関わっているワクチンの事前の補正予算だとは思いますが、なぜ島本町はこんな大事な事業を、過去にない大事な事業

を実施することに関して、対策チームを立ち上げていないということに関しまして、私は大変憤りを感じております。この対策チームをまず立ち上げるところから出発をすることが大事じゃないかと思っておりますが、この点に関して、まず１点、最初にお聞きしたいと思っております。

それで、今回のワクチンのあらゆる事前の予算が出ておりますが、まずクーポン券を住民さんに送付するという補正予算も上がっておりますが、島本町に来るワクチン、これはファイザー社のワクチンが最初に来るかと思いますが、どれぐらいのワクチンの量が来て、今回、掲載されているクーポン券の補正予算は、何人分の補正予算として予算を組まれているのでしょうか。まずこれ１点、お聞きしたいと思います。

それと、コールセンター業務を委託するようになっておりますが、これはあくまでもコールセンターはコールセンターで、クーポン券が届いた住民さんがその申込みをするための窓口がこの委託業者でのコールセンターだと思うんですね。でも、今、住民の中には大変、このワクチンを打っていいのかどうか迷っていらっしゃる、不安を抱えていらっしゃる住民の方がたくさんいらっしゃる、そこの相談窓口がないというのも、大きな私は、今回のこの補正予算の欠点かなと思うんですよ。このコールセンターで全てが聞けるという、そういう体制ではないので、ぜひ、これを立ち上げていただきたいというふうに思いますが、その点もいかがでしょうか。

今回、国のほうで自治体のほうにワクチン接種の財政支援を増額にするというような文書が２月１日、国のほうから下りてきていると思うんですが、財政的に大変ということもありますが、国のほうで増額をして下りてくるというようなこともありますので、ぜひ、こういう住民さんの不安を取り除くような、そういう相談窓口をぜひ開設していただきたい。このこともお尋ねしたいんですが、いかがでしょうか。

たくさんありますが、もう１点あります。島本町では、ふれあいセンターを使うということになっておりますが、個別接種、それをするかどうかというのを今、検討中だと思いますが、これは手数料として保健所の届出の手数料があがっておりますが、こういうふうに個別接種になった場合は保健所に届出というのはする必要がないんでしょうか。その辺もちょっとお聞きしたいと思います。

それと、もう１点あります。今回はアメリカのファイザー社のワクチンだと思いますが、今、公明党の推進によりまして、アストラゼネカ、イギリスの、これも国内で生産するということが決定しております。これはどちらを選ぶかという権利は、住民さんにあるのでしょうか。その辺をお尋ねしたいと思います。

ワクチンについて、もう１点だけ、お願いします。１月 27 日に川崎市で模擬訓練が行われておりますが、そのときに厚労省といたしましては、問診時間がすごく長かったことに時間を取ったということとか、待機場所が密の状態になったというようなことも反省の一つとしてあげられておりますが、島本町で、このふれあいセンターの会場を届出

されるんですが、このようなことは大丈夫でしょうか。

あとは、ワクチンの輸送体制ですが、国のほうから市町村の拠点となるところに超冷凍庫が来るというようなことをお聞きしておりますが、もしも個人的な個別接種を行った場合の輸送の管理上の注意点というんですかね、そういうようなこともきちんと把握されているのでしょうか。

ワクチンに対しては、それだけちょっとお尋ね、まず１点目します。

それと、土木費になりますが、緑地公園住宅で給湯器の老朽化で取替え件数が増加していますので、補修工事をするということで補正予算が上がっておりますが、今までどれくらいの取替えがあって、今回、補修工事をするという結論を出されたのでしょうか。この点もお尋ねしたいと思います。

以上です。

総合政策部長　それでは、まず、私のほうから対策チームについて、御答弁を申し上げます。

今回の新型コロナウイルスワクチン接種に関わりましては、国のほうから詳細な情報がない中で取り組んでいくということで、現時点で健康福祉部のいきいき健康課が中心になって事務を進めておるんですが、議員も御承知のように、２月１日付で他部署から３名の職員に兼務辞令を出しまして応援態勢を組んでおります。今後、個別接種、あるいは集団接種をどのような形で、どのような割合でできるのか、そういったとこら辺もまだ不透明な状況にございます。

そういう状況を踏まえて、今後、体制をまた作っていく必要がありますので、その際にはプロジェクトチームにするのか、兼務辞令で行くのかということについては検討しておりまして、いずれにいたしましても全庁的に協力をして、このワクチン接種事務は進めていかなければならないという認識でおりますので、もう少し詳細が分かりましたら、その辺の体制というのもさらに強化をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

健康福祉部長　そうしましたら、ワクチン接種につきまして、順次御答弁させていただきます。

まず、１点目のお尋ねがございましたワクチンの供給量でございますが、国が示しております資料によりますと、ファイザー社のワクチンにつきましては 1.2 億回分――これは国全体でございますが、６千万人を２回接種する分のワクチンが供給される予定となっております。続きまして、アストラゼネカ社につきましても 1.2 億回分、これも同様に２回接種が想定されておりまして、その場合、６千万人分に相当いたします。その後、武田とモデルナ社というところのワクチンもございまして、これは５千万回分で 2,500 万人×２回接種分、あくまでもこれは国全体でのワクチンの供給量といいますか、予測量になってございますので、ワクチンにつきましては、この後、国から各都道府県

に割り振られ、そこから市町村に順次供給される予定となっておりますので、現時点で島本町にどの程度のワクチンが、いつぐらいの時期に供給されるのかという詳細はまだ決まっておりません。

続きまして、コールセンターについてのお尋ねでございます。コールセンターにつきましては、ふれあいセンター２階の旧の地域包括支援センターがございましたお部屋に設置をする予定で事務を進めております。当初は３月１日から設置の予定としておりました。といいますのは、当初の国から示されておりましたクーポン券の送付のスケジュールが、「３月１日から３月 12 日までの間に高齢者の方にクーポン券を送付せよ」というふうなスケジュールでございましたので、３月１日からというふうな予定をしておりましたが、１月 25 日に開催されました国の説明会等におきましては、４月の１日以降に接種が実施されるというふうなところも後日報道提供等でございました関係から、高齢者に対するクーポン券の送付時期につきましては３月中旬以降というふうに、少し後ろにずれたような形となっておりますことから、３月中旬に設置をする予定にしております。

現在は、大体３名から５名の体制で、委託で設置をさせていただく予定にしております。基本的には、いろんなクーポン券の送付に関するお問合せ、あとワクチンの予約等に関するお問合せをコールセンターで受けるような形になるかと思いますが、当然、たくさんのいろんな御相談が住民の皆様から寄せられることが予測されますので、委託先におきまして人員確保が可能な場合は、看護師等の専門職をコールセンターにも配置をしたいなというふうに考えております。しかしながら、委託先におきまして専門職の配置が困難、いろんなワクチン接種等で今、看護師等のマンパワーの不足等も報道されておりますし、なかなか専門職の配置が困難である場合は、町のほうで一定、現在の保健師等の専門職もしくは新たに会計年度任用職員で看護師等の医療職を配置するなど、様々な形で対応していくことができるように、別途検討していきたいなというふうに考えております。

続きまして、診療所の開設についてのお尋ねでございます。まず、ワクチンを個別接種ということで医療機関で接種していただく場合は、もう既に診療所とかで接種をいたしますので、新たに診療所の開設については必要がございません。ふれあいセンター等で集団接種を行います場合には、新たに診療所の開設の届出が必要かなというような形になっております。

あと、ワクチンの輸送体制についてでございます。基本、島本町のふれあいセンターは、今回のワクチン接種におきましては基本型の接種施設ということで、ディープフリーザーも設置されて、ファイザー社のワクチンも輸送されるというような施設になってございます。基本型の接種施設からワクチンを輸送する場合、当初は３ヵ所程度というふうな目安が示されてございましたが、適切な管理等ができる場合は、それを超えてさ

らに細かく分配してもかまわないというふうな考え方も出されておりますので、ワクチンを各個別の医療機関に細かく分配する場合には必ず保冷の温度――大体２度～８度というふうに言われてますので、それの保冷の温度もきっちりと守った上で分配をし、適切な輸送体制を取っていきたいと考えております。

最後に、ワクチンを選択できるのかというふうなお尋ねでございますが、基本的には、各種、種々報道されておりますとおり、ファイザー社のワクチンがまず先行して市町村等に供給される予定となっております。順次、先ほど申し上げましたアストラゼネカ社であるとか、モデルナ社のワクチンも供給はされると思いますが、当初、早期に接種を希望される場合はファイザー社のワクチンが中心に供給されますので、接種をしていただくことになるかと思います。

あと、接種会場の確保をする上で、今回のワクチンは大体接種後 15 分ぐらい、副反応等を観察するために待機をしていただかなくてはいけませんので、集団接種を行います場合も、接種後に少なくとも 15 分、待機をしていただく必要がございます。議員御紹介の川崎市でのシミュレーションにおきましては、かなり待機をするのに広い場所が必要であった、密にならないように注意が必要だというふうなことも言われておりますので、島本町といたしましては一応ふれあいセンターの集団検診室、健康教育指導室、青少年コーナー等を活用いたしましてワクチン接種を進めていきたいと思っておりますが、ケリヤホールであるとか、あと３階のまだ貸館になっていない旧ボランティア情報センターの部屋であるとか、女性交流室であるとか、一定、そういったお部屋も活用しながら、待っていただくときに密にならないように、ちょっと配慮をして実施をしていきたいと考えております。

以上でございます。

都市創造部長　緑地公園住宅におきます給湯器の取替え工事についてのお尋ねでございます。

当該住宅における給湯器につきましては、住宅建設時の平成 15 年度から使用いたしており、設計標準使用期間である 10 年を経過しており、今日現在 17 年目を迎えている状況でございます。そのような状況の中、総戸数 134 戸のうち、令和元年度までで 36 戸の給湯器取替え等をさせていただいたところでございまして、令和２年度におきましても、既にもう 26 台、工事をさせていただいております。予算等ある中で、今後も年度末までにも一定数故障、修繕、取替えが必要となることも想定されますことから、今回、補正予算で５台分計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

岡田議員　よく分かりました。

とにかく、先ほど対策チームを私、ぜひ立ち上げてほしいというふうに申し上げましたが、本当に前例のない大規模な事業なんですね、今回のこのワクチン接種というのは。

希望者全員に集中的にするという、かつてない事業だと思うんですよ。３名の方が確かに人事異動で行かれるというようなことはファックスでお聞きいたしておりますので、存じ上げておりますが、やはりしっかりとした、これは対策チームを立ち上げて、集中的に、この９月か10月までの間ですので、しっかりと無事故でできるように、ぜひ、この対策チームを立ち上げていただきたい。そのように思いますので、これは町長にお聞きいたしてもよろしいでしょうか。ぜひ対策チームを、国からいろいろな情報がまだまだ少ないということもあると思いますが、ぜひ対策チームを立ち上げていただきたい、このように思いますが、いかがでしょうか。

あと、コールセンター、委託ですので、はたしてどのような方が対応していただけるのかどうか、この辺もまだはっきりしていなくって、そういう相談窓口のようなことをするというような、今、答弁がございましたが、これも看護師等がいらっしゃらなかったら、保健師さんとか、いきいき健康課のほうにいらっしゃる、ほぼ９名ぐらいの方がいらっしゃいますが、その方に対応していただくということですが、できましたら、ほんとに住民さんは打ちたいんだけども不安という方が、すごく多いと思うんですよ。ですから、問診票もありますが、しっかりと住民さんの不安を和らげていただく、そういう窓口というのが私は必要だと思いますので、また、それに対応する予算等も御心配だと思いますが、国のほうで財政支援の増額ということもお聞きしておりますので、しっかりと、住民さんが不安にならなくってワクチンが打てる、そういう環境を整えていただきたいなというふうに思いますので、この点もよろしくお願いいたします。

国から来るという、どれぐらいの量かというのがわからない状態で、この印刷製本代、要するにクーポン券の送料とか印刷代というのをあげていらっしゃるんだけれども、これは大体何人分を、この金額は何人分に相当する金額になるのでしょうか。その点、ちょっと、再度お答えいただきたいと思います。その中には障害者とか寝たきりの高齢者の方とか、例えば妊婦さんとかっていらっしゃると思うんですけど、その方たちの対応というのはどのように島本町ではされるのか、この辺もお聞きしたいと思います。

それと、住民票があるところで打つというのが基本なんですが、やむを得ない場合は他の場所でも打てるということなんですが、これに関することに関しましては、問診票１回分、２回目は他の土地で受けるというようなことも可能なんでしょうか。そのときの証明書というんですか、そういうのの発行というのは、どのような形で発行されるのでしょうか。あくまでも市町村が基本になっておりますが、でも、他の地域でも打てるということになっておりますが、その場合の島本町の対応をお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

山田町長　職員体制につきましてですけれども、先ほど総合政策部長から申し上げたとおりの現状でございますけれども、しっかりと、ミスのないように、十分な体制で当該事

務に取り組めるように検討を進めたいと思います。

以上でございます。

健康福祉部長　再度のワクチン接種についてのお尋ねでございます。

まず、今回、予算措置をしておりますのが、クーポン券、また予診票、そして御案内の文書などを住民の皆様に郵送するための事務費、また印刷製本費等、予算措置をしておりまして、議員御指摘のとおり、まだワクチンの供給量につきましては、国から具体的なお示しはございませんが、基本的には全ての住民の方を対象に接種を行うというふうな大前提のもとに、全ての住民の方にクーポン券をお送りするための予算を計上しております。具体的には65歳未満の方の対象分といたしまして２万3,150人分を、今回、クーポン券の印刷等をした後に封入して郵送する、人数分としては、それだけの予算措置をしております。また、別途、本年の１月１日時点で令和２年度中に65歳以上に達する方、また、今現在65歳以上の方につきましては約９千人分必要でございますので、それにつきましては、既に持っております予備費を対応いたしまして、市町村として最も優先して準備を進めなければならない高齢者の方に対する郵送分につきましては、既に予備費で対応して事務を進めているところでございます。

65歳未満の方、また、基礎疾患をお持ちの方等、国のほうからワクチンの優先の順位が示されておりますが、その示されております順位につきましては、現時点では令和３年の４月１日時点で、それらの方については郵送させていただく予定ではございますが、国のほうからの御指示があり次第、一斉に全ての方に送るのか、それとも年齢階層ごとに細かく郵送していくのか、ワクチンの供給量等も見定めまして、また国のほうから御指示があると思いますので、国から御指示があった際には、滞りなく郵送できるように万全の準備を進めていきたいと考えております。

あと、別途、障害をお持ちの方等で意思疎通が困難な方に対する接種についてでございますが、基本的には今回のワクチンにつきましては「予防接種法」上の臨時接種になりまして、基本、市町村におきまして接種勧奨を行い、国民の皆様にはできるだけワクチンを受けていただくという努力義務というのが課されているんですけれども、ワクチンの有効性とか安全性がきっちりと確認されていないというふうな段階におきましては、その努力義務を課さないというような特例も求められているという、基本的にはワクチンの有効性・安全性をきっちりと御理解していただいた上で、御本人が同意をした上で行うというふうな形になっております。ですので、意思確認が困難な場合につきましては、御家族とか、あと、介護保険施設に入所させている場合等は、そこで嘱託医の先生とかがいらっしゃる場合が多いので、その御協力を得ながら、御本人の意思を必ず確認をした上で、接種についての同意を確認できた方のみ打っていただくことができるというような形になっておりまして、高齢者のインフルエンザの予防接種等でも同様の対応を今までででもしていただいておりますので、また、介護保険施設や障害をお持ちの

方の場合は、関わっていただく御家族、そして障害福祉施設の従事者の方の御協力を得ながら、御本人にきちりと説明をして、同意をした上で接種を進めていくというふうな形で準備を進めていきたいと考えております。

それともう１点、答弁が漏れておりました。ワクチン接種を希望する方の、基本的には住民票の所在地で接種を受けるというふうな形になっておりますが、別途、原則住民票がございます居住地の市町村で接種を受けるということになりますが、長期入院とか入所している方につきましては、住所地外の市町村で接種もできるというような仕組みになっております。基本的には入院先とか、入所している施設で接種をするというふうなことも想定されておりまして、例えば遠隔地にお住まいの学生さんであるとか、単身赴任されている方というのもいらっしゃいますので、そういった方の場合は市町村に申請をした上で、住所地でない市町村で接種ができるというような仕組みになってございます。

以上でございます。

岡田議員　最後の質問に入りますが、私、ちょっと先ほど質問した中で、コールセンターで対応が難しい住民さんの不安を取り除くために、窓口業務をもう一つ設けたらどうかということを質問したんですけれども、お答えが返ってきておりませんので、それ、よろしくお願いいたします。

議案説明のときにいただいた資料とちょっと違っている場所があったんですけど、報酬に関して、予防接種健康被害調査委員会の委員というのが金額があがっているんですけれども、これはどういう方が対象であがっているんでしょうか。この方の報酬ということで金額があがっているんですけれども、ちょっと、この委員になられる方がどういう方なのかということをお聞きしたいと思います。

あと、私、さっきも尋ねたんだけど、妊婦の方とか、障害者の方とか、寝たきりの人というのはどうなるんですかということを尋ねたんですけども、それもお答えがなかったように思いますが、以上ですので、よろしくお願いいたします。ごめんなさいね、聞き漏れしているところがあるかもわかりませんが、よろしくお願いいたします。

以上です。

健康福祉部長　相談窓口、再度のお尋ねでございます。基本的にはコールセンター等に看護師等専門職を配置をいたしまして、そのコールセンターで住民の方に対する、いろんな御不安などにも対応できるような体制を整えていきたいなというふうに思うんですが、なかなか予防接種のクーポン券のお問合せであるとか、また、予約であるとか、そういったとこら辺もコールセンターで一元的に対応いたしますと、今現在、５回線まで電話を受けるような体制を作ろうという形で事務を進めておりますけれども、いろんな御相談がありましたら、それでもコールセンターで対応できないという場合も当然あろうかと思います。そういった場合におきましては、いきいき健康課で専門の保健師であ

るとか看護師であるとか、専門職の配置をしておりますので、新たに窓口を設けるというよりも、コールセンターで対応できないような御相談につきましては、いきいき健康課の専門職等できっちりと御相談を受けられるような体制は作っていきたいなというふうに考えております。

また、予防接種の健康被害の調査委員会報酬でございます。今回、7,500円の９人、健康被害の調査委員会の委員さんがいらっしゃいまして、９人を一応５回、ちょっと多めではございますが、５回分、予防接種健康被害調査委員会を開催できる分の予算を計上しております。委員の総数は10名なんですけど、うち無報酬の委員さんが１人、保健所等から来ていただく無報酬の委員がいらっしゃいますので、９名分で計上をしております。予防接種健康被害調査委員会につきましては、もう既に今現在設置はしておりますが、予防接種により発生した健康被害の適正かつ円滑な処理に資するため、医学的な見地から調査し、その結果を審議する附属機関となっておりまして、委員の定数は10人以内となっております。委員の構成といたしましては、高槻市医師会が推薦する者が４人、大阪医科大学付属病院及び大阪医科大学医師会が推薦する者が３人、大阪府茨木保健所の所長または町が推薦する者が１人、大阪府が推薦する医師が２人ということで設置をしておりまして、万が一、予防接種に起因する健康被害と思われる事象が発生いたしました際に、その因果関係等を専門のドクター等に御審議いただいて、事務処理を進めるというような会になってございます。

あと、障害がある方とか、高齢者で意思疎通が困難な方につきましては、先ほど御答弁いたしましたとおり、御本人の意思をできるだけ確認して、御本人の同意のもとに接種を進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

川嶋議員　岡田議員に引き続き、質問させていただきます。

今回の一般補正におきましては、接種のクーポン券につきましての送付に関しましての事務的経費ということでございますが、そのクーポン券を配付される――今もされているかと思いますが、事務をされるわけですけども、そのクーポン券の封書の中には、他にどのような書類を入れられるのかということと、それと優先接種に関しまして、具体的にいつ頃から、どういった人たちにできるのか、そのようなことも丁寧に伝えていただきたいと思うんですが、その点に関してはどのような方法でされるのかということと、それと接種期間、対象者の接種期間なんですが、例えば子宮頸がんクーポン券の場合でしたら期日がありますよね、年度の３月15日までということで期日決まっているんですけれども、この優先接種対象者の皆様に関しましてのクーポン券は、その期日が設定されているのか。それに関しましても、お伺いしたいと思います。

まず、その３点、お願いします。

健康福祉部長　事前にお配りをさせていただきます、クーポン券等の内容についてでござ

います。

まず、接種を受けていただきますクーポン券、これは１回目の接種と２回目の接種、両方受けていただく分のものと、あと国からはまだ示されておりませんが、予診票も一緒に入れさせていただく予定にしておりますので、その予診票、そして、これもまた国からのひな形を受けまして、町が作成いたします「新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ」ということで、ご案内の文書などの送付を予定をしております。

続きまして、優先接種の対象者の方に対する周知でございます。基本的にはご通知を受けた方、個別通知を受け取った方は、もう自分の接種がスタートするんだなというふうに思っていただいたらいいのかなと思いますが、自分はいつ送られてくるんだろうというふうに思われる方も多いと思いますので、広報であるとか、ホームページ、そしてラインなど、あらゆる媒体を使いまして、広く住民の皆様に周知をしていきたいなというふうに思っております。

あと、クーポンの接種の期日でございますが、国から示されております様式には、特に何月何日まで接種しないといけないというような期日を記載するような様式にはなってございませんので、特に期日についての記載はございません。しかしながら、国におきましては、年の９月末までにできるだけ速やかに接種を進めるようにというふうにスケジュール示されておりますので、若干、スケジュールの変更等あるかも知れませんが、それを受けて事務を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

川嶋議員　それでは、クーポン券の期日は示されていないということなんですけれども、例えば、先に優先順位となりますと、先ほど高齢者の皆様方とか、疾病をお持ちの方とか、そういう順番が多分あると思うんですが、そのうち一般の方へのクーポン券も配付されると思うんですが、その方も全員含めて９月末までということでよろしいんでしょうか。それ、もう一度確認させていただきます。

それと、先ほど岡田議員からもありましたけれども、ワクチン接種に対しましては、ほんとに期待と不安が住民の皆様、交差しております。私もいろいろお声を聞かせていただいているんですが、特に高齢者の皆様方はやっぱり副反応とかがすごく心配されているということで、周りの方の様子を見てから打つわとか、そういうお声も聞いているところであります。そういう意味で有効性とか安全性、特に副反応、そういう必要な情報がやはり住民の皆様に分かりやすく発することが大変重要であると私は考えているんですけれども、そういう詳細につきましては、今は町のほうではまだ確認はされてないんでしょうか。確認をされていないとなりますと、その詳細につきましては、国からの通知は具体的にいつ頃そういうものが来るのか、その辺、お分かりでしたら、お答えしていただきたいのと、また、反応に関しましての周知、そういう説明とか、そういうことに関してはどのような形を取られるのかということも、あわせてお聞かせ願えたらと

思います。

健康福祉部長　再度のスケジュールのお尋ねでございます。

先ほど私、御答弁申し上げました本年の９月末までというのは、あくまで現時点でのスケジュールでございます。ただ、御答弁申し上げましたようにワクチンの供給等によりましては、このスケジュールが変更されるということも十分想定されますので、その供給のスケジュールと、あと、御案内をするスケジュールというのは、基本的には一体かなというふうに思っておりますので、順次、国等の動向、また、通知などを注視しながら、国のほうから「通知をせよ」というような指示がありました際に、速やかに発送できるように進めていきたいと思います。もう既に高齢者接種分につきましても、若干スケジュール自身が後ろにずれてきておりますので、今後、供給量等見ながら、順次変更されていくのかなというふうに考えております。

続きまして、ワクチンの副反応等でございますが、今、当初の供給が予定されておりますファイザーのワクチンにつきましては、新型コロナウイルスのワクチンの日本国内での使用に向けまして、現時点では薬事承認というのはなされていないというふうな形になっております。報道等によりますと、２月 12 日に厚生労働省の専門家会議で承認の可否を判断されて、15 日に正式に薬事承認される見込みであるというふうなことを把握しております。細かな副反応等につきましては、それらの専門家会議での検討、そしてまた薬事承認をされますと、細かい副反応の出現割合、また副反応だけでなく利益、このワクチンを受けることでこれだけ感染が防げるというふうな利益の部分も明確になるとは思いますので、その利益の部分と副反応の部分と、あわせて住民の皆様にわかりやすくお伝えできるように取り組んでまいりたいなというふうに考えております。

以上でございます。

川嶋議員　ほんとに、そこの部分が一番、住民の皆様にとっては関心事というか心配なされているんだと思いますので、具体的に分かりやすく、しっかりと周知徹底していただければなと思いますので、よろしくお願いいたします。

それとあと、接種場所は先ほど岡田議員の質問から分かりました。その接種実施人員、その辺の確保については、今、計画的に検討されているとは思いますが、今の状況はどのようになっておりますでしょうか。

それと、協力していただける診療所さん、そちらの方へのワクチンの輸送、その方法はどのようにされるのかということと、全国各地の中で円滑に接種できるように模擬接種というのをされている自治体もあるんですけれども、島本町におきましては、そのような内容のシミュレーション、そういうことにつきましてはどうなのでしょうか。予定はされているのかということで、接種に関しましては、十分にコロナの感染症対策もほんとに万全にしていきながらの接種ということになると思いますので、住民の皆様が混乱なく、接種においても万全を期していただきたいということも、本当に切にお願いを

したいと思っておりますので、その点のシミュレーション、町としての形というか、そういうことは考えておられるのかということを、最後にお聞きいたします。

健康福祉部長　再度のお尋ねでございます。

まず、接種人員の確保についてでございます。現在、高槻市医師会におきまして個別接種、また集団接種に御協力いただける各医療機関がどの程度あるのかということで、各医療機関に対してアンケート調査を実施しておりまして、現在、取りまとめを進めていただいておるところでございます。個別接種につきましては、まだ詳細は把握はできておりませんが、御協力いただける医療機関もあるように聞いております。

また、集団接種につきましては、議員も御質問のとおり、かなりのスタッフが必要となってまいります。あくまでも国の資料によりますと、医師につきましては４名程度、看護師につきましては、４名～５名の医師で接種をいたしますと、10 名程度、それ以外に誘導、あと受付を行う事務職員につきましても、かなりの人数、集団接種については必要になるかなというふうな試算になっておりまして、現在、島本町におきましても、その体制の確保に向けまして、事務を進めているところでございます。医師につきましては、当然のことながら高槻市医師会に御協力をいただくことになるのかなと思っておりまして、看護師につきましても高槻市医師会に御協力をいただきたいなというふうには思っておりますが、不足をする場合につきましては、本町の会計年度任用職員の雇用など、また別途予算化をいたしまして対応を考えております。また、その他事務職員につきましても、本町の今回の補正予算で計上をさせていただいております２名分に加えまして、また必要な人数の予算措置を行っていきたいと思います。

今回の補正予算におきましては、一応、看護師と会計年度任用職員につきましては、一定、やはり研修を受けていただいた上で業務に従事していただく必要があるのかなというふうに考えておりまして、この研修にかかります費用のみ、今回の補正予算では計上している形でございます。

最後、模擬接種についてのお尋ねでございますが、実はスタッフ間で、ふれあいセンターの集団検診室等を使いまして、既にちょっと動線の確認であるとか、スタッフ間の中での模擬訓練というのは実施をさせていただいております。今、高槻市医師会の諸先生方におかれましては、非常に本町の集団接種等にも御理解を示していただいてまして、ドクター等も交えて、模擬接種というのが実施までにできればなということで、今もそういう御依頼はさせていただいておりますので、適宜事務を進めていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

村上議長　この際、暫時休憩いたします。

（午前 11 時 00 分～午前 11 時 15 分まで休憩）

村上議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑にあたりましては、簡潔に御協力をお願いします。

東田議員　私もワクチン関連になるんですけども、今回の補正予算で、これからワクチン接種にあたっての体制を整えていくという段階であると思います。それで、情報につきましても、国から来るのを待っているような状態の部分も多々あると思うんですけども、先ほど他の議員からもありましたように、確かにワクチン接種にあたって不安に感じておられる方っていうのは多いんであろうと、私もよく聞きますし。それと、やはりよく分からないというような状態だと思うんですね、判断材料がないと。町としては、今、ワクチンを接種するのを推奨するような立場になると思うんですけど、結局はいかに情報発信をしていくのかという部分に尽きるのかなというふうに思います。

その中で、先ほど他の議員からの質問にもラインであったり広報であったりというような答弁あったと思うんですけども、特に高齢者の方なんかは、ラインとかのインターネットで情報を収集するとかいうのも、なかなか難しい部分もあると思うので、広報に頼らざるを得ない部分というのは大きいかなと思うんですけど、当然、広報にお知らせというのはするとは思うんですけど、もっと大きく、見開き取るぐらいのページ数取って、クーポン券が届いたときから、どのような手順を踏んでいって、接種の会場に行ってと、それで接種した状態で、もし副反応が出た場合はこういうふうに対処するんですよとか、図解つけてやるぐらいの特集ページをやったほうがいいんじゃないのかなというふうに思うんですけど、その広報の仕方については、どのように考えておられるのかというのを、ちょっとお伺いしておきます。

それと、三小のアスベストですけど、これは基準が変わって、過去にやったときにはこれで良かったのが、今回、解体に伴いまして飛散防止のため一定の処置をしなければならないということですけども、当時の基準でいろんなところ、アスベスト除去やったと思うんですけど、今の基準に合うてないアスベストが残存しているという場所、これは当然飛散の危険性がないから、今、残っているんでしょうけど、もし、今後も何か解体であったり、何らか手を加えなあかんときというのは対象になるような場所というのはあるんですかね。お伺いしておきます。

健康福祉部長　住民の皆様に対する周知についてのお尋ねでございます。

確かに、議員御承知のとおり、ホームページ、ラインなど、デジタル媒体をなかなか活用したり、御覧になったりすることが難しい高齢者、また障害者の方などもいらっしゃいますので、今現在、考えておりますのは、できるだけ御本人に宛てる個別通知の御案内を分かりやすくしていくということが１点と、あと御指摘いただきました広報の充実につきましては、新型コロナウイルスのいろんな対策を広報に今、載せていただいておりまして、別途、毎号２ページ程度、コミュニティ推進課の御配慮のもとに、コロナウイルスの特集のページというのを確保しておくよというふうな形で御配慮いただいているところですので、そちらの広報の誌面を活用いたしまして、できるだけ分かりやす

く、フロー図などを使いながらお示ししていきたいなというふうに考えております。

しかしながら、ちょっと広報の締切り等もございますので、なかなかすぐには詳しい内容が掲載できない場合もあると思うんですが、大体、国から具体的な内容が示されまして、これで御案内できるというふうな内容が固まりましたら、広報の締切りの期日はございますが、速やかに記事を掲載して、お知らせをしていきたいと思っております。

教育こども部長　第三小学校のアスベスト除去工事、債務負担行為についてのお尋ねでございます。

こちらのほうは、平成17年度にアスベスト含有についての調査を一定実施いたしたところでございまして、そのときには基準値が含有率１％を超えるものということで対象だったんですが、18年の９月の時点で法令等が改正されまして、規制の対象が0.1％を超えるものとなったところでございます。当時は、17年度に実施した際には、この第三小学校の階段部分について対象となって、除去工事を実施しておりましたが、その後、全体的な部分で言いますと、様々、第一小学校、第二小学校、第三・第四、第一中学校はございませんが、第二中学校もアスベストを含有していると思われる吹きつけ材が確認された部分もありますが、当時の基準では、基準を超えているものはないという扱いになっております。

ただ、今回もアスベスト除去工事を実施していたものの、手をつけることになった理由といたしましては、飛散のおそれは全くございませんが、解体する、工作物に手をつけるということになりましたので、当然のことながら、そこで作業をする方々の人体への影響等を勘案して調査を実施した。その結果、新基準で行くと除去が必要になったということでございますので、先ほど申しましたように小学校・中学校で言いますと、第一中学校以外については吹きつけ材が確認された範囲がございますので、今後、工作物等に手をつけるようにことになるときには、その際、改めて調査をして、必要に応じて対策を講じていく必要があろうというふうに考えております。

以上でございます。

戸田議員　新型コロナウイルス感染症ワクチン接種にかかる事務的経費につき、引き続き問います。あらかじめお伝えしている７点になります。

接種体制整備とスケジュールについて、本町には、現在、60歳以上の高齢者の方がおよそ９千人おられると認識していますが、被接種者数を想定した具体的な接種体制整備はどのようなものなのでしょうか。また、国の方針によれば、医療従事者、高齢者の順に、優先順位をつけて順次接種を行うことになりますが、実際にはどういうスケジュールで接種を行う計画ですか、どのようなイメージですか。医療従事者については、２月中旬にスタートしたいという首相の記者会見による発言があったばかりです。この辺りのところを確認しておきたいと思います。

次に、強制ではないということの周知です。全員にクーポン券が配られるわけです。

実際の接種は本人の同意に基づいて行うものであり、全員が接種を受けることを目的とするものではないと、国も述べています。このことをどのように周知しますか。

接種の優先順位についてです。基礎疾患のある方、慢性の呼吸器の病気や心臓病の方など13の例をあげ、これらの方は高齢者の次に接種が開始されるという予定です。そのように国が示す文書案に書かれていますが、これらの方はまさしく病気療養中の方であり、医師との相談を要する方なのに優先順位が高いという不思議なことになっていると思います。私、ここが矛盾していると思うんですが、いかがでしょうか。矛盾していませんか。

さらに妊婦の場合です。クーポン券は妊婦の方にも配付されますが、妊婦の接種順位については「国内外の科学的知見等を踏まえ検討することとされている」と様式案に記載されていました。つまり、現時点では決まっていないのです。今回のワクチンは、海外で大規模な臨床試験が行われ、予防効果が確認されているワクチンに値するのかどうか、私は疑問を持っています。急ぎ作られた、できたばかりのワクチンで、大規模な臨床試験をもとにした中長期的な検証が不十分ということになると思わざるを得ない、そのように感じています。妊婦への接種は慎重であるべきと考えますが、いかがですか。

次は、診療所の開設についてです。医療機関ではない場所を接種会場として用いることになりますが、ふれあいセンターを想定していると、これは診療所に値すると思います。どのような申請を行うのですか。手数料が１万８千円計上されています。集団接種会場の運営責任者は誰で、接種責任者は誰が担うことになるのか、御答弁をお願いいたします。

医師と看護師についてです。直営にするのか委託にするのか、検討を要すると思いますが、看護師に係る会計年度任用職員の報酬が今回５万９千円計上されているだけで、医師や必要と思われる看護師に係る費用が計上されていません。なぜなのか。この辺りの説明をお願いいたします。ちょっと答弁、重複するかも知れません。接種にあたり、島本町はどれくらいの医師、看護師、事務担当員が必要と見ているのか、また確保できる見込みはあるのですか。

次、委託料、予防接種システム改修業務の243万円です。町が改修するシステムと国のＶ－ＳＹＳ、それぞれのシステムは、何をどのように管理するものなのか、御説明ください。長期入院、長期入所している方、あるいは、住民票を移さずに遠方にお住まいの方など、住民票所在地以外でワクチン接種を受ける場合は、どのように管理することになるのでしょうか。

最後になります。ファイザー社のワクチンの取扱いについてです。１回の配送単位が非常に大きく、約１千回接種分と認識しています。さらに超低温の保管を要することから、保管が可能な施設が限られます。国は医療機関グループを構成するよう述べていますが、基本型接種施設から頻繁に冷蔵して職員が輸送し、解凍も職員が行う。ワクチン

の有効な期間内で、これは冷蔵での保管期間が解凍から５日以内とされているようですが、これを接種できるようにシミュレーションは非常に難しいと思います。できていますか。具体的にはどのようなイメージなのでしょうか。職員にとって、これは本当に難題だと思い、大変だなと思いつつ確認させていただきます。

以上です。

健康福祉部長　そうしましたら、戸田議員の御質問に対して順次御答弁申し上げます。７点頂戴しておりますので、順次お答えいたします。

まず、１点目の接種体制整備とスケジュールについてでございますが、現在、接種体制につきましては、先ほど御答弁申し上げましたとおり、高槻市医師会と協議を重ねているところでございまして、現時点では、集団接種と個別接種の両方で実施することを想定しております。

また、次の、国の方針に基づきまして、医療従事者、高齢者の優先順位等についてでございます。ワクチンの優先順位につきましては、当面、確保できるワクチンの量に限りがございますので、供給につきましても順次行われるというような予定になっております。国が、接種順位と接種の時期につきましては公表して、それにあわせて順次接種をしていくという形になっております。国が示しておりますスケジュールにつきましては、２月中旬に医療従事者への接種が開始されまして、高齢者につきましては、クーポン券の発送時期を当初の予定より少しずらしまして、３月中旬頃になると見込んでおります。高齢者のワクチン接種につきましては、４月以降に開始をされる予定となっております。

その他の接種順位につきましては、基礎疾患を有する方、あと高齢者施設の従事者、60 歳～64 歳の方というふうな順番になっておりますが、今後、審議会等におきます検討とか、今後の科学的知見等により接種の順位等は適宜見直されることもございますので、あくまでも現時点のスケジュールで御答弁をさせていただいております。

続きまして、予防接種が強制ではないということでの周知でございますが、本町といたしましては、接種券を送付いたします際に、国が示しております案内文のひな形、これは資料請求もいただいておりまして、今回、御用意させていただいておりますが、そのひな形などを参考にしながら案内文を作成する予定にしております。現時点で国から示されております案内文につきましても、ワクチンを受けるには御本人の同意が必要です、というふうに記載をされておりますし、この個別通知の他、希望される方がスムーズにワクチン接種できますように、広報等の媒体を通じて情報提供に努めていきたいと考えております。

続きまして、接種の優先順位で、基礎疾患のある方と高齢者が逆転していないか、矛盾していないかというふうな御質問でございますが、今回のワクチン接種につきましては、新型コロナウイルス感染症による死亡者、また、重症者の方の発生をできるだけ減

らして、結果として新型コロナウイルス感染症の蔓延防止を図るというふうなことを目的としておりまして、接種順位につきましては、国においてのこれまでの検討も踏まえて、国の審議会等で決定をされているところでございます。高齢者の方、基礎疾患のある方につきましては、今までの科学的知見から重症化しやすいというふうにされておりますので、矛盾はしておらないというふうに考えております。

続きまして、妊婦の方の接種についてでございます。妊婦の方への接種につきましては、今後、最新の情報をもとに、予防接種を受けていただくことでの副反応等のリスクと、あと感染が防止できるというような利益――ベネフィットを慎重に判断をして、時期を含めて国において決定するとされております。国において、今現在、検討を進めておられるというふうに認識しておりますので、町といたしましては、国の方針に基づきまして適切な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

あと、診療所の開設費用でございます。島本町のふれあいセンターで集団接種を行います場合、新たに診療所を開設するということで、大阪府の茨木保健所に届出が必要となるということを見込みまして、今回、予算計上をしたものでございます。従来、医療機関でない場所に接種会場を設ける場合は、接種会場全体の運営管理責任者として市町村職員を配置をするということになっておりまして、本町では、担当課であるいきいき健康課の管理職が担うことを想定をしております。

また、予診等を担当する医師の中から、副反応発生時の救命措置や医療機関への輸送に関する医学的な判断を行う責任者というのを定めることになっておりまして、接種時に従事をしていただく医師等を責任者として配置する予定としており、現在、これも医師会と調整を進めているところでございます。

あと、実際に従事する職員の予算確保についてでございます。他の議員の御質問でも既に御答弁をさせていただいておりましたが、今回の予算措置につきましては、接種に係る体制確保に係る経費を計上しておりますので、従事する職員が打合せに出席する際の報酬等のみ計上しておりまして、ワクチン接種にかかります費用につきましては、別途、３月に開催予定である３月定例会等におきまして、予算計上を予定をしております。

実際に集団接種の実施にあたりましては、当日、受付、あと予診票の確認、予診、接種、接種済証の交付、あと接種後の健康状態の観察というふうな流れになる見込みでございまして、現在、接種体制につきましては、医師会と協議を重ねているところでございますが、１回当たり大体、国の資料によりますと医師が４名～５名程度、看護師は医師がそれぐらいの数になりますと 10 名程度、あと事務職も複数名必要になるというような形で、会場の誘導とか、案内とか、あと接種していただいた後の待機場所等についても職員を配置する必要があるのかなというふうに考えております。人材の確保につきましては、医師会に何事も協力を依頼しておりまして、事務職等の会計年度任用職員等を含めた職員体制につきましては、早期に体制を確立した上で、募集等の事務を進めてい

きたいなというふうに考えております。

続きまして、予防接種のシステム改修でございます。今回の補正予算で計上しております予防接種システムの改修業務につきましては、既に本町が使用しております予防接種の事業を行います健康管理システムにおきまして、接種券の発送や、接種後のデータ入力等を管理するための改修でございます。一方で、国のＶ－ＳＹＳと言われてますワクチン接種の円滑化システムにつきましては、主にワクチンの供給、あと分配管理、在庫量の管理等ができるシステムとなっておりまして、その他にも接種医療機関の登録であるとか、医療機関が接種後の費用を請求するために活用することができるというふうなシステムになっております。

ワクチンの接種を希望する方につきましては、原則居住地の市町村で接種を受けていただくことになりますが、長期入院とか長期入所している方につきましては、先ほども御答弁申し上げましたとおり、住所地外の市町村で接種ができるというような仕組みになっております。また、遠隔地で生活しておられる学生の方とか、単身赴任者等につきましても、市町村へ申請をした上で、住所地外の市町村で接種をできるというような仕組みになっております。

あと最後に、ファイザー社のワクチンの取扱い、分配についてでございますが、本町のふれあいセンターを基本型接種施設といたしまして、既にディープフリーザーが設置をされる予定となっております。そこの基本型接種施設から輸送につきましては、当初３ヵ所程度とされておりましたが、国から、適切に管理ができる場合は３ヵ所を超えても差し支えないというような見解が示されているところでございます。本町におきましては、例えば、ふれあいセンターが基本型接種施設となり、そこにワクチンが配送されます場合は、町内の医療機関において、個別接種を実施していただける場合は、会計年度任用職員を含めました役場の職員がふれあいセンターからワクチンを輸送するというふうな流れを想定しております。また、輸送する際には冷蔵、２度～８度で保管をいたします必要がありますので、国からはワクチンとともに保冷バックであるとか、そういった必要物品もあわせて配付をしていただける予定になっておりますので、それらを使用しながら、適切にワクチンの温度管理を行いまして、配送していく予定でございます。

以上でございます。

戸田議員　御答弁いただきました。

基礎疾患のある方、アレルギー体質の方、あるいは妊婦の方は、ワクチン接種をくれぐれも慎重にというのが私の思いです。

報道によりますと、そもそもアメリカの製薬大手ファイザー社は新型コロナウイルスのワクチンの日本国内での使用に向けて、12 月 18 日、厚生労働省に承認を求める申請を行い、早ければ２月中にも承認するかどうか結論が出る見通しというふうになっており、つまり、現段階では認可は下りていません。これについては、既に御答弁もありま

した。そういう状態であるということ。

３点ほど再質問というか、２点目の質問をした上で、最後４つ目に、人事に関わることも質問したいと思っています。人事に関しては、集団接種における運営管理者がはたして課長でいいのかという、そういう質問をしたいと思っております。

本人同意についてです。資料人４においてお示しいただきました住民に郵送する文書として、厚労省の案がございました。ここには、本人同意のことは書かれていますが、あくまでも病気治療中、体調不安などを理由に、医師と相談のうえ考えてくださいと書かれているのであって、国民全員に接種を強制するものではないとは書かれていません。国の示す案には「無料」とまで、大きく丸がついて書かれています。臨時接種ではあるが、受けることを強要するものではないことを住民に分かりやすく書き添えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。あるいは、先ほど他の議員から質問があった広報しまもとへの掲載、この辺りで工夫をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次は、妊婦についてです。ファイザー社が承認を申請したワクチンは、ｍＲＮＡと呼ばれる、これまでになかった新しいタイプのものということです。しかも、現時点では日本で認可が下りていない。これまで実用化されたことのない全く新しい技術と言われていますが、そうであれば、実際に多くの人に使用した場合の効果や副反応について未知数、慎重に判断する必要があると私は考えます。ここが市民にとっての不安要素であり、特に副反応による健康被害と胎児への影響が懸念されます。遺伝情報を使ったワクチンという点で、妊婦への接種は相当慎重でなければならないと私は考えています。妊婦の優先順位について、再度の御答弁をお願いいたします。また、妊婦については、特に慎重に判断するよう案内文に明記していただきたいが、いかがですか。

次は、システムに関わる質問です。これについては、Ｖ－ＳＹＳとは別に、接種情報をほぼリアルタイムで把握することを目的に、情報の一元管理を国が行い、これにマイナンバーを紐つけるというような案が出されているようですが、個人情報の保護の観点から議論を呼ぶところです。国からの通知等ありますか。自治体としては３種類の入力作業が、これが実現すれば行われることになると思いますが、この点、いかがなのでしょうか。

最後は、人事についてです。先ほどの御答弁で、集団接種における保健所申請等の中で、運営責任者は市町村の職員、担当課長というような御答弁がありました。実際には、これまでそうだったと思います。けれども、プロジェクトチームを立てる必要がないか。国家的プロジェクトである、大きな事業であると、かつてない経験をするのに、課長レベルの運営責任者では、私はちょっと辛過ぎると思います。これは部長クラスであるか、あるいはもっと違う形にするか、鋭意検討をお願いしたいと思って、その辺りの見解を問います。今後の課題にしていただきたいという問題提起です。いかがでしょうか。

以上です。

健康福祉部長　４点ほど再質問いただいております。順次、御答弁いたします。

まず、予防接種におきます運営責任者でございますが、これはあくまでも当日の予防接種を実施いたします集団接種の会場の運営の管理責任というふうな形でございますので、三島の自治体で予防接種担当で情報交換を行っております中では、他の自治体におきましても課長級、もしくは課長代理級というふうな職務を充てる予定にしておられるようでございまして、本町におきましても、いきいき健康課の課長も含めた管理職を充てる予定でございます。

続きまして、妊婦にかかります予防接種につきましての情報提供についてでございますが、妊婦の方に関する接種につきましては、先ほども御答弁いたしましたとおり、今後、最新の情報をもとに、妊婦さんが接種する際の利益と副反応等、慎重に判断いたしまして、その時期について国において定めるというふうにされておりますことから、国から示された情報につきましては、きっちりと対象となる方には、島本町としても分かりやすく、誤解がないようにお伝えするという努力をしていきたいなというふうに考えております。

あと、接種を受ける際に、こちらのほうから送付をいたします文書についてでございます。確かに議員御指摘のとおり、新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、予防接種における臨時接種というふうに位置づけられておりまして、国のホームページ等にも新型コロナウイルス感染症のワクチンの接種は強制ではないと、しっかり情報提供を行った上で、接種を受ける方の同意がある場合に限り接種が行われるということで、明確にホームページにも記載をされておりますので、市町村の文書につきましても、国からの示されました案内文等を参考といたしまして、きっちり誤解がないようにお伝えをしていくように努力をしていきたいと考えております。

あと、ワクチンについてでございます。現在、島本町が改正を予定しております予防接種の管理のシステムと、先ほど御答弁いたしましたＶ－ＳＹＳと別に、現在、国におきましては、マイナンバー制度を使用した新たな情報連携システムの構築を予定をされております。ただ、この新たな情報連携システムにつきましては、今現在、市町村に対して通知文、また、システムの概要等、何ら新しい情報のお示しがございませんので、今後、国からの通知等を参考に、本町におきましても、このシステムの活用については、準備を進める必要があるのかなというふうな認識でございます。

以上でございます。

大久保議員　それでは１点だけ、お伺いしたいと思います。

ワクチンを保管するディープフリーザーについてですけども、今回はファイザー社のワクチンが先行的に入ってくるということで、このディープフリーザーの温度設定はマイナス 75 度ということだと思うんですが、その後、入ってきますアストラゼネカとかモ

デルナ社のワクチンは保管する温度設定が違ってくると思います。今回、入ってくる、国から補給されるフリーザーに関しまして、温度設定が可能なんでしょうか。そうでない場合には、また後から追加してフリーザーが入ってくるという認識でよろしいんでしょうか。お伺いします。

健康福祉部長　国から支給されます冷凍庫、ディープフリーザーについてのお尋ねでございます。

本町に配置を予定しておりますディープフリーザーにつきましては、一括して国が数社から調達をいたしまして、人口規模に応じて各市町村に配分する予定となっております。島本町には、現時点ではございますが、３月に１台、４月に１台、６月に１台が割り当てられるということになっております。また、このディープフリーザーにつきましては、あくまでもファイザーのワクチンに対応したディープフリーザーになりますので、モデルナ社のワクチンにつきましてはマイナス 20 度で保管をする必要がございます。この超低温に対応するディープフリーザーの温度設定が変更できるというふうな仕様にはなってございませんので、また新たにモデルナ社のワクチンに対応する冷凍庫が、現時点では１台以上、人口規模からいたしますと、１台以上は島本町に配置をされる予定というふうに聞き及んでおります。

以上でございます。

大久保議員　分かりました。

そうしますと、このフリーザーの物理的な保管場所は大丈夫なんでしょうか。それと、このフリーザー、その後の用途とか、お考えがありましたらお教えください。

健康福祉部長　ディープフリーザーの設置等の場所でございます。

現時点におきましては、ふれあいセンターの消毒室、あと保健ゾーンを中心に設置を考えておりますが、国におきましては、一応市町村に配備計画は示されておりますが、別途、医療機関等での設置が新たに可能な場合は、例えば市町村に配置された超低温冷蔵庫をその医療機関のほうに配置をするというような対応も可能であるというふうに聞いております。ただ、町内におきましてディープフリーザーを設置希望の医療機関は、現時点ではございませんので、今後、接種体制の確保とともに、そういう他の場所で設置するのかどうなのか、３台とも島本町で設置するのか。また、不要な場合は国に別途御報告をいたしますと、配置をいったん中止するというような対応も可能であるというふうに考えておりますので、今後、ワクチンの供給量等見定めた上で、設置、また、連絡調整につきましても、漏れがないように進めていきたいなというふうに思っております。

また、ディープフリーザーにつきましては、一応、国が一括で数社から調達をいたしました後に、各市町村に無償で譲渡する予定というふうにされておりますので、国にこのディープフリーザーを返却する必要はないのかなというふうに認識をしております。

今後、この新型コロナウイルスのワクチンがどのような接種体制になるのかに関わってくると思うんですが、もし、毎年接種が必要ということになりますと、また、このディープフリーザーも継続して必要になってまいりますので、使用用途につきましては、今後の状況を見ながら判断していきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

大久保議員　最後の質問ですけども、フリーザー……、ちょっと問いましたので、終わります。

中田議員　ワクチンについて問います。

先ほど他の議員から、ワクチンは選択できるのかというような質問があって、それに対するお答えで、最初はファイザー社のものが提供されるというようなお答えで、ちょっと、その後が分かりにくかったんでお尋ねなんですが、ファイザー社とアストラゼネカのものとモデルナのものが、それぞれ順番に入ってくるということですよね。私が聞きたいのは、打つ側、接種したい側の方がそれを選択できるのかという点で、最初は選択肢がないとは思うんです。ただ、いつかの時点で３種のワクチンが出回ることになると思うんですが、それは接種する前に住民が選択することができるのかどうか。接種した後は、多分、予防接種済証に、どの社のものが接種されたかというのは分かると思うんですけど、その前段階でどうなるのかというのが、今、もしお分かりになれば、どういうことが想定されるか、お尋ねします。

健康福祉部長　ワクチンの接種にあたりまして、ワクチンの種類を選択できるのかというふうな御質問でございます。

他の議員からの御質問でも御答弁いたしましたとおり、当初はこのファイザー社のワクチン中心に市町村に供給される予定でございますので、早く打ちたい、一刻も早く打ちたいというふうな方につきましては、ファイザー社のワクチンを使用して接種を受けていただくことになるかと思います。また、その他のワクチンにつきましては順次供給される予定でございますので、もしかしたら、それぞれのワクチンのリスク、どれだけ免疫がついて抗体価が上がるのか、そして、副反応の程度がどの程度なのかというふうな詳細な情報が出揃いまして、十分なワクチン供給量がございましたら、そういう選択も可能かなと思うんですが、今現在、世界でもワクチンの確保については非常に課題になってございますので、現時点ではワクチンを選択して、いつでも自由に接種できる体制が取れるのかどうかというのは、ちょっと難しいのかなというふうに考えております。

以上でございます。

村上議長　この際、暫時休憩いたします。

（午前 11 時 54 分～午後１時 00 分まで休憩）

村上議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

中田議員　先ほどの質問の続きです。ワクチンが選択できるかということを先ほどお尋ねしました。そのお答えとしては、そもそも全てが行き渡るかどうかわからない状況なので分からないということだったんですが、それはそうだと思うんですけど、私がお尋ねしたかったのは、接種する前に、もし行き渡ったとしてですよ、全ての３社のものがその数だけ入ってきて、行き渡ったときに、住民がどのワクチン、どの会社のワクチンを接種したいか、選択できるかどうかというのをどのように知ることができるかというのをお尋ねしたかったんです。

そういう意味で、先ほど戸田議員の質問の中で、ワクチン接種円滑化システム、Ｖ－ＳＹＳの話が出てきていて、これは接種を行う医療機関との情報を国民がタイムリーに早くできるようにＶ－ＳＹＳ登録情報に基づき公開するって厚生労働省の説明でもあったので、例えばこういうところに、もしワクチンが行き渡った場合に、どの医療機関にどの会社のワクチンがあるかということが開示されて、住民はその情報に基づいて、自分が接種するものを選べることになるのかどうかということをお尋ねしたかったんですが、この理解で正しいのかどうかをお尋ねします。間違っていれば教えてください。

健康福祉部長　再度のお尋ねでございます。

議員御指摘のとおり、国で今、構築しておりますＶ－ＳＹＳというシステムにつきましては、現時点では、厚生労働省のホームページからワクチンナビというふうな形で、クリックできるような形になっておりまして、どういった医療機関において、どういうワクチンが供給され、予約の受付がどういう状況なのかとかいう詳細につきまして、一応、ウェブ上で検索できるようなシステムになっておりますので、今後、ワクチンの供給量とＶ－ＳＹＳの運用状況によって、議員が望ましいというふうに考えておられる、ワクチンを受ける方が選んで受けられるというふうな体制も、順次整っていくのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

河野議員　一般会計補正予算のコールセンター、ワクチン接種事業の中のコールセンターについて、お尋ねいたします。

先ほど請求資料の中で、同封されるリーフのひな形が示されておりました。これについて、人４「住民に郵送する文書の内容のわかるもの」ということの裏面に「新型コロナワクチン接種のお知らせ」というふうにひな形が示されておりますが、この中にコールセンターの役割が明記されていると思います。左側のページに、予約してワクチンを受けるというお知らせの３番のところに、市町村の接種会場についてはコールセンターにお問合せくださいというふうな明記がされていますが、右のページ、ここの「新型コロナワクチンの有効性・安全性などの詳しい情報については○○○○をご覧ください」、ここには何が入るのでしょうか。また、お問合せ先というところでは何が入るのか、どこの連絡先が入るのか、お示しください。

それから、事前の様々な説明や資料をいただく中で、第10回新型コロナウイルス感染症対策分科会資料で、「新型コロナウイルスワクチン接種にかかる実施体制について」ということですが、国、都道府県、市町村の役割分担が示されています。しかしながら、この議場の中での執行部からの説明では、国からの詳細な示しがまだないということとか、あるいは大阪府の体制構築がまだであるというふうなことを私たちは聞いているわけですが、特にこの都道府県の役割である専門的相談体制というのが、これも今のところ未構築なのでしょうか。

参考までに申し上げますと、例えば「新型インフルエンザ等対策行動計画」というものを参考にひもとくんですが、ここの28ページ、「コールセンター等の設置」という項目があります。おおむね新型コロナウイルスのワクチン接種事業でも、こういったマニュアルに沿って役割分担をされるんでしょうが、「コールセンター等の設置」というところには、保健師等の専門職が担当すべき他の公衆衛生業務に支障を来さないように、「国及び府の作成したＱ＆Ａ等を参考に、住民からの一般的な相談を受けるコールセンター等を設置する。」とあります。ここで言われるような「国及び府の作成したＱ＆Ａ」というのは、既に示されているのでしょうか。そこも含めて未構築ということで、私は今までの説明では認識しているのですが、間違っておりましたら、その点、お示しください。

以上です。

健康福祉部長　まず、「新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ」についての御質問につきまして、御答弁を申し上げます。

河野議員、今、御質問いただいております案内文案でございますが、「新型コロナワクチンの有効性・安全性などの詳しい情報については〇〇〇〇をご覧ください。」というふうな記載がございますが、この案内文案につきましては、順次刷新をされておりまして、現時点で入手しております最新の案内文案につきましては、そこの〇〇〇〇という部分には「首相官邸ワクチン特設ページをご覧ください。」というふうな形の記載が入った案内文案が示されているところでございます。

続きまして、お問合せ先につきましては、今回のワクチン事務の中心となり担当をいたします、いきいき健康課の問合せ先を入れさせていただこうかなというふうに考えております。

続きまして、都道府県が設置されますコールセンターと市町村が実施するコールセンターの役割分担というか、そういったところについてのお尋ねかと思いますが、市町村におきましては、住民の方々や医療機関から個別接種を実施いたします場合には、どこの医療機関で接種ができるのかとか、あとクーポン券をお送りいたしますので、クーポン券を紛失した、また届いていない、どうしたらよいか、あと医療機関からはクーポン券を持参されてないと、だけど、その方が来院して接種を希望されているけれども接種

してもいいのかどうかとか、そういういろんなお問合せが寄せられるのではないかなということを想定しておりまして、そういったお問合せに、まずはきっちりと対応していきたいなというふうに思っております。

都道府県におきましては、国の想定においては、接種後３日間経っても接種部位の腫れが引かない、医療機関を受診したほうがよいか等、市町村では対応困難なワクチン接種にかかる専門的な相談の問合せに対応するということが想定されております。大阪府につきましては、今現在、都道府県のコールセンターの設置に向けて事務を進めておられるというふうに聞いてはおりますが、詳細につきましては、まだ市町村に通知等はございません。

また、市町村のコールセンターに寄せられる一般的な、ワクチンであるとか、効果等についてのお問合せに対応できるＱ＆Ａにつきましても、まだ現在、国からのお示しはございません。

以上でございます。

河野議員　私自身も、このコールセンター設置というものが示されたとき、もちろん、その受託業者においては、保健師、看護師、そういった医療関係の専門職の配置が当然であろうというふうに思ったわけなんですが、本来、この専門相談というのは、大阪府が担うべき内容であるということで、人情としては、日頃、身近に関わってくれている保健師さん、いきいき健康課のカウンターで直接聞きたい、自分のことも知ってくれているというのが人情だと思いますし、そういったときに丁寧に対応していただきたいという思いも持っております。しかしながら、受けていいのか悪いのか、首相官邸で受けるべきそういった情報提供というものについて、はたしてコールセンター、あるいは、いきいき健康課で答えていいのかというところの線引きですね、この辺が非常に懸念をするところです。

そういうことで、当然、島本町には専門知識のある保健師さんがたくさんいてくださるわけですけども、初めての大事業であるワクチンについての、かなり個別性の高い問合せについて、答えてはいけないというふうに私は思うわけです。本来、そこは大阪府、あるいは接種会場において、主治医、かかりつけ医、接種される医者との相談になるのであろうと思いますので、その点、いろいろと人情としては思うんですが、やってはいけない、そこまではできないということについても、広報は必要であろうというふうに思います。その点について、お考えがありましたらお示しください。

あと、コールセンターを設置される場所、その点について、もし予定というか望ましい場所として考えておられる場所があおりでしたら、答弁を求めます。

健康福祉部長　コールセンターと、あと市町村で対応可能なお問合せの内容についての御質問でございます。

コールセンターにつきましては、ふれあいセンター２階にございます旧の地域包括支

援センターで使用しておりましたお部屋を、総務部との調整のもと、お借りをいたしまして、そこに設置をする予定にしております。

続きまして、コールセンターで対応するべき内容についてでございます。確かに、議員御指摘のとおり、住民の皆様お一人おひとりの健康状態とか、また、体質につきましては、それぞれ個別に異なってまいりますので、本来、その方が新型コロナウイルスワクチンの接種を受けてもいいのかどうなのかというふうな個別的な御相談につきましては、基本はかかりつけの先生にきっちり御相談をされた上で、そのドクターの判断のもと予防接種を受けていただくというのが基本であるかなと思います。また、接種に際しましては、必ず予診ということで、予防接種会場に配置されましたドクターが予診をいたしますので、その中で基礎疾患がある方については、必ずそのかかりつけ医に、今回の予防接種を受けてもよいかどうかというのを確認した上で接種を行いますので、最終的な接種の判断といたしましては、そういう医学的見地からの判断も踏まえて、御本人が同意されるのかなというふうになっております。

ただ、日々の保健師、看護師等の業務の中で、訪問とか健康相談、いろいろな業務をする中で、当然、この新型コロナウイルスワクチンに関しての素朴なお尋ね、どういうワクチンであるのかとか、どういうふうな効果があるのか、副作用はどうなのかというのを、日頃の業務の中でも多分御質問いただく機会が多くあると思いますので、今後、国から副反応と、また受けることの利益につきましては、多分Ｑ＆Ａも詳細に示されるのではないかなというふうに考えておりますので、そのＱ＆Ａを見て、きっちりと情報提供できる部分については、きっちりお答えしていくほうが、多分住民の皆様の不安の軽減にもつながると思いますので、きっちりと各専門職、また事務を担当いたします職員につきましても、研修等実施いたしまして、一定の対応ができるように努めていきたいと考えております。

以上でございます。

河野議員　その辺りの、専門職ゆえに相談を受けるときの線引きというか、あとリバランスというか紹介ですね、こちらに聞いてくださいとか、これはもう直接聞いてください。そういうことも含めて保健師さん、そういった相談業務の方は専門性を持っておられるわけですけども、今回、国・府のＱ＆Ａがまだ出ていないような中で、市町村や中核市が先に準備を始めるということについて、非常に危ういと言いますかね、本来の責務のあるところが率先して示すべきところが示されていないという中で、ちょっと心配がありましたので、お尋ねいたしました。

とは言え、大阪府の専門相談にも電話しない、コールセンターも５回線もあるけど、そこにかけるのも、結果としていきいき健康課や日頃の保健師さんとの面談の中でお尋ねになることも相当あると思うんですね。そういうことについても、実際、相談を受けたことについては、実数として掌握をしていただいたり、それが相当な件数に及ぶ場合

に、これは町村の保健師の本来業務にもうなってしまっているというようなときには、国・府の予算措置というのは考えられるのか、可能性はあるのかということですね。その点について、最後の質問です。

健康福祉部長　保健師配置につきましての国からの予算措置でございます。

ちょっと私が理解しております中では、確か新型コロナウイルス感染症対策に従事する保健所保健師等の人員配置につきましては、国から予算措置がされるというふうに認識をしておりますが、市町村の保健師につきまして予算措置がされるかどうかというところまでは、ちょっと承知をしておりません。

以上でございます。

福嶋議員　今回のコロナワクチンの接種について、予約関係でお聞きしたいことがございます。

予約は、例えば市町村の接種会場であれば、そこのコールセンターが対応いただけるということは分かるんですけども、それが近くの指定医療機関であるならば、そちらに電話してくださいというふうになっているんですけども、大変繁雑な作業が出てくるのと違うかなと、そして予約する、あるいは今日は体調悪いから日ずらすわ、どうしたらいいんやろみたいなこともかかりつけ医に言うと、かかりつけ医のところが多分破綻してくるような気がするんです。あるいは島本町、狭い町ですので、かかりつけ医が島本町じゃない、高槻市である、あるいは大山崎であるという方も、市町村をまたがってなっている方もおられるんですけども、その辺も含めて、巷ではアプリケーション使って100 自治体を検討してるよ、簡単にできるよ、それもコールセンターがやるよみたいなことも報道されているんですけども、この部分というのは大変前段取りが大事なところで、動き始めてから変えることはできない。島本町で検討しないかん事項というところですので、その辺の検討状況と、どういう方向性を持っていくのかということ、トータルにお教えいただければと思います。

健康福祉部長　予約についての御質問でございます。

確かに、議員御指摘のとおり、個別の医療機関でワクチン接種をお願いいたします場合には、希望される方からの御予約のお電話というのが多数寄せられることが懸念されまして、高槻市医師会との協議の中でも、先生方からもそういう御懸念の声があがっております。それにつきまして、個別分も含めて本町で予約受付をするのか、個別の医療機関で御対応いただくのかということにつきましては、今現在、高槻市医師会と協議中でございますので、できるだけ医療機関に負担のかからないような形で体制は構築していきたいなというふうには思いますが、やはりキャンセル等の対応もございますので、どこまで市町村で一元的な予約ができるのか。そこら辺の実効性というのも含めて検討を進めているところでございます。

もう一つ、集団接種につきましては、御指摘のとおりコールセンターで対応するとい

うことを考えておりますが、基本的に予約フォームのようなものを、またコールセンターとは別に、町のホームページ上等で作成をする等いたしまして、予約を受け付けるような、デジタル媒体を使って予約できるようなシステム構築ができないかなというのも、あわせて検討をしております。

あと、先ほどちょっと他の議員からの御質問で御答弁いたしましたＶ－ＳＹＳというシステムにつきましては、あくまでもワクチンの供給状況とか、どこの医療機関がそういう接種を請けているのかというふうな照会をするようなシステムになっておりますが、そこのシステムからの予約はできないような形になっておりますので、それは別途、今回の予算措置では特に予算計上はしておりませんが、費用対効果と、また操作の利便性等も勘案いたしまして、何らかの対応はしていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

伊集院議員　１点だけ、ほぼ終わりましたので、先ほどあった予算措置がまだできてない部分もありますということもありますが、先ほど冒頭に岡田議員のところでもありましたように、厚生労働省の予防接種室から事務通知と連絡が来ていると思います。都道府県に行って、その都道府県からこの期間内、市町村への連絡をすることとなってますが、島本町としてはそれは把握しているのか、それだけはちょっと確認させていただきます。集団接種等に関わる、要は予防接種等は対応しない、他の経費も出てくるという部分を見てもらえるみたいなので、一応、大阪府から今の時点で島本町は連絡来ているのかどうか。その１点だけ、お願いいたします。

健康福祉部長　新型コロナワクチンの接種体制確保事業にかかる予算措置についてのお尋ねでございます。

議員御指摘のとおり、厚生労働省健康局健康課予防接種室から、令和３年２月１日付で事務連絡をいただいておりまして、「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の上限額の考え方」というふうな形で通知文が都道府県に向けて発出され、大阪府からは令和３年２月２日付で大阪府健康医療部保健医療室から所要見込額調査を本町といたしましても頂戴しておりまして、今、回答に向けて事務を進めているところでございます。

以上でございます。

村上議長　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員　第２号議案　2020 年度島本町一般会計補正予算（第９号）に対しまして、日本共産党・河野恵子より賛成の討論を行います。

過日の通常国会で成立した第３次補正予算などが取り沙汰される中、このワクチン接種事業などをもとに補正予算が上程されました。たくさんの質疑がありましたけれども、今、国がＧＯＴＯ事業などの不要不急の予算を削らない、続けているということなど、本来であれば、新型コロナウイルスに対応するための医療支援や検査の拡充、暮らし、営業に回すような具体的な措置が求められております。

その中で、このワクチン接種事業については、安定性と有効性の十分な確認と、国民、住民に対しての情報公開、不安に答えることが大前提であるということが政府に求められています。この中で、国から詳細にまだ情報が下りてきていないこと及び大阪府の体制構築もされていない。ワクチン接種事業の中においては、コールセンターに関わるＱ＆Ａもまだ整備されていない中で、市町村や都道府県と同等の権限を持つ中核市の地方議会において、先行して議論をしなければいけない中での、この議決であります。

まして、治療やＰＣＲ検査など、新型コロナ感染症そのものへの対応がまだ続いている、特に大阪府内においては東京都をしのぐ死亡者が出ている、重症化の患者さんがいるという中で、ワクチン接種も始めていくということになっております。ワクチン接種ができる地域医療体制を、新型コロナウイルス対策を進める中でどうしていくのか、国や大阪府に対して、改めて医療機関全体の減収補填を十分行き渡らさせる中でのワクチン接種ということにつながるよう願ってやみません。

そもそも、公衆衛生は日本国憲法第 25 条第２項に示され、「国は、全ての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と、明らかにこれは国の責務であります。しかしながら、国や大阪府のワクチン確保、接種体制における受付・相談体制について、市町村・中核市が先行し、準備し、今、審議がされている実情、今の国と大阪府の責任問題や課題が残されております。また、コールセンターの設置場所や、いきいき健康課の従前の業務への影響など、課題は残されております。

３月、４月になっても、仮に国や大阪府の対応が遅きに失し、間に合っていないということも想定されます。本来、国や府で対応すべき疑問点や不安が市町村に寄せられる事案に島本町がさらされていく。このような場合は、議会に対しても、島本町長より逐次状況説明や報告、情報提供をお願いしたいと思います。私としては、地方議会から国、大阪府へ警鐘を鳴らす、要請する必要に迫られる事態は、今の段階でも想像に難くなく、懸念をしております。

本補正予算としては賛成をするものであります。しかしながら、質疑はいたしませんでしたが、緑地公園住宅補修工事などのように、今、本当に高齢者や住宅を失っている方にとっての必要な福祉、住宅供給施策について、この給湯器の取替え補修工事は必要

な補正予算だと考えます。今後もまた住宅についての供給、公共の福祉の名のもとで、住宅施策を島本町としても行っていかざるを得ないという中で、過日、御茶屋住宅募集の受付が終了され、この実施要綱が大幅に改定され、公開抽選枠を設け、募集をされたことについては評価をいたします。2009 年の補正予算審議の際、複数の会派から厳しく指摘されていた、この御茶屋住宅の取扱要綱について、昭和の時代以来一切手つかずだった募集事務要綱が、山田町長により初めて見直しに着手され、公正な町政へ一歩進んだことについては評価するということを申し添えます。

このことをもちまして、この補正予算につきましては、必要であるが、国と大阪府のコロナウイルス感染症対策については、引き続き議員としてしっかりと注視し、そして、この接種事業が開始されたときに、やはり全国の自治体がこの事業が同時に進められる、市町村によってバラツキがあるということはあってはならないと思いますので、その点については国や大阪府に声をあげる、議員としての責務を果たすことを申し添え、賛成の討論といたします。

村上議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員　令和２年度島本町一般会計補正予算（第９号）について、賛成の立場から討論を行います。

ワクチン接種にかかる事務的経費についてです。新型コロナウイルスは、インフルエンザと比べて死亡率が高く、特に高齢者にとっては看過できないリスクをもたらします。この新型コロナウイルスの怖さを鑑みると、ワクチンが接種できるようにすることは大変重要なことです。一方で、これまで私たち人類が経験したことがない新しいワクチンに、安全性の懸念を覚える方がおられるのも当然のことと思います。

個人のリスクに対する考え方はそれぞれ違います。だからこそ、それを認めた上で、一人ひとりが接種する自由、接種しない自由を確保することが大切です。そういった意味で、少なくとも希望する方にはワクチンを打つことができる選択肢を準備しておくことは、地方自治体として必要なことと考えます。

以上、ワクチン接種にかかる事務手続きを進めることは、効率的なワクチン接種及び住民の命を守ることにもつながると判断します。その他の予算も必要なものと認め、賛成の討論といたします。

村上議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

岡田議員　第２号議案　令和２年度島本町一般会計補正予算（第９号）、公明党を代表いたしまして、賛成の討論をしたいと思います。

まず、質問いたしました保健衛生費についてでございます。コロナ終息の決め手となるワクチン接種を円滑に進めることを最重要課題に掲げ、失敗は許されないとの強い覚悟で、接種場所や実施人員、ワクチンの輸送体制などに万全を期す必要があります。ワ

クチン接種に対する期待と不安が交錯しています。有効性、安全性、副反応など、また接種までの手順、住民に対しては情報を分かりやすく発信する。要望といたしましたワクチン接種は、前例のない大規模な事業でございます。ぜひ対策チームを立ち上げるべきだと要望いたします。また、住民の皆様が不安のないよう、情報の提供、相談窓口の丁寧な対応等、お願いしたいと思います。種々要望させていただきましたが、賛成をさせていただきたいと思います。

以上です。

村上議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ほかに討論ありませんか。

戸田議員　第２号議案　令和２年度島本町一般会計補正予算（第９号）に、賛成でも反対でもないという立場から、私・戸田が討論をさせていただきます。

まず、債務負担行為、第三小学校の施設整備事業について、アスベスト対策が必要となった理由にも特に疑義はなく、必要なものと認めます。緑地公園住宅の給湯器の取替え工事についても、必要なものと理解しました。

賛成できかねる理由は、新型コロナウイルス感染症ワクチンにかかる事務的経費についての疑義、国の方針に対する不安です。

まず、ワクチンの安全性と有効性についての評価が未だ不十分と思わざるを得ない点が一つ。通常１年程度かかる医薬品の審査の手続きを大幅に簡素化、簡略化して承認することを目指しているようですが、今回のワクチンは、海外で大規模な臨床試験が行われ、予防効果が確認されているワクチンに値するのかどうか、私はここに疑問を持っています。できたばかりのワクチンですから、大規模な臨床試験と、それをもとにした中長期的な検証が不十分ではないかと考えています。現時点では認可が下りていないワクチンを、これほどまでに拙速に接種しようとする意図はどこにあるのでしょうか。もちろん、感染者数が増えているというような事情は理解しています。しかし、仮にそれが、例えば東京オリンピック開催を念頭にしているとしたら、オリンピック開催時の医療現場は今にもまして混乱、緊張感にあふれたものとなるでしょう。国民の命を考える立場から、納得できないところです。

国の交付金を待たずに、基礎自治体が自らの基金を取り崩して準備を進めなければならないという状況、詳細が示されないまま、基礎自治体の職員に難題、重い任務を課していることなど、このようなあり方に私は納得することができませんでした。

そもそも、ウイルスを攻撃する抗体ができることと感染を防ぐ効果とは、本来、分けて考える必要があるのではないかというのが私の認識です。ワクチンを打つこと、これはイコール感染しない、発症しないということではないと思われ、重症化を防ぐと言われていることからしても、この認識はあながち間違っていないと思います。

一方で、副反応による健康被害が懸念されます。遺伝情報を使ったワクチンとして開発が進められたようですが、これまで実用化されたことのない、全く新しい技術であれば、実際に多くの人に使用した場合の効果や副反応については、本来的には慎重に判断する必要があるはずです。まして、それが遺伝子治療となると、直ちに影響はなくても、後に深刻な事態を招くのではないかと考えてしまいます。とりわけ妊婦、胎児への影響が心配でなりません。世界保健機構――ＷＨＯは、妊婦への接種を現時点では推奨しないと指針を示しているとのことです。臨床試験、治験での十分なデータがないためと思われます。

このような状況で、薬害によって重篤な副反応が仮に生じてしまった場合、その被害者と御家族の苦悩と無念を思うと、心情としては反対の立場に立ちたいというところですが、ワクチンの必要性そのものを否定するものではなく、まして基礎自治体にとって必要な事務であることには間違いがないわけですから、本議案については採決に加わらないという苦渋の選択をさせていただきたいと思います。

以上です。

（午後１時35分　戸田議員退席）

村上議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第２号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

村上議長　起立全員であります。

よって、第２号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

（午後１時36分　戸田議員出席）

以上で、２月臨時会議に提出されました議案は、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

明日から次の定例日の前日までを休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　御異議なしと認めます。

よって、明日から次の定例日の前日までを休会とすることに決定いたしました。

これをもちまして、令和３年島本町議会２月臨時会議を閉じまして、散会といたします。

次会は、３月１日午前10時から会議を開きます。

本日は、大変御苦労さまでございました。

（午後１時３６分　散会）

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

諸 般 の 報 告

行　政　報　告

第　１　号議案　島本町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

第　２　号議案　令和２年度島本町一般会計補正予算（第９号）

令和３年島本町議会２月臨時会議の結果は次のとおりである。

事件番号	件名	結果
第１号議案	島本町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について	２月４日 継続審議
第２号議案	令和２年度島本町一般会計補正予算（第９号）	〃 原案可決

以上、会議の次第を記し、これを証するため、地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和３年２月４日

島 本 町 議 会 議 長

署名議員（８番）

署名議員（１１番）

令和３年

島本町議会３月定例会議　会議録

令　和　３　年　３　月　１日　開　議
令　和　３　年　３　月１８日　散　会

令　和　３　年　３　月　１日（第１号）

令　和　３　年　３　月　２日（第２号）

令　和　３　年　３　月１８日（第３号）

令和３年島本町議会３月定例会議会議録目次

第　１　号（３月１日）

○出席議員…… 1
○議事日程…… 2
○開議の宣告…… 5
○会議録署名議員の指名…… 5
○一般質問…… 5
・福嶋議員…… 6
・東田議員…… １５
・平井議員…… ２０
・大久保議員…… ２４
・中田議員…… ２９
・河野議員…… ４０
・岡田議員…… ５２
・戸田議員…… ６１
・塚田議員…… ７２
○延会の宣告…… ８０

第　２　号（３月２日）

○出席議員…… ８３
○議事日程…… ８４
○開議の宣告…… ８６
○一般質問…… ８６
・清水議員…… ８６
・伊集院議員…… ９１
○第　１　号議案　島本町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について…１０２
○第　１　号報告　損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について……１０２
○第　３　号議案　教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて……１０３
○第　４　号議案　固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて……１０４

○第 ５ 号議案　工事請負契約の変更について……１０５
○第 ６ 号議案　動産の買入れについて……１０６
○第 ７ 号議案　町道路線の認定について……１０７
○第 ８ 号議案　島本町議会基本条例の制定について……１０９
○第 ９ 号議案　島本町印鑑条例の一部改正について……１１５
○第１０号議案　島本町ふれあいセンター条例の一部改正について……１１７
○第１１号議案　島本町保育所条例の一部改正について……１１７
○第１２号議案　島本町道路の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について……１２７
○第１３号議案　島本町青少年問題協議会設置条例の廃止について……１２８
○第１４号議案　令和２年度島本町一般会計補正予算（第１０号）……１３１
○第１５号議案　令和２年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）……１３１
○第１６号議案　令和２年度島本町水道事業会計補正予算（第４号）……１３１
○第１７号議案　令和２年度島本町下水道事業会計補正予算（第３号）……１３１
○第１８号議案　島本町国民健康保険条例の一部改正について……１４３
○第１９号議案　島本町介護保険条例の一部改正について……１４３
○第２０号議案　令和３年度島本町一般会計予算……１４３
○第２１号議案　令和３年度島本町土地取得事業特別会計予算……１４３
○第２２号議案　令和３年度島本町国民健康保険事業特別会計予算……１４３
○第２３号議案　令和３年度島本町後期高齢者医療特別会計予算……１４３
○第２４号議案　令和３年度島本町介護保険事業特別会計予算……１４３
○第２５号議案　令和３年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算……１４３
○第２６号議案　令和３年度島本町大字山崎財産区特別会計予算……１４３
○第２７号議案　令和３年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算……１４３
○第２８号議案　令和３年度島本町大字桜井財産区特別会計予算……１４３
○第２９号議案　令和３年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算……１４３
○第３０号議案　令和３年度島本町大字大沢財産区特別会計予算……１４３
○第３１号議案　令和３年度島本町水道事業会計予算……１４３
○第３２号議案　令和３年度島本町下水道事業会計予算……１４３
○大綱質疑（第１８号議案から第３２号議案まで）
・人びとの新しい歩み（戸田議員）……１６９
・会派に所属しない議員（河野議員）……１８５
○延会の宣告……１９６

第　３　号（３月１８日）

○出席議員……２０１
○議事日程……２０２
○開議の宣告……２０３
○各常任委員長報告（第１８号議案から第３２号議案まで）……２０４
○第１８号議案から第３２号議案までの討論・採決……２０５
○第３３号議案　大字広瀬財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて……２３５
○第３４号議案　一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について……２３６
○第３５号議案　島本町国民健康保険条例の一部改正について……２３８
○第３６号議案　令和２年度島本町一般会計補正予算（第１１号）……２３９
○第３７号議案　令和３年度島本町一般会計補正予算（第１号）……２４８
○第３８号議案　島本町議会会議規則の一部改正について……２５６
○散会の宣告……２５８

※付議事件の議決結果……２６０

令和３年

島 本 町 議 会 ３ 月 定 例 会 議　 会 議 録

第　 １　 号

令 和 ３ 年 ３ 月 １ 日（月）

島本町議会３月定例会議　会議録（第１号）

年　月　日　　令和３年３月１日（月）

場　　所　　島本町役場　議場

出席議員　　次のとおり１４人である。

１番	塚　田　　淳	２番	大久保　孝幸	３番	東　田　　正　樹
４番	平　井　　均	５番	河　野　　恵　子	６番	清　水　　貞　治
７番	岡　田　　初　惠	８番	川　嶋　　玲　子	９番	戸　田　　靖　子
10番	中　田　　みどり	11番	野　村　　篤	12番	伊集院　　春美
13番	福　嶋　　保　雄	14番	村　上　　毅		

地方自治法第１２１条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町　　長	山田　紘平	教　育　長	持　田　　学	総合政策部長	北河　浩紀
総務部長	川畑　幸也	健康福祉部長	原山　郁子	都市創造部長	名越　誠治
上下水道部長	水木　正也	消　防　長	近藤　治彦	教育こども部長	岡本　泰三
会計管理者	永　田　　暢				

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	妹藤　博美	書　　記	坂元　貴行	書　　記	村田　健一

令和３年島本町議会３月定例会議議事日程

議事日程第１号

令和３年３月１日（月）午前１０時開議

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　一　般　質　問

福 嶋 議 員　１．「保育所等の待機児童解消後の更なる課題解決について」
２．「学校トイレの洋式化について」
３．「上水道配水管耐震化の加速について」
４．「施設は複合的な視点で計画立案を」
５．「米国未臨界核実験への抗議文について」

東 田 議 員　コロナ禍における地域福祉施策について

平 井 議 員　町立の教育・保育施設の今後の展望を問う

大久保議員　１．超少子高齢化に備えるＡＩ・ＲＰＡ導入について
２．コロナ禍における島本町、小中学校の運営について

中 田 議 員　１．おいしい水道水をいつまでも
－持続可能な水道運営について－
２．ゼロカーボンシティ宣言を！

河 野 議 員　１．さらなるコロナウイルス感染症対策－水道料金減免等生活支援を急げ
２．手話通訳派遣・補聴器使用環境の改善について－その２
３．障がい者支援事業の実施には本人・当事者参画・モニタリングを
４．マンションライフの質向上へ　相談窓口と開発規制について－その３

岡 田 議 員　ワクチン接種

戸 田 議 員　１．ＪＲ島本駅西地区歴史・文化を活かした景観まちづくり
２．もっと文化を！「承久の変」８００年に寄せて
３．町の水道事業廃止？この誤解を解くために問います

塚 田 議 員　新型コロナウイルスワクチン接種事業について

清 水 議 員　森林整備について

伊集院議員　１．～災害に強いまちづくり～

財政収支見通しと本町の諸課題について
２．災害に強いまちづくり～消防団の詰め所について～
３．島本町公共施設総合管理計画について

日程第３　第　１　号議案　島本町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
日程第４　第　１　号報告　損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について
日程第５　第　３　号議案　教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
日程第６　第　４　号議案　固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第７　第　５　号議案　工事請負契約の変更について
日程第８　第　６　号議案　動産の買入れについて
日程第９　第　７　号議案　町道路線の認定について
日程第10　第　８　号議案　島本町議会基本条例の制定について
日程第11　第　９　号議案　島本町印鑑条例の一部改正について
日程第12　第１０号議案　島本町ふれあいセンター条例の一部改正について
第１１号議案　島本町保育所条例の一部改正について
日程第13　第１２号議案　島本町道路の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について
日程第14　第１３号議案　島本町青少年問題協議会設置条例の廃止について
日程第15　第１４号議案　令和２年度島本町一般会計補正予算（第１０号）
第１５号議案　令和２年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）
第１６号議案　令和２年度島本町水道事業会計補正予算（第４号）
第１７号議案　令和２年度島本町下水道事業会計補正予算（第３号）
日程第16　第１８号議案　島本町国民健康保険条例の一部改正について
第１９号議案　島本町介護保険条例の一部改正について
第２０号議案　令和３年度島本町一般会計予算
第２１号議案　令和３年度島本町土地取得事業特別会計予算
第２２号議案　令和３年度島本町国民健康保険事業特別会計予算
第２３号議案　令和３年度島本町後期高齢者医療特別会計予算
第２４号議案　令和３年度島本町介護保険事業特別会計予算
第２５号議案　令和３年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算

第２６号議案　令和３年度島本町大字山崎財産区特別会計予算
第２７号議案　令和３年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
第２８号議案　令和３年度島本町大字桜井財産区特別会計予算
第２９号議案　令和３年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
第３０号議案　令和３年度島本町大字大沢財産区特別会計予算
第３１号議案　令和３年度島本町水道事業会計予算
第３２号議案　令和３年度島本町下水道事業会計予算

（午前１０時００分　開議）

村上議長　おはようございます。公私何かとお忙しい中、御参集いただきまして大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより令和３年島本町議会３月定例会議を開きます。

本日、山田町長が通勤途中にけがをされたため遅参される旨の御連絡をいただきましたので、皆様に御報告いたします。

さて、皆様も御承知のとおり、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言が東京１都３県以外で解除されましたが、３月定例会議におきましても、引き続き感染拡大防止のため、マスクの着用や消毒液の利用をお願いしており、また、会議時間短縮の取組を行っております。傍聴席については、距離を保つために14席としておりますので、御了承願います。

それでは、本日の会議を開きます。

議案等はお手元に配付しておきましたから、御了承願っておきます。

なお、本定例会議の会議期間は、本日から３月18日までの18日間の予定となっておりますので、皆様には円滑な議会運営に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

お諮りいたします。

本定例会議の各議案の内容説明については、議会運営委員会で確認されておりますとおり、お手元に配付いたしております説明書をもって、執行部において朗読されたものとして取り扱いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　御異議なしと認め、そのように取り扱いいたします。

傍聴席の皆さん、職員の指示に従ってください。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、４番　平井議員及び13番　福嶋議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第２、一般質問を行います。

通告の順によりまして、福嶋議員、東田議員、平井議員、大久保議員、中田議員、河野議員、岡田議員、戸田議員、塚田議員、清水議員、伊集院議員の順で行います。

なお、一般質問については、新型コロナウイルスへの対応として、質問者席ではなく自席で行うこととしておりますので、あらかじめ御了承願っておきます。

それでは、最初に福嶋議員の発言を許します。

福嶋議員　改めまして、おはようございます。では、令和３年３月議会での福嶋保雄の一般質問を始めさせていただきたいと思います。

まず、１問目として「保育所等の待機児童解消後のさらなる課題解決について」と題して、質問させていただきます。

保育所待機児童問題について、過去の質問等で令和３年度４月に待機児童がゼロになる見込みとお聞きしております。これまでは、各保育所の認可定員を超えた受入れが常態化していたと思いますが、新規施設において歳児ごとに定員設定の平準化を行われるようにされた中、今後についてはどのようにお考えでしょうか。兄弟姉妹の同一園への入園や、転入者への対応を含めてお答えください。

教育こども部長　おはようございます。それでは、福嶋議員からの一般質問に御答弁申し上げます。

まず、「待機児童解消後のさらなる課題解決について」でございます。

本町における待機児童につきましては、平成 30 年 11 月に策定した「島本町保育基盤整備加速化方針」に基づく施設整備を進めてきた結果、令和３年４月には解消される見込みとなっております。しかしながら、本町における今後の保育ニーズの動向につきましては、依然として予断を許さないものと考えており、第四保育所跡地の民間認定こども園について、令和４年４月の開設を目指して、現在、鋭意事務を進めているところでございます。

このことから、認可定員を超えた受入れにつきましては、当面の間は引き続きこれを継続する必要があるものと考えております。しかしながら、今後、年間を通じて恒常的に待機児童が発生しない状況となりましたら、認可定員内の受入れを原則として、利用調整を行うことができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、兄弟姉妹の同一園への入園や転入者などの対応につきましては、認可定員内の受入れを原則とした後も、各保育施設の実状を十分踏まえながら、必要に応じて柔軟な利用調整を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員　御答弁、ありがとうございました。「保育基盤整備加速化方針」が出された以降、様々な課題提起等、改善提案をさせていただきました。

待機児童課題は 400 もの自治体で解決されていない状況ですが、島本町は定員平準化により待機児童の問題を一気に解決しました。そして、認可定員と受入人数の関係、兄弟姉妹の同一園入園や転入者受入れなどの課題解決について、大きな方向性は出ている状況となっています。その早期実現で、保護者の皆さんの保育負担を少しでも早く軽減いただくことで、より健やかな保育所生活、家庭生活につながっていくと思いますので、引き続き御努力をお願いしたいと思います。

続きまして、２つ目の質問、「学校トイレの洋式化について」問います。

令和２年２月議会の一般質問において、避難所トイレの洋式化についてお尋ねしたところ、学校の避難所のトイレの洋式化に関しては、第二小学校の体育館ができていないとのことでした。そして、昨年 12 月 21 日の新聞報道では、学校トイレの洋式化率が島本町は 98.8％と、府下で一番洋式化が進んでいるとのことです。

島本町が学校トイレの洋式化を先進的に進めていることの考え方と、現在の状況について、お教えください。

教育こども部長　次に、「学校トイレの洋式化について」でございます。

まず、町立小中学校における小便器を除く児童・生徒用トイレの洋式化の状況でございますが、小学校につきましては 187 基あるトイレのうち洋式トイレ数は 184 基で、率にして 98.4％、中学校につきましては 71 基全てが洋式トイレで、小中学校合わせますと、258 基のうち 255 基、率にして 98.8％となっております。

学校トイレの洋式化に関する「本町の考え方について」でございますが、以前の学校トイレにつきましては、経年劣化により、一般的に言われる「汚い」「臭い」「暗い」と言われる状況に近い状態にあり、児童生徒が使用を敬遠しがちであったことから、その衛生面及び環境面での改善を目的として、特定財源を確保しつつ、順次、洋式トイレへと改修工事を実施してきたものでございます。その結果として、本町のトイレの洋式化率が、府内で最も高くなったものと考えております。

以上でございます。

福嶋議員　以前の答弁で、第二小学校体育館のトイレは和式とお聞きしており、第二小学校の体育館は 1971 年建設で 50 年経過しておりますが、老朽化した和式トイレは、先ほど御答弁にもありましたが、「臭い」「汚い」などの理由で児童生徒が排便を我慢するケースがあり、第二小学校においては、健康面を心配する声を具体的に聞いております。

順次、洋式トイレへと改修工事を実施してきたとのことですが、年度ごとの改修状況と、現在、洋式化改修されていない当該和式トイレについてどうしていくのか、島本町のお考えをお聞かせください。

教育こども部長　体育館のトイレ改修につきましては、これまで体育館の耐震補強工事にあわせて行われてきた経緯があり、体育館内にトイレがない第一中学校を除く５校の洋式トイレへの整備時期については、第一小学校が平成 13 年度、第三小学校が平成 12 年度、第四小学校が平成 15 年度、第二中学校が平成 14 年度となっており、第二小学校のみが洋式化できていないという状況にございます。

学校の施設や設備の修繕及び改修につきましては、限られた予算の中で維持管理に努めてきたところではございますが、第二小学校の体育館トイレについては、建築後既に 50 年が経過し、給排水設備を含めて経年劣化による老朽化が進んでおり、衛生面・環境面からも課題があることから、改修を検討しなければならない時期に来ているものと考えております。いずれにいたしましても、財政担当部局とも十分協議をしながら、実施

について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員　本件につきましては、二小関係者は大変高い関心を持たれている状況です。こどもたちの健康にも直結する内容でありますので、ぜひとも改修検討を早急に進めていただきますようお願いいたします。

３点目、「上水道配水管耐震化の加速について」質問いたします。

令和元年９月議会の一般質問において、受水槽への非常用給水栓の設置・活用の検討をお願いしておりますが、その状況についてお教えください。あわせて上水道配水管の耐震化は、今後、どのように計画されているのか、お教えください。

上下水道部長　続きまして、水道事業に関するご質問のうち、災害時などに使用する「受水槽への非常用給水栓の設置・活用について」でございます。

本町の水道事業では、平成 30 年度に「非常用給水栓の取扱基準」を定め、その後、令和２年度に「災害時における応急給水の協力に関する協定書」を定めたところでございます。非常用給水栓の設置につきましては、集合住宅の管理組合等におかれまして、自らが所有する受水槽に設置していただいており、現在、７施設において設置されております。

具体的な活用についてでございますが、災害時などにおける水の確保は重要なポイントであり、受水槽内の水につきましても、用途は制約されるものの、使用可能な水として災害時における生活用水の備えになるものと認識しております。また、今年度におきましては、１団体ではございますが、町内の集合住宅の管理組合との間で、「災害時における応急給水の協力に関する協定」を締結しております。

今後も引き続き、災害時などにおける水の確保に備えるべく、本協定の締結に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、「上水道配水管の耐震化について」でございます。

水道管路の耐震化については、平成 26 年度より「水道管路更新等計画」に基づき、老朽配水管において更新あわせて耐震化を進めているところです。耐震化の進捗状況でございますが、令和元年度末における導水管・送水管及び管径 150 ミリメートル以上の配水管など、基幹管路の耐震適合率につきましては約 38.7％で、水道管路全体の耐震適合率につきましては約 28.7％となっており、経過年数が法定耐用年数 40 年を超える老朽化管路率につきましては約 36.8％となっております。また、消火栓を設置している口径 75 ミリメートル以上の配水管の耐震適合率につきましては、約 33.9％となっております。

今後につきましても、本町の水道事業における最重点課題として、「水道事業財政計画」との整合を図りながら、管路の耐震適合率のさらなる向上に努めてまいります。

以上でございます。

福嶋議員　耐震化を行う配管は、まずは老朽配管を優先する必要があるとは思いますが、決定するときの考え方について、お教えください。

また、水道管路全体の耐震適合化率は28.7%とのことです。ベストケースとして、平準化して管路が造られたとしての前提でお話をするならば、配管の耐用年数は40年とすれば、距離にして毎年2.5%の交換が必要となります。また、耐用年数の1.5倍の60年としても、年1.7%の交換が必要になると考えられます。現状、交換率はもっと低い状況だと思いますが、あわせて今後の管路交換についてのお考えをお教えください。

上下水道部長　老朽配水管の耐震化については、管路の更新にあわせて実施しております。「水道管路更新等計画」においては、管路の老朽度、事故危険度、耐震度などを評価する物理的評価と、本町の「地域防災計画」に位置づけられた防災拠点や病院、避難所、緊急交通路などを考慮した重要度評価をもとに総合評価を行った上で、管路更新の優先度を決定いたしております。

次に、老朽管路の更新についてでございますが、平成26年度以降、「水道管路更新等計画」に基づき事業の進捗に努めているところでございます。また、耐震適合率については、年間約１%の更新率となっており、事務事業の進捗率のさらなる向上は重要課題の一つであると認識しております。現状では、経過年数が法定耐用年数40年の1.5倍を超える老朽化管路はございませんが、老朽管路の更新につきましては、アセットマネジメント手法を用いて資産の健全度――健全・経年化・老朽化を把握し、重要度や優先度、事業の平準化等を考慮した上で、また、管路の耐震化につきましては、令和15年度における水道管路全体の耐震適合率50%達成に向けまして、「水道事業財政計画」との整合を図りながら、計画的かつ精力的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員　老朽管路更新を加速し、耐震適合率を今後13年で21ポイント以上改善いただけるとの御答弁、ありがとうございました。

耐震適合化率は一つの重要な指標ですが、本質は、発災時にでも迅速に上水供給が再開できること、島本町に、この町に住まないと享受できない良質でおいしい地下水90%の上水道という、どこの町にもない特徴を持った上水道の維持及びそのブランド維持向上が必要と考えます。町のお考えをお聞かせください。

上下水道部長　水道施設の更新及び耐震化につきましては、管路、浄水施設、送水施設及び配水施設などを対象に、災害の発生時においても水道水の供給が継続できるよう、鋭意事業進捗に務めておるところでございます。また、応急給水施設、資機材等の充実を図るなど、危機管理体制の強化にも取組んでおります。

住民の皆様からは、おいしい水の存続を希望される御意見を多数いただいておりますことから、今後とも地下水90%を維持し、「安全で安心な水道」「強靭でしなやかな水道」「健全で持続可能な水道」の実現に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員　大変力強い御答弁、ありがとうございます。住民が安心で安全に暮らせるよう、今の島本町の水を守っていかれるという町行政の考え方を、しっかりと住民に伝えていきたいと思います。ありがとうございました。

引き続いて、４つ目、「施設は複合的な視点で計画立案を」と題して問います。

さきの12月議会において、ようやく新庁舎建設設計等業務委託を計画され、今後、新庁舎建設起債の償還期間の検討が必要とのことでした。この償還期間中においても、大規模な予算が必要な事業推進が想定され、それに配慮した償還方法を検討されるのだと思います。

私自身は、学校プールの更新、体育館の耐震対策など、対応が必要だと思うのですが、それ以外に現状認識されている大きな事業があれば、御紹介ください。

総合政策部長　それでは、「施設は複合的な視点で計画立案を」について、御答弁申し上げます。

新庁舎建設に向けたプロジェクトチームにおける検討については、昨年12月定例会議の際にご説明申し上げたところですが、検討を進める上での一つのテーマとして、「財政収支見通し」の精査がございました。その中では、起債の借入利率や借入期間、また借入先によって大きく財政に影響を与えることから、最も有利な方法を検討したところです。

また、庁舎建設以外の事業につきましても、令和６年度までに「財政収支見通し」上想定している建設事業と事業費につきましては、現時点での見込みをお示しさせていただきましたが、それ以外にも、学校プールをはじめ学校体育館へのエアコン設置や、将来的な校舎の建て替え、町立体育館の耐震化のほか、消防車両等の更新や、庁舎・学校以外の公共施設の更新など、多くの事業が想定されます。

以上でございます。

福嶋議員　大変多くの案件があり、一つひとつを単純に積み上げていくと多額の財政負担が必要となり、町財政が持ちこたえられるのか、不安になります。一方、別の見方をすると、これだけ多くの案件に対応していくには、複合的な施設や利用方法を調整することにより、課題が同時に解決できることもあるのではないかと思います。

例えば、学校プールについてです。設置後、数十年経つ施設が多く、これから維持経費がかさむことが予想されます。また、地球温暖化等の影響により屋内化が求められている状況ですが、プール１面を改めて屋内で改修するのには数億円から10億円程度の費用が必要になります。単純に考えれば、夏季の限定的な授業と一部クラブ活動に活用するだけでは、施設に対する財政負担は本町にとって大変厳しいし、事業は困難だと思います。ただ、島本町は平成26年に町立プールを廃止していることから、新たに整備する際には、学校プールと住民が利用できるプールを一体的に整備し、通年の活用ができれ

ば、要介護者を減らしたり、住民の健康増進にも寄与できるのではないでしょうか。その結果、維持管理費や介護関連費用の抑制にもつながり、町の財政負担も軽減できるのではないかと考えております。

そこで質問です。先ほど仮定させていただいた住民の健康増進に資する施策により要介護者を減らすことができた事例など、御経験や他自治体の状況、お考えについて、お尋ねいたします。

健康福祉部長　町で実施しております施策の一例といたしましては、高齢者が各地域拠点において取り組んでおられる「いきいき百歳体操」があり、令和３年３月１日現在、町内 44 ヵ所の地域拠点で実施されております。また、参加者は年々増加傾向にあり、直近で参加者数を確認した令和元年度では、65 歳以上の高齢者の 8.0％にあたる 681 人が参加されております。

この「いきいき百歳体操」では、令和元年度のおさらい月間において実施をいたしました参加者へのアンケートの回答の集計を見ますと、各地区の参加者のおおよその平均年齢は 77 歳と高齢であるものの、参加されている方の大半は毎回参加されており、要介護認定は受けておられないという結果でございました。また、現在の健康状態をお答えいただく項目では、「良い」もしくは「まあ良い」と回答された方が半数程度おられ、「普通」と回答された方も含めますと、全体の８割以上となったという結果を踏まえますと、地域での「いきいき百歳体操」に継続して参加されることにより、高齢者の健康状態の維持や要介護状態になることの予防につながっているのではないかと考えております。

また、厚生労働省では、生活習慣病の予防の推進及び個人の主体的な介護予防等の取組につながる活動の推奨・普及を図るため、介護予防、高齢者生活支援分野における自治体、団体、企業などの取組について表彰を行っているところではございますが、その表彰事例の中では、体操教室の実施地区と未実施地区に要介護認定率の差が開くなど、介護予防の明確な目的を持って継続的に運動に取り組むことで、実施効果が顕著に表れている事例等が紹介されているところでございます。

介護予防は、高齢者本人へのアプローチだけでなく、地域づくりなど、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含め、一体的な環境整備が重要であると考えられており、年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりが求められているものと認識をしております。

以上でございます。

福嶋議員　御答弁、ありがとうございます。

島本町立体育館はＩｓ値が低く、健康増進にもつながる施設として早急な建て替えが必要と考えております。単独で建て替えを行うと、維持管理に今と同じ費用がかかって

しまいますが、先ほど提案させていただいた住民プールと一緒に設置すれば、管理費が一本化され、より安い経費で運用できるなどメリットが出てきます。多くの課題を個別で考えて費用を積み上げていては、財政が厳しいからできないと諦めざるを得ません。積極的に、複合的に島本町全体の課題を考えることで、健康福祉に資する施策ができ、より明るい島本の将来への道が開けてくるように思います。

そこで質問です。本日、課題事例としてあげた学校プールや町立体育館は、教育こども部が管理者となっておられます。先ほどるる述べた課題解決のためにも、施策計画・検討は、町長部局の部署と一緒に大きな絵を描いていただくことが必要と考えますが、それぞれの部局のお考えをお教えください。

教育こども部長　教育委員会所管施設の「今後の整備に対する考え方について」でございます。

教育委員会といたしましては、先ほど総合政策部長からの答弁にもありましたように、学校プールをはじめ、学校体育館へのエアコン設置、また、町立体育館の耐震対応など、今後も財政出動が伴う大きな事業が想定されているところでございます。限られた財源の中で必要な整備を行っていくための一手法として、複数の機能を一つに集約し、総合施設として整備することは、大変有効な手法であるものと考えております。いずれにいたしましても、町財政との整合を図りつつ、今後もこれまで同様、町長部局との連携を密にし、可能性の有無も含めて慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

総合政策部長　総合政策部といたしましても、限られた財源の中で必要な整備を進めていくためには、施設機能の複合化や整備手法を工夫することが大変重要であると考えておりますので、教育委員会をはじめとする関係部局と連携し、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員　御答弁、ありがとうございました。

４つ目の質問として、「施設は複合的な視点で計画立案を」と題して質問いたしました。景気が右肩上がりの時代は、コストがある程度かかっても、その施設だけで目的を達成できるよう事業の完璧さの向上を目指されていたことと思います。しかし、今はニーズの多様化・高度化に加え、そのニーズも変わりやすい時代です。住民の個々人の異なるニーズ全てをカバーするのは大変困難と言わざるを得ません。多くのニーズに寄り添うために、多くの施策を限られた予算で行わなければいけない状況になってきています。

例えば、施策１・施策２をやらなければいけないなど、個別にやろうとしたら財政が厳しく、どちらかしかできないという中で、少し我慢する部分を作れば何とか両立するということも多いかと思います。そのように計画立案で困られたときは、立ち止まって

事業を止めたりやめたりするのではなく、どこを削るのか、議員や住民の意見を聞いて事業を進めていただける環境を作っていただきたいと思います。そうしていただけると、より住民に寄り添う、いい島本町になっていくものと思います。そして、職員の皆さんが各部署の立場で知恵を出し合うことで、複数の課題が同時にいい方向に進む、大変いい知恵も出てくると思います。難しい課題ほど、複合的な視点で計画立案をしていただくようお願いしておきます。よろしくお願いいたします。

最後、５つ目の質問、「米国未臨界核実験への抗議文について」問います。

アメリカ合衆国臨界前核実験の実施に対する抗議文――令和３年１月 21 日付を送付されたとのことですが、送付する重要性について、島本町のお考えをお教えください。

総合政策部長　それでは、御答弁申し上げます。

本町では、昭和 62 年８月に議会決議により、「核兵器廃絶・平和都市」を宣言しております。この宣言は、平和を愛する文化都市として、私たちのまちの将来を担う子どもたちの未来が永遠に戦争のない平和な社会で、豊かな暮らしができるようにとの願いが込められていると認識をいたしております。また、宣言に基づき、本町は日本非核宣言自治体協議会及び平和首長会議に加盟しており、思いを同じくする全国の自治体と連携して取り組んでいるところでございます。

本年１月 22 日には、核兵器を全面的に国際法違反とする「核兵器禁止条約」が発効され、国際社会が「核兵器のない世界の実現」に向けた大きな一歩を踏み出そうとしております。そうした中で実施された今回の臨界前実験は、平和を愛し、核のない世界を作り上げていこうとする理念に逆行する行為であると考えます。

今回、日本非核宣言自治体協議会会長である長崎市長から、加盟自治体とその住民を代表してアメリカ合衆国に抗議文を発出されたところではございますが、本町といたしましても、核兵器廃絶を願う関係自治体とも歩調を合わせて、度重なる実験に対する中止要請と抗議を行い続けることは、意味深いものがあるものと考えております。

以上でございます。

福嶋議員　大使館など在外公館レベルに対して島本町が送付される文書がほかにあれば、御紹介ください。

総合政策部長　過去には、今回１月 21 日付でアメリカ合衆国の大使館に送付した抗議文と同様の内容の文書を送付しているほか、直近では平成 29 年９月６日に朝鮮民主主義人民共和国、平成 27 年４月 14 日にはロシア連邦の大使館に対し、核実験の実施や核兵器の使用を想定した軍事演習に対する中止要請及び抗議を、町長名で行った実績がございます。

以上でございます。

福嶋議員　今回、抗議文を送付された実験は第 30 回目の実験であり、その前は第 28 回目について、平成 30 年 10 月 22 日に議長宛てに送付連絡をいただいております。2019 年

５月 24 日に発表された 2019 年２月 13 日実施の第 29 回の実施に対しては、議長への発送連絡がなかったように思いますが、どのような状況なのでしょうか。

総合政策部長　本町におきましては、日本非核宣言自治体協議会の会員であると同時に、平和首長会議の加盟都市として、これまで協議会からの抗議文発出にあわせて、町独自でも抗議文を発出してきた経過がございます。

しかしながら、議員御指摘の第 29 回の抗議文発出の際におきまして、担当する人権文化センターでの文書処理が、過去の取扱い等も含め適切に行われなかったことにより、抗議文の発出ができなかったものでございます。そのため、議長への報告につきましてはしていなかったものでございます。

以上でございます。

福嶋議員　第 29 回目の実験については、アメリカ合衆国大使館に抗議文を送付されなかったとのこと。抗議文は、島本町の意思を示されるために送付されているものと思いますので、送付されたり、送付されなかったり、一貫性のない対応は、どのような意思を示されているのか誤解を招くこととなり、外交的な文書として残念な取扱いであったと思います。

この件に関し、是正措置、再発防止はどのようにされたのか、お教えください。

総合政策部長　本町では、これまで日本非核宣言自治体協議会会長名での抗議文発出にあわせて、町独自でも町長名で抗議文を発出した経過がある中、前回の第 29 回の抗議文発出ができなかったことにつきましては、大変申し訳なく、深く反省しているところでございます。

今後は、外交的文書であるという重要性の認識と、継続性のある事務処理の必要性を関係職員が再認識するとともに、事務処理する際には、過去の取扱いを含め、確認の上で決裁伺いをするよう徹底してまいりたいと考えております。また、特に管理職につきましては、今回の事務処理だけでなく、決裁する際に、その根拠や過去の取扱い等について十分留意するとともに、不明な場合には担当職員に根拠資料を添付させるなど、適切な事務処理の徹底に努めるよう指示いたしました。

以上でございます。

福嶋議員　御答弁、ありがとうございました。

島本町、そして、山田町長には、この４年間、内部統制強化、牽制機能強化、部門間連携強化など、多くの組織運営改革をお願いしてまいりました。そして、庁舎建て替え検討など、庁議で状況報告・共有がなされるようになったなど、改善が進んでいるとお聞きすることも増えてきました。しかしながら、今回質問させていただいたこと等、まだまだ改善・改革の余地、伸び代があると考えます。

ぜひとも職員の皆さんが積極的に部門間連携を強め、知恵を出すことで、より少ない経費で、よりよいまちづくりができることになると思います。そして、万が一誤りが発

生したときには、しっかりと原因究明を進め、再発防止を行うとともに、全部局へ共有を進めていただくことをお願いし、福嶋保雄の一般質問を終わります。ありがとうございました。

村上議長　以上で、福嶋議員の一般質問を終わります。

引き続き、東田議員の発言を許します。

東田議員　おはようございます。それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

「コロナ禍における地域福祉施策」について、お伺いをいたします。

新型コロナウイルスが発生し、感染拡大が起こってから１年以上となっています。この間、自粛要請や３密を避ける、在宅勤務にオンライン会議等、生活、仕事の仕方など、これまでと違うものが求められています。マスクの常時着用、パーティションの設置、うがい・手洗いの励行など、感染拡大の防止に行政、民間を問わず努められていますが、未だ収束の気配は見えてきていません。

生活への影響も大きく、昨年の完全失業者数は 194 万人、昨年の 12 月分の結果は、前年同月に比べ 49 万人の増加、これは 11 ヵ月連続の増加となっており、生活への影響も大きなものとなっています。また、警察庁と厚生労働省の発表では、１月 22 日に 2020 年の自殺者数は、前年比 750 人増の２万 919 人だったと発表しています。これまで 10 年連続で減少していましたが、リーマン・ショック直後の 09 年以来、11 年ぶりに増加に転じました。女性や若年層の増加が目立ち、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛や生活環境の変化が影響したおそれがあるとされています。

本町では、「第４期地域福祉計画・第１期自殺対策計画」をもとに、様々な福祉施策を推進されていますが、このような状況の中、現状の認識・課題について、お伺いをします。

健康福祉部長　それでは、東田議員からの「コロナ禍における地域福祉施策」についての一般質問に、御答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、大阪府においては、令和２年４月７日に緊急事態宣言が発出され、外出やイベントの開催の自粛に加え、人との接触を減らすことが要請されました。その後、５月 21 日に緊急事態宣言が解除され、国が示す「新しい生活様式」を基本として、感染予防に留意した生活を送ることが求められました。しかしながら、10 月末以降、新規感染者数が増加傾向となり、12 月に入ると医療提供体制が逼迫する状況が見受けられたことから、大阪府においては、令和３年１月 13 日に緊急事態宣言が再度発出されました。

この間、地域福祉活動やボランティア活動に取り組んでこられた住民の皆様にとっては、日々の健康や暮らしに不安を覚えながらも、これまで培ってきた地域福祉活動が途絶えることがないよう、感染対策を講じながら、試行錯誤で活動を実践してこられたものと認識をしております。

感染拡大防止のため中止した事業も多かった一方で、オンライン開催など、感染拡大防止に留意した手法で実施している事業もございます。例えば、乳幼児と保護者を対象とした「子育てサロン」については、一部の地域において動画配信やオンライン開催など、感染拡大防止に配慮しながら開催をしておられます。また、地区福祉委員やボランティアによる電話訪問、社会福祉協議会からのニュースレターの配布、配食サービスの再開などにより、高齢者や障害者等の見守りを実施しているところでございます。

まだまだ再開できない活動が多い中、身近な地域における人と人とのつながりが途絶えることがないよう、インターネットなどを活用することで、密を避けてつながることができるような新たな事業を展開する必要があると認識をしております。

以上でございます。

東田議員　オンライン開催やユーチューブの配信など、様々な工夫をされ、今できることを実践されていることに感謝を申し上げます。それとともに評価もしたいと思います。

それで、「今できることを工夫して実践していくことが重要である」という認識は同様でありますが、新しい取組を実践されている中で見つかった「今後の課題等」については、どのようなものがあるか、お伺いいたします。

健康福祉部長　「今後の課題」についての御質問でございます。

動画配信やオンライン開催など、感染拡大防止に留意した手法で事業を実施いたしますと、パソコンやスマートフォンなどデジタル機器を用いての情報収集が難しい方もおられることが課題であると認識をしております。このような課題に対応するため、島本町社会福祉協議会におかれましては、いきいきサロン等参加者を対象に「スマートフォン教室」を開催すると聞き及んでおり、今後はデジタル機器を用いて情報を入手することができるような取組を支援することが、必要になってくるのではないかと考えております。

以上でございます。

東田議員　福祉施策の基本となっている自助・共助・公助の考え方がありますが、共助の部分の地域コミュニティの強化、人と人とのつながりなどに大きく制限がかかっている状況であると思います。計画において地域資源として位置づけています「自治会、年長者クラブ、民生委員児童委員、ボランティアの活動」についての現状の認識について、お伺いします。

健康福祉部長　まず、自治会活動につきましては、各自治会において町のイベント中止・延期についての方針に御留意の上、行事等の中止・延期を御判断いただいているなど、例年と比べて活動の制限を余儀なくされているものと認識をしております。なお、コロナ禍における総会等のあり方について御相談が複数ございましたことから、書面開催の参考例を町ホームページにて公開し、御活用いただいております。

次に、年長者クラブにつきましては、昨年３月以降、新型コロナウイルス感染症の拡

大防止のため、町のイベント中止・延期についての方針に御留意いただきながら事業を中止するなど、活動に制限がかかった時期もございました。現在は、コロナ禍以前のように全ての活動が実施できているわけではございませんが、感染対策を十分に講じながら、また、地域で活動いただく内容についても見直しを図るなど、各単位クラブで工夫をしながら、高齢者の生きがいづくりや健康づくりにつながる活動を実施されていると認識をしております。

次に、民生委員児童委員協議会の活動につきましては、昨年３月から、６月と８月の定例会を中止し、５月の総会につきましては書面での審議となりました。各民生委員児童委員には大阪府が発行しましたパンフレット『新型コロナウイルスを防ぐには』を配付するとともに、会長から「普段見守りをしている方に対し、電話等で状況を確認するとともに、引き続き無理のない範囲で活動していただく」よう周知をいただきました。現在は、電話等での見守り活動を継続しつつ、感染対策を講じての訪問も実施をしておられます。また、役員会を継続して開催されており、活動の方向性を検討し、情報交換や各民生委員児童委員の活動をサポートされておられます。

最後に、ボランティア活動におきましては、広報しまもとに掲載する関連事業の件数などが例年より減少していることから、その他の団体と同様に活動が縮小しているものと認識をしておりますが、活動を再開した団体もあると聞き及んでおります。例えば、朗読ボランティアは感染対策を徹底し、視覚障害者の方に向けて広報しまもとの音訳に継続して取り組んでおられ、「声の広報」の利用者から感謝の声が寄せられております。また、子育てサロンでは「ウィズコロナ、アフターコロナ」をキーワードに、子育てサロンに関わっているボランティアがカメラに向かって手遊びや絵本の読み聞かせをする、家にいる時間が多くなった親子に向けて、家で楽しめる遊びを動画配信するといったような、インターネットを活用したつながりづくりに取り組んでおられます。

さらに、社会福祉協議会のボランティアセンターにおいては、ボランティア活動における感染予防ガイドラインを作成し、『ボランティアだより』でガイドラインの内容を周知するとともに、ボランティア活動の工夫や課題、要望のアンケートから、コロナ禍におけるボランティア活動についての情報を共有されておられます。

以上でございます。

東田議員　民生委員児童委員、また各種ボランティアの方々におかれましては、感染防止対策に創意工夫をされ、模索されながらの活動をしていただいていることに感謝を申し上げたいと思います。

自治会や、各種イベントなどの中止、人と人との接触に一定の制限がかかっている状況は、「地域福祉計画」の目的である人と人とのつながりに重点を置き、顔の見える関係づくり、ともに生きる社会づくりを目指すための理念の仕組みを作るという根底の部分に関わる問題であると考えますが、どのようにお考えか、見解を伺います。

健康福祉部長　地域福祉活動やボランティア、住民活動のうち、特に居場所づくりの活動につきましては、コロナ禍におきまして、様々なつながりが阻害されてしまう状況となっております。一方で、この状況は、集まれない状況や集まりづらい人のための支援の選択肢を増やす可能性があると捉えることができます。長期的には、これまでの居場所づくりに新たな要素、例えば、気になる方への見守りの強化やちょっとした困りごとへの助けあい、災害時の対策、様々な場所にアクセスしづらい方への社会参加などが新たに付け加えられるような取組が必要になると考えております。

以上でございます。

東田議員　感染拡大防止のため緊急事態宣言が発令されるなど、活動に制限がかかることは理解をしています。まずは、感染拡大の防止に全力を注がなければなりません。

しかしながら、厳しい社会情勢・経済情勢は、計画にうたわれている社会的孤立や生活困窮、災害時の避難行動において支援を要する方々など、困難を抱える方々により重くのしかかるのではないかと思います。自助・共助・公助の「共助」の部分が大きくダメージを受けている今、公助の比率がこれまでになく大きなものとなっていると考えますが、どのようにお考えでしょうか。

健康福祉部長　「公助」についての御質問でございます。

地域社会には、ひとり暮らし高齢者の方や障害のある方とその御家族など、支援を必要とされている方がたくさんおられます。こうした一人ひとりのニーズに対応し、誰もが幸せな生活を実現できるようにするためには、公的なサービスだけでなく、地域で互いに助け合い支え合うことが必要であり、地域福祉の推進は、地域住民、ボランティア、ＮＰＯ、事業者、行政、社会福祉協議会等がお互いの役割の中で協力関係を構築し、自助・互助・共助・公助を重層的に組み合わせながら取り組んでいくことが重要でございます。しかしながら、コロナ禍において自助や共助が非常に困難な状態となる中では、公助の割合が大きくなってきていることは認識をいたしております。

特に、様々な課題を抱え、生活に困窮する方に対して、一人ひとりの状況にあわせた包括的な支援を実施する生活困窮者自立支援事業におきましては、令和３年１月末までで 113 件の新規相談を受け付けるなど、令和元年度に比べ、相談件数が大幅に増加をしております。また、生活保護につきましては、相談件数は例年に比べると大幅に増加をしているというわけではございませんが、令和３年１月には４件の申請を受け付けており、今後の社会経済情勢により、これらの御申請が増加する可能性もあると思慮しております。今後も、必要な方が必要な支援を受けられるよう、関係機関と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

東田議員　相談件数の増加につきましては、想像以上の増加をしていると思います。１月末の数字ですので、これからも増えることが予想されますが、これまで受けてきた相談

内容の中で、把握できた傾向等あれば、御紹介いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。また、相談されている方については表面化していますが、相談に来られていない、相談できない方などをいかに掘り起こしていくのか、「誰一人取り残さない取組」が、これまで以上に重要になっていると思いますが、いかがお考えでしょうか。

健康福祉部長　生活困窮者自立支援事業の新規相談におきまして把握いたしました傾向といたしましては、総合支援資金の貸付け利用に伴う相談支援を実施したケースが多くございました。相談のきっかけは貸付制度であっても、御家族の状況をお聞きいたしますと、高齢の親と引きこもり状態の中高年の子どもが同居されているケースが複数見られ、当面の経済的な相談に対応しつつ、信頼関係を構築し、引き続き、引きこもりや社会的孤立の問題にもあわせて対応する必要があるのではないかと考えております。

また、一人暮らしの高齢者の方からの貸付けや住居確保給付金、就労支援などのご相談も数件ございました。今後につきましても、各種制度のさらなる周知を行うとともに、関係機関と連携し、支援が必要な方の状況の把握に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

東田議員　様々な支援策が実施される中で、持続化給付金であるとか家賃支援補助金、営業時間短縮協力金など、様々な支援策が実施されています。いずれもウェブ上の申込みが主流となっており、パソコンやスマートフォン、タブレットなどで申込みが可能ですが、インターネットを使いこなせないことにより、申込みを断念されている方も一定数存在します。

情報化社会の進展により世の中が便利になる反面、取り残される方も存在する、情報の量にも格差があり、社会的に孤立されている方などの孤立は一層深くなるのではないかと危惧をしていますが、現状の認識はいかがでしょうか。

都市創造部長　現在、国や大阪府などの商工支援にかかる助成金の申請については、莫大な申請件数の中で、速やかかつ正確な審査を行うため、原則オンラインとされている場合が多いものと認識いたしております。一方で、町が行う中小企業緊急支援金や商品券事業にかかる事業者登録などにおいては、基本的に紙ベースでの申請としており、商工会とも連携を図りながら、インターネットを使いこなせない方にも、窓口などで丁寧な説明を心がけているものでございます。

国などの動向も踏まえますと、情報化の進展により、今後、オンラインによる手続きをより充実させていく必要があるものと認識しておりますが、一方で、インターネットが使いこなせない方などにも十分配慮するという姿勢は今後も必要であり、適宜対応策について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

東田議員　誰もが経験したことのないコロナ禍の中、様々な工夫をされ、感染防止に取り組みながら福祉施策を推進されていることに、今一度感謝を申し上げたいと思います。

しかしながら、潜在的に存在する社会的孤立や生活困窮、災害時の避難行動において支援を要する方々、困難を抱える方へは一層重くのしかかる、また、今、何とか踏ん張っていても、これから困窮するような状況に陥る方々も増えてくることが予想されます。このような方々の把握や支援など、これまで以上に福祉施策の重要性が増していると考えます。効果的な手法としてオンライン会議や公的支援の申請などが一般化していく一方で、情報にも格差が存在し、取り残されている方々がいる、誰一人取り残さないまちづくりのために、既存の考え方にとらわれず、実態に即した柔軟な取組が求められていると思いますが、この点についての見解を伺います。

健康福祉部長　今後も様々な場面でオンライン化が進んでいくと予測される中で、生活困窮者の支援の場におきましても、オンラインによる手続きをより充実させていくとともに、オンラインで対応できない方々の状況も見極めながら、本来支援を受けることができる方が受けることができないというような状況に陥らないよう、申請の方法等には可能な限り柔軟に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

東田議員　先ほども申し上げましたけども、誰も経験したことがないこのような状況の中、感染拡大の防止も当然そうですし、経済への影響も最小限に止めなければならないと思います。しかしながら、そのような中で、やはり経済情勢、社会情勢というのは、困難を抱えておられる方により重くのしかかると思います。そして世の中がどんどんどんどん便利になっていって、オンラインであるとか効果的なツールが活用されていきますけども、そこに取り残される方々もやっぱり存在するのも事実ですし、やはり、そこにしっかりと目を向けて、誰一人取り残されないような取組を進めていっていただきたいと思います。

今期最後の一般質問となりますので、また継続的に取り組めるかどうかはまた今後の話になるとは思うんですけども、やはり一定数存在する取り残されているような方々、また困窮する可能性があるような方々に目を向けていくというのは、地域福祉施策の重要な課題ですので、今後ともよろしくお願いいたします。

一般質問を終わります。

村上議長　以上で、東田議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

（午前 10 時 57 分～午前 11 時 15 分まで休憩）

村上議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、平井議員の発言を許します。

平井議員　それでは、一般質問を行います。

「町立の教育・保育施設の今後の展望を問う」ということで、保育緊急事態宣言が解除され、島本町の待機児童の状況については、ようやく明るい兆しが見えてきたところ

ですが、その一方で、町立幼稚園については、以前から児童数の減少が課題となっていたところでございます。町立の教育・保育施設全体の適正な運営を考えていくために、改めて町立幼稚園の現状と課題について、把握をしておきたいというふうに思っております。

そこで、第一幼稚園における直近３年間の入園児童数及びクラス数の状況と令和３年度の見込みについて、お伺いをいたします。

教育こども部長　それでは、平井議員からの「幼稚園」に関する一般質問に、御答弁申し上げます。

「第一幼稚園における直近３年間の入園児童数及びクラス数の状況について」でございます。

「各年度の５月１日現在の状況について」でございますが、平成 30 年度は、４歳児が３クラス・68 人、５歳児が２クラス・52 人、合計５クラス・120 人です。令和元年度は、４歳児が２クラス・66 人、５歳児が３クラス・90 人、合計５クラス・156 人です。令和２年度は、４歳児が２クラス・50 人、５歳児が３クラス・66 人、合計５クラス・116 人です。

次に、「令和３年度の見込み」でございますが、令和３年２月１日現在における見込みといたしましては、４歳児が１クラス・26 人、５歳児が２クラス・56 人、合計３クラス・82 人でございます。

以上でございます。

平井議員　次に、島本町内にある私立幼稚園と認定こども園の幼稚園部分の定員は何人か、お尋ねをいたします。

教育こども部長　現在、町内にある私立幼稚園は、「山崎幼稚園」１園でございまして、定員は 380 人となっております。また、認定こども園は令和２年 12 月に開園いたしました「しまもと里山認定こども園」１園であり、幼稚園部分の定員は 32 人となっております。

平井議員　次に、幼稚園に通っている就学前児童数の推移について、お伺いをいたします。

教育こども部長　幼稚園利用者数につきましては、令和元年 10 月の幼児教育・保育の無償化のスタートにより、町内外の施設全体の児童数が把握できるようになったところでございます。令和元年 10 月１日現在の利用児童数は 444 人、令和２年 10 月１日現在の利用児童数も 444 人となっており、同数となっております。

以上でございます。

平井議員　ただいまの答弁をお聞きいたしますと、令和元年 10 月と令和２年 10 月の幼稚園利用者数は 444 人で同数であるとのことですが、そうしたら、幼稚園利用者 444 人のうち私立幼稚園の利用者数は何人か、お伺いいたします。

教育こども部長　私立幼稚園の利用者数でございますが、令和元年 10 月１日現在では 285

人、令和２年 10 月１日現在では 326 人となっております。

以上でございます。

平井議員　今の答弁からすると、島本町立第一幼稚園の園児数は大幅に減少する見込みであり、クラス数も５クラスから３クラスに減少するとのことです。

そこでお尋ねをいたしますが、「入園する園児数減少の理由」については、どのように考えているのか。また、「今後の見通し」についても、考え方をお伺いをしたいというふうに思います。

教育こども部長　まず、「入園児童数減少の原因について」でございます。

第一幼稚園の入園者数が減少している原因については、その明確な要因、原因を特定することは困難なものと考えておりますが、令和元年 10 月にスタートいたしました幼児教育・保育の無償化に伴いまして、私立幼稚園への入園希望者が増加傾向にあることが、その一因として影響しているのではないかと考えております。

次に、「今後の見通しについて」でございますが、令和３年度と同様の傾向が継続する場合、令和４年度にはさらに入園児童数が減少し、２クラス編成による運営となる可能性があるものと考えております。

以上でございます。

平井議員　令和３年度の傾向がこのまま続けば、令和４年度には２クラス運営になる可能性があるということですが、島本町立第一幼稚園はＪＲ島本駅前の大変利便性の高い場所にございます。なぜ入園希望者が減少するのか、疑問にも思っているところでございますけども、そういう傾向が続けば、ある意味残念でもございます。

選択するのは保護者の皆さんでございますので、現状として、一定受け止めざるを得ないものというふうに思っておりますが、しかしながら、園児数が減少して空き教室が生じるのであれば、「有効活用」していくことも考えていく必要があるというふうに思いますが、この辺についての見解をお伺いしたいと思います。

教育こども部長　「第一幼稚園の空き教室の有効活用について」でございます。

現時点におきましては、引き続き今後の児童数の推移を注視していく必要があり、他の用途による活用につきましては、慎重に検討すべきものと考えております。しかしながら、議員御指摘のとおり、第一幼稚園につきましては、駅前の大変利便性の高い場所にございます。今後、児童数が低い水準で推移し、恒常的に空き教室が生じる状況となりましたら、恵まれた立地条件を活かした活用を検討する必要があるものと考えております。

以上でございます。

平井議員　恵まれた立地条件を仮に有効活用するとした場合、どのような選択肢があるのか、また、どのようなことが考えられるのか、その辺について、ちょっとあわせてお伺いしたいと思います。

教育こども部長　第一幼稚園の空き教室の有効活用について、再度のお尋ねでございます。

これまでに具体的な検討は行っておりませんことから、あくまでも可能性としての選択肢ではございますが、当該施設の性質を踏まえますと、例えば一時保育や地域子育て支援センター、学童保育室などによる活用が考えられるところではございます。

一時保育につきましては、しまもと里山認定こども園におきまして事業が開始されているほか、第四保育所跡地に建設予定の民間認定こども園におきましても事業実施を予定されており、地域子育て支援センターにつきましては、両園におきまして事業実施を予定されております。このことから、各種事業の町全体における総量や地域ごとの適正な配置などを考慮した上で検討していくべきと考えております。また、学童保育室につきましては、これまで本町では学校外に当該施設を設置した例がないことや、種別の異なる施設内にこれを併設することの可否など、施設面及び運営面で多岐にわたる課題があるものと考えております。

いずれにいたしましても、ただいまお示しいたしました活用例はあくまでも一例であり、これらを含め様々な選択肢につきまして、課題の洗い出しと整理を行いながら、検討を行う必要があるものと考えております。

以上でございます。

平井議員　一定、答弁をいただきましたけども、最近の傾向としては、町内の幼稚園児の園児数には変動がなく、私立幼稚園の園児数が増加する一方で、第一幼稚園の園児数が減少している状況というのが分かりました。

また、先ほどの答弁で、町立幼稚園の入園希望者の減少の要因について、令和元年10月にスタートした幼児教育・保育の無償化が私立幼稚園の入園希望者増の一因と考えているということでございますが、他の要因も影響しているというふうに私は思っておりますので、一度、どういう方法で実態把握するのがいいのか、ちょっと検討していただいて、実態を把握していただいて、「現状を十分に把握するべき」というふうに考えておりますが、これについての見解をお伺いをしたいと思います。

それとあわせて、減少傾向が続くようであれば、幼稚園バスの乗車基準を見直して、保護者の負担軽減を図っていくのも一つの考え方としてあるというふうに思っておりますが、その辺もあわせて見解をお伺いしたいと思います。

教育こども部長　まず、第一幼稚園の入園者数が減少している中、その要因について把握すること、これは重要なことと思います。しかしながら、第一幼稚園の入園を希望されず私立幼稚園の入園を希望された方への調査となると、相当広範囲な調査になることが想定されます。いずれにいたしましても、何らかの形式を用いての一定の要因把握は必要と考えますので、その手法について検討してまいりたいと考えております。

次に、幼稚園バスの「乗車基準の見直しについて」でございます。現在、乗車基準といたしましては、おおむね第一幼稚園から半径１キロメートル以上離れた地域、または、

国道 171 号線以南の地域の方となっており、令和３年度につきましては、利用希望者全員に御乗車いただける予定となっております。乗車基準における対象地域を広げた場合には、議員御指摘のとおり保護者の負担軽減を図ることができるものと考えております。一方で、徒歩による登園者と幼稚園バス利用者との間で、登園時刻にこれまで以上に時間差が生じ、園児全員揃っての保育の開始が、さらに遅れることが課題として考えられます。

いずれにいたしましても、バス登園への需要とともに、課題を総合的に判断し、実施の有無について、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

平井議員　一定、考え方というのをお聞かせをいただきましたけども、やはり、公立幼稚園１園はそのまま、今の現状のまま存続をしていただきたいというふうに思っております。いずれにいたしましても、これからますます少子化の影響で大変、公立の幼稚園の運営というのも、大きな存続問題が影響してくるような可能性もございますので、第一幼稚園はやはり駅前の好立地条件にあるというふうに思っております。

そういったことを考えると、やっぱり空き教室の有効活用をしっかりと検討していただいて、今後、島本町の活性化につなげていっていただきたいというふうに求めまして、今期最後の一般質問を終わりたいと思います。

村上議長　以上で、平井議員の一般質問を終わります。

引き続き、大久保議員の発言を許します。

大久保議員　それでは、通告どおりに質問に入ります。

１点目、「超少子高齢化に備えるＡＩ・ＲＰＡ導入」について、お伺いします。

国立社会保障・人口問題研究所の推測によりますと、我が国全体の人口構造は 2040 年にかけて大きく変容してまいります。今後、人口減少は加速し、2040 年頃には毎年約 90 万人が減少、生産年齢人口――15 歳～64 歳の減少幅は増大し、行政サービスの提供や地域の経済活動の制約要因となります。一方、高齢者人口――65 歳以上はピークを迎え、2040 年には介護需要が高まる 85 歳以上の人口は、2015 年から倍増し、１千万人越えとなり、75 歳以上の単身世帯は 2015 年の約 1.5 倍となります。既に多くの市町村が人口減少と高齢化に直面し、今後は大都市圏を含め全国的に進行をします。

私たち日本人が、また、世界におきましても、かつて経験のない超少子高齢化をどのように乗り越えていくのか、将来の島本町の姿を、従来の検討方法ではなくバックキャスティング、将来の危機と、その危機を克服する姿を想定し、現時点から取り組む課題を整理していく必要があると考えます。その一環として、今後の自治体における労働力の厳しい供給制約を想定した「ＡＩ・ＲＰＡの導入」は早期に検討すべきと考え、質問をしてまいります。

本町は、業務の効率化等に鑑み、「ＡＩ・ＲＰＡ等の導入の検討や取り組むべき対応」

を、バックキャスティングに検討された経緯はありますか。

総合政策部長　それでは、大久保議員からの「ＡＩ・ＲＰＡ」にかかる一般質問について、順次御答弁を申し上げます。

まず、「導入の検討状況について」でございます。

現在、本町におけるＡＩの活用につきましては、各システムの比較検討やテスト等を経て、本年度から音声認識ＡＩを活用した会議録作成支援システムを導入しており、会議録作成にかかる業務の効率化を図っているところです。その他の業務につきましても、ＡＩ・ＲＰＡに限らず、デジタル技術を活用した業務改善事例等の情報について、関係部署で情報共有を図っているところでございます。

以上でございます。

大久保議員　「関係部署で情報共有を図っている」ということですけども、今後、地方行政のデジタル化が進む中、「ＡＩ・ＲＰＡ等の導入」は進めていくべき事業と考えますが、本町の認識をお伺いします。

総合政策部長　次に、「ＡＩ・ＲＰＡ導入にかかる町の認識について」でございます。

ＡＩ・ＲＰＡなどのデジタル技術については、うまく活用することで、業務の効率化や省力化、サービスの向上などの効果が期待できるものと考えておりますが、導入にあたっては、費用対効果を考慮して検討していく必要がございます。今後におきましても、他自治体の事例等を踏まえ、各業務の課題を整理しながら、効果的なサービスの選択に向けた調査や検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員　本町におかれましても、３月１日付けでデジタル化推進チームを設置されるということです。十分な調査・検討をお願いをします。

2018 年 11 月現在、総務省のデータによりますと、ＡＩを１業務でも導入をしている市町村は４％・76 団体、ＲＰＡを１業務でも導入をしている市町村は３％・59 団体ということですが、近隣の市町村で導入をされている事例を把握されているのか、伺います。

総合政策部長　「近隣自治体の事例の把握について」でございます。

ＡＩ・ＲＰＡなどデジタル技術を活用した業務の効率化については、近年、各自治体で積極的に取り組まれており、府内自治体においても会議録作成や問合せ対応、各種事務処理において、ＡＩやＲＰＡを活用した取組の検討や導入が行われていることは承知をいたしております。

以上でございます。

大久保議員　それでは、自治体におけるＡＩの活用事例としまして、情報提供型チャットボットＡＩ、会議録作成・集約作業のＡＩ、災害情報要約ＡＩ、道路補修効率化ＡＩ、職員業務支援ＡＩ、保育マッチングＡＩ、介護保険サービス、健康保険、特定健診受診、定型業務の自動化に、ＲＰＡやＡＩ－ＯＣＲの活用などがあります。

本町のような小さな自治体におきましては、財政的に導入可能なものは、本年度導入されております会議録作成・集約作業のＡＩ、そして、今後検討していただきたい道路補修効率化ＡＩなどと考えますが、本町の見解をお伺いします。

総合政策部長　「財政的に導入可能なＡＩについて」でございます。

ＡＩ等の活用にあたっては、費用対効果等を考慮した上で、効果的なサービスを導入する必要があると考えております。議員御指摘のとおり、ＡＩについては様々な分野で活用が進んでいるところでございますが、まずは、本年度導入した会議録システム運用を進めながら、他の業務の課題解決につながるサービスについて、調査・検討を進めてまいります。

なお、御質問の中で例示いただいております道路補修効率化ＡＩにつきましては、現時点において予定はございませんが、費用対効果も含め、近隣自治体の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員　今、御紹介をいたしました道路補修効率化ＡＩですけども、比較的安価で導入ができるということです。聞くところによりますと、大体 10 万円ぐらいではないかということで聞いております。近隣では大津市さんが採用されております。

それでは、１点目の最後の質問です。政府は来年度、少子化に伴う将来の職員数の減少を見据え、業務の効率化を急ぐべく、小規模自治体によるＡＩ導入に向け財政支援を拡充するとのことです。具体的には、市町村の共同ＡＩ化支援であり、来年度から複数自治体が共同でＡＩを導入する場合に限り、導入費用や初年度運用経費を国が５割負担するというものです。

本町のような小規模自治体におきましては、費用対効果を検証しつつ、「この制度の利用を検討すべき」と考えますが、見解をお伺いします。

総合政策部長　「国の財政支援の活用にかかる町の見解について」でございます。

ＡＩ・ＲＰＡ導入に関する経費につきましては、一部の業務を除き、措置率 0.3 で特別交付税措置があり、複数の自治体が協定を締結して共同調達を行う場合には、措置率 0.5 で特別交付税措置があると聞き及んでおります。

デジタル化の推進にあたっては、システム構築や機器の購入、サービス利用料の支払いなどコスト面の課題があることから、導入にあたっては、費用対効果を十分考慮するとともに、財政支援措置の活用などによるコスト低減にも努めながら、検討を進めていくことが重要であると考えております。

以上でございます。

大久保議員　今後、加速化していく地方行政のデジタル化に本町が後れを取らないように、よろしくお願いをいたします。

次、２点目、「コロナ禍における島本町小・中学校の運営」について、伺います。

昨年11月より、また新型コロナウイルス感染が拡大し、第３波の到来と言われております。２月28日には大阪は緊急事態宣言解除となり、第３波がようやく収束していく現状ではありますが、第４波の到来でコロナ禍がまた再び拡がりますと、ＩＣＴ環境整備が整わないまま学校教育の遅れが生じるのではないかと、さらに学力の格差が生じるのではないかと懸念をいたします。また、新型コロナウイルス感染対策を教育委員会として実施され、いろいろな課題等があったのではないかと推察をいたします。このような観点から、質問してまいります。

コロナ禍における教育委員会や教職員の業務量の増加に加えて、いろいろな問題点、課題が出ているものと推察をいたしますが、その現状を伺います。

教育こども部長　次に、「コロナ禍における島本町小・中学校の運営」についての御質問のうち、まず、「コロナ禍における教育委員会や教職員の業務量の増加に伴う現状と課題について」でございます。

令和３年１月14日に大阪府に再度緊急事態宣言が発令され、２月２日には３月７日まで延長するとの決定がなされました。その後、２月28日を持って解除されたところでございます。

本町におきましては、大阪府教育庁からの通知に基づき、感染症の対策のさらなる徹底を図りながら、学校での教育活動を継続することといたしましたが、健康観察の徹底や感染リスクの高い教科活動等は実施しない、校外学習等は中止または延期、卒業式・入学式は規模を縮小するなどの対策を講じております。授業におきましては、長時間、近距離で対面形式となるグループワークや、近距離で一斉に大きな声で話す活動などについては制限を設け、活動形態をグループから個人に変更するとともに、交流時間についても短縮するなどの対策を講じております。

施設面では、少なくとも、一日に１回は、多くの児童生徒が触れる場所についての消毒を継続しております。トイレ清掃につきましては、12月までは教職員が交代で行っておりましたが、１月からはシルバー人材センターに委託いたしましたことから、教職員の負担軽減につながっているものと考えております。

いずれにいたしましても、新型コロナウイルス感染症の感染リスクについては、軽減されたと言える状況にはなく、予断を許さない状況に変わりはありませんので、学校においては、感染リスクを軽減するための取組を講じつつ、教育委員会と学校現場が協力しながら、様々な対策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員　様々な対策を講じていただいていることは理解できるんですけども、「コロナ禍で小・中学校の教育課程の遅れや学力の格差、中学・高校受験への影響」は大きいものと考えますが、現状を伺います。

教育こども部長　次に、「コロナ禍での小・中学生の教育課程の遅れや学力の格差に伴う

中学・高校受験への影響について」でございます。

町立小・中学校では、長期休業期間の短縮、土曜授業及び７時間授業の実施などによる授業時数の確保により、学習指導要領で定められている年間授業時数については、確保できる見込みでございます。受験については、大阪府教育委員会より、大阪府公立高等学校入学者選抜、大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科本校入学者選抜及び大阪府立富田林中学校入学者選抜において、学習する内容の一部を出題範囲から除外するなどの措置が講じられており、一定の対応がなされているところでございます。

いずれにいたしましても、新型コロナウイルス感染症の収束の目途が立たない中での学校運営ではありますが、生徒の健康に留意しつつ、学習面での遅れが生じることのないよう、教育委員会と学校現場が協力し、様々な対策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員　授業時数、これは確保できる見込みということです。それで受験に関しましては、やはり学習する内容の一部を出題範囲から除外するなどの措置が講じられるということで、やはり学力の低下等が懸念される状況ではないかと思います。今後、第４波の到来も懸念されているところでありますので、このＩＣＴ環境の整備が急がれると思います。

そこで、「ＩＣＴ環境整備の進捗状況と現状」、それからＰＣの購入にあたりまして、「品不足や学校側の準備不足などの問題点」がないのか、お伺いします。

教育こども部長　次に、「ＩＣＴ環境整備の進捗状況及び現状と課題について」でございます。

現在、本町では、国のＧＩＧＡスクール構想に基づく児童・生徒に１人１台のタブレット端末の整備とともに、その使用のために必要な高速大容量のネットワーク環境の整備を進めているところでございます。

タブレット端末につきましては、３月上旬から年度末にかけて各校に順次配備される予定であり、ネットワーク環境につきましても、既に一部の学校では整備が完了し、残る学校に関しましても、当初の予定どおり、年度末までに全ての整備が完了する予定でございます。また、教員用のタブレット端末につきましても、この本会議において、契約同意の議案を提案させていただいているところであり、御可決いただけましたら、年度中に配備を完了する予定で事務を進めてまいる所存でございます。

タブレット端末等のＩＣＴ機器につきましては、現在、全国一斉に購入が予定されているところであり、需要が増大していることから、市場が品薄状態にあると聞き及んでおりますが、本町におきましては調達に関し、支障はないものと聞き及んでおります。

いずれにいたしましても、令和３年度当初からＩＣＴを活用した教育指導が円滑に実施できるよう、機器の配備と同時並行にはなりますが、現在、ＩＣＴを活用した授業の

構築、授業の指導方法等の検討や、各教員への研修などの準備を進めているところでございます。

以上でございます。

大久保議員　タブレット端末については、当初の予定どおり、年度末までに全ての整備が完了する予定ということです。調達に関しても支障はないということです。早期にこの環境を整えていただきまして、オンライン授業、特に、私はこのオンライン英会話授業の充実というのは非常に大切だと思っております。細部に関しましては、委員会のほうでご質問したいと思っております。

最後の質問です。学校給食に関して、コロナ禍で「現場のアレルギー対応」を含めまして、教育委員会として問題点、課題があれば、お示しください。

教育こども部長　次に、「学校給食におけるアレルギー対応について」でございます。

学校給食における児童・生徒のアレルギー対応につきましては、以前から学校内において体制を構築し、保護者との連携を図りつつ、万全を期して取り組んでいるところでございます。給食室内の衛生管理につきましても、国のマニュアル等に従って、毎日、洗浄、清掃及び消毒の作業を行っているところでございます。

いずれにいたしましても、現在の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う先行き不透明な状況の中では、これまで以上に、より慎重に、かつ注意を払って、対策を講じていく必要があるものと考えております。

以上でございます。

大久保議員　分かりました。このコロナ禍での学校運営は、教職員の方の業務にどれだけ影響があるのか、大変懸念を持っております。業務量増加によりますリスクは、十分予想ができます。

今後とも教育委員会と学校現場がしっかりと協力し、この難局をともに乗り越えていただきたいと要望をしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

村上議長　以上で、大久保議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

（午前 11 時 50 分～午後１時 00 分まで休憩）

村上議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

山田町長におかれましては、けがのため、御答弁の場合は着座にて行われますので、御了承願います。

引き続き、中田議員の発言を許します。

中田議員　2021 年３月の一般質問を行います。

「おいしい水道水をいつまでも――持続可能な水道運営について――」です。

自己水として地下水を主な水源とした水道運営を続けることは、島本町のアイデンティティを保つ上で大変重要です。これをできるだけ長く維持していくべきと考えます。

そこで、持続可能な水道運営について、伺います。

大阪広域水道企業団との統合について、現時点で、大阪広域水道企業団と統合する考えはありますか。

上下水道部長　それでは、中田議員からの一般質問に、順次御答弁申し上げます。

まず、水道運営に関する御質問のうち、「現時点で、大阪広域水道企業団と統合する考えはあるのか」についてでございます。

現時点では、大阪広域水道企業団と統合する考えはございません。

以上でございます。

中田議員　現時点で、大阪広域水道企業団と統合する考えはない、ということですね。はっきりお答えくださいました。

「統合」という言葉が分かりにくいですが、言い換えると、どうなるのでしょうか。

上下水道部長　「統合とは」ですが、「本町の水道事業が廃止され、大阪広域水道企業団が事業継承することになる」ということでございます。

以上でございます。

中田議員　「統合」という言葉は、「本町の水道事業が廃止され、大阪広域水道企業団が事業継承すること」ということです。つまり、「現時点では、町営水道を廃止して企業団に事業継承する考えはない」ということでしょうか。

上下水道部長　議員お見込みのとおりでございます。

以上でございます。

中田議員　令和元年 10 月の水道法の改正がありました。この改正の柱は何だったでしょうか。

上下水道部長　今回の水道法の改正におきましては、人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るための措置として、「関係者の責務の明確化」、「広域連携の推進」、「適切な資産管理の推進」、「官民連携の推進」及び「指定給水装置工事事業者制度の改善」について定められております。

中でも、「関係者の責務の明確化」においては、「国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこと」、「都道府県は水道事業者等（水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。）の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこと」、「水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこと」とされております。

「広域連携の推進」においては、「国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めること」、「都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができること」、「都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設ける

ことができること」とされております。

「官民連携の推進」においては、「地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者に設定できる仕組みを導入する」とされております。

以上でございます。

中田議員　改正の柱について、詳しく御説明いただきました。中でも３つ、「関係者の責務の明確化」と「広域連携の推進」、「官民連携の推進」のことをお答えいただきました。

これによると、「関係者の責務の明確化」においては、「都道府県は水道基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するように努めなくてはいけない」と、「広域連携の推進」においては、「水道基盤強化計画を定めることができて、また、協議会を設けることができる」というふうになっています。

水道法のこの改正の動きを受けて、府はどのように動きは変化しているのでしょうか。

上下水道部長　「大阪府の動向について」でございますが、平成 30 年８月に設置された大阪府と府内の全水道事業体が参画する「府域一水道に向けた水道のあり方協議会」を活用し、令和２年３月に「府域一水道に向けた水道のあり方に関する検討報告書」を取りまとめ、公表されたところでございます。

なお、大阪府では、同報告書を「水道広域化推進プラン」として位置づけられておられます。

以上でございます。

中田議員　水道法改正により、昨年度、大阪市も含めた府全体の「水道広域化推進プラン」が作成されたということと理解しました。

また、先ほど御説明いただいた「水道法」改正の官民連携の部分、水道公共施設において、民間が運営主体となり得るという御説明があったと思いますが、水道民営化という点、マスコミでも大々的に取り上げられたわけですが、大阪府の水道民営化の考え方について、大阪府や企業団として民営化に向けた計画は進んでいますか。

上下水道部長　現時点におきましては、「民営化は考えていない」と聞き及んでおるところでございます。

以上でございます。

中田議員　府や企業団は、「現時点で民営化は考えていない」ということですね。

上水道の民営化については、法律上可能になったものの、実際には世界の流れを見ると、大変難しい状況にあると考えます。例えば、ヨーロッパでは、水道の民営化によって料金の高騰などの問題が山積し、再び公営化する自治体が急増しています。こういった世界の流れに水道法の改正は逆行するものであり、日本は、ここから大いに学ぶべきです。

ということで、以下のことが今までの質問で確認されました。水道法改正により、上水道事業の民営化が可能になりましたが、現時点では、府や企業団は民営化を考えていないということ。国全体で水道基盤強化のために広域化が進んでおり、府が水道事業の広域連携の推進に努めなければならなくなったことにより、府としてもそれを受け、昨年度「水道広域化推進プラン」を作ったということ。また、こういった大きな流れがある中で、島本町は現時点で統合する、つまり町営水道を廃止して大阪広域水道企業団に事業継承する考えがない、ということが分かりました……（「そんな質問では駄目だ」と議場外から発言あり）……。

次の質問に移ります。

冒頭でも言ったとおり、地下水をメインの水源とした町営水道は町民の誇りです。できるだけ長く地下水をメインとした町営水道を維持することが望ましいと考えます。

そこで、地下水を主な水源とした持続可能な水道運営について問います。維持のための課題は何ですか……（「そんな質問は駄目よ」と議場外から発言あり）……。

上下水道部長　次に、地下水を主な水源とした水道運営について、「維持のための課題は何か」についてでございます。

本町の自己水は、地下水を水源としていることから、毎年、深井戸揚水試験を実施し、各井戸の適正揚水量を把握し、日常のくみ上げ量として取水を行っており、日頃から井戸の適正な維持管理に努めておるところでございます。

課題といたしましては、地下水を水源としていることから、枯渇による影響や水質汚染などの影響を受けることが懸念されるところでございます。

以上でございます。

村上議長　傍聴席の方は、御発言を控えてください。

中田議員　地下水を主な水源とした本町の水道運営の課題として、枯渇による影響や水質汚染などが影響することがあるとのことでした。特に枯渇による影響の懸念を払拭する方策として、森林整備にもっと積極的に努めていただきたいです。地下水を育むのは森林です。森は水を蓄える働きをします。

持続的な水供給に向けた森林管理による水資源涵養の向上のため、町面積の７割を占める森林の保全整備は大変重要です。全庁的な課題として取り組んではいかがでしょうか。

上下水道部長　地下水涵養のための森林整備に努めることは有益であると認識をしておりますが、全庁的な取組においては、森林整備を進める上での課題を整理し、長期的な視点で、大阪府など関係機関と連携しながら、計画的に進めていく必要があるものと認識をしております。

以上でございます。

中田議員　ぜひ積極的に進めていっていただきたいと思います。

森林は水を蓄える働きだけでなく、気候危機対策としての二酸化炭素の吸収源としても重要ですし、生物多様性の保全、土砂災害の防止、自然とのふれあいの場の提供、大気浄化など、極めて多くの機能を有しています。町面積の７割を占める森林の手入れは、町の魅力を高め、私たち住民の生活の質の向上にも大きく寄与します。

島本町は、市街地のすぐ近くに山があります。町民は日常的に、家から歩いてハイキングに行くことができます。私もこどもたちと山歩きをし、市街地では見られない植物や動物を見たり、水無瀬川に合流する前の小さな支流を見たり、この島本町に住んでいるからこそ、身近で自然に親しみ、豊かな時間を過ごすことができています。一方で、手入れが行き届かない鬱蒼とした森林も目の当たりにしており、ここを何とかしたいという思いも抱いています。「水の安心」も含めて、総合的に町の魅力を高めるため、森林整備を積極的に行っていただきたいです。

次の質問です。

「技術職員の課題」について、現状、技術職員は２名、それで水道事業を回していけるのでしょうか。

上下水道部長　水道運営基盤を維持するためには、職員の確保、特に技術職員の確保と技術の継承が不可欠であると認識をしております。現状では２名の技術職員を配置しておりますが、職員の増員につきましては、定数管理を所管している人事課との調整が必要となるため、水道運営を維持するためにも、引き続き調整していきたいと考えております。

以上でございます。

中田議員　２名で回していけるのかどうか、ちょっとはっきりしないお答えではあったんですが、「技術の継承の課題」について問います。

現状、２名の技術職員は 45 歳以上の方が２名、平均年齢が 48 歳です。技術の継承には時間がかかります。地下水をメインとした町営水道の継続は多くの住民が願うところです。維持のために、長期的な視点も踏まえ、年齢構成も考えた技術職員の配置が必須と考えますが、いかがですか。

上下水道部長　技術の継承につきましては、これまで経験豊富な再任用職員の指導により対応してきたところでございます。人材の育成や技術の継承には時間を要することから、技術職員の配置につきましては、年齢構成に配慮する必要があるものと考えております。

以上でございます。

中田議員　若手職員の育成には時間がかかることと思います。配属されて、技術職員というのはなかなかすぐに力が発揮できるものではないと思います。人事部におかれましては、若手技術職員を、ぜひ水道事業に優先的に配置していただきたいと思います。長期的な視点を持って、よろしくお願いいたします。

「水道事業ビジョン（案）」には、令和 15 年までの 13 年間の計画が示されています。

地下水 90％で町営水道として少なくとも今後 13 年間はやっていけるということと理解してよろしいでしょうか。

上下水道部長　パブリックコメントでお示しをしました「水道事業ビジョン（案）」における投資財政シミュレーションの結果などから、計画期間内は自己水源として地下水 90％を維持しながら、単独での経営が可能な状況にあるものと認識をしております。

以上でございます。

中田議員　維持管理の課題について、この試算は維持管理費込みでしょうか。当面は現状の水道料金でやっていけるということですか。

上下水道部長　パブリックコメントでお示しをしました「水道事業ビジョン（案）」におきましては、維持管理費については、井戸の揚水試験費など、自己水源として地下水 90％を維持することを前提として試算しており、投資財政シミュレーションの結果から、計画期間内は現行の水道料金体系を維持できるものと認識をしております。

以上でございます。

中田議員　計画期間内である 13 年間は、現行の水道料金を維持して町営水道でやっていけるということ、安心しました。

その後はどうでしょうか。どういった課題が予想されていますか。

上下水道部長　「今後の課題について」でございますが、主なものとして、浄水施設や送水施設における機械電気設備の更新などが挙げられますが、次期「水道事業ビジョン」策定時に、より明確になるものと思料しており、改めて投資財政シミュレーションを実施し、今後の経営状況や料金改定の動向などを見通すことが必要になるものと考えております。

以上でございます。

中田議員　水道の運営がどういう状況にあるのか、なかなか住民に伝わっていないと感じることがあります。日頃から広く住民の理解を得ることは重要です。「水道事業ビジョン」アンケートの自由記入欄――１年ほど前に出ていましたが、アンケートの結果ですね。自由記入欄は、何名から何件、どういった意見がありましたか。

上下水道部長　今回、「水道事業ビジョン」を策定するにあたりまして、住民アンケートを実施させていただいたところでございます。アンケートの自由意見につきましては、388 名の方からいただき、１名の方からも複数の自由な意見を頂戴いたしましたことから、総件数といたしましては 464 件になってございます。また、自由意見を集約させていただくため、水質や料金など７項目に集計をさせていただいております。

内訳でございますが、水源について 10 件、水質について 47 件、料金が 37 件、お客様サービス――要望・改善や情報提供などが 213 件、経営――水道事業の存続・企業団水の反対が 87 件、施設整備・災害時の対応が 33 件、その他 37 件となってございます。

以上でございます。

中田議員　自由意見欄に 388 名からも意見が寄せられて、大変分厚い内容で、住民の水に対する関心の高さが表れていると思います。このたくさん寄せられた様々な意見の中で、反映できた部分はありますか。

上下水道部長　「島本町水道事業ビジョン」策定のためのアンケート調査において、寄せられた意見は様々でございましたが、一つには、クレジットカード払いができないのかといった御要望がございました。クレジットカード払いにつきましては、毎年の水道使用届の際にも多くの方から問い合わせをいただいておりましたことから、既に電算システム改修を終了しておりますが、代行業者の都合により実施しておりませんでした。今回、代行業者が見つかったこと、アンケート調査で寄せられた意見など、改めて住民の皆様からの御要望が多いことを踏まえ、来年度予算にクレジットカード決済システム導入にかかる費用を計上させていただいております。

以上でございます。

中田議員　いただいた意見の中には、水道事業について誤解されている内容もあったと思います。例えば、アンケートでは「水道料金がかなり高い」といった印象をお持ちの方もまだおられました。実態は、例えば 2018 年度のそれ――20 立法メートルですか――の中では、府内平均が 2,859 円と、島本町と同じ料金です。また、府内平均の料金が全国平均と比べて約２割も安いということを踏まえれば、島本町の水道料金は高いどころか、全国平均よりも２割も安いということになります。向こう 13 年は現行の水道料金を維持したままやっていけるとしても、その後に料金値上げを検討するとなった場合に、住民の方が「今でも高いのにさらに値上げ」と思うのか、そうでないのかで、それを受入れるか、入れないかの決断を迫られたときの判断が大きく違ってきます。

水道料金や仕組み、運営などについて、正しく住民の方に理解していただくことが、持続可能な水道運営につながると考えます。自由記入欄のアンケートに答える形で――今回、たくさん寄せられた意見ですね――広報誌や掲示板、ラインなどの媒体を活用して、住民の皆さんに水道事業の情報の発信をしてはいかがでしょうか。

上下水道部長　「水道事業ビジョン」策定のためのアンケート調査での自由記入欄には、様々なことを書いていただけたものと考えております。中には、「白いカルシウムみたいなものが食器に付く」など、日常生活において気がついたことなども記載していただいております。水は日常生活になくてはならないものであり、身近な存在であると考えております。

毎年、水道週間にあわせて広報を行っておりますが、それだけではなく、今回の自由記入欄の内容を踏まえ、水道事業の情報発信に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

中田議員　前向きな御答弁いただきました。ぜひ、住民の声に応える形で情報発信に努めていただきたいと思います。

人口減少による収益減少や施設の老朽化による更新費用の増加等の課題は、どこの自治体も持つ懸念事項です。これに対しては、山田町政が取り組んできた住民との対話をより盛んにしていくことで、コンパクトさをスケールメリットにして、「水」というものをもっと住民の方々が理解し、考えられるようにしていっていただきたいと思います。

水道の一元化という大きな流れの中で、島本町としては、現時点では統合の考えがないということで安心しましたが、命を支える水を地域で守るために、情報発信に努め、技術職員の配置などの課題を後回しにすることなく、地下水を主な水源とした持続可能な町営水道に取り組んでいっていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

「ゼロカーボンシティ宣言を！」です。近年、地球温暖化が原因とされる気候変動は、世界各国に集中豪雨や干ばつ、熱波や山火事などの自然災害を頻発させ、毎年のように多数の死者を出したり、農作物に甚大な被害をもたらしたりしています。これは「気候危機」と言うべき状況です。

このような中で、島本町として、地球温暖化対策における世界情勢をどのように把握されていますか。

都市創造部長　続きまして、「ゼロカーボンシティ」に関する御質問に、御答弁申し上げます。

まず、「地球温暖化対策に関する世界情勢の把握について」でございます。

平成28年に発効されたパリ協定により世界共通の長期目標が定められて以降、各国で温室効果ガス排出量の削減目標が示されております。しかしながら、現状の削減目標ではパリ協定での目標達成には不十分であることから、削減目標の見直しが求められている状況にあると認識しております。

以上でございます。

中田議員　今、言われたパリ協定における「世界共通の長期目標」とは、どのようなものですか。

都市創造部長　パリ協定における「世界共通の長期目標について」でございます。

パリ協定におきましては、世界の気温上昇を産業革命以前に比べて２度より十分低く保ち、1.5度に抑える努力をする。そのため、できる限り早く世界の温室効果ガス排出量をピークアウトし、21世紀後半には温室効果ガス排出量と森林などによる吸収量のバランスを取ることが、世界共通の長期目標として盛り込まれたものでございます。

中田議員　パリ協定は、気温上昇を産業革命以前に比べて２度未満に抑えることを目指し、可能なら1.5度に抑えるという努力目標を掲げているということです。

産業革命前から比較して、既に１度上昇している状況で、この「気候変動リスクをどのように認識」されていますか。

都市創造部長　現状の削減目標での「気候変動のリスクなどについて」でございます。

国連の専門機関である世界気象機関が設立したＩＰＣＣ――気候変動に関する政府間パネルによりますと、現状の削減目標での気温上昇の見込みとして、2017 年時点で世界の気温上昇は、産業革命前から１度上昇しており、現在の進行速度で増加し続けると、2030 年から 2052 年の間に 1.5 度に達する可能性が高いと報告されております。

また、この気象変動による影響といたしましては、ここ数十年、水資源への影響、陸域淡水・海洋生物の生息域の変化等、農作物への影響があり、熱波や干ばつ、洪水、台風、山火事等、近年の気象と気候の極端現象による影響は、生態系や人類に対して著しい脆弱性や曝露を与えていると報告されております。

中田議員　分かりました。

今の話、産業革命前に比べて、既に世界の平均気温は約１度上昇していて、現在のペースで排出量が増加し続けると、2030 年から 52 年の間にそれが 1.5 度に達する見込みということですね。

ＩＰＣＣを引用されて、気象と気候の極端現象による現状の影響について紹介していただきましたが、ＩＰＣＣの 1.5 度特別報告書からさらに補足すると、1.5 度の上昇で現在よりもかなりの悪影響が予測され、さらに 1.5 度と２度の上昇の場合には、影響に相当程度の違いがあり、1.5 度のほうが安全であることが明らかになったとされています。また、1.5 度に抑えることは可能だが、前例のないスケールで社会システムの移行が必要と、そういうことになっています。

さて、その「パリ協定以降の国内の状況の変化」については、どうなっているでしょうか。

都市創造部長　日本におけるパリ協定に基づく温室効果ガスの削減目標といたしましては、平成 28 年５月に策定された「地球温暖化対策計画」の中で、「2030 年度に温室効果ガスを 26％削減する」としておりましたが、昨年 10 月 26 日に菅首相が所信表明演説の中で、「2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」ことを宣言いたしました。

また、地方自治体におきましては、２月 17 日現在で、都道府県では大阪府を含む 30 都道府県が、市区町村は 235 自治体が、「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」を行っております。

以上でございます。

中田議員　まず、日本の削減目標は、2050 年までに実質ゼロになったとのこと。パリ協定の 1.5 度目標を達成するためには、2050 年までに実質排出ゼロですので、日本もようやく足並みが揃ったということ、これはまずは歓迎するものです。

また、地方自治体の状況ですが、一昨年の秋に１自治体が宣言してから、この１年半に、今は足すと 265 自治体と言いましたが、289 自治体にまで増えました。これは２月 17 日の値を言っていただきましたが、この２週間も経たないうちに、また 24 自治体増

えています、２月 26 日までで。相当な勢いで増えていると感じています。

ゼロカーボンシティ、「近隣市町村の取組状況」はいかがでしょうか。

都市創造部長　「近隣市町村の取組状況について」でございます。

大阪府内では、同じく２月 17 日現在で、大阪市など７市が「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」されており、直近では、２月 10 日に吹田市と豊中市が「気候非常事態共同宣言」を行っておられます。

中田議員　一昨年、2019 年 12 月の中田の一般質問では、この件に関して山田町長は、こういった宣言について「本町としてはアーリーアダプターとなれるように、温室効果ガスの排出抑制策についてもしっかりと検討し、可能なものから常にできるだけ早期に取り組んでまいりたい」とおっしゃっておられましたが、島本町としてゼロカーボンシティ宣言に向けて、どのように取り組むべきと考えておられますか。

都市創造部長　次に、「町としての考え方について」でございます。

町といたしましても、気候変動・気候危機に対する取組の必要性は十分認識いたしております。なお、町が宣言をする場合には、行政のみならず、議員各位をはじめ住民の皆様と一体となって進める必要があると考えております。このことから、まずは、現在の取り巻く状況や取組の必要性に関する周知活動を進めさせていただき、一定のご理解をいただきながら、具体的な取組について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員　住民の皆様と一体となって進めるとのことですが、地球温暖化対策に関して、住民の関心度が分かる一例として、昨年 10 月に開催された町の環境保全審議会において、大阪府から出席された委員の方から、「大阪府が実施した太陽光パネル等の共同調達事業に関し、多くの島本町民の方の参加があった」との発言がありました。どのような実績でしたでしょうか。

都市創造部長　「大阪府の事業への参加状況」でございます。

令和２年度に大阪府では、「みんなのおうちに太陽光」と称した太陽光パネル等の共同購入支援事業が実施されたところであり、本町といたしましても広報誌への掲載や自治会回覧など、積極的な周知協力を行ったところでございます。その結果、参加登録者の割合を自治体間で比較した結果として、世帯数での割合や、１戸建て持ち家での割合が府内で最高値となるなど、多くの住民の皆様に御参加いただいたものでございます。

中田議員　府内で、割合が最高値になったということですね。

町民としての関心度が高いということの一例でしたが、町全体で見たときには、産業や家庭から排出される量のほうが二酸化炭素、地球温暖化ガスのほうが、事務事業で把握されている町の排出よりもずっと多いです。町の事務事業で把握している排出量は、島本町全体の１割弱でしかありません。家庭や産業向けの啓発、ＣＯＯＬ　ＣＨＯＩＣＥによる啓発はされていると思いますが、啓発以外の具体的な取組も急務です。こちら

もあわせて、ゼロカーボンに向けて早急に取り組んでいただきたいと思います。

次の質問です。

島本町としても、ゼロカーボン宣言をすべきと考えます。取り組む際の「町としての課題」は何でしょうか。

都市創造部長　次に、「町が取り組む際の課題について」でございます。

本町における大きな課題といたしましては、まずは、町の事務事業で発生する二酸化炭素の約半分を占める清掃工場があげられます。清掃工場につきましては、ごみ焼却によるエネルギーを発電や熱利用といった転換ができず、また老朽化しておりますことから、この在り方が地球温暖化対策の観点からも大きな課題であり、より効率的な処理方法について取り組む必要があるものと考えております。

また、その他の課題といたしましては、環境に配慮した取組を行う際の財政的負担がございます。短期的な視点や地理的に限定した条件においては、環境に配慮した取組を行う場合、コストが割高になる可能性が高くなります。このことから、町全体において取組を普及させるためには、長期的かつグローバルな視点に立った上で、一丸となって推進していく必要があるものと考えております。

以上でございます。

中田議員　「一丸となって推進していく必要がある」と力強い、前向きな御答弁をいただきました。この点、ぜひ頑張っていただきたいと思います、町全体でですね。

最後に、「炭素予算」という言葉についてです。気温上昇をあるレベルに抑えようとする場合、温室効果ガスの累積排出量、過去の排出量と将来の排出量の合計の上限値のことを「炭素予算」と言います。過去の排出量は推計されているため、気温上昇を何度までに抑えたいかを決めれば、今後、どれぐらい温室効果ガスを排出してもよいかが計算できるということになります。家計で言えば、我が家で今月使えるお金が 20 万円、今まで 12 万円使ったから残りは８万円、というのと同じような考え方です。

この考え方に基づけば、今の排出量のままで 1.5 度未満に止めたければ、４年後の 2025 年には、もう財布の中身は空になる、そのような状態という計算もあります。前例のないスケールで社会システムの移行が必要です。だからこそ、政府を含め多くの地方自治体が雪崩を打ってゼロカーボン宣言をし出しています。二酸化炭素を排出している限りは、温度は上がり続けます。自然は待ってくれません。対策ができる時間は限られています。

こういった視点からすれば、以前に町長が言われた「できることから取り組む」のではなく、さきの質問で他の議員の方も言及されていましたバックキャスティングの考え方で取り組まなければなりません。現在から未来を考えるのではなく、1.5 度に抑えるための炭素予算の上限という、未来から逆算して解決策を模索し、見つけてください。

ＮＡＳＡなどが発表した報告書によると、2010 年代は 140 年間の観測史上、最も高温

な 10 年間だったということです。環境省は、2100 年の夏には、このままの二酸化炭素の排出を続ければ、全国の最高気温が 40 度を超えるという未来の天気予報も示しています。

島本町でも、既に夏は暑さでこどもたちが外遊びができない、プールもできない、部活動ができないという日が増えてきています。温室効果ガスの排出量を減らすためにも、島本町として、ゼロカーボンに向け、今すぐ行動することを強く求め、質問を終わります。

以上です。

村上議長　以上で、中田議員の一般質問を終わります。

引き続き、河野議員の発言を許します。

河野議員　日本共産党・河野恵子より、一般質問を行います。４点について、お尋ねいたします。

まず初めに、「さらなるコロナウイルス感染症対策――水道料金減免等生活支援を急げ」と題して質問します。

2021 年２月９日に、日本共産党島本町委員会、私・河野ほか１名より「コロナウイルス対策についての第四次緊急申入書」を提出しております。１月の緊急事態宣言がさらに１ヵ月延長され、いよいよ自営業、非正規の労働者をはじめとする住民の生活困窮、医療・病床逼迫の折、検査数はもとより、島本町の陽性者に対し必要な保護や治療が行われているのかなどの問合せが急増したことも併せ、要望に至っております。

国の第３次補正予算の活用はもちろん、一日も早い対策が求められております。そこで質問です。

緊急小口資金や住居確保の支援策の相談が集中する窓口への人員増への手当てなどは、すぐにでもできる施策と考えます。見解を伺います。

健康福祉部長　それでは、河野議員からの一般質問に、順次御答弁申し上げます。

まず、「新型コロナウイルス感染症対策」についての質問のうち、「生活困窮者支援について」でございます。

現在、島本町社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた緊急小口資金や総合支援の特例貸付の相談対応及び申請受付を行っておられます。これらの事業は、大阪府社会福祉協議会からの受託事業として人件費を含む事業費が措置されており、多数寄せられている相談やその事務処理に対応すべく人員が配置されております。また、「生活困窮者自立支援法」に基づく町の委託事業として、社会福祉協議会に設置しております生活自立相談窓口において、住居確保給付金をはじめ様々な事情で生活に困っている方への相談支援を行っているところでございます。

今後の相談体制の拡充につきましては、社会福祉協議会とその必要性を協議し、特定財源の活用等も踏まえて検討する必要があると認識をしております。

以上でございます。

河野議員　先日、このことも併せまして社会福祉協議会に電話で様々ヒアリングをしておりますが、２月の上旬に電話したところ、背景では様々な問合せが殺到しておるようで、まさに社会福祉協議会がコールセンター状態になっているということを、私はちょっと目の当たりにさせていただいております。急ぎ対策を求めておきます。

続いての質問ですが、これは第三次要望書までに繰り返し求めていたことで、少人数学級です。

学校現場の対策について、学校、園、幼稚園、保育園・保育所、認定こども園等と、学童保育室で発症が確認された場合、その児童の在籍しているクラス全員、関わった職員全員に、町内でできる検査を実施することや、授業等の３密回避のための少人数学級、特別な配慮を求める子どもたち、ＰＴＡの声は非常に強いと考えます。その点についての見解を伺います。

教育こども部長　次に、「学校現場の対策について」でございます。

現在、学校、幼稚園、保育所及び学童保育室などといった教育・保育施設等におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、日頃から消毒や換気、３密対策、その他感染予防のための取組を徹底して実施しているところでございます。施設内において、陽性者や濃厚接触者が発生した場合には、保健所と連携を密にし、その指示等に基づき、必要かつ適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に資する具体的な取組といたしましては、町立学校では、健康観察の実施、手洗いの徹底や、消毒、換気等を徹底しております。また、教室内では机を離し、できる限り身体的距離を取るとともに、児童生徒が長時間かつ近距離での対面形式によるグループワーク等、感染リスクの高い授業形態や、３密の回避を行うなど、感染防止に努めております。

国が、来年度より小学校２年生から順次 35 人学級の導入を決定しておりますが、少人数学級は３密の回避だけではなく、教員の負担軽減や、個に応じた指導が行いやすくなるなど、児童生徒にとっても効果があるものと考えております。

特別な配慮を求める児童生徒、保護者については、「新しい生活様式」へのスムーズな移行が困難な児童生徒もいることから、こうしたことに教職員が共通認識を持ち、児童生徒一人ひとりの心の安定を最優先にしながら、個々の状況に応じた適切な感染予防対策を講じてまいりたいと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症を正しく理解し、感染リスクを判断して、感染を避ける行動を取ることができるような授業等を各校で実施するなど、取組を引き続き行っております。

以上でございます。

河野議員　質問しておりますが、これはほんとに島本町だけで解決できる問題ではないと

いうことは、過日の国における少人数学級対応についても明らかですが、今、現時点で島本町は、小学校６年生が 40 人を超える場合の補助教員の配置という独自財源を設けております。また、大阪府におかれては、小学校２年生の 35 人以下学級ということを補助しておりますので、普通に考えると、この補助体制が継続されれば、小学校２年生には国の補助があたる、国による少人数学級、そして、来年度においては、中学校１年生から小学校３年生に、これらの大阪府の今まで行ってこられた財源を充てることができれば、国以上の拡大が期待できるというふうに考えておりますが、これはもう予算の範囲でございますので、これ以上は申し上げませんが、現場での努力はもう限界であるということ。それと、今の人数、学級編制の中では、島本町の状況では「新しい生活様式」、感染リスクの低いレベル１は 40 人学級でも可能と言われますが、それを超えているという現実があるということで、ハイリスクに至っているという中での授業が行われていることで、教職員だけにこれを努力するということは、もう不可能ということになっていると思いますので、これは私の意見ですけれども、その点を含めて、国や府に対しての要望を引き続き強めていただくよう求めて、３番目の質問にまいります。

「ＰＣＲ検査」などについて、質問です。

大阪府内ではデイサービス、介護施設での感染も多く見られます。島本町では、その危険が回避されるよう定期的に職員全員のＰＣＲ検査等、町内でできる検査を実施してほしい、このことを要望書でも求めております。また、身近に感染者が出たが、濃厚接触者とされなかった場合でも、自主的にＰＣＲ検査を受けたいなどのニーズは少なくありません。ＰＣＲ検査の補助が必要ではないでしょうか。答弁を求めます。

健康福祉部長　次に、「介護職員のＰＣＲ検査について」でございます。

新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる方への行政検査につきましては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」にその対象者が規定されており、このうち濃厚接触者は、「当該感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者」とされております。また、濃厚接触者以外にも疑うに足りる正当な理由がある者として、感染者が複数発生し、濃厚接触が生じやすい状況にある地域や集団・組織に属する者につきましては、行政検査の対象として検査することができる旨が示されていることから、いわゆるクラスターが発生した場合などにおいて、保健所が、行政検査の実施が必要な範囲を適宜判断されていると認識をしております。

大阪府におきましては、受診が必要ではないものの、少しでも症状が出た場合には、インターネットで検査申し込みができる高齢者施設スマホ検査センターが開設されているほか、高齢者施設等への検査につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき検査の集中的実施計画を策定され、３月までを目途に高齢者施設等の従事者を対象に検査を実施されると聞き及んでおります。

なお、ＰＣＲ検査は、その性質上、実際には感染しているのに結果が陰性になる偽陰

性や、感染していないのに結果が陽性になる偽陽性があり、受検者に対して不必要な不利益が発生する恐れもございます。そのため、感染が疑われない方に対して町独自で検査事業を行う必要性の有無については、十分検討する必要があるものと認識をいたしております。

以上でございます。

河野議員　引き続き改善などを求めておきますが、１点目の最後の質問です。これは島本町の判断でもできる範囲だと考えております。

水道料基本料助成は、手洗いの励行などの感染症対策になること、ステイホーム中の水道使用量増加に対する福祉施策として有効だと考えます。急ぎ、再度実施すべきだと考えますが、いかがですか。

上下水道部長　次に、「水道基本料金の減免について」でございます。

水道基本料金の減免につきましては、コロナ禍における独自支援対策の一環として、町内の全世帯及び事業所を対象に、令和２年７月検針分から 10 月検針分までの水道基本料金の半額減免を実施したところです。その際、水道基本料金の半額減免に伴う給水収益の減収分については、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した一般会計からの繰入金を充てることができ、水道事業収益全体に影響を与えることなく実施できたところでございます。

再度、同様の取組を実施するかにつきましては、前回と同様に、本町における新型コロナウイルス感染症対策全体の中で検討していく必要があるものと考えております。

以上でございます。

河野議員　よろしくお願いいたします。

２点目です。「手話通訳派遣・補聴器使用環境の改善について――その２」と題し、質問いたします。

手話通訳、手話奉仕員養成について、伺います。国の障がい者支援の合理的配慮が言われはじめて、今、行政は善良な法令遵守の模範となる事業主であるべきと、河野は考えております。

特に、2019 年度において、議会本会議、バリアフリー協議会等、会議の場において聴覚障がいへの配慮を要する事案がありました。それらの事案に対しどのように対処され、今後の課題は何なのか。改めて説明を求めます。

健康福祉部長　次に、「手話通訳派遣・補聴器使用環境の改善」のうち、「手話通訳」について、御答弁申し上げます。

聴覚・音声言語機能障害者への意思疎通支援といたしましては、従来から手話通訳者派遣事業、手話通訳者設置事業を実施をしております。御指摘の事案につきましては、令和元年 12 月定例会議において、聴覚障害者の方から議会を傍聴するため、意思疎通支援の申請がございましたので、傍聴者２名に対し、町の臨時的任用職員１名を含め計３

名の手話通訳者を配置し、対応いたしました。また、令和２年２月７日に開催されました島本町バリアフリー基本構想継続協議会におきましては、聴覚障害のある委員からの要請により、社会福祉協議会に登録しているボランティア団体から、要約筆記者を２名配置して対応をいたしております。

課題といたしましては、今後も引き続き聴覚障害や音声言語機能障害のある方が議会や各種審議会等を傍聴したり、出席したりする際に、意思疎通支援を行う人材を確保するとともに、運営面での配慮も必要になると認識をいたしております。

なお、議会の傍聴者に対する意思疎通支援につきましては、議会事務局におきまして、令和３年度予算に必要経費を計上しているところでございます。

以上でございます。

河野議員　続いて、消防本部にお尋ねいたします。「ＮＥＴ119 導入状況、説明会などの実施状況」について、伺います。

ＮＥＴ119 システムは、聴覚や発話に障がいがある方が、スマートフォン、携帯電話のインターネット接続等を利用して、簡単な操作で素早く 119 番通報ができるようになるシステムであり、本町に在住・在勤・在学している方を対象としています。事前に登録することで可能となり、登録にはインターネットを活用した申請、消防本部での窓口による申請を予定していると、予算の段階では聞いておりました。

「現在の導入、登録、運用状況」について、説明を求めます。

消 防 長　「ＮＥＴ119 の導入状況等」につきまして、ご答弁申し上げます。

ＮＥＴ119 は、聴覚や発話に障害のある方、音声による 119 番通報が困難な方が、スマートフォンや携帯電話のインターネット接続を利用して、消防に円滑に通報が行えるシステムでございます。本町では、令和２年９月１日から正式運用をいたしました。

本システムは登録制であることから、昨年の７月にはホームページで本システムを紹介いたしまして、該当する 105 名の方々に対しましては、説明会への出欠の事前調査と本システムの概要説明を送付いたしました。８月には、出席者の方に対しまして、説明会の開催の案内を、欠席者の方に対しましては、自ら実施できる登録方法のリーフレットを送付したところでございます。８月 31 日に実施した説明会では、８名の方が登録を完了され、その他、説明会に出席されずにスマートフォン等で自ら登録された方が 10 名、直接消防本部へ来署して登録された方が２名いらっしゃいます。

現在、該当する 110 名の方々のうち 20 名が登録されており、残りの 90 名につきましては、登録がされておりません。アンケートで本システムの利用意思が「ない」と答えている方を除いた 83 名の方々につきましては、昨年 11 月に追跡調査を実施いたしまして、登録に至らない理由を確認いたしましたところ、「同居の家族のサポートがある」、「スマートフォン等を持っていない」、「補聴器等を使用して自分で電話ができる」等の回答をいただきました。

システム導入後、ＮＥＴ119 による出動事案は発生しておりませんが、継続して普及促進に取り組みまして、ＮＥＴ119 やＦＡＸ通信を併用した災害に対応してまいりたいと考えております。

河野議員　今のご答弁に対して再質問ですが、そのＮＥＴ119 の受付、説明会にあたり、聴覚・言語の障がい者の参加はあったのでしょうか。答弁を求めます。

消 防 長　あったと思うんですけども。

河野議員　その際に、手話通訳の派遣等についてはどのように行われたのか、改めてお聞きします。

消 防 長　手話通訳の方につきましては、社会福祉協議会にお願いをいたしまして、２名の方に来ていただいております。

以上でございます。

河野議員　先ほど健康福祉部長の御答弁にもありました手話通訳者設置事業においては、過年度、本来５日勤務を求めているところに、人員が足りなかったという時期もあったというふうに記憶しておりますし、今、手話サークル等のボランティアさんに依頼をしているという状況もあります。

かつてから、手話奉仕員研修等求めてきましたが、私としましては、島本町で唯一実施していると思われる社会福祉協議会の手話ボランティア養成講座がどのような状況なのかということもありまして、実は、今、参加をさせていただいております。30 年ぶりにこういった講習会、島本町主催の講習会に参加をさせていただきましたが、30 年以上前に受けていた内容よりもさらに難易度が高いというふうに思います。ボランティアという入り口の段階でも難易度が高い。しかしながら、６回×２時間、12 時間というカリキュラムで修了をされます。

一方で、手話奉仕員養成・手話通訳者養成においては、160 時間または 180 時間という研修を経て、その後、訓練も経て、登録通訳に至られるという内容がありますので、島本町の中での手話通訳者の養成・手話奉仕員養成には、まだまだほど遠いというふうに思います。

また、島本町議会に来年度以降の手話通訳と要約筆記の派遣事業の予算化ということが答弁にもありましたが、私たち島本町議会は 2014 年、島本町聴力障害者協会の申入れを受け、全ての議員が懇談をし、その当時、要請に応えて国に対し「手話言語法を求める意見書」を全会一致で採択しております。そのように、当事者の方とも議会は面談をし、２年前、この議場にも傍聴に訪れられた。そういったことを踏まえて、今度、議会費に予算をあげるという議論が発展してきているわけですね。

その点について、やはり島本町行政当局においても、そのような流れの中で現場の声を聞いていただく。あるいは、このボランティア養成講座についても、聴覚障がい者の方の側から見ると、聴覚障がい者と接する実践内容をカリキュラムに入れてほしいとい

うような要望も聞いております。聴覚障がい者側からとしては、町の事業に関わりを持つきっかけがない、手話ボランティアさんとの関わりを持つことが難しい現状があるというふうにも聞いておりますので、その点も含めて養成研修等、やはりカリキュラムの検討に入ることを求めますが、いかがでしょうか。

健康福祉部長　議員御指摘のとおり、本町におきましては、特に令和２年度におきましては、島本町社会福祉協議会のボランティアセンターにおきまして、手話ボランティア養成研修の入門課程のみを開催しているような状況でございます。

この手話ボランティア養成講座につきましては、既に御紹介ございましたが、１回当たり２時間、全６回の講座でございまして、国が示しております手話奉仕員養成のカリキュラムに沿った講座では当然ございません。今、御指摘ございました入門課程、そして、通常でございましたら初級課程という、もう一つの課程もございますので、こちらの内容につきましては、実施をしていただいております社会福祉協議会等とも調整をした上で、よりニーズに沿った内容についてはどのようなカリキュラムがいいのか等、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員　ぜひ、よろしくお願いいたします。

３点目に移ります。「障がい者支援事業の実施にあたっては、本人・当事者参画とモニタリング」を求めて、質問をいたします。

障がい者支援制度構築にあたって、加齢性難聴、聴覚言語障がい者――今も申し上げました、軽度の知的障がい者、発達障がい者及び島本町の通級指導教室を経て、その後、何らかの支援を必要とする人を対象に、特に１年ごと、制度ごとにモニタリングをする必要を感じております。

今後、個別の相談計画作成などが町内の民間福祉施設に委託される事案が増える傾向にあるからこそ、制度構築や制度利用状況の客観的評価として、それらの取組が重要であると考えておりますが、見解を伺います。

健康福祉部長　次に、「障害者支援」に関する御質問に、御答弁申し上げます。

まず、「モニタリングについて」でございます。

障害福祉サービスを提供するにあたっては、相談支援事業所の家庭訪問等により、障害のある方やその保護者との面談を通じて、何を求めているのかを把握し、それが生活全般の中のどのような状況から生じているのかを確認するという一連の手続き、いわゆるアセスメントを行い、利用計画を策定した上で、定期的にモニタリングを行っているところでございます。利用計画を作成している方につきましては、原則３ヵ月に１回、遅くとも６ヵ月に１回のモニタリングを実施をしております。また、療育までに至らない方で支援を必要とされる方に対しましては、個々に相談を受け、必要な支援を受けることができるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員　続いては、島本町で小・中学校に通級指導教室が設置されまして10年余り経っております。在籍児童の類型をお示しください。

教育こども部長　次に、「通級指導教室の入室児童数について」でございます。

通級指導教室については、平成19年度に第三小学校に初めて設置し、その後、平成23年度に第一中学校、平成30年度に第二小学校、令和２年度に第四小学校に設置いたしました。そして、令和３年度には第一小学校に設置する予定でございまして、これにより、全ての小学校に通級指導教室が設置されることとなります。

通級指導教室の入室児童数については、各年度５月１日を基準日とし、小・中学校の合計人数で比較いたしますと、平成28年度32人、平成29年度36人、平成30年度57人、令和元年度73人、そして令和２年度は83人でございます。

以上でございます。

河野議員　通級指導教室のお子さんがほんとに増えているということですね。それと私の質問は、そのお子さんが18歳、20歳を超えた後の支援を見越しての質問ではありますが、引き続いて教育こども部にお尋ねいたします。

通級指導教室の卒業生について、小・中学校卒業後の進路指導や、高校、大学や就職などに関わる生活支援・相談などを踏まえ、「教育センター等の相談や20歳以降の支援についての課題」について、答弁を求めます。

教育こども部長　次に、「通級指導教室の卒業生が教育センターで相談する際の課題について」でございます。

本町では、町独自で『島本町支援保育・支援教育推進ハンドブック』を作成し、０歳から成人まで切れ目のない連続した支援を目指しており、教育センターを核として相談業務に取り組んでおります。

中学校卒業後は保護者を通じて、これまでの支援の内容や成果、課題等を進学先等に引き継ぐとともに、必要に応じて継続した指導を行っているところでございます。中学校卒業後でありましても、教育センターにおいて保護者や本人の相談に応じております。

以上でございます。

健康福祉部長　続きまして、「卒業後の相談支援について」でございます。

福祉担当部局におきましては、通級指導教室に通われる卒業生に限定しての支援は行ってはおりませんが、学齢期における支援が必要な児童生徒につきましては、個々の状態に応じて相談、関係機関につなぐなどの対応をしているところでございます。

今後につきましても、支援の必要な児童生徒の学齢期から社会参加に至るまで、地域で切れ目のない支援が受けられるよう、関係部局や関係機関との情報共有に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員　教育こども部及び健康福祉部において、切れ目のない支援ということに取り組んでおられるということは認識はしております。ただ、18歳、二十歳を超えられた場合、まして、この通級指導教室の卒業生がそろそろ二十歳や25歳を超えられるような時期に至っていると思いますので、その点において質問させていただいております。

特に今、社会福祉協議会などで「生活困窮者自立支援法」に基づく相談事業を実施されている中でも、そういった方々の御相談が増えつつあるのではないかというふうに推察をしてます。国が示しております――これは１年前ですが、生活困窮者支援主任相談専門員養成研修でも、例えば現在、生活問題を原因とする、あるいは離職期間１年以上の長期失業者が67万人、そのうち、重複もありますが、引きこもり状態にある方が18万人というふうに推計されています。

そういうことも含めて、今、「障害福祉計画」の策定に当たっておられると思いますが、今後の計画策定やモニタリングは、障がい当事者御本人とヒアリングを中心とする枠組みで進めるべきです。今の協議会は、どちらかというと、支援者、あと保護者の割合が高いかなというふうに私自身はちょっと感じておりますので、御本人からのヒアリング、御本人からのモニタリングということについて行政がやるべきであると考えていますが、いかがでしょうか。答弁を求めます。

健康福祉部長　次に、「本人へのヒアリング等について」でございます。

先ほども御答弁申し上げたとおり、障害福祉サービスを提供するにあたっては、相談支援事業所の家庭訪問等により、障害のある方やその保護者との面談を通じて、何を求めているのかを把握し、それが生活全般の中のどのような状況から生じているのかを確認するという一連の手続き、いわゆるアセスメントを行い、利用計画を策定した上で、定期的にモニタリングを行っているところでございます。

今後につきましても、利用計画の策定やモニタリングの際には、障害のある方やその保護者に面談を行いながら、手続きを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員　ぜひとも、よろしくお願いいたします。

続きまして、最後の質問です。日本共産党としては、マンション問題というのはまちづくりである、またマンションの管理組合等はコミュニティの一つであるという位置づけのもとで、この間、質問をしてきております。「マンションライフの質向上へ　相談窓口と開発規制について――その３」と題し、最後の質問です。

2020年２月定例会議、私の一般質問において、マンション管理適正化の法律が、自治体において、マンション適正管理は自治体が責任を持つ、努めるべきだということが明記されているということを紹介し、法律の趣旨を汲んでいただきたいということ、一般事務職員の中にもマンション管理士、あるいはマンション管理士相当の経験を持つ職員を置き、自治体政策に反映させることができるようにすること、個人の資産の集合体と

してマンションを見るのではなく、適正な管理が行われているかどうかの状況、これを見落とし続けていくと、総体として、この島本町のまちづくりに大きなマイナスの影響を及ぼすことは必然であるというようなことを申し上げ、検討を開始すべきだと申し上げております。

さらに、他市町村の事例についても、豊中市においては社会福祉協議会主催でマンションサミットを毎年開催されています。私も一度だけ参加しました。マンション管理士や専門家を助言者として招き、非常に防災等を中心に、賢い知識を得るということをやっておられることに触れ、島本町にとっても示唆に富む取組であるということも、この議場で申し上げました。

さらに、本年４月に国土交通省、国レベルでも「マンション管理適正化再生推進事業」というものが始まっているということを、休会中でありましたので、都市創造部に対し、検討に値するものとして一定情報提供もさせていただきました。この点について、現在までに担当部局で情報収集、検討などはどのように行われましたか。答弁を求めます。

都市創造部長　続きまして、「マンション問題の取組内容」についての御質問でございます。

本町におきましては、これまでも御答弁申し上げておりますとおり、マンションの建替えや維持管理などにかかる御相談をいただいた場合、専門的な知識をお持ちである大阪府分譲マンション管理・建替えサポートシステム推進協議会と連携して対応させていただいているところでございます。このような団体との連携以外の取組といたしましては、改正マンション関連法にかかる行政担当者間の説明会などに参加し、国の動向把握と併せて、マンション管理にかかる見識の向上に努めているところでございます。

以上でございます。

河野議員　次の質問ですが、マンション、集合住宅の貯水槽の管理・活用について、伺います。

高層マンションに対しては、昨今、景観・日照への影響、人口増による保育所問題など、否定的な意見を聞くことが増えております。しかし、一方で水道管路延長や貯水槽での給水管理から見ると、同じ個数の戸建て住宅群と比較して、水道会計上、また、防災上のメリットはあると私は認識しておりますが、この点についての見解を求めます。

上下水道部長　続きまして、マンションに関する御質問のうち、「貯水槽の管理・活用について」でございます。

防災上の観点から、災害時などにおける水の確保は重要なポイントであると認識しており、貯水槽内の水につきましても、災害時などにおける生活用水の備えになるものと考えております。

以上でございます。

河野議員　ちょっとしばらく、マンションの貯水槽、水道管に関して質問を続けます。

今のそういった観点において、集合住宅における直圧式水道と比較して、メリット・デメリットをお示しください。

上下水道部長　最後に、「防災上の観点からの貯水槽のメリット・デメリットについて」でございます。

災害時などにおいては、停電による断水が発生する可能性がありますが、貯水槽内の水を、用途は制約されるものの生活用水として利用することができます。運用面においては、自己負担による非常用給水栓の設置や別途協定書の締結などが必要となります。

以上でございます。

河野議員　非常用給水栓のことについては、先ほど他の議員の質問にもありまして、前例がもうできているというふうに聞いておりますし、こういったことは防災の観点上、自助・共助の次の公助にも寄与することができるというふうに思っております。

引き続き、マンションの水道管について質問ですが、水道管路延長での狭い地域での高層マンション林立は非常に否定的な意見が多いですけれども、人口密度が高いという点、水道管が短くて済むということで、島本町の強みとも言える会計上のメリットがあれば、詳細を再度伺います。

上下水道部長　開発行為において建設される集合住宅においては、戸建て件数に応じて加入金などを徴収させていただいており、会計上における一時的な歳入の増加につながるものと認識しておりますが、一方で量水器の定期的な交換や維持管理に必要な経費も発生することから、その財源の確保が必要となるものでございます。

以上でございます。

河野議員　参考までにお訊きします。「水道事業ビジョン」のパブリックコメントが終了されていますが、「寄せられた件数について」はいかがでしょうか。

上下水道部長　「寄せられた件数について」でございますが、34 件ございました。

以上でございます。

河野議員　まだ締め切られて日が経っておりませんので、内容については質問は差し控えますが、もともと、この「水道事業ビジョン」を制定する際の、初めて水道部局では住民アンケートを取り組んでおられます。私も拝見し、その中の回答者のデータを見ますと、過半数が集合住宅の住民であったというふうに記憶しております。

そういったことも含めて、関心の高い水道問題ですけれども、その中で今後、「水道事業ビジョン」に記載されている、これは 75 ページだったと思いますが、ＪＲ島本駅西開発の特別開発負担金の根拠について、説明を求めます。

上下水道部長　ＪＲ島本駅西地区土地区画整理事業の代行者との事前協議を踏まえ、「島本町水道事業条例」に規定する特別開発負担金を見込んでおります。なお、令和３年度におけるＪＲ島本駅西地区土地区画整理事業の進捗状況に応じて、徴収を予定しているものでございます。

以上でございます。

河野議員　今の御答弁いただいた負担金については、費用対効果、また開発という原因者負担の観点から、水道会計上、適切な徴収金額と言えるものなのでしょうか。そういった設定になっているのでしょうか。

上下水道部長　「島本町水道事業条例」に規定する特別開発負担金につきましては、宅地開発や共同住宅建設等、開発行為によって口径 50 ミリ以上の給水管を必要とするものに対しまして、公共設備及び公益設備の一環としての水道施設の整備に要する費用の一部を御負担願うものであり、今回は給水管の最大口径が 150 ミリ以上に該当する特別開発負担金を徴収することとしております。

以上でございます。

河野議員　これは、こういった設定をされて、これからの課題でありますし、これからの議論を待つものでありますけれども、こういった大がかりな水道管を設置して、その上にマンションを建設していくということについて、島本町の水を守るという観点、またマンションの維持管理の観点から、果たして費用対効果の面からも、これはやはり注視していく必要があるというふうに考えておりますが、再質問はいたしません。

ちょっと貯水槽や水道管の観点から質問はいたしましたが、タイトルとしてはマンションの問題であります。改正マンション適正化法と、先ほど部長からも紹介がありましたように、今年の６月にマンション法改正法が成立しております。築 40 年超えのマンションが現在の 81.4 万戸――これは国レベルの話ですが、10 年後には約 2.4 倍になると、20 年後には約 4.5 倍になるということで、今後、老朽化や管理組合の担い手不足が顕著な高経年マンションが急増する見込みであるということ。また、老朽化を抑制し、周辺への被害等を防止するための維持管理の適正化や、老朽化が進み維持・修繕等が困難なマンションの再生に向けた取組の強化が喫緊の課題であると、今、国自身がこのようなことを言っておりますが、先ほど申し上げましたように、住民のもう過半数を超えようとしている集合住宅・分譲住宅のあり方について、島本町として、やはり自治体としての計画策定等、強めていく必要があるというふうに私は考えております。

そういった意味で、まず目標として 10 年後、築 40 年超えのマンションが相当あろうと思われます。マンション問題だけではなく、先ほどの貯水槽の問題、水道管の問題、その維持管理も伴ってまいります。空き家対策等も必要になってきます。その辺では、島本町は住民の自主的な、自発的なマンション管理ということが大前提でありますが、その管理について、適切な管理について促進させるファシリテーター――機能を進めるという意味での、そういう役目を果たすということが必要になりますし、今回の法改正がまさにそういったことであろうというふうに考えております。

その点で、再度、この辺についての検討、マンション管理、まちづくりの位置づけでやっていただきたい。

村上議長　残り 30 秒。

河野議員　その点についての再答弁をお願いいたします。

都市創造部長　国から示されております最新の取組等についての「町の考え方について」でございます。

国土交通省におきましては、次年度に向けた老朽化マンションへの総合的な取組として、議員からも御紹介がございました「マンション管理適正化推進計画」の策定や実態調査への支援の拡充が示されているところでございます。本町域におきましては、当該事業の主体となる大阪府でありますとか近隣市町の動向等、十二分に聴取しながら、これらの取組につきましても情報の収集等、努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

村上議長　以上で、河野議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

（午後２時 17 分～午後２時 35 分まで休憩）

村上議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、岡田議員の発言を許します。

岡田議員　まず冒頭、医療従事者をはじめ、命を守り支える方々の尊き献身に、心から感謝を申し上げます。

「ワクチン接種」について、質問いたします。

新型コロナウイルスによる死亡者や重症者をできる限り減らし、医療提供体制の負担を軽減、また、社会経済活動の維持に貢献することも期待されております。

今回のワクチンの集団接種は、前例のない大規模事業で実施されます。主体は市町村です。それだけに、島本町は緊張感を持ってやっていただきたい。特に、ワクチンに対する住民の期待は高く、接種はしたいけれど副反応は怖いという不安な気持ちをお持ちの方が多いとお聞きいたしております。そのためにも、丁寧な説明が大切ではないでしょうか。

①２月８日、町長宛てに公明党といたしまして、新型コロナワクチンの円滑な接種に向けた対策チームと住民の相談窓口を設置すること等、要望書を提出させていただきました。早速検討をしていただき、ありがとうございました。

２月 14 日にファイザー製ワクチンが承認、２月 17 日から接種が開始されました。国は３月 12 日までに 65 歳以上の高齢者に接種券を送付するよう要請しています。島本町での接種の時期と流れについて、お尋ねいたします。

健康福祉部長　それでは、岡田議員からの「ワクチン接種」についての一般質問に御答弁申し上げます。

まず、「接種時期・流れについて」でございます。

現在、本町における新型コロナウイルスワクチンの接種体制の構築に向け、国のスケ

ジュールに沿って、高槻市医師会等の関係機関と協議しながら、事務を進めているところでございます。

国が示している資料によりますと、接種までの大まかな流れ及び時期といたしましては、まず、対象者に接種券とあわせて案内文等を個別に通知することとなっており、65歳以上の高齢者には、令和３年３月下旬に発送することが想定されております。また、接種券の送付後につきましては、対象者御自身が接種する会場や医療機関を選んで予約をいただき、予約いただいた日時に接種券を持参して会場に行っていただき、受付を済ませてから、医師が体調や持病を確認――予診をいたします。予診をした上で、ワクチンを接種するという流れになります。

現時点におきましては、高齢者の方への接種開始時期につきましては、４月以降になると見込まれております。

以上でございます。

岡田議員　今の答弁の中で、接種券と案内文書を個別に送付すると答弁されていらっしゃいますが、具体的には、いつ頃に、何を、何枚ぐらい送付されるのでしょうか。また、個別接種が可能な医療機関、そして、集団接種の日時等もあわせて案内されるのでしょうか。お尋ねいたします。

健康福祉部長　現時点におきましては、国が作成いたしました「新型コロナワクチン接種のお知らせ」１枚、接種券１枚、新型コロナワクチン接種の予診票１枚――これは２枚複写を予定しております。また、新型コロナワクチン予防接種についての説明書１枚、町で作成する接種日程や予約方法等を記載した案内文書１枚程度、最大５枚程度の書類を封筒に入れて、３月下旬に送付する予定としております。

担当といたしましては、可能な限り一度に全ての書類を送付できればと考えておりますが、ワクチンの供給スケジュールの兼ね合いもございますので、集団接種の日程や、個別医療機関の案内を同封できない場合は、別途個別に通知することも想定をいたしております。

以上でございます。

岡田議員　分かりました。

それでは、「接種場所と接種に対する実施人員の確保」は、どの程度できていらっしゃるんでしょうか。

健康福祉部長　次に、「接種場所、接種実施人員の確保について」でございます。

まず、「接種場所」につきましては、ふれあいセンターで集団接種を実施するとともに町内の医療機関において個別接種を実施することとし、高槻市医師会と協議を進めております。

集団接種の当日の流れといたしましては、先ほど御答弁申し上げましたとおり、受付、予診票の確認、予診、接種、そして、接種済証の交付、接種後の状態観察となり、現在、

シミュレーションを重ねているところでございます。また、個別接種につきましては、高槻市医師会から町内の医療機関に対して、実施することが可能か、調査を行っているところでございます。

次に、接種体制につきましては、高槻市医師会と協議を進めているところでございますが、国が示しております資料を参考に試算いたしますと、１回当たりの接種において、医師が４～５名程度、看護師が 10 名程度、薬剤師が３名程度、事務職が 15 名程度になるほか、会場案内や誘導係等の人員も必要になると見込んでおります。医師等の専門職にかかる人員確保については、高槻市医師会及び高槻市薬剤師会に協力を依頼するとともに、事務職員につきましては、会計年度任用職員の任用で対応するべく、広報しまもと３月号にて募集記事を掲載しているところでございます。高齢者への接種開始時期が４月以降と見込まれておりますことから、接種開始時期までに必要な人員の確保に努めてまいります。

以上でございます。

岡田議員　ぜひ、人員確保をお願いしたいと思います。

それと併せまして、前回、補正予算のほうでコールセンター委託ということで補正予算が可決しておりますが、その後、この委託先というのは決まったんでしょうか。また、このコールセンターはどのような人員配置として、町としては考えていらっしゃるのでしょうか。

健康福祉部長　「コールセンター」につきましてのお尋ねでございます。

コールセンターにつきましては、一定、町が作成をいたしました仕様書の要件を満たす事業者が数社ございまして、見積り合わせ等を行い、現在、選定を進め、契約を進めているところでございます。

また、事業者に委託をして設置をいたしますコールセンターにつきましては、人員配置につきましては、５名の配置を予定しておりまして、うち１名は専門職を配置する予定としております。

以上でございます。

岡田議員　それでは、併せまして、前回、やはりこれも補正予算の中で可決しておりますが、このワクチンを輸送することになっているんですが、輸送体制はどのような形でされようとしていらっしゃいますか。

健康福祉部長　続きまして、「ワクチン輸送体制について」でございます。

冷凍庫――ディープフリーザーを設置するふれあいセンターから、町内の医療機関へワクチンを移送するにあたりまして、現時点におきましては、会計年度任用職員、事務補助を含めました役場の職員での対応を予定しております。

移送いたします際には、２度～８度の冷蔵で保管する必要がございますので、国から分配される予定の保冷バッグを使用いたしまして、振動を避けて安定した状態で運搬す

る必要がございますことから、ワクチンをバイアルホルダーという機器で固定をいたしまして、公用車等で運搬することを想定をしております。

以上でございます。

岡田議員　島本町の中には、高齢者施設も数軒ございますが、この高齢者施設に直接行ってワクチン接種をするというような、こういうことも出てくるかと思うんですけれどもね。この高齢者施設に出向いていかれるのは、例えば、どういう形の方が出向いていかれるんでしょうか。

健康福祉部長　続きまして、「高齢者施設のワクチン接種について」でございます。

高齢者施設におきましては、医療を提供する介護施設がある一方で、高齢者の住まいとしての施設もございますことから、平時の定期予防接種の接種場所を基本としつつ、ワクチン流通単位の観点から、効率的な接種が求められますとともに、接種後の健康観察も重要であるということを念頭に、施設の特性を踏まえた上で、接種場所を検討するということとされております。

現在、町内の各施設に、平時の予防接種の実施体制等につきまして、調査を行っておりまして、今現在、調整を進めているところでございますが、基本的には、各施設の嘱託医等が、その施設において接種するということを想定をしております。また、施設の嘱託医等で接種が困難な場合につきましては、各施設と御相談しながら、高槻市医師会と調整した上で対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

岡田議員　分かりました。

それでは、高齢者施設ではなく、お家のほうでひとり暮らしされている高齢者、あるいは、障害をお持ちの方、または、妊婦さんですよね。妊婦さんに関しては、御希望ということもあるようですが、要するに、かかりつけの病院とか、あるいは、このふれあいセンターに行くことが困難な方というのがあると思うんですけれども、そういう方の対応はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

健康福祉部長　続きまして、「ひとり暮らしの高齢者、障害者など、一人で会場まで行くことが困難な方、また、妊婦の方の接種について」でございます。

在宅で療養されておられます高齢者等で、ワクチン接種のために会場や医療機関まで行くことが困難な場合は、日頃から訪問診療等を実施されているかかりつけ医が、在宅において接種することを想定しております。

また、妊婦の方につきましては、海外の実使用経験などから、現時点で特段の懸念が認められているわけではございませんが、安全性に関するメリットとデメリットをよく検討して接種を判断することとされております。現在、薬事承認されましたファイザー社のワクチン、これはコミナティと申しますが、このコミナティにつきましては、「予防接種法」上の有益性が危険性を上回ると判断される場合のみ接種することとされてお

りますので、接種に関しましては、かかりつけ医と十分御相談いただいた上で、接種するかどうかを判断していただくことになります。

以上でございます。

岡田議員　次の質問なんですが、接種券を送る場合、現住所にいらっしゃらなくって、郵便局の方に転送してほしいというような形を取っていらっしゃる方があると思うんですね。前回、これはホームヘルパーさんにお聞きした話なんですが、一律10万円の給付のときには、転送する場合、町内の場合は転送できるが、町外での住所は転送されなくって、町のほうの受付窓口に行かなければならないということをお聞きいたしておるんですが、今回も転送の場合というのは、強制ではないんですが、町外にお住まいになっていらっしゃる方の転送というのは可能ということでよろしいんですか。前回の一律10万円のときはちょっと難しかった状況なんですが、今回はいかがなものなんでしょうか。

健康福祉部長　「接種券の転送について」でございます。

この接種券につきましては、住民基本台帳に記載されている方のうち、新型コロナウイルスワクチンの接種対象者個人ごとに市町村が送付をするということになっております。国が示しております資料におきましては、市町村が発送を行った後に郵便物が宛先不明等の理由で返送されました場合は、市町村において調査を行いまして再度発送する必要はないというふうにされておりますことから、現住所以外の転送につきましては、御本人が郵便物の転送処理をされている場合を除いては、基本的には行政側での転送処理は困難であるというふうに考えております。

しかしながら、御本人から現住所地以外に接種券を郵送してほしい等の申出がございました場合には、希望される住所に転送する等の対応は可能ではないかなと認識をしております。

以上でございます。

岡田議員　併せて、ちょっとよく似た質問なんですけれども、現住所は島本にあるんですが、入院されているので他府県に行かれているとか、単身赴任で行かれているとか、出産で実家に帰っているとか、いろいろな形で現住所のところにいらっしゃらないと言われる方があるかと思うんですね。ということは、結局、現住所以外のところからワクチン接種をしなければならない方に関しては、申請が必要というようなことを国のほうではお聞きしておりますが、その辺は島本町、体制はどうなっているんでしょうか。

健康福祉部長　「住民票を置いておられます住所地以外で接種を受ける場合の申請等について」でございます。

国が示しております資料によりますと、住民票所在地内で接種をするというのが原則となっておりますが、単身赴任されている方とか、遠隔地へ下宿している方、また、長期入院・長期入所されている方というのがやはりいらっしゃいますので、やむを得ない事情による場合は、例外的に住民票所在地以外で接種を受けることができるというふう

になっております。

なお、長期入院や長期入所している方、また基礎疾患のある方が、主治医のもとで接種をいたします場合は、一応、市町村への申請は不要というふうになっておりますが、単身赴任者や遠隔地へ下宿している学生等につきましては、厚生労働省の接種総合案内サイト「コロナワクチンナビ」というシステムがございますが、そのシステム上で市町村に申請をする必要があるというふうにされているところでございます。

以上でございます。

岡田議員　ほぼ分かりましたが、住民の皆さんの中には、接種したいんだけれども、でも不安という住民の方がたくさんいらっしゃるということを、マスコミ等でもお聞きいたしておりますが、この「ワクチンに対する有効性とか安全性、また副反応」に関しまして、島本町からの情報提供というのはどのような形で情報提供をされようとしているのでしょうか。

健康福祉部長　次に、「ワクチンの有効性・安全性・副反応の分かりやすい情報提供について」でございます。

国の主な役割といたしましては、予防接種の有効性及び安全性、副反応のリスク及び副反応を防止するための注意事項等について、情報提供を行うこととされております。

現在、薬事承認されましたファイザー社のワクチン――コミナティにつきましては、厚生労働省のホームページにおきまして、「新型コロナワクチン予防接種についての説明書」及び「新型コロナワクチンを受けた後の注意点」等リーフレットが掲載をされております。また、Ｑ＆Ａといたしまして「新型コロナワクチンの安全性と副反応」についても掲載をされておりまして、これも随時更新をされております。

本町におきましても、厚生労働省が作成をされましたリーフレット等を活用しながら、住民の皆様に分かりやすく、様々な情報が提供できるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

岡田議員　先ほどは、ワクチン接種に対するスケジュールを冒頭お聞きいたしましたが、それでは、接種会場にいらしたときに、その手順を教えていただけますか。

健康福祉部長　「ワクチン接種会場での手順」でございます。

先ほども御答弁申し上げましたが、事前にワクチンを受けるための手続きといたしましては、接種時期よりも前に本町から接種券と案内文書を御送付をさせていただきます。その際に、接種する会場や医療機関を選んで御予約をいただきまして、予約いただいた日時に接種券を持参して接種する会場、もしくは、医療機関に行っていただくというような流れになっております。接種する会場、もしくは医療機関におきましては、受付、予診票の確認、予診、接種、接種済証の交付、接種後の状態観察の流れで実施をするということを想定しております。

以上でございます。

岡田議員　集団接種と個別の接種と、二つあると思うんですけれども、これは本人が選ぶ権利っていうのはあるんですか。集団にするか、個別にするかということは、選ぶことができるんですか。あるいは、先ほど部長おっしゃいましたが、また、かかりつけ医、そういう個別でできる医院がまだ現在のところ、医師会のほうであたっていただいているけど、まだ分かってない状態という形ですよね。ということは、個別接種する場所というのは、はっきり分かるのが遅くなるんではないかと思うんですけれども、その場合、遅れて接種しても自分のかかりつけ医でしたいという希望者があるかも知れませんので、そういう場合、集団か個別かというのは、その方の判断でよろしいんでしょうかね。

健康福祉部長　集団接種を選ばれるか、個別接種を選ばれるのか、「選ぶことはできるのか」というふうな御質問でございます。

本町の接種場所といたしましては、ふれあいセンターで集団接種を実施いたしますとともに、町内の医療機関におきまして、個別接種を実施することで、高槻市医師会と協議を進めておりまして、集団接種会場での接種、または、町内の医療機関における個別接種、どちらの接種を受けるかということにつきましては、接種を受けられる御本人で選択をしていただくことが可能となっております。

なお、基礎疾患のある方につきましては、主治医である医療機関が個別接種を実施している場合に限りまして、その治療を受けられている主治医のもとで接種をすることが可能になるというふうに考えております。

以上でございます。

岡田議員　これは一番、私も知りたいところなんですが、１瓶に対して６回分接種をするのが当たり前のことなんですが、５回分ぐらいしかできないと。注射針というんですか、注射器のあれによって違うというようなことをお聞きいたしておりますが、注射針が短くって、日本ではなかなかそういう針を使っての注射器を、需要が少ないっていうことで日本では生産をされていないということで、海外から取り寄せなければならないというような形になっておりますが、この注射針がなくって、今現在使っているというのは、縁に少し薬が残るんですよね。薬というか、ワクチンが残るんですよね。ということは、結局６回分が５回しか使えないということになるんですが、これはものすごく私、言えばもったいない話かなというふうに思うんですけれども、その一番最初に 65 歳以上の高齢者に接種する、この注射というのは、国のほうから注射もあわせて来るんでしょうかね。ということは、６人分が５人分しか取れない計算になるかと思うんですけれどもね。

その辺のワクチンの無駄をどう省くかということと、そして、接種をしに来られた方で、当日に先生の問診によって、「今日は受けることができませんよ」って急にキャンセルされた方、そういう方が出てくると、ワクチンがすごい無駄な状態になるかと思うんですけど、その辺はどのように町は対応をされていらっしゃるのでしょうか。

健康福祉部長　「ワクチンの接種に使いますシリンジとワクチンが無駄なく使用できる対応について」ということでございます。

まず、接種に使用いたしますシリンジ等につきましては、国のほうからワクチンと一緒に配達をされてくるというふうに認識をしておりまして、議員御指摘のとおり、現時点では一般的なシリンジでございます。現在、薬事承認されましたファイザー社のワクチン――コミナティにつきましては、用います一般的なシリンジでは１バイアル当たり５回分、最少流通単位が 195 バイアルでございますので、１回のバイアルで取れる摂取量は 957 回の接種分となっております。

国が示しております資料におきましては、一度に多量に配送される新型コロナワクチンを有効に活用できるように、冷凍庫を配置いたします基本型接種施設に配達されたワクチンを冷蔵で移送いたしまして、冷凍庫を設置していない医療機関、これはサテライト型の接種医療機関でございますが、そちらのほうに分配をいたしまして、10 日間で計１千回以上の接種を行う体制を確保するというふうにされております。

本町におきましても、基本型接種施設、これはふれあいセンターでございますが、ふれあいセンターから町内でワクチンの個別接種を実施していただく医療機関にワクチンを移送いたしまして、ワクチンを有効に活用できるよう、接種体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

また、ワクチンの供給量に応じまして、集団接種、個別接種ともに事前にご予約をしていただくことになりますが、議員ご指摘のとおり、当日の体調不良等も含めて、急遽キャンセルになることも想定されますことから、キャンセルになった場合のワクチン接種の取扱い等の詳細が示されました際には、迅速に対応できるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

岡田議員　集団接種会場には、副反応に備えて 15 分～30 分待機するというようなことがありますが、副反応でアナフィラキシーのショック状態というのが、例えば出た場合、その対応というのは、何人ぐらいで、どういう対応を考えていらっしゃるのでしょうか。

また、個別のかかりつけ医におきましても、この副反応が恐ろしいというんか、そういうのがある場合の対応ができないのでということで、かかりつけ医の方の申し出が少ないというようなこともお聞きいたしておりますが、この副反応ショックが出た場合、島本町はどういう対応、たくさんの対応が必要だと思うんですよ、職員におきましてもね。そうすると、そこに手が取られると、また実際、現場の人数が少なくなるということも考えられますので、この対応にあたる方を何名ぐらいを想定して、人員確保を考えられているのでしょうか。

また、同じように個別のかかりつけ医でそのような副反応が起きた場合、町はどのように、そのかかりつけ医の病院と町との連携はどのように形になっているんでしょうか。

健康福祉部長　ワクチン接種に際しての副反応、特に「重篤なアナフィラキシー等のショックが起こった場合の体制について」でございます。

人員につきましては、先ほど御答弁を申し上げました人数の中に、一応、フリーの医師ということで、何かあったときに対応できる医師も含めて人数を確保するように、今現在、調整を進めているところでございます。

また、集団接種の会場におきましては、議員御心配いただいておりますアナフィラキシー等に対応できるように、救急の薬剤を配備をする予定にしております。また、個別の医療機関におきましても、必要な薬剤を準備していただくことになるかなというふうに考えております。万が一、アナフィラキシーショックが起こった場合につきましては、現場で適切に応急措置をさせていただきました後、あと消防本部に救急要請をいたしまして、医療機関へ、その後の搬送をしていただくような対応になるのではないかなというふうに認識をしております。

また、予防接種を受けられる前の対応といたしまして、議員御指摘のとおり、予防接種の有効性や安全性、あと予防接種健康被害救済制度等につきまして、十分に対象者、また接種を希望される方に説明書やリーフレット等を活用して周知を図る必要があるのかなというふうに考えております。

また、接種会場におきまして、ワクチン接種等に関する御相談、多分多数寄せられることが想定されますことから、一応、相談コーナーの設置を検討しております。また、医師による予診の際には、予診票に沿って当日の体調を確認いたしますとともに、何らかの治療を受けておられる方につきましては、事前に主治医に接種が可能か等を確認していただいた上で、接種の可否を判断するというような流れになります。

また、接種後におきましては、少なくとも 15 分間は経過観察を行うこととなっておりまして、過去にアナフィラキシーを含みます重いアレルギー反応を引き起こしたことがある方につきましては、接種後に 30 分、経過観察を行うということとしております。

また、アナフィラキシーの発生に備えた対応といたしましては、先ほど御説明いたしましたように、救急処置に必要な物品を会場にきっちりと配備をいたしまして、速やかに治療や搬送ができるように医師や看護師等を配置いたしまして、適切に対応できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

岡田議員　時間もありませんし、最後ですが、今回、ほんとに私たち公明党といたしまして町長のほうに要望書を提出させていただきました。そして早速、その検討をしていただきました。心より感謝を申し上げます。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

村上議長　以上で、岡田議員の一般質問を終わります。

引き続き、戸田議員の発言を許します。

戸田議員　2021 年（令和３年）３月定例会議一般質問です。

（Ⅰ）「ＪＲ島本駅西地区　歴史文化を生かした景観まちづくり」。

１）７回にわたって開かれたＪＲ島本駅西地区まちづくり委員会は、１月 29 日の開催をもって終了し、「まちづくりガイドライン」策定に向けた提言が会長名でまとめられるところです。ガイドライン策定につき、想定される内容と今後のスケジュールの御説明をお願いいたします。

都市創造部長　それでは、戸田議員からの一般質問について、順次御答弁申し上げます。

まず、ＪＲ島本駅西地区のまちづくりに関する御質問のうち、「まちづくりガイドラインの策定について」でございます。

「（仮称）ＪＲ島本駅西地区まちづくりガイドライン」の策定に際しましては、現在、ＪＲ島本駅西地区まちづくり委員会において、「まちづくりガイドライン」策定に向けた提言を取りまとめられているところであり、町が策定するガイドラインの内容につきましては、今後、委員会からいただく提言内容を踏まえて作成してまいりたいと考えております。

なお、ガイドライン策定に向けた今後のスケジュールといたしましては、提言をいただいた後、速やかに策定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員　いつまでにという一定の目標は定めておられますか。

都市創造部長　ガイドラインの策定目標に関する御質問でございます。

「まちづくりガイドライン」策定に向けた提言の取りまとめ状況にもよるため、あくまでも町の目標としてではございますが、「（仮称）ＪＲ島本駅西地区まちづくりガイドライン」については、年度内を目途に策定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員　２）です。

景観法、都市計画法など、文化財以外の法令によって文化財の周辺環境を含め保全していくことが、これからのまちづくりに欠かせない要素です。「大阪府文化財保存活用大綱（令和２年３月）」にも、そのことが書かれています。

教育委員会、都市計画課、都市整備課の連携により、文化財周辺の景観・眺望を守り、住環境の中にある歴史的文化的財産を活かし、散策ルートまでも考えた戦略的な開発を求めたい。実現に導くには、土地区画整理事業の主体である地権者の皆様と業務代行者である株式会社フジタと町の間で、常にそのような協議が行われていなければならないと考えますが、現在、どのようになっていますか。

協議において、「ＪＲ島本駅西地区まちづくりガイドライン」がどのように生かされることになるのかも含めて、御答弁をお願いいたします。

都市創造部長　次に、ＪＲ島本駅西地区のまちづくりにおける「文化財の活用等の協議状

況について」でございます。

１月末に最終回を迎えたＪＲ島本駅西地区まちづくり委員会におきましては、有識者及び町教育委員会事務局の職員を参考人として迎え、歴史文化遺産の活用にかかる御意見や当該事業区域内で発掘された遺構にかかる説明を聴取し、歴史・文化分野のみならず、当該地区におけるまちづくり全般にかかる提言をまとめられているところでございます。

今後につきましては、まちづくり委員会からいただく提言を踏まえ、町において「(仮称)ＪＲ島本駅西地区まちづくりガイドライン」を策定してまいりたいと考えております。

なお、当該まちづくりにおける歴史・文化等にかかる事業主体との協議につきましては、文化財部局及び都市計画部局において適宜情報交換等を実施しているところであり、先ほど御答弁申し上げましたとおり、当該まちづくり委員会においても、文化財保護やその周辺環境における景観や眺望を活かしたまちづくりについての御意見もいただいていることから、本事業に関連する各法令や諸計画をはじめ、今後策定するガイドラインを踏まえ、引き続き事業主体と協議を行ってまいりたいと考えております。

戸田議員　３）越谷遺跡について。

まず、教育委員会の見解を問います。土地区画整理事業計画において、農住エリアと位置づけられ、ロの字型道路敷設などのインフラ整備が計画されています。これは、岬状の州浜と思われる歴史的美地形を破壊するものです。このような開発行為で問題はないというお考えでしょうか。

教育こども部長　次に、「ＪＲ島本駅西地区土地区画整理事業におけるインフラ整備が岬状の州浜と思われる地形を破壊することへの教育委員会の見解について」でございます。

越谷遺跡内において、かつて州浜と思われる地形が残っているとの意見を持たれている方がおられることは存じております。平成 26 年度に行った西浦門前遺跡の発掘調査においては、水無瀬離宮に関連する庭園跡が見つかっていることから、水無瀬離宮の範囲が桜井地区まで広がっていたことは明らかではあるものの、尾山遺跡周辺や御所ヶ池周辺まで広がっていたということを明らかにする文献や古地図等の資料は、現在のところ、発見されておりません。また、農住エリアに位置づけられる場所は、平成 29 年度に試掘調査を実施いたしましたが、遺構等の存在は確認できませんでした。

以上のことから、当該地において開発行為を行うことは問題ないと判断したものでありますが、今後工事を進めていく中で、重要な遺構・遺物の存在を確認いたしましたら、改めて埋蔵文化財調査を実施するよう事業主と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員　12 月の一般質問の御答弁から進展はなく、これに反論するのが今回の質問の主な目的です。

当該地におけるインフラ整備は、埋蔵文化財の試掘調査において、遺構・遺物が発見されていないことを根拠にしたものとなっていますが、第４回まちづくり委員会参考人・前川佳代氏の証言から、中世以前（御所ヶ池第２遺構面）の汀ラインが、岬状の州浜と思われる地形につながる可能性が出てきました。

そこで質問いたします。試掘結果で遺構の存在が確認されなかったのは、試掘されたポイントはいずれも池であったからと考えられませんか。

教育こども部長　土地区画整理事業に伴い、平成 29 年度に越谷遺跡内の試掘調査を実施した場所は、道路が敷設される部分であり、これは大阪府における「開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱基準」に基づき、「恒久的な工作物の設置により相当期間にわたり埋蔵文化財と人との関係が断たれ、当該埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる場合」に当たります。そのため、試掘調査の対象場所としたものです。

北側の試掘坑１ヵ所で、湿地帯状の土の堆積を確認しておりますが、州浜と言われている場所のすぐ北側の試掘坑や越谷遺跡の東側の試掘坑では、池状の地形や土の堆積は確認しておりません。

また、御指摘の場所に池が広がっていたという古文書や地図等の資料も見つかっておりませんので、現状では、州浜と言われている場所の周辺に池が広がっていたという想定はいたしておりません。

以上でございます。

戸田議員　当該地が仮に御所ヶ池と一体の池であったのであれば、この辺りには広大な苑地が広がっていたことになります。そのことを確認しないまま地形を変えることは容認できかねるのです。長岡京の発見は、中山修一先生（学校教員）が、田の長さの違いに気づかれたことがきっかけでした。地形が物語る歴史をおろそかにはできないはずです。

当該地の西には、鎌倉時代の柱坑や大量の土師器、土坑が多く発見されているのではありませんか。過去の越谷遺跡ほか発掘調査の結果をどうお考えでしょう。北には庭園史・森蘊氏が、平安時代の園地跡である可能性を指摘された御所ヶ池があります。こういったことは、岬状の州浜と思われる地形の重要さを物語る十分な論点になり得るのではないでしょうか。御答弁を。

教育こども部長　森蘊氏の調査結果は、御所ヶ池周辺が本町に残る桜井御所跡の伝承を裏づける貴重な資料の一つであるとは認識いたしております。しかしながら、桜井御所跡の州浜と言われている場所まで広がっていたことを示す資料は、現在のところ確認いたしておりません。

また、名神高速道路拡幅工事に伴う越谷遺跡周辺の発掘調査では、縄文時代、弥生時代、古墳時代、中世と、多岐にわたる遺構・遺物が出土しており、当地が古くから人びとの生活が営まれた重要な場所であることは認識しております。しかしながら、越谷遺跡で出土した鎌倉時代の遺物の年代は、承久の変より後の年代であるため、州浜と言わ

れている場所周辺が確実に後鳥羽上皇に関係する場所であるということも言えません。

以上でございます。

戸田議員　もとより私は今、水無瀬離宮との関連の有無を問うているのではありません。昭和34年夏の名神高速道路沿線史跡調査において、森蘊氏は「御所ヶ池一帯は平安時代初期の宮園遺跡である旧嵯峨院苑地、大沢の池などと類似のものであろう」という見解を示しておられるのです。

従って、切り土は絶対に避けなければなりません。基礎造成工事は盛り土か切り土か、インフラ整備は盛り土なのか切り土なのか、この辺り、どのように把握されていますか。

都市創造部長　「農住エリアの計画」に関する御質問でございます。

農住エリア内の州浜状となっている箇所につきましては、現時点の事業計画では区画道路が敷設される計画となっております。また、現時点において、当該エリアにつきましては、周辺地盤との高さ関係から、全体的に概ね盛り土による造成工事を行う計画とお聞きいたしております。

以上でございます。

戸田議員　分かりました。

町教委は、文献や資料が発見されていないことを理由に、水無瀬殿との関連性は明らかではないと頑なに主張され、歴史的美地形を保存しない根拠にしておられるように思います。それならば、過去の文献・資料を十分に収集・保存、活用してこられたのでしょうか。私にはそうは思えないのです。担当職員を責めているのではありません。これを可能にする体制を人事・政策的になぜ整えられないのか、と申し上げています。

通告の質問に戻ります。次に、都市計画課に問います。

提言案の次の文章は、ガイドラインに記載されますか。「３号緑地及びそれに接する『州浜』は一体的に捉え、生物多様性の保持（特にヒメボタル）と歴史的景観保全のためのオープンスペースとする。」、「『州浜』は何らかの謂われがあって現在まで受け継がれてきた歴史的景観と考えられる。目に見えて存在することが、埋蔵文化財などとは異なる独自の価値であり、破壊することはもちろん、土盛りによって隠れた存在とすることなどは避けるべきである。」、いかがですか、残せますか。

都市創造部長　続きまして、「ガイドラインの記載内容」についての御質問でございます。

御指摘の文章につきましては、第７回まちづくり委員会時点における提言案の内容でありますが、ガイドライン策定に向けた提言は作成中の段階でありますことから、現時点において内容は決定いたしておりません。

また、本町といたしましては、提言に記載される内容等を踏まえ、ガイドラインを策定してまいりたいと考えておりますが、具体的な内容につきましては、今後検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員　熟議かつ迅速な対応をお願いいたします。歴史的美地形は、まちづくり委員会における主たる論点の一つで、駅西のまちづくりに大きな付加価値を添えるものです。割愛されたり、修正されたりすることがあってはならないものと申し上げておきます。

４）まちづくり委員会では、景観・眺望はもとより、９月に尾山遺跡から鎌倉時代中葉の池泉跡が発見されたこともあり、歴史・遺跡に重点を置いた議論が多く交わされていました。都市計画と景観・眺望、歴史・遺跡保存は相互に深く関連しています。「大阪府文化財保存活用大綱」は、文化財を面的・総合的に保存するためには、「個々の文化財を指定等により保存することに加えて、関連部局の施策との連携を図ることで保存につなげる取組を行っていくことが必要である。」としています。

新たな「都市計画マスタープラン」には、こういったことを書いておく必要があると思いますが、いかがでしょうか。「大阪府文化財保存活用大綱」にある面的保存の重要性と、そのための部局連携を記載することなく、景観まちづくりを実現していくことは困難と考えますが、いかがでしょう。

都市創造部長　次に、「新たな『都市計画マスタープラン』について」でございます。

「都市計画マスタープラン」につきましては、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地域別の整備課題に応じた整備方針などを総合的に定めるものであるため、様々な施策を踏まえ、総合的に策定する必要があるものと考えております。そのため、現在集計中である「都市計画マスタープラン」改定にかかる住民アンケートにおきましては、アンケート案を作成する段階において全課から意見を聴取するなど、文化財担当課も含め関係各課と連携を図りながら進めているところであり、今後につきましても、引き続き連携を進めてまいりたいと考えております。

また、新たな「都市計画マスタープラン」の記載内容につきましては、現時点において具体的な方針等は決定いたしておりませんが、アンケートの集計結果や、今後実施予定のワークショップにおける御意見等を踏まえ、景観まちづくりに関する内容も含め、記載内容の検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員　もう一度、お尋ねします。

今回の質問テーマは「歴史・文化を活かした景観まちづくり」です。「大阪府文化財保存活用大綱」にある面的保存の重要性とそのための部局連携の必要性を都市マスに記載していただけますか。御答弁を。

都市創造部長　先ほど御答弁いたしましたとおり、具体的な記載内容につきましては、アンケートの集計結果や今後実施予定のワークショップにおける御意見等を踏まえ、検討を進めてまいりたいと考えておりますが、「都市計画マスタープラン」につきましては、「都市計画法」第 18 条の２に定められているとおり、市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものとなっております。このため、「都市計画マスタープラン」に文化

財にかかる記載を行う場合、直接的に文化財保護の重要性などを記載するのではなく、他の計画の位置づけを踏まえながら、都市計画上の観点から、まちづくりの推進や景観形成の必要性等にかかる記載を行った上で、必要に応じ各種規制等を検討していくものと考えております。

以上でございます。

戸田議員　御答弁、御見解は理解できました。

さて、越谷遺跡には縄文時代から人の営みがあったという御答弁でした。実際に、そのように拝見しました、報告書を。桜井御所の伝承からすると、岬状の州浜は平安時代に既にあった可能性も否定できない、後鳥羽上皇時代に苑地として利用されなかったとも言えない。こういう考え方が成り立つのではないでしょうか。

教育こども部長　歴史的な事実が明確にされていない以上、可能性というならば、肯定することも否定することもできないものではあります。現在のところ、後鳥羽上皇の苑地と認めることができる資料はございませんので、今後の調査・研究の進展を待つ必要があるものと考えております。

以上でございます。

戸田議員　岬状の州浜と思われる美地形を含む周辺の在り方は、単に後鳥羽上皇の水無瀬殿に関係するかどうかで判断する問題ではなく、鎌倉時代の公家社会の有り様を解明するに極めて貴重であり、駅西のまちづくりに、ほかに類を見ない付加価値を添えるものであると申し上げ、（Ⅱ）点目です。

「もっと文化を！　『承久の変』800 年に寄せて」。

「大阪府文化財保存活用大綱」には、鎌倉時代の歴史的概要として、「後鳥羽上皇も熊野詣や四天王寺詣を盛んに行うとともに、離宮である水無瀬殿を整備し、頻繁に行幸した。」と書かれています。さらに、「水無瀬神宮（島本町）に収められた後鳥羽天皇像や直筆の書状（後鳥羽天皇宸翰御手印置文）が国宝に指定されている。」とあります。14 世紀、後醍醐天皇時代の記述に史跡桜井の駅跡が書かれていないのとは対照的です。また、「歴史・文化的な景観整備や訪れたくなるまちづくりは、近年における文化財活用の動向である。」と、大綱は述べています。

１）今年は承久の変（あるいは承久の兵乱という）から 800 年にあたります。島本町として、何か特別な企画を考えておられますか。教育委員会、にぎわい創造課、双方にお尋ねいたします。

教育こども部長　次に、「承久の変から 800 年にあたっての企画について」でございます。

教育委員会におきましては、「承久の変」を取り上げての企画展などは、現在のところ考えておりません。

なお、令和３年度の歴史文化資料館における企画展では、令和２年度に実施した埋蔵文化財調査の成果速報展に注力していきたいと考えております。

以上でございます。

都市創造部長　続きまして、都市創造部所管分の内容について、御答弁申し上げます。

他自治体の事例といたしましては、承久の変 800 年を記念したウインドブレーカーをふるさと納税の返礼品としていることや、各種催しが予定されていると聞き及んでおります。

本町におきましては、新型コロナウイルス感染症の収束の目途が立たない中で、商工業者に対する経済対策など優先的に取り組むべき課題があることなどから、新たな事業として、このような内容のイベントを企画・開催することは現時点において予定いたしておりませんが、民間団体等が様々な企画・催しを行う場合、公募型公益活動支援事業補助金などでの支援の可能性はあるものと考えております。

以上でございます。

戸田議員　にぎわい創造課の抱えておられる課題は理解できます。また、令和２年度の埋蔵文化財調査の成果速報展は、打ち出し方によっては、鎌倉時代の公家をテーマにすることが可能と思います。歴史や文化財に必ずしも興味や関心のない人に対しても、文化財を知ってもらう機会を作り、そこから文化財への理解につなげていく取組が必要です。

来年の大河ドラマは「鎌倉殿の 13 人」に決定しています。主役の北条義時を俳優・小栗旬さんが演じられます。能楽の分野でも、室町時代に廃絶した幻の能「篁」が復曲されました（復曲試演の会）。篁の霊を通して後鳥羽院の心情を描いた迫力ある演目で、鑑賞券が入手できないほどの反響、夏には追加公演も決定しています。４月には、京都文化博物館の特別展「よみがえる承久の乱――後鳥羽上皇 vs 鎌倉北条氏――」が始まります。

しかしながら、後鳥羽上皇や島本町が注目されることになっても、島本町民に歴史・文化的な理解がなければ、魅力的な情報発信はできません。

そこで質問ですが、通告の２）になります。

後鳥羽上皇ゆかりの国宝２点、皇室ゆかりの茶室・灯心亭、水無瀬殿の痕跡が残る町内の地形、水無瀬神宮、離宮の水という名水など、他の追随を許さない歴史、財産がありながら、まちづくりに生かせていないのではないでしょうか。

問題は、学芸員、調査員が目先の業務に向き合うのが精一杯で、調査・研究に向き合えないこと、つまり、生涯学習課における人員不足。さらに総合政策、にぎわい創造、コミュニティ推進などを含めた部局の連携不足。このように私は考えます。改善を求めます。

総合政策部長　続きまして、「まちづくりへの歴史資源の活用」について、御答弁を申し上げます。

本町には、水無瀬神宮をはじめ多くの歴史的な資源がございますが、町といたしましては、限られた財源と人員の中で、文化財所有者をはじめとする関係者の御協力やボラ

ンティア、また、町内の商工事業者の御協力もいただきながら、これまでも様々な取組を進めてきたところでございます。その際には、関係部局間での連携にも努めてきたところですが、連携不足との御指摘につきましては、情報収集や発信という点において、今後改善の余地もあるものと認識をしております。

また、人員不足との御指摘につきましては、これまでも御意見をいただいているところですが、生涯学習課だけでなく、町全体の職員数や町全体の財政に占める人件費の割合など、小規模自治体にとっては非常に悩ましいところでございます。

しかしながら、町の魅力や強みを町内外に発信し、暮らしたい、訪れたいと思えるまちづくりを進めるため、歴史的な資源やその他の資源を活用するとともに、関係部局間でのさらなる連携のもと、各事業に取り組んでまいります。

以上でございます。

戸田議員　最後に、最も重要なのは地域住民の意識です。子どもたちが本物の文化財を見たり、それに触れたりする体験が文化財を見る確かな目と豊かな人間性や創造性を育みます。この点につき、お考えをお聞かせください。

教育こども部長　「子どもたちが本物の文化財を見たり、それに触れたりする体験が文化財を見る確かな目と豊かな人間性や創造性を育む」との戸田議員のお考えに対する、私の考えについてのお尋ねでございます。

各小学校では、町内探検、水無瀬神宮見学など、町内にある施設を訪れる機会を設けて、文化財について知る機会を設定しており、また、教科では図工及び美術においていろいろな文化財について知り、学ぶ機会を設けております。さらに、副読本「しまもと」を社会科の授業で活用し、町内にある施設について調べたり、町内の指定文化財について調べたりする学習を行っております。

また、歴史文化資料館では、例年、小学３年生の社会科単元、島本町の「むかしのくらしと農家のしごと」を学習する時期に合わせて、歴史文化資料館が所蔵する昔の民具や農具を広く展示し、子どもたちに授業の中で、歴史文化資料館を訪れて、手に触れて体験することにより、郷土への理解や愛着を高めてもらう取組を進めております。

また、今年度については、ＪＲ島本駅西土地区画整理事業に伴う尾山遺跡の発掘調査を行いましたが、調査地に隣接する第三小学校の６年生に現地に来てもらい、遺構を見てもらうとともに、調査員から説明を行うことで、本町の歴史に触れてもらいました。

いずれにいたしましても、「本物を知り、本物を見て、本物に触れる」ための様々な体験は、文化財への興味・関心を持つ一助となることは言うまでもないと考えております。

以上でございます。

戸田議員　尾山遺跡の第三小学校児童の現地見学は、素晴らしい取組であったと思います。ですが、改定された小学校中学年の副読本しまもとには、一小西の広瀬櫟原遺跡や、水

無瀬殿の存在が決定的になった西浦門前遺跡の紹介がなかったようにも思います。これについては、児童の学びにあわせて改善していただけたらと思っております。

３つ目です。

「町の水道事業廃止？」、この誤解を解くために問います。

大阪広域水道企業団の最適配置案の策定に関するアンケート（令和２年１月 23 日）に、配置案の策定、すなわちシミュレーションについては希望すると答えたが、具体的な統合希望時期については、「配置案等の策定結果を受けて統合等を検討していきたい」と回答。最短スケジュールとされている令和６年度の統合を島本町は希望していない。

この認識に間違いはありませんか。確認します。

上下水道部長　大阪広域水道企業団の「水道事業統合促進基金の活用による最適配置案等の策定に係るアンケート」に関する御質問でございます。

同アンケートにおける統合希望時期等に関する本町の回答内容につきましては、議員の御認識のとおりで、間違いございません。

以上でございます。

戸田議員　「統合を希望された団体の中には、策定のスケジュール等について議会に説明されていない団体も含まれているため、取扱いには十分御留意願います。」というのが、このアンケートに対する企業団の姿勢です。議会への情報提供のない自治体に配慮し、市民的な議論も経ないままに、首長・執行部側が統合の意思を問われている。ここに企業団、ひいては大阪府が目指す府域一水道の根本的な問題、欠陥があると私は考えます。地方自治の本旨をどう考えているのか、議会軽視、住民無視も甚だしく、強い怒りを感じます。

地下水 90％の水道水を誇る島本町が、議会への説明もなしに企業団統合の意思を示すなど考えられないことです。この点、お考えをお聞かせください。

上下水道部長　議員御指摘のとおり、令和２年１月 23 日付、企広第 232 号において、大阪広域水道企業団経営管理部広域連携課長名で、大阪広域水道企業団構成団体、水道事業担当者宛に「水道事業統合促進基金の活用による最適配置案等の策定に係るアンケート」についての依頼がございました。

その中で、「最適配置案等の策定を希望するか」の問いにつきましては、本町単独での策定は困難な状況にある中で、今回、水道事業統合促進基金を活用して策定することが可能となることから、回答欄に「①希望する」。「現時点において具体的な統合希望時期はありますか」の問いにつきましては、大阪広域水道企業団との統合時期については未定であることから、回答欄に「その他　配置案等の策定結果を受けて統合等を検討したい」旨を付記して回答をさせていただきました。

具体的には、水道事業統合促進基金を活用して、人口の予測や給水量の予測などの水需要予測と、施設の最適配置の検討などの施設整備計画の策定及び経営シミュレーショ

ンや、府補助金を活用した広域化事業などの経営計画の策定を依頼するものでありますことから、統合に向けての意思表示ではないことを御理解賜りたく存じ上げます。

以上でございます。

戸田議員　御説明は理解しました。

次に、もう一度上下水道部長、そして、これは山田町長にも問いたい。令和４年１月に予定されている覚書の締結には、議会の議決を経ることなく、首長の判断で統合への意思が示せることになっています。改選を控える島本町にとって、ここは重要です。そこで、まず部長に問います。令和４年１月の覚書締結に参加されるということはない、よって、この場合、令和６年度の事業団統合はないという理解でよろしいですか。

上下水道部長　現在、令和３年度から令和 15 年度までを計画期間とします「水道事業ビジョン」の策定に向け、取り組んでいる状況でございます。議会や住民の皆様の御意見を十分に踏まえる必要はあると思いますが、「水道事業ビジョン（案）」における投資財政シミュレーションの結果などから、計画期間内は単独での経営が可能な状況にあるものと認識をしております。現時点において、大阪広域水道企業団と統合する考えはございません。

以上でございます。

戸田議員　これは、山田町長が再び町長となられた場合の御意思と考えて、間違いありませんか……（「それはない」他、議場内私語多し）……。

山田町長　先ほど部長から答弁申し上げたとおりの認識でございますし、私自身の心情としては、島本町のアイデンティティであるこの地下水を守っていく、おいしい水を皆さんが末永く飲んでいただけるということに尽力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

戸田議員　「第五次総合計画」にも、統合の意思は書かれていないということを申し添えておきます。

さて、府も国も、それぞれに広域化を強力に推進している現状で、基礎自治体が自己水をどのようにすれば守っていけるのか、その方法が見い出せるのかが問われています。この点、企業団の姿勢はどのようになっていますか。

上下水道部長　企業団と統合する際の自己水源の取扱いにつきましては、水源の安定性や災害時などの危機管理面及び費用対効果等を市町村と協議を行うこととなっており、統合する市町村の意向を十分に尊重した上で、統合後も存続が可能となるものでございます。

以上でございます。

村上議長　残り３分。

戸田議員　90％の自己水が地下水である本町にとっては重要な政策課題ですが、ほかにも

料金改定の問題があります。企業団と統合した場合、水道料金改定などの重要事項については、企業団議会において決定されてしまうのでしょうか。島本町の意見は反映されないのでしょうか。

上下水道部長　統合後は、本町では水道事業が廃止され企業団が継承することになるため、水道料金改定などの重要事項は事前に本町と十分に協議を行った上で、企業団議会で決定されることになります。会計統合や料金改定といった重要事項を統合後の企業団で意思決定する場合、当該市町村長の意見が一定程度尊重される仕組みを構築されており、また、企業団の議席についても、料金改定などの重要議案が企業団議会に上程される年度は当該団体に充てることになっておるということでございます。

以上でございます。

戸田議員　水道事業は地域性が高く、町ならではの歴史があり、水源、水脈、地形を見極め、歴代の職員が守り育て、そして料金を定めて来たものです。識者、住民、公募委員を交えて、町の水道事業を審議する場がいよいよ必要になっているのではありませんか。御答弁をお願いします。

上下水道部長　識者、住民、公募委員を交えて本町の水道事業を審議する場、審議会の設置につきましては、これまでも質疑をいただいております。審議会の設置につきましては、人口、財政規模や状況、人員体制から考えましても、設置して審議会を運営することにつきましては、現時点では難しいものと考えておりますが、水道事業経営だけではなく、住民の皆様へ影響を及ぼす重要な施策を審議する場として検討すべき課題であると認識をしております。

以上でございます……（「ちゃんと答弁を」他、議場内私語多し）……。

戸田議員　お静かに願います。大阪府が目指す府域一水道は、企業団の議会が１団体１議席となっていないことなど様々な問題もあります。水利を巡って非常に複雑、強引なことになっていると思います。私は 10 年来、上下水道事業にかかる審議会の必要性を訴えてまいりました。

改選を間近にして、これ以上踏み込んだ御答弁をいただくことは難しいと承知しておりますが、情報提供を進め、公募委員やワークショップを活用し、住民参画を進め、島本町政の透明性・公正性に努めてこられた山田町長が、水道事業に関しては審議会を設けられなかったことを、今改めて残念に思います。

私自身にとっても、今回の二つのテーマ、文化と水道の問題は、今期、やり残してしまった大きな課題となり、やはり心残りです。引き続き、これらの課題に取り組めるよう目指して頑張りたいと思います。

以上をもって、私の今任期最後の一般質問を終わります。ありがとうございました。

村上議長　以上で、戸田議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

（午後３時 50 分～午後４時 30 分まで休憩）

村上議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、塚田議員の発言を許します。

塚田議員　塚田淳です。それでは通告に基づき、一般質問を行います。

「新型コロナワクチンウイルス接種事業」について、質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスの国内の感染者数は 43 万人にのぼり、島本町内での感染者数は昨日までに 74 名となっています。１月には、全国で新たな感染者数が過去最高を更新する日が続き、大阪では１月 14 日に二度目の緊急事態宣言が発令となりました。島本町でも、１月には 34 名の感染者が発生するなど急激な増加が見られたものの、２月の感染者数は３名、直近２週間の新規感染者はなしとなり、感染についてペースダウンはしてきていますが、まだまだ不安を感じていらっしゃる住民の方も多く、引き続き新型コロナウイルス感染防止対策に努めていただく呼びかけの継続をお願いいたします。

一部、さきに質問をされました岡田議員と質問が重複する箇所もあるかと思いますが、よろしくお願いをいたします。

まず、新型コロナウイルスワクチンについて、医療関係団体等との連携や会場確保など、実施方法と体制の整備について、現在、どのように体制整備が進められているか、お尋ねいたします。

健康福祉部長　それでは、塚田議員からの「新型コロナウイルスワクチン接種事業」についての一般質問に、御答弁申し上げます。

現時点で、国から示されている大まかなスケジュールといたしましては、３月中旬頃に新型コロナウイルス感染症にかかる予防接種に関する相談体制として各市区町村でコールセンター等を開設し、３月下旬に 65 歳以上の高齢者に対して接種券を発送した上で、４月以降に高齢者へのワクチン接種を開始することとなっており、本町におきましても、示されているスケジュールに基づき、接種体制の構築に向け、事務を進めております。

まず、ワクチン接種に関する相談窓口となる島本町コールセンターにつきましては、３月 15 日に、ふれあいセンター２階の旧地域包括支援センターの部屋に開設できるよう調整しており、接種券の発送につきましても、印刷請負契約を締結した事業者に、接種券及び国から示されたリーフレット等を参考に、案内文等の作成を委託しているところでございます。

次に、接種体制といたしましては、集団接種及び個別接種を実施することとしており、高槻市医師会と協議を重ねているところでございます。

ふれあいセンターで実施する予定の集団接種につきましては、会場として必要となる諸室の確保に努めるとともに、接種当日には、薬液の充填、予診及び接種、接種後の状態観察等に従事する医師、看護師、薬剤師を確保できるよう、高槻市医師会及び高槻市

薬剤師会に協力を依頼をしております。また、受付、予診票の確認、接種済証の交付や会場案内、誘導等に関する事務職員につきましては、会計年度任用職員の任用で対応するべく、広報しまもと３月号にて募集記事を掲載しているところでございます。

なお、個別接種につきましては、高槻市医師会から町内の医療機関に対して、実施することが可能か、調査を行っております。さらに、町内の高齢者施設７ヵ所に対しまして、入所者数や平時の定期の予防接種の実施体制等についての状況を調査をしております。

以上、申し上げましたとおり、新型コロナウイルスワクチンの接種にかかる業務量は膨大であり、各種関係団体等との様々な調整が必要となります。また、国から示される情報量が多く、内容が適宜変更されるほか、ワクチンの供給についても詳細が示されていないことなどから、住民の皆様に具体的な接種の開始時期をお示しすることが困難な状況ではございますが、国から示されたスケジュールに遅れることがないよう、３月１日に設置いたしました新型コロナワクチン接種推進チームを中心に、全庁的な取組として、引き続き業務を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

塚田議員　まず、「接種券の送付」について、お伺いをさせていただきます。

65 歳以上の方に対しては３月下旬に発送を予定されているということだったと思いますが、それ以外の方の発送についてどのようになっているか。また、現時点で予定している接種券の配付の対象年齢について、お尋ねします。

健康福祉部長　「クーポン券の配付」につきましての御質問でございます。

現在、国が示しております資料によりますと、65 歳以上の高齢者には令和３年３月下旬に発送することが想定されておりますが、それ以外の年齢の方につきましては、４月中に発送できる準備を行っておくように示されているところでございます。

なお、新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、厚生労働大臣が接種の指示を行う際に対象者を指定することとなっておりまして、令和３年２月 16 日付けの厚生労働大臣からの通知では、対象者は「本町の区域内に住む 16 歳以上の者」となっております。今後、国から示される通知やスケジュール等に基づきまして、対象となる方に接種券等を送付できるよう事務を進めてまいります。

以上でございます。

塚田議員　分かりました。

厚労大臣からの通知で、本町に住む 16 歳以上の方が対象になるということだと思います。これはファイザーのワクチンが 16 歳以上を接種の対象にしていることによるものだと思いますが、一方で、接種券の配付は全住民分が予算措置をされているのでないかと思います。今後、16 歳未満も対象となるワクチンが出てくれば、接種券も速やかに発送されるという認識でよいか、お尋ねいたします。

健康福祉部長　議員御指摘のとおり、現時点では、ファイザー製のワクチンにつきましては16歳以上の方に接種することとなっているところでございますが、他の会社が製造するワクチンの使用が承認されました場合には、改めて国から示される通知やスケジュール等に基づきまして、対象となる方に接種券等を送付できるよう事務を進めることになると認識をいたしております。

以上でございます。

塚田議員　分かりました。

この16歳未満の方に対する送付は、薬が新たに出てこなければ遅れることになるかと思います。そうすると、16歳未満の方がいらっしゃる御家庭で、クーポン券届かないよというようなことが出てくるのではないかなというふうなことも思いますので、そうなる際は、そういったお知らせ、通知を何らかの形でしていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、「接種券発送の際の同封物」についてお尋ねをします。先ほど岡田議員もちょっと確認はされていたんですが、できる限り、発送の時期に入れられるものを一括で同封して送る方向ということはお伺いをしたんですが、同封する内容物について、厚労省が公開している新型コロナワクチンの予診票の項目には、新型コロナワクチンの説明書の内容を理解したかとか、投薬など病気で治療中の方などには、かかりつけ医に予防接種を受けることを確認したかとかいう質問の項目があるため、こういったものについては、もう確実に同封して送っていただきたいなというふうに思います。

個別接種とか、今、不確定な部分については、そのときに入れられるものを入れるということでいいかと思うんですが、予診票と説明書等、届いた後に持ってきていただいて、実際に集団接種する際には、受付と予診がスムーズに進むようにという意味で同封をしていただきたいなと思うんですが、この辺の対応、どうされる予定か、お伺いいたします。

健康福祉部長　予診票等についての同封、また、周知についての御質問でございます。

接種券が届かない等について、御心配をなさることがないよう、送付をさせていただきます対象者の方の周知等につきましては、迅速かつ丁寧に実施をしていきたいと考えております。

また、現時点におきましては、接種券及び国が作成いたしました「新型コロナワクチン接種のお知らせ」の送付と合わせまして、新型コロナワクチン接種の予診票、あと新型コロナワクチン接種についての説明書につきましても、同封して個別に御案内する予定としております。

以上でございます。

塚田議員　よろしくお願いします。

また、今回のワクチン接種に関しては、不安を抱えていらっしゃる方も大変多いとい

うふうに認識をしておりますが、予診票にも、予防接種に関して質問があるかとか、集団接種会場において、ワクチン接種についての確認や説明を望む方というのがいらっしゃるんじゃないかなというふうに思います。

そうした方に丁寧な対応が求められると思うんですが、一方で、丁寧に対応することで受付、また、予診で混雑につながるというようなことが起きるのではないかということを懸念しているんですが、この辺りに関して、何か対策は考えられているんでしょうか。お尋ねいたします。

健康福祉部長　再度の御質問でございます。

まず、新型コロナワクチン接種の予診票に、「今日の予防接種について質問がありますか」というような項目がございまして、その御質問の内容によりましては、医師が回答すべき場合と他の専門職でも回答が可能な場合があるのかなというふうに認識をしております。そのため、集団接種の会場におきましては、事前に予診票の内容を確認いたしました上で、設置することを調整しておりますのが薬剤師等による相談コーナーでございまして、その相談コーナーにおきまして、直接ワクチンについての御質問とか御相談をお受けいたしますとともに、医師による予診で、そこら辺の疑問点とか不安等については、きっちりと対応していくことになるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

塚田議員　ありがとうございます。

不安のある方には丁寧な対応、そして、接種を受けに来られた方に対してはスムーズな対応ということができる体制の確保というのをお願いをしておきたいというふうに思います。

それで、集団接種についてなんですが、対象者数を、今の時点でどのように見込んでいるか、お尋ねをいたします。

健康福祉部長　「接種体制」につきましてのお尋ねでございます。

接種体制といたしましては、集団接種及び個別接種を実施することで高槻市医師会と協議を重ねておりますが、個別接種につきましては、高槻市医師会から町内の医療機関に対しまして、実施することが可能かどうか調査を行っているところでございます。この個別接種の体制によりましては、集団接種の対象者数もかなり変わってくるのではないかなというふうに認識はしておりますが、現在、高齢者の接種率を仮に70%として見込みました場合、約6,400人の方が対象となります。集団接種におきまして約4,200人、個別接種におきまして2,200人が、2回の接種を一応12週間以内で終えられるような体制を構築できるように、今現在、調整をしているところでございます。

以上でございます。

塚田議員　非常に多くの方が対象になる、やはり大がかりな事業だなというふうに感じるんですけれども、今、高齢者の方の集団接種と、あと個別接種についても御答弁いただ

いたんですが、確認なんですけれども、基礎疾患を有する方、また、一般の方については、今のご答弁にはなかったんですが、集団接種ではなく、個別接種を予定されているという認識でよいかどうか。また、高齢者の方でかかりつけ医による個別接種を希望される方の対応というのはどうなるか、お尋ねをいたします。

健康福祉部長　かかりつけ医による個別接種を望まれる場合等につきましての御質問でございます。

個別接種につきましては、個々の町内の医療機関における協力体制というのが必要となってまいりますので、現在、先ほど来御答弁させていただいておりますように、町内の医療機関に対しまして、実施することが可能かどうか調査を行っているところでございます。

高齢者の方とか、基礎疾患がある方等以外の接種につきましては、接種が開始される時点の接種体制に応じた案内を行ってまいりたいというふうに考えております。高齢者の方等につきましては、その高齢者のかかりつけの主治医の医療機関が個別接種を受けておられる場合につきましては、そこの当該医療機関での接種が可能であるというふうに考えております。

以上でございます。

塚田議員　分かりました。

かかりつけ医による個別接種を希望される方がいらっしゃった場合、その医療機関が個別接種の受入れをされているかどうかによって、接種ができるかどうかが決まってくると。これについては、今、医師会にどこまでできるかどうかというのは調査していただいているという認識でよろしいですか。

健康福祉部長　議員のお見込みのとおりでございます。

塚田議員　分かりました。

そうすると、個別接種を受け入れる医療機関というのが今後出てくると思うんですけれども、出てきた場合に、自分のかかりつけ医が個別接種を受入れているかどうかというのを確認したいなと思ったときに、どこかで公開するとか、お知らせするとかというのを、どうやって知ることができるかというのをお尋ねいたします。

健康福祉部長　「個別接種可能な医療機関の公開について」でございます。

現在、高槻市医師会から町内の医療機関に対して調査を行っているところでございまして、どの医療機関で個別接種が実施できるのかというのが確定した段階で、医師会とどのように公開するかというのも調整してまいりたいと考えております。

以上でございます。

塚田議員　分かりました。

集団接種のほうに、ちょっと話戻るんですが、集団接種、先ほど接種対象者数の御答弁いただきましたが、この体制について、開催日及び期間、また、１日にどれぐらい受

入れをされるご予定なのか、想定人数等をお尋ねをいたします。

健康福祉部長　「集団接種の体制、また、開催日等について」の御質問でございます。

高槻市医師会と協議を重ねました結果、集団接種につきましては、医師の執務が調整しやすい木曜日の午後、そして土曜日の午後、日曜日につきましては、午前・午後に実施する予定としておりまして、まずは、高齢者が個別接種を含めまして、２回の接種を12週間以内で終えられるような体制を構築できるよう、現在、調整しているところでございます。

また、集団接種におきましては、実施する曜日によりまして、医師等の執務人数や実施時間が異なりますが、１日当たり大体、約200人から400人程度の接種を見込んでおります。

以上でございます。

塚田議員　集団接種の開催日及び期間、御答弁いただきましたけれども、会場までの移動に関する質問になるんですが、木曜日・土曜日は午後、日曜日は午前・午後ということだったと思うんですが、ふれあいセンターまで移動、どうやって行こうかなということを考えられる方、たくさんいらっしゃると思うんですけれども、福祉ふれあいバスが、今、平日は運行になっているかと思うんですけれども、土曜日・日曜日は運転してないということを考えたときに、今、集団接種の期間中は、福祉ふれあいバス等、使えるものを巡回させて集団接種の会場に来ていただくというのは、非常に検討すべき内容ではないかなというふうに思うんですが、集団接種を受けられる方の移動について、今、どういう検討がなされているか、お尋ねします。

健康福祉部長　集団接種を受けられる方の「移動の確保」についての御質問でございます。

当初、被接種者の送迎の費用につきましては、国の補助対象経費として認められておりませんでしたが、その後、国が示した資料におきまして、地域の交通事情等を鑑み、被接種者の送迎を実施したほうが利便性、また、効率性の向上が見込まれる場合には、補助の対象になると示されたところでございます。現在、計画しております集団接種につきましては、もちろん木曜日の実施もございますが、土曜日及び日曜日での実施が中心となりますことから、福祉ふれあいバスの活用につきましても、補助金の上限額の範囲内で、高齢者の移動手段の確保について活用できないかどうか、今現在、検討を進めているところでございます。

以上でございます。

塚田議員　いろいろ検討していただいているということが確認できました。ありがとうございます。

対象者が非常に多い事業になりますし、福祉ふれあいバスだけで運びきれないケースといいますか、予約をしていたけど乗れずに、ふれあいセンターまで行くことができなかったとかということが発生しては、ちょっといけないなというふうに感じるんですけ

ども、補助金がつくというようなことをおっしゃっていたんで、幾らか、どれぐらい付くのかというのは把握はしてないんですが、福祉ふれあいバスで足りなければ、その範囲内で、例えば文化祭であれば別便が出て、文化祭に出かけられる方を特別にピックアップするような車両が出ますので、そういったことも検討したほうがよいかと思うんですが、その辺りはどのように認識されているか、お尋ねをいたします。

健康福祉部長　引き続き、「交通手段の確保について」でございます。

先ほども御答弁申し上げましたとおり、現時点におきましては、福祉ふれあいバスの活用を中心といたしまして、高齢者の移動手段の確保の検討を進めているところではございますが、補助金の上限額等を勘案いたしまして、その他必要な対応につきましても検討してまいりたいなというふうに考えております。

以上でございます。

塚田議員　分かりました。引き続き、検討をよろしくお願いします。

それで、先ほどちょっと岡田議員も質問されていたんですが、そもそも外出されて接種することが困難な方についてご答弁をされていたんですが、そういった方の対応と、あと把握をどうやってされるのかということを、再度、ちょっと確認をさせていただきます。

健康福祉部長　ふれあいセンターまで来所されることが困難な方の「把握と対応について」でございます。

国が示しております資料によりますと、在宅で療養されている高齢者の方等で、ワクチン接種のために会場や医療機関まで行くことが困難な場合は、日頃から訪問診療をされているかかりつけ医が在宅で接種するということが想定をされております。そのため、ワクチン接種に関する相談窓口でございます島本町コールセンターにおきまして、これらの接種に関する御相談を受付をいたしますとともに、高齢者の総合相談窓口であります地域包括支援センター、また、民生委員児童委員協議会等の関係機関に対しまして、ワクチン接種に関する周知等を行いました上で、ふれあいセンターまで来ることが困難な方等につきましては、連携をして把握してまいりたいなというふうに考えております。

以上でございます。

塚田議員　在宅で療養されている方のほうが抱えている不安も大きかったりするのかなというふうに思いますので、ぜひ連携を図って、把握に努めていただきたいというふうに思います。

それで、次に、集団接種の体制についてなんですが、医師や看護師などの人材の確保というのが当然必要になってくるかと思うんですけれども、１回の接種において、どれぐらいの人材の配置があるのか、またそれが確保できているのか。それとあと、接種については医師がされるのか、看護師がされるのか。その辺り、決まってましたら、御答弁をよろしくお願いします。

健康福祉部長　集団接種の体制と、あと人員確保につきましての御質問でございます。

国が示しております資料を参考に試算いたしますと、1回当たりの接種におきまして、予診、接種補助、接種、接種後の状態観察等のため、医師が４名から５名程度、看護師が10名程度必要になると見込んでおりまして、現時点ではワクチンの接種は看護師が接種することを想定をしております。医師等の専門職にかかります人材確保につきましては、現在、高槻市医師会に協力を依頼しているところでございまして、高齢者への接種開始時期が４月以降と見込まれておりますことから、接種開始時期までに必要な人員の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

塚田議員　人員の確保について協力を依頼されているということでしたので、引き続き、お願いをしたいというふうに思いますが、同時期に他の自治体でもワクチン接種が始まるかと思いますので、全体的な看護師ニーズについては高まるんじゃないかなというふうに思っておりまして、接種については、島本町では現時点で看護師の方がされるということですので、例えば、しばらく現場を離れていた方が今回を機に復帰してくださったり、いろんな形で協力してくださる方というのが出てくるんじゃないかなというふうに思うんですが、今回のワクチン注射、一般的には日本では皮下注射が行われていると思うんですが、今回、筋肉注射ということで、なじみが薄い分、不安に思われる看護師の方というのはいらっしゃるんじゃないかなというふうに感じているんですけれども、医師も４～５名程度配置をされているということでしたが、医師の方は接種はされないということでよろしいですかね。

村上議長　本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長します。

健康福祉部長　「実際の接種」についての御質問でございます。

国が示しております資料におきましても、予診は医師、接種は医師または看護師となっておりまして、接種に関しましては、実際の現場でもいろいろお話をお聞きいたしますと、看護師が接種している状況があること等を勘案いたしまして、高槻市医師会と協議をいたしました結果、現時点では看護師が接種をするということとして、人員の確保に努めているところでございます。また、近隣の他団体におきましても、看護師が接種するということとして事務を進めておられる聞き及んでおります。

なお、実際の従事者に対しましては、事前に新型コロナウイルスワクチンの接種につきまして、研修会の開催を予定しておりまして、詳細な内容につきましては、高槻市医師会と現在調整を進めているところでございます。

以上でございます。

塚田議員　分かりました。接種を看護師の方がされるということについては、一定理解をいたしました。

研修会の開催を計画されているということでしたので、看護師の方が不安に感じてい

ることや研修会で望まれていることなどをヒアリングやアンケート等で把握して、看護師の方に丁寧に対応していただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

また、これは集団接種で医療機関従事者の方は、休日を返上して接種に当たっていただく形になるかと思います。町として、そういった方の負担が大きくならないように、しっかりと連携をしていただきたいということをお願いしまして、最後の質問で、一般質問、終わらせていただきます。

健康福祉部長　研修会の、また、実施内容についての御質問でございます。

今現在、どのような内容で研修会を実施するのか等につきましては、調整を進めているところではございますが、現在、いきいき健康課の保健師や、あと予防接種事業で従事していただいている会計年度任用職員の保健師や看護師からは、接種に際して、実際の手技の確認であるとか、あと疑問に思うことなど、数点、把握をしておりますので、そのような点につきましては、具体的に研修の中に盛り込んで、実のあるような研修にしていきたいと思います。

また、議員御指摘のとおり、高槻市医師会、また、薬剤師会をはじめ、各医療関係者の皆様には、通常の診療等でも非常に御協力をいただいている中、このワクチン接種におきましても、集団・個別ともに御協力をいただいておりますので、できるだけ円滑に接種を行いまして、医療関係者の皆様の御負担が少しでも軽減できるように、密に連携をしながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

村上議長　以上で、塚田議員の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合により、これをもって延会とし、明日３月２日午前10時から再開したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　御異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次会は、明日３月２日午前10時から会議を開くことに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。長時間にわたり、大変御苦労さまでございました。

（午後５時１分　延会）

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

一 般 質 問

福 嶋 議 員　１．「保育所等の待機児童解消後の更なる課題解決について」
　　２．「学校トイレの洋式化について」
　　３．「上水道配水管耐震化の加速について」
　　４．「施設は複合的な視点で計画立案を」
　　５．「米国未臨界核実験への抗議文について」

東 田 議 員　コロナ禍における地域福祉施策について

平 井 議 員　町立の教育・保育施設の今後の展望を問う

大久保議員　１．超少子高齢化に備えるＡＩ・ＲＰＡ導入について
　　２．コロナ禍における島本町、小中学校の運営について

中 田 議 員　１．おいしい水道水をいつまでも
　　－持続可能な水道運営について－
　　２．ゼロカーボンシティ宣言を！

河 野 議 員　１．さらなるコロナウイルス感染症対策－水道料金減免等生活支援を急げ
　　２．手話通訳派遣・補聴器使用環境の改善について－その２
　　３．障がい者支援事業の実施には本人・当事者参画・モニタリングを
　　４．マンションライフの質向上へ　相談窓口と開発規制について－その３

岡 田 議 員　ワクチン接種

戸 田 議 員　１．ＪＲ島本駅西地区歴史・文化を活かした景観まちづくり
　　２．もっと文化を！「承久の変」８００年に寄せて
　　３．町の水道事業廃止？この誤解を解くために問います

塚 田 議 員　新型コロナウイルスワクチン接種事業について

令和３年

島 本 町 議 会 ３ 月 定 例 会 議　 会 議 録

第　 ２　 号

令 和 ３ 年 ３ 月 ２ 日（火）

島本町議会３月定例会議　会議録（第２号）

年　月　日　　令和３年３月２日（火）

場　　所　　島本町役場　議場

出席議員　　次のとおり１４人である。

１番	塚田　淳	２番	大久保　孝幸	３番	東田　正樹		
４番	平井　均	５番	河野　恵子	６番	清水　貞治		
７番	岡田　初恵	８番	川嶋　玲子	９番	戸田　靖子		
10番	中田　みどり	11番	野村　篤	12番	伊集院　春美		
13番	福嶋　保雄	14番	村上　毅				

地方自治法第１２１条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町長	山田　紘平	教育長	持田　学	総合政策部長	北河　浩紀		
総務部長	川畑　幸也	健康福祉部長	原山　郁子	都市創造部長	名越　誠治		
上下水道部長	水木　正也	消防長	近藤　治彦	教育こども部長	岡本　泰三		
会計管理者	永田　暢						

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	妹藤　博美	書記	坂元　貴行	書記	村田　健一		

令和３年島本町議会３月定例会議議事日程

議事日程第２号

令和３年３月２日（火）午前１０時開議

日程第１　一　般　質　問

清 水 議 員　森林整備について

伊集院議員　１．～災害に強いまちづくり～

財政収支見通しと本町の諸課題について

２．災害に強いまちづくり～消防団の詰め所について～

３．島本町公共施設総合管理計画について

日程第２　第　１　号議案　島本町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

日程第３　第　１　号報告　損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について

日程第４　第　３　号議案　教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

日程第５　第　４　号議案　固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第６　第　５　号議案　工事請負契約の変更について

日程第７　第　６　号議案　動産の買入れについて

日程第８　第　７　号議案　町道路線の認定について

日程第９　第　８　号議案　島本町議会基本条例の制定について

日程第10　第　９　号議案　島本町印鑑条例の一部改正について

日程第11　第１０号議案　島本町ふれあいセンター条例の一部改正について

第１１号議案　島本町保育所条例の一部改正について

日程第12　第１２号議案　島本町道路の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について

日程第13　第１３号議案　島本町青少年問題協議会設置条例の廃止について

日程第14　第１４号議案　令和２年度島本町一般会計補正予算（第１０号）

第１５号議案　令和２年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）

第１６号議案　令和２年度島本町水道事業会計補正予算（第４号）

第１７号議案　令和２年度島本町下水道事業会計補正予算（第３号）

日程第15　第１８号議案　島本町国民健康保険条例の一部改正について

第１９号議案　島本町介護保険条例の一部改正について
第２０号議案　令和３年度島本町一般会計予算
第２１号議案　令和３年度島本町土地取得事業特別会計予算
第２２号議案　令和３年度島本町国民健康保険事業特別会計予算
第２３号議案　令和３年度島本町後期高齢者医療特別会計予算
第２４号議案　令和３年度島本町介護保険事業特別会計予算
第２５号議案　令和３年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算
第２６号議案　令和３年度島本町大字山崎財産区特別会計予算
第２７号議案　令和３年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
第２８号議案　令和３年度島本町大字桜井財産区特別会計予算
第２９号議案　令和３年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
第３０号議案　令和３年度島本町大字大沢財産区特別会計予算
第３１号議案　令和３年度島本町水道事業会計予算
第３２号議案　令和３年度島本町下水道事業会計予算

（午前１０時００分　開議）

村上議長　おはようございます。昨日に引き続き、大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は 14 名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

山田町長におかれましては、けがのため、御答弁の場合は着座にて行われますので、御了承願います。

（「時計を直して」と呼ぶ者あり）。

村上議長　ちょっと休憩します。

（午前 10 時 00 分～午前 10 時 01 分まで休憩）

村上議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１、一般質問を行います。

昨日の議事を継続いたします。

それでは、清水議員の発言を許します。

清水議員　おはようございます。それでは、通告に従い、一般質問を行います。

「森林整備」について。

本町の約７割は山岳丘陵地で、身近に豊かな自然があり、島本町の大切な財産だと考えます。しかし、森林面積のほとんどが民有地であり、生活様式の変化、高齢化や担い手不足により整備が怠り、荒廃が進んでいます。

山に入ると、森林・里山整備のために間伐した竹や木が積み上げられた風景を目にします。大切な森林を整備することは、緑豊かな島本をアピールすることにもつながるものと考えます。また、平成 30 年の台風 21 号等多くの自然災害が発生し、本町においても山林などに多くの被害が発生し、現在も爪痕が残っており、復旧には至っていません。

そこで、森林整備の状況、課題について、一般質問を行います。

①本町の約７割を占める森林のうち、「民有地と公有地の割合、面積」を伺います。

都市創造部長　改めまして、おはようございます。それでは、清水議員からの「森林整備」に関する一般質問に、順次御答弁申し上げます。

まず、本町の森林面積における「民有林と公有林の割合について」でございます。

2015 年の農林業センサスにおきましては、本町の林野面積 971 ヘクタールのうち、民有林が 956 ヘクタール、公有林が 15 ヘクタールとなっており、民有林が大部分を占めている状況となっております。

以上でございます。

清水議員　それでは次に、「森林整備の進捗状況について」、伺います。

都市創造部長　次に、「森林整備の進捗状況について」でございます。

現在、本町の森林面積の多くを占める保安林においては、大阪府において積極的に事

業が進められており、特に大沢地区で森林火災があった箇所などにおいては、大規模な整備が進められたほか、尺代地区においても、長谷林道沿いや乙女の滝までの水無瀬渓谷沿いなどにおける整備が計画的に進められたところでございます。また、サントリー天然水の森事業においても、適宜協議を重ねながら、整備を実施していただいているほか、町内ボランティア団体がそれぞれの活動地において、日々、森林整備を行っていただいております。

特に、台風による倒木被害が多数発生しておりました十方山に至るハイキング道につきましては、森林ボランティアの皆様に全面的に御協力いただき、風倒木処理を完了しております。

以上でございます。

清水議員　それでは、保安林整備事業やサントリー天然水の森事業の「具体的な整備面積」は、幾らですか。

都市創造部長　森林面積についての再度のお尋ねでございます。

島本町の森林面積は全体で 971 ヘクタール、そのうち保安林面積が 405 ヘクタール、サントリー天然水の森協定地面積が 353 ヘクタールとなっております。

清水議員　それでは、保安林やサントリー天然水の森協定地のどちらにも属さない森林面積は、どれくらいあるのですか。

都市創造部長　森林面積についての再度のお尋ねでございます。

先ほど御答弁させていただいたとおり、島本町域内の保安林面積は 405 ヘクタール、サントリー天然水の森協定地面積が 353 ヘクタールとなっており、そのうち保安林であり、かつサントリー天然水の森の協定地でもある森林が約 25 ヘクタールとなっていることから、総面積からそれらの面積を差引きすると、およそ 230 ヘクタールが保安林やサントリー天然水の森協定地のどちらでもない森林面積ということになります。

なお、あくまで今回、計算上差引きで出した面積であるため、統計上の数値を引用したものではないことを申し添えます。

以上でございます。

清水議員　森林保全に関し、サントリー天然水の森事業は、本当にありがたく、感謝申し上げます。

このように企業による援助を、他の企業に協力を求めるような仕掛けを行政主体で実施する考えはありませんか。

都市創造部長　続きまして、企業による援助を他の企業に協力を求めるような仕掛けを「行政主体で実施する考え方について」でございます。

近年、企業による森林づくり、木材利用活動が広がりを見せておりますので、本町におきましても、本町の主要企業が加盟しております青葉会を通じて、各企業に対して森林ボランティア制度の紹介など、森林づくり、木材利用活動について協力の依頼を行っ

ているところでございます。現時点では、具体的に決まっていることはございませんが、引き続き協力依頼を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

清水議員　それでは、以前より要望していた十方山に至るハイキング道の整備については、心より森林ボランティアさんの方々に感謝申し上げます。

十方山へのハイキング道や尺代地区の長谷林道沿い以外の太閤道のハイキング道の現状は、どのようなものですか。

都市創造部長　続きまして、「十方山へのハイキング道や尺代地区の長谷林道以外の太閤道他のハイキング道の現状について」でございます。

十方山のハイキング道及び長谷林道につきましては、ハイカーの方の通行も多く、また里道の位置づけなどもあることから整備の必要があると判断し、対応させていただいたものでございます。

なお、台風などの影響により、現在も幾つかのハイキング道に倒木等があり、荒廃している区間がございます。今後については、把握した情報に基づき、ボランティアの皆さんのお力もお借りしながら、管理責任のある里道などについては、管理者として緊急性や危険性の観点から、優先順位をつけて整備を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

清水議員　それでは、「森林整備を進める上での課題について」、伺います。

都市創造部長　次に、「森林整備を進める上での課題について」でございます。

大沢・尺代地域におきましては、先ほど御答弁させていただいたとおり、大規模な保安林整備事業により計画的に復旧が進んでおります。一方、山崎地域におきましては、サントリー天然水の森の協定地が多く存在することから、現在、サントリー天然水の森事業として森林整備を検討していただいておりますが、地権者が網の目のように分かれており、協定地となっていない除地も多く存在するため、境界を越権して施業できないという理由から整備が進んでいない状況があります。

その状況を打開するため、町として境界確定作業を行うことについて、現在検討しているところでございます。

清水議員　民有地を含めて森林整備が進まない課題の詳細について、再度、伺います。

都市創造部長　森林整備が進まない要因は、長期にわたる材価の低迷や、約７割のシェアを占める外材の普及などによる長期化する生産活動の停滞にあるとされております。さらに、近年は、森林所有者の高年齢化や不在地化、世代交代などによって、森林管理意識が低下し、山離れが進行しております。

このため、平成 24 年度から始まった「森林経営計画」により、森林所有者に代わり森林組合が中心となって施業を代行しているものの、森林所有者との合意形成や、森林整備を進める上で必要不可欠な境界所有者の把握が困難な森林が増加しており、境界所有

者の把握の確認が大きな課題となっております。その状況を打開するため、町としてはサントリー天然水の森協定地における筆界確定作業を行うことについて、現在、検討しているところでございます。

以上でございます。

清水議員　それでは、森林の現状把握については、どのような手法で行っているのですか。

都市創造部長　続きまして、「森林の現状把握について」でございます。

現在、大阪府をはじめ、森林ボランティア団体、企業、大阪府森林組合との協議により、継続的な整備に取り組んでおります。先ほど御答弁申し上げたとおり、整備にあたっては、現在、多くの課題を抱えておりますが、今後も引き続き、各関係団体等と連携しながら森林整備に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

清水議員　現状把握ということで、私が以前より、ちょっと言ってましたんですが、山林の境界確定を進める上で、マンパワーの削減策としてドローンの活用を提案していましたが、その後の調査・研究はされたと思うのですが、進捗状況はいかがですか。

都市創造部長　「ドローンの活用について」のお尋ねでございます。

ドローンの活用につきましては、これまでにも御質問いただき、御答弁申し上げておりますとおり、人事異動などによる技術の継承や活用頻度などの課題があるものと認識いたしております。そのため、現在のところ、ドローンを購入して活用することは考えておりませんが、今後、森林の境界確定業務などを委託する際、必要に応じて当該委託事業者によりドローンを活用することなどを想定いたしております。

以上でございます。

清水議員　次に、以前質問してたんですが、国が進める地籍調査について調査・研究するとのことでしたが、その後の研究・調査の進捗状況はいかがですか。

都市創造部長　「地籍調査」につきましては、以前の一般質問にも御答弁させていただいたとおり、国の補助を受けて実施する際には、境界明確化事業により厳格な基準が設けられており、土地の境界においても、所有者の異なる境界のみを調査するのではなく、一筆ごとの境界の測量調査が必要であることや基準点の設置が必須であることなど、より精度の高い調査が求められております。国の財政的な措置がなされますが、町の負担も少なくなく、また、職員の負担も長期間にわたって非常に大きなものとなります。

なお、より簡易な形で境界だけを確定する手法などについて、森林組合などとも協議を進めているところでございますので、どのような方法が望ましいかについては、今後も調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

清水議員　境界確定が進めば森林整備も進むと考えていますので、ぜひとも、よろしくお願いします。

次に、国の森林環境譲与税とはどのような内容のもので、どのように活用を考えているのですか。

都市創造部長　平成30年12月の一般質問でもお答えいたしましたとおり、「森林環境譲与税」は、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税が国民に課せられ、これによって集められた森林環境税は市町村及び都道府県に譲与されるものでございます。

森林環境譲与税の活用につきましては、現在、基金に積立てを行い、制度構築を進めながら、一定金額になった時点で事業実施を検討していくこととといたしております。

以上でございます。

清水議員　それでは次に、以前の答弁で、森林管理システムの制度構築を進めながら、土地の境界確定に関する取組についても検討するとのことでしたが、現在の進捗状況はどのようなものですか。

都市創造部長　平成31年４月に「森林経営管理法」が施行され、新たな森林管理システムがスタートいたしました。この制度は、経営管理が行われていない森林について、市町村が仲介役となり、森林所有者と林業経営者をつなぐシステムを構築し、担い手を探すことが可能となるものでございます。

森林所有者と林業経営者のマッチングにおいては、林業経営者に円滑に引き継ぐために、土地の境界確定や所有者への意向調査も必要となります。土地の境界確定につきましては、当該システムとは別に実施することも可能であることから、森林組合などとも連携し、様々な手法について調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

清水議員　それでは、「今後の森林整備の予定」は、どのようなものですか。

都市創造部長　「今後の森林整備の予定」につきましては、大沢・尺代地域における保安林整備事業では、引き続き風倒木等の整理、跡地の植林等を進めてまいります。また、サントリー天然水の森事業では、「大沢のすぎ」周辺地の整備等を予定しております。

今後におきましても、大阪府、サントリー、森林ボランティアの皆様をはじめとした関係機関と長期的な視点で連携を図りながら、計画的に整備を推進してまいります。

以上でございます。

清水議員　森林整備は一朝一夕でできるわけでなく、地権者の高齢化が進み、境界確定の情報も少なくなり、境界確定が困難になると考えます。また、森林整備を進めることで防災・減災になるものと考えます。

このような状況で、島本の大切な財産である町の７割を占める森林を、今後、どのように整備していくのか、町の見解を伺います。

都市創造部長　毎年、発生する台風や集中豪雨などの災害時におきましては、山間部から多くの土砂や流木が流出し、本町が管理しております沈砂池が飽和状態になり、その都

度、浚渫工事を行っているところでございます。また、大阪府におかれましては、砂防・治水対策として山間部上流域に堰堤を設置しておられますが、当該堰堤についても、隣接する山間部や上流域からの土砂流出により飽和状態となっております。

こういった状況を踏まえ、下流域への浸水被害軽減に向けた防災の観点からも、森林整備については、非常に重要な取組であり、かつ効果的な対策が必要であると認識いたしております。そのため、今後につきましても、国や大阪府をはじめ、民間企業や森林ボランティアなど多様な主体で連携を図りながら、継続的に整備を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

清水議員　ぜひとも島本町の財産である魅力的な森林を一日も早く整備し、総合的な維持管理を含め推進していただくこと、特に大きな課題である境界確定については、国の地積調査含め検討していただくことを要望し、質問を終わります。

村上議長　以上で、清水議員の一般質問を終わります。

引き続き、伊集院議員の発言を許します。

伊集院議員　それでは、「災害に強いまちづくり」に対しまして、一般質問をしてまいります。

１．「『財政収支見通し』と本町の課題について」でございます。

現在、新型コロナウイルスの猛威に、世界中の経済や生活に大打撃を受けています。島本町も住民とともに生き抜いていかなければなりません。また、約４年前ですか、選挙公報に「ちょっと待った　その合併」と掲げられ、現山田町政が誕生されました。

地方自治体として、住民の皆様の福祉や生活に、また、経済など全て生命財産に関わる業務を担う役場庁舎は指揮命令中枢機関であり、老朽化が甚だしい、この未耐震の役場庁舎について、私ども会派としても早期に方向性を定め、計画に取りかかる時期に達しているなどを訴えてまいりました。その間、日本国土においては相次ぐ大きな地震に見舞われ、私たちが経験から学ぶ教訓を活かし、回避や課題解決への使命が増すばかりであります。

行政も苦心していただきながら、調査を進めてこられまして、平成 30 年に「島本町役場庁舎耐震化方針」が策定でき、パブコメもされ、「島本町新庁舎建設基本計画」が令和元年に策定されております。

しかしながら、役場庁舎の建て替えにおいて、突如、町長は決断を先送りされ、町長として時期をも示さない先延ばしなのか、凍結なのか、決断ができず、結果に対しまして、議会主導により特定財源の申請に間に合うべく決断ができたところであります。

そこで、見直しされました「財政収支見通し」と本町の課題について、以下、伺ってまいります。

①令和２年 10 月に見直しされました「普通会計中期財政収支見通し」について。

財政の根幹となります町税の減収見込み、新型コロナウイルスによる影響は多少なりとも見込んでいるのか伺うとともに、少しでも見込んでいらっしゃるんであれば、算定概要をお伺いします。

総務部長　それでは、伊集院議員からの一般質問について、御答弁申し上げます。

「財政収支見通しと本町の諸課題」のうち、「新型コロナウイルスの影響による町税減収の見込みについて」でございます。

令和３年度当初予算におきましては、町民税のうち法人分は、一部企業の業績が好調であることなどから、ほぼ横ばいで見込んでおります。一方、個人分は、大阪府毎月勤労統計調査では、予算案作成段階で月額給与が前年比約６％減となっていることから、新型コロナウイルス感染症の影響があるものと認識いたしておりますが、本町では、マンション開発などにより人口増となっている状況を勘案し、約３％減を見込んでおり、その結果、令和２年度当初予算と比較いたしまして、町税全体で１％に相当する約 4,900 万円減の予算計上といたしております。

しかしながら、これらの見込みは、参考値として大阪府毎月勤労統計調査の数値をもとに算出しているものであり、本町の財政への影響につきましては、令和３年度に明らかになってくるものと認識いたしております。

なお、「普通会計中期財政収支見通し」につきましては、通常、決算期に作成しており、庁舎整備にあたっての参考資料として昨年 10 月に作成したものも含め、町税収入を見込むに際し、前年度の実績や制度改正は勘案いたしますが、作成時点において、新型コロナウイルス感染症の影響を計ることはできず、その影響は盛り込んではおりません。

以上でございます。

伊集院議員　策定時期ですので、ほんとに見込みが大変な状況でありましたのでね、一定、理解いたします。すいません、一般質問してますので、お願いいたします、お静かにお願いします。

大阪府の来年度の予算案の一般会計総額が３兆 5,086 万円余りに、過去最大の予算が組まれているという予定になっております。税収は、リーマン・ショックの影響が出た平成 21 年度よりも大きな落ち込みとなっている状況です。実質税収は、新型コロナウイルスの影響による企業の業績低迷から 2,137 億円減少し、9,939 億円となり、財政調整基金から過去最大の 934 億円を大阪府は取り崩し、残高は 507 億円まで減少する、こういった予算見通しになっております。大阪府内の町村として、今後、我々としても影響が全くないとは言い切れない状況です。

本町においては、先ほどの答弁で言いますと、人口増の鑑みと、このコロナの多少の部分と、答弁では１％で、何とか影響を現時点では抑えられているという答弁でありますが、その要素の中では、やはり人口減少から少子高齢化に対しましても、生産性人口を上げていかなければならないと私も追及してまいりまして、新駅の設置など先を見据

えて、課題、問題の回避に努めてこれたことも、この１％で抑えられている要因の一つであろうと考えます。

そこで、先ほど人口増の収支を見通しされているということですが、どのように見込んでいるのかをお伺いするとともに、決算、ここ 10 年間の決算状況などからどう考えていらっしゃるのか、町税の御報告、分析の御報告をお願いします。

総務部長　町税の「10 年間の決算状況について」でございますが、令和元年の決算と、10 年前の平成 22 年度決算を比較いたしますと、約７億円増加しており、令和２年度におきましては約 52 億円となっております。また、徴収率につきましては、平成 22 年度決算の 92.9％から、「債権の管理に関する条例」の施行や徴収強化策及び行財政改革によるコンビニ納付の導入などにより、令和元年度決算では 95.6％と 2.7 ポイント上昇し、約１億円の増収となっております。

また、今現在、過去の 10 年間でございますけれども、「財政収支見通し」上、今後の先の人口増につきましては、ＪＲ島本駅西地区の開発における人口増としまして、令和５年度以降で 1,250 人の増を見込んで、都市計画税、固定資産税に増額分を反映いたしております。

以上でございます。

伊集院議員　令和５年度から見込んでいるということですね、分かりました。

実は平成９年に、町税だけで約 60 億円を超える、一番多い時期がありました。その後、平成７年から 13 年まで、この間が大体 50 億以上ですね、町税の部分の財源確保ができている状況でありましたが、目標として、やはり 50 億円台、島本町のまちづくりを展開していくには目標値にするべきだろうと考えておりました。ここ４年間、収入済額で言えば３年間ですけど、一応 50 億円を超えているという状況であります。

ただ、一方、歳入の状況から歳出、この約 25 年間、社会情勢はほんとに大きく変革しております。歳出の変化において、当時の歳出である扶助費、公債費、義務的経費の割合、この財源の割合が大きな差があると考えていますが、いかがか、変化の要因の分析もあわせてお伺いいたします。

総務部長　平成７年度決算における予算全体に占める扶助費、公債費、義務的経費でございますが、扶助費が 5.9％、公債費が 8.5％、義務的経費が 36.7％でございました。令和元年度決算におきましては、扶助費が 24.6％、公債費が 9.6％、義務的経費が 52％となっております。

この間、権限移譲、国の新たな施策による経費が増加するとともに、扶助費につきましては、高齢者福祉制度が措置から介護保険制度への制度変更されたことや、高齢化率の上昇による介護給付費の増、障害福祉サービスの給付費の増、保育所の給付費の増などにより、町財政の負担は年々大きなものとなっているものと認識いたしております。

以上でございます。

伊集院議員　分かりました。大変、社会情勢の変化も出てきていると。先ほど平成７年ですとね、島本町だと、ふれあいセンターの建設もあったと記憶しております。

この義務的経費の増、扶助費は４倍を占めている状況ですね。また、行財政改革も――先ほど答弁にありました――推進をしながら進めていただいております。コンビニ徴収、また、「債権の管理に関する条例」、こういった中でやっていっていただいておりますけども、行財政改革の推進でどれぐらいの効果が出ているのか、おおよそで結構ですので、行財政改革によってどれぐらいの効果が出ているか、金額などをお伺いいたします。

総務部長　「行財政改革による効果額について」でございます。

平成 23 年度から平成 27 年度までを期間とする第五次行財政改革におきましては、目標額約 30 億円に対しまして、鶴ヶ池住宅跡地の売却益を含め約 16 億円の実績がございました。また、平成 30 年度から令和４年度までを期間とする第六次行財政改革におきましては、目標額は定めておりませんが、平成 30 年度は約 3,900 万円、令和元年度は約３千万円の実績がございました。

以上でございます。

伊集院議員　目標額は出さないような状況の形になってきておりますが、先ほどありました第五次、この際はやっぱり土地の売却、ここにおいて何とか税収をアップさせているという回避の仕方、ここ第六次においては、結果をお聞きすると、大体約３千万円ほどの実績が出てくるという状況であります。

この内容で見ますと、大きな土地売買がない限り、いろんな行財政改革をしてきていただいているので、これ以上、なかなか削減していける、義務的経費の削減というのは、もう難しくなっておりますから、さらなる改革をしていかなければなりませんけども、今後の行財政改革の推移、また見解、これからされていくこと、こういった内容など、バクッとで結構ですので、お伺いいたします。

総合政策部長　現在、第六次行財政改革に取り組んでいるところですが、町単独事業の見直しはもとより、ふるさと納税のさらなる返礼品の充実、さらには、企業版のふるさと納税の取組など、行財政改革による効果は、今後、こういった事業に取り組むことによって効果は出てくるものというふうに考えております。

以上でございます。

伊集院議員　東京のほうに行ったときも企業版のふるさと納税、どんどん島本町としてはいくべきだろうというアドバイスもいただいておりましたが、現在、それの取組にかかられているというふうに解釈していいのか、ということを１点、確認させていただきます。

それと、②になります。

本町にとって、公共施設の耐震化計画や清掃工場に水路改修計画等々、その他喫緊の

課題が山積しています。その「財源と『財政収支見通し』との整合性」、ここにおいても確認させていただきます。

総務部長　「公共施設の維持等にかかる財源と『収支見通し』について」でございます。

現時点での「普通会計中期財政収支見通し」におきましては、令和６年度までの投資的経費を見込んでおります。しかしながら、投資的経費にかかるものにつきましては、担当課への照会をもとに工事費用等を見積もっているものであり、財政課におきましては予算査定を行ったものではなく、また、工事費用につきましても、設計事務が完了しているものは工事費用が確定しているものの、設計が未着手の場合は概算工事費となっていることなどから、あくまで「普通会計中期財政収支見通し」作成時点での概算であることを御理解願います。

なお、今年度におきましては、学校施設、消防団詰所及び下水道施設にかかる長寿命化計画の策定に着手しているところでございます。

いずれにいたしましても、策定後につきましては、町の財政状況や事業費の平準化にも留意しつつ、適切な時期に予算計上ができるよう事務を進めるとともに、特定財源の確保に努めてまいります。

以上でございます。

総合政策部長　企業版の「ふるさと納税の準備状況」でございますが、企業版のふるさと納税を活用するには、地方創生に資する事業でなければならないということになっておりまして、本町で言いますと、「まち・ひと・仕事創生総合戦略」に位置づけていく必要がございます。現在、この見直し作業を進めておりますので、位置づけを行って、積極的に企業のほうにお願いをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

伊集院議員　また、その位置づけを御努力を願いたいと思います。

先ほどの答弁の中で、今年度において、長寿命化計画の策定に着手されているというところですが、もう３月であります。今年度中に出せる計画はあるのかどうか、そこをお伺いいたします。

総合政策部長　各担当部局において、今年度中の策定に向けまして取り組まれているところですが、庁内的な調整等が必要になりますことから、現時点で明確に策定時期をお答えすることはできませんが、できるだけ早期に策定できるよう調整を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

伊集院議員　時期は残念ながら示せないと、全庁的な調整がこれからだということにおきまして、ほんとに迅速にお願いしたいと、この後の大きな質問のほうにも関わりますので、もう要望でとどめます。

こういった中、先ほどの財政課の御答弁、投資的経費にかかるものについて、財政課

として予算査定を行ったものではないという答弁においては、主として金額的な数字のことを危惧されておっしゃっているのか、合否においての危惧をされての答弁なのか、見解をお伺いいたします。

総務部長　工事費用の確定、特定財源の確保策などを含めました金額的な査定及び事業実施の妥当性についての査定も、いずれも行っていないものである旨のものでございます。

以上でございます。

伊集院議員　両方の観点だということとなると、「財政収支見通し」で議論しても、先ほど、財政的な目安にならないというふうに考えてしまいます。全庁的な議論がこれからだということですけども、町長、ここのところを何とか全庁的な把握をしていただきたいということをお願い申し上げますが、この「収支見通し」だけではなくて、本町の今後の課題として、では、把握されているもの、全て挙げていただきたいと思います。

総務部長　「後年における本町の課題について」でございますが、新庁舎建設をはじめ学校プールの更新、学校体育館へのエアコン設置、将来的な校舎建て替え、町立体育館の耐震化、消防車両等の更新、庁舎・学校以外の公共施設の更新など、多くの事業を想定いたしております。

以上でございます。

伊集院議員　把握されている内容においては、やはり投資的経費のかかる公共施設の部分ということで、３の質疑へとつなげてまいります。

町長、おけがというか、体調がよろしくないところを大変申し訳ないんですが、ただ全体の中で、やはり全庁的な議論というのがなかなか進められてない状況に見受けられます。この点の見解だけ、町長の思いをぶつけていただきたいと思います。

山田町長　全庁的な観点から、様々な計画、また、財政のことなど、これはしっかりと進めていく必要があるかと思います。やはり行政というのは、よく言われる縦割りであるというようなことも言われますので、そこの調整というものはしっかりとやっていく必要があるというふうに、私も思っております。

以上でございます。

伊集院議員　では、時間がございませんので、「２．災害に強いまちづくり～消防団の詰め所～」について、お伺いいたします。

同志・野村議員や、東田議員、また、各議員も常任委員会等で質疑されています。財産調書から言えば、分団の詰所は、２分団において明確に行政財産であるということが分かります。

詰所に対しましての質疑への答弁では、「土地に関しては島本町の土地になっている」とありました。全ての詰所の土地は本町の土地であるということで認識はよいのかどうか、お伺いするとともに、建物においての移管されるところや自治体などの所有になっていること、この点の詳細をお伺いいたします。

消 防 長　「消防団の詰所」につきまして、御答弁申し上げます。

各分団詰所の土地及び建物の所有者に関しての御質問でございますが、山崎分団及び東大寺分団につきましては、公費で建設し、土地及び建物の所有は島本町でございます。桜井分団の車庫につきましては、桜井財産区の所有となっております。その他の分団の詰所及び車庫が設置されている土地につきましては、島本町の所有でございます。

詰所及び車庫の建物についてでございますが、山崎分団と東大寺分団を除く分団につきましては、昭和 45 年 10 月 1 日の常備消防発足前後に建設された建物であり、建設等の経緯についての詳細な資料が残っておりませんが、各自治会により建設されたものと認識をしております。

現在、関係部局とも連携しながら、消防団詰所にかかる「個別施設計画」の策定作業を進めており、今後は同計画に基づき、建物の改修及び建て替え等につきまして、各自治会と調整してまいりたいと考えております。

以上でございます。

伊集院議員　それでは、昭和 45 年 10 月 1 日以前の建物というような認識の部分になりますが、想定でも築 50 年以上、また、40 年以上になっているものを個別で挙げていただきたいと思います。

消 防 長　消防団の詰所につきましては、広瀬機動分団、尺代分団、桜井西側分団、高浜分団、桜井分団につきましては、常備消防発足の昭和 45 年前後に建設されており、40 年以上が経過しているものと考えられます。

以上でございます。

伊集院議員　それでは、次に地震や余震が発生した場合、倒壊するおそれがあるというもの、個別で挙げていただきたいと思います。

消 防 長　広瀬機動分団、尺代分団、桜井西側分団、高浜分団につきましては、老朽が著しく、地震発生時に倒壊する可能性も否定できないことから、専門的な見地での建物の状況を確認した上で、必要性を判断し、改善を図る必要がございます。

以上です。

伊集院議員　それでは、状況を伺いますと、おのずとその改修や建て替えの優先順位ですね、今のお話をお聞きしていると見えてくるんですが、どのような優先順位を考えているのか伺うとともに、計画の対象施設になっているものをお伺いいたします。

消 防 長　計画の対象施設につきましては、役場庁舎を使用しております本部附属分団を除く消防団詰所や車庫としております。特に老朽しております建て替えが必要な分団につきましては、広瀬機動分団詰所、尺代分団及び桜井西側分団の車庫と考えております。高浜分団は外観から危険性が判断できないことから、耐震診断等を実施し、必要性を判断する必要がございます。

以上です。

伊集院議員　尺代分団の車庫、広瀬、それぞれお伺いしましたが、どうしても建て替えが早期に必要だろうと、実際、見てても考えております。建て替えなのか改修なのか、そういう手法を判断されているのかどうか、お伺いいたします。

消 防 長　広瀬機動分団、尺代分団、桜井西側分団、高浜分団につきましては、老朽が著しく、建設年度が不明な建物であるため、建て替えを検討する必要がございます。

以上です。

伊集院議員　では、詳細まで言えないということでありますので、課題となる各分所、計画期間というのは持っていらっしゃるのか、想定されているのか、その点をお伺いいたします。

消 防 長　島本町消防団個別施設計画（案）というのを、今、作成しておりまして、本計画におきましては、令和３年度から 10 年間を計画期間としております。

以上です。

伊集院議員　10 年間で何とか全てができるのかという部分、財源の部分があるので、おそらくあくまでも予定なんだろうという部分は理解いたします。しかしながら、災害が起きたときに、町民のために動いていただく屯所、また、機材を置いているところが倒壊してしまうと、本末転倒になりますので、御努力いただきたいと思います。

所有権の問題においては、今まで御答弁いただいている中、判明してきておりますが、実際の課題であります境界明示、この辺は明らかになっているのか、最後にお伺いいたします。

消 防 長　法務局におきまして確認をいたしましたが、一部、特定に至らない部分もございますので、今後、設計業務時には適切な把握に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

伊集院議員　一部はっきりしていないところがありますので、時間も要すると思います。何とか、全力でお願いしたいと思っております。

そして、時間がございませんので、「３．『島本町公共施設管理計画』」について」。

先ほどありました消防の詰所関係もありましたが、同志・清水議員も、各議員も質疑をされてこられております。計画期間となる平成 28 年度から、ちょうど 10 年間でありますこの計画も、今年度で５年となる中間地点に差しかかろうとしております。

「現在の進捗状況や課題」について、お伺いいたします。

総合政策部長　それでは、「『公共施設総合管理計画』の進捗状況及び今後の課題」について、御答弁申し上げます。

まず、平成 28 年度から令和２年度まで５年間の「進捗状況について」でございますが、耐震化に関しましては、この間、第二保育所及び第一中学校、第三小学校Ｂ・Ｃ棟の耐震改修を完了し、第三小学校Ａ棟建て替え及び第四保育所移転新築を現在実施中であり、これにより学校及び保育所の耐震化は全て完了いたします。

また、児童増加に対応して第四小学校の校舎増築、第二・第四学童保育棟の整備を行ったほか、施設老朽化等に対応し、やまぶき園、第二幼稚園、衛生化学処理場を廃止し、それぞれ民間施設の活用、広域連携により機能維持を図っております。そのほか、橋梁・水道等のインフラ施設についても、長寿命化計画等に基づき、計画的な維持・補修に努めているところでございます。

「個別施設計画」の策定状況につきましては、町営住宅、橋梁、水道管路が策定済みであり、現在、学校施設及び幼稚園、下水道管路、消防団詰所に係る「個別施設計画」の策定作業を進めているところでございます。

「今後の課題」といたしましては、新庁舎整備事業を推進するほか、未耐震施設への対応、さらなる広域連携の推進等を図り、将来に向けた公共施設の適正化をさらに進めていく必要があるものと認識をしております。

以上でございます。

伊集院議員　平井議員からも昨日、幼稚園に対しての質疑がありましたので、一定の御努力をいただきながら、また、我々にも御報告をいただきたいと思います。

一定の進捗状況をお伺いいたしました。その中の取組、「個別施設計画」の策定状況、この中で答弁になかった部分ですね。例えば、町の所有の集会施設――計画の中で15ヵ所ありますが、その中の３ヵ所、未耐震の状況になっております。この点に対して、それぞれどうされていくのかということ、今後において、お伺いいたします。

総合政策部長　集会施設につきましては、15ヵ所のうち３ヵ所が未耐震の状況にあり、耐震化を進める必要がございますが、町所有の自治会集会所は、施設の管理運営や修繕にかかる費用を負担していただく条件のもと無償でお貸ししておりますことから、自治会等で対応していただくのが原則でございます。しかしながら、建て替えとなると多額の費用が必要となりますことから、施設の集約化等も検討する必要がございます。また、町所有以外の自治会所有の集会所等につきましても、各自治会において対応していただく必要がございます。

いずれにいたしましても、各自治会とも今後の対応について意見交換を行い、必要な助言等も町として行っていく必要があるものと考えております。

以上でございます。

伊集院議員　ほんとに建て替えとなりますと、またここにおいても多額な費用がかかってくるところであります。基本的には町の自治会の集会所等、無償でお貸ししている、対応は原則自治会だという部分のご答弁も理解しなくもないですが、その点で、集会施設のうち、例えば第二コミュニティセンター、ここは町からの補助金を支出して、施設の使用料を合わせて、管理運営委員会で管理されているというふうに認識しておりますけど、建て替え、多額な費用がかかるということになれば、町が建て替えるのかという対応などを聞かれてくるんではないかと思いますが、この点について、どう考えていらっ

しゃるか、お伺いいたします。

総合政策部長　第二コミュニティセンターにつきましては、議員御指摘のとおり管理運営委員会が組織されており、町からの補助金と施設使用料で管理運営されております。そのため、施設の維持補修等については、その中で対応いただくことが原則ですが、大規模改修や建て替えをする際には、管理運営委員会と協議する必要がございますが、施設のあり方や集約化も含めた議論が、今後、必要になってまいるというふうに考えております。

以上でございます。

伊集院議員　未耐震、柴田自治会、三晃自治会、楠自治会集会所、各それぞれありますが、今後、その課題が顕在化してくると、こういった中、先ほど消防の詰所において、集会施設と一緒に検討していく必要があろうと思います。この点、自治会の集会所においてもどういうふうにされていくのか、お伺いしたいと思います。

総合政策部長　集会施設や消防の詰所につきましては、隣接している箇所もあり、一緒に考えていく必要がございますが、施設の集約化や統廃合、また、近隣の公共施設の利用など、多方面での検討が必要であることや、施設の権利関係等、多くの課題がありますことから、関係自治会等と協議しながら検討を進めていく必要があると考えております。

以上でございます。

伊集院議員　関係団体さん、たくさんあるかと思いますが、その話合いにおいても、どういう順序でされていくのか、一定の検討を進めていただきたいと思います。

また、未耐震の中、スポーツ・レクリエーション施設、町体育館もそうですし、あと文化財、歴史文化資料館について、国の登録有形文化財にも指定されていますが、耐震化ができていないと思います。過去に大阪府から移管されたとき、確か瓦を交換したり、そういった改修はしてたかと思いますが、耐震はされてないというふうに認識しております。一定、その点について、お伺いいたします。

教育こども部長　「歴史文化資料館について」でございますが、歴史文化資料館については耐震診断自身、実施しておりません。ただ、今、御紹介ありましたように耐震化はできていませんが、耐震性の向上のために、平成19年度に全体的な重量を軽減するための屋根瓦の改修等を行っております。

以上でございます。

村上議長　残り３分です。

伊集院議員　耐震診断も終わっていないということでありますので、今後、耐震化を進めていく上で、特にああいう国の有形文化財のものですけど、国の特定財源というのは現時点で見つけられているのかどうか、お伺いいたします。

教育こども部長　国においては、登録有形文化財建造物修理等事業費国庫補助金がございます。この補助金は、耐震補強工事を実施する場合には、工事にかかる基本設計や実施

設計、工事監理に対する費用が補助対象となっており、対象事業費に対して２分の１が補助されるものと聞き及んでおります。耐震補強工事に対する補助については、現状のままでは活用できる補助制度はないものと認識をいたしております。

以上でございます。

伊集院議員　基本設計、実施設計、工事監理費等においては、特定財源はあるということであります。ただ、その耐震補強工事に対する補助がない、活用できる制度がないということでありますので、我々もこの点においては、何とか国に対しても要望活動を続けていきたいと思っておりますが、基本的に有利な特定財源の確保、この辺が不可欠だと。耐震化の計画というのは、我々も要望していくには、時期も見計らいながらしなければならないと思いますが、耐震化の計画、この歴史文化資料館においては、どういうふうになっていますか、お伺いいたします。

教育こども部長　耐震化の計画ということでございますが、現時点で明確な時期等をお示しする状況にはございません。財政との整合を図りつつ、有利な特定財源を活用した耐震化というものを、今後、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

伊集院議員　今、10 年間の計画の中、中間地点の５年であります。この後半の５年が、前半の５年で進めてきたものを推進していくのか、また、着手できていない建物、この点において考え方も進めていくのか、両方していかなければならない状況と思っております。

財政的にはほんとに多額な費用を要するものばかりでありますので、一定、調整が必要かと思いますが、この「公共施設管理計画」の策定、施設の保有状況とか、答弁でお聞きしてても変わってきているところがあります。

まず、この「計画の見直し」について、どのようにお考えなのか、策定し直しするのか、その点、お伺いいたしたいと思います。

総合政策部長　「公共施設管理計画」につきましては、この間、やまぶき園、キャンプ場、それから衛生化学処理場の廃止、第二中学校の給食棟の建設、人権文化センターのエレベーターの増設のほか、学校施設では、第四小学校の校舎増設や各学校施設の耐震化など、多くの変動がございました。また、本年４月には第三小学校のＡ棟建て替えや、第四保育所の移転新築がございます。

国におきましても、令和３年度での計画改定を行うよう求めてきておりますことから、これまでの成果と課題を踏まえ、計画の見直し作業を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

伊集院議員　国からの要望、計画改定ですね、この点も出てきているということも把握されていますので、順次、各部署で議論を尽くして中央に揃ってくると思いますが、そこ

に一気に来る部分、ほんとに財政や全体を把握される部長には負担が大きいところであろうかと思いますけども、何とか島本町の未来のために御尽力いただきたいと申し添えまして、時間がまいりましたので、一般質問を終わらせていただきます。

村上議長　以上で、伊集院議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

（午前 11 時 02 分～午前 11 時 15 分まで休憩）

村上議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第２、第１号議案　島本町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行いますが、本案については、「地方自治法」第243条の２第２項の規定に基づき監査委員に意見を求めたところ、既に回答をいただき、意見については、事前に配付させていただいております。

また、本案は総務建設水道常任委員会に付託し、審査することが確認されておりますので、質疑の内容は大綱的なものにとどめていただきます。

なお、当該委員会所属の各委員の質疑は差し控えていただきます。

それでは、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、総務建設水道常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　御異議なしと認めます。

よって、本案は総務建設水道常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第３、第１号報告　損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分についてを議題といたします。

損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について　説明

それでは、第１号報告　損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について、御説明申し上げます。

損害賠償の額を定めること及び和解について、令和３年１月29日に「地方自治法」第180条第１項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告するものです。

報告の概要について、御説明申し上げます。

令和２年10月６日、島本町若山台一丁目５番先路上において発生した事故について、島本町大字東大寺86番地内事業者を相手方とし、これに対する損害を賠償し、「民法」第695条の規定により和解したものです。

なお、損害賠償額は10万6,095円となります。

以上、簡単ではありますが、損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

村上議長　これより、本報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

第１号報告については、報告を承ったものといたします。

日程第４、第３号議案　教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて（案）説明

それでは、第３号議案　教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、御説明申し上げます。

提案理由は、現教育長の任期満了に伴い、新たに任命するものです。

今回、任命の同意を求めます中村りか氏については、現教育長の持田学氏が令和３年３月31日付けで任期満了となることに伴い、新たに教育長として任命するものです。

略歴については、３の２ページに記載しているとおりです。

なお、任期は、令和３年４月１日から令和６年３月31日までとなります。

以上、簡単ではありますが、教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御同意賜りますようお願い申し上げます。

村上議長　これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員　第３号議案　教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、私、戸田より賛成の立場から討論を行います。

中村りか先生におかれましては、現職の小学校長を辞しての就任です。そこに、教育長の任務への決意と志を感じ、大いに期待するところです。

また、持田教育長におかれましては、任期３年間、新任の山田町長を支え、多くの改革・改善に努めてこられました。深刻な待機児童問題を迅速に、かつ大胆に解決へと導かれたことをはじめとして、島本町の学校教育現場を熟知しておられての大小様々な、きめ細やかな改革・改善は、持田教育長あってのことであったと、今、改めて拝察いたします。僭越ながら多大なる御経験であったと、ここに敬意を表するものです。

その礎の上に、新たに中村りか氏が築き上げられる島本町の保育・教育・文化施策のさらなる充実が、島本の子どもたちの育ちに素晴らしい効果をもたらし、「小さくてキラリと光る島本町」のかけがえのない財産になることを願い、賛成の討論といたします。

村上議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第３号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

村上議長　起立全員であります。

よって、第３号議案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第５、第４号議案　固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて（案）説明

それでは、第４号議案　固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、御説明申し上げます。

提案理由は、任期満了に伴い、再任するものです。

今回、選任の同意を求めます徳留新人氏については、令和元年12月に固定資産評価審査委員会委員に就任いただき、現在１期目となります。

略歴については、４の２ページに記載しているとおりです。

なお、新たな任期は、令和３年３月10日から令和６年３月９日までとなります。

以上、簡単ではありますが、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御同意賜りますようお願い申し上げます。

村上議長　これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第４号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

村上議長　起立全員であります。

よって、第４号議案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第６、第５号議案　工事請負契約の変更についてを議題といたします。

工事請負契約の変更について（案）説明

それでは、第５号議案　工事請負契約の変更について、御説明申し上げます。

本契約の変更については、令和２年２月28日議決にかかる「町立第三小学校Ａ棟建替工事請負契約」の一部を変更する契約で、契約金額の変更が確定したことから、議会の議決を求めるものです。

第５号議案資料を御覧ください。

変更の概要については、工事内容の変更に伴い、契約金額を記載のとおり変更するものです。

続きまして、工事の変更内容です。

現Ａ棟については、令和３年度から解体工事を行う予定としており、解体工事に先立ちアスベスト調査を実施したところ、現Ａ棟のＢ棟側の階段室１階から４階までの天井吹付材に、アスベストの一種であるクリソタイルが0.2％から0.4％までの割合で含有さ

れていることが確認されました。確認されたアスベストは、現A棟の解体工事を実施する前に除去する必要があるため、アスベストの除去工事を追加工事として工事内容の変更を行う必要があります。

アスベスト除去対象箇所については、議案参考資の平面図を御覧ください。本図面は、アスベスト除去図で、着色している箇所が、除去対象となる天井吹付材の位置です。

この除去工事のため、原契約金額を437万8,000円増額し、16億4,007万8,000円とするものです。

なお、工期については、原契約の工期末である令和３年10月31日に変更はありません。

以上、簡単ではありますが、工事請負契約の変更についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

村上議長　これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第５号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

村上議長　起立全員であります。

よって、第５号議案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第７、第６号議案　動産の買入れについてを議題といたします。

動産の買入れについて（案）説明

それでは、第６号議案　動産の買入れについて、御説明申し上げます。

提案理由は、動産の買入れについて予定価格が700万円以上であることから、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第３条の規定により、議会の議決を求めるものです。

第６号議案資料を御覧ください。

１の「動産の内容」は、町立小中学校で教職員が使用するパソコン端末26台及びタブレット端末94台並びに付随するソフトウェアです。

２の「買入れ金額」は、967万9,274円です。

３の「契約の方法」については、本町の競争入札参加資格者名簿に登載する業者から、取扱いの可能な業者６者を指名しましたが、うち１者による指名競争入札となり、入札が不調となりました。その後、当該入札に参加した１者に応札意思が確認されことから、「地方自治法施行令」第167条の２第１項第８号の規定により随意契約とし、令和３年２月１日に仮契約を締結しました。

なお、４の「参考資料」として、入札調書及び仕様書を添付しています。

以上、簡単ではありますが、動産の買入れについての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

村上議長　これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第６号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

村上議長　起立全員であります。

よって、第６号議案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第８、第７号議案　町道路線の認定についてを議題といたします。

町道路線の認定について（案）説明

それでは、第７号議案　町道路線の認定について、御説明申し上げます。

提案理由は、道路を新設するに伴い、町道路線の認定について、「道路法」第８条第

２項の規定により議会の議決を求めるものです。

路線の認定については、住民の生活に直結した新設の道路を、道路管理者である本町が適切に維持管理し、住民福祉の増進を図るため行うものです。

議案の概要について、資料に沿って、御説明申し上げます。

議案書７の４ページを御覧ください。今回認定する路線の路線番号、路線名、起終点地番及び重要な経過地を記載しています。

第７号議案資料を御覧ください。４の路線の認定予定日は、令和３年３月31日です。

次に、議案参考資料でございます。路線認定図に、今回認定する路線の位置を記載しています。

各路線の概要について、次の認定詳細図に基づき、順次、御説明申し上げます。黒丸表示箇所が起点を、黒三角表示箇所が終点を示しています。

それでは、認定詳細図「路線番号・4105、路線名・広瀬93号線」を御覧ください。路線延長44.21メートルで、幅員が最大・最小ともに4.70メートルです。

次に、認定詳細図「路線番号・4106、路線名・広瀬94号線」を御覧ください。路線延長48.77メートルで、幅員が最大・最小ともに5.20メートルです。

いずれの路線についても、住宅開発により道路が整備され、町へ帰属されたことに伴い、今回、新設するものです。また、広瀬12号線、江川広瀬１号幹線に接道することから、今後、地域住民の安全性や利便性の向上に寄与する道路となります。

以上、簡単ではありますが、第７号議案　町道路線の認定についての御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

村上議長　これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第７号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

村上議長　起立全員であります。

よって、第７号議案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第９、第８号議案　島本町議会基本条例の制定についてを議題といたします。

島本町議会基本条例の制定について（案）説明

平井議員　それでは、第８号議案　島本町議会基本条例の制定について、御説明申し上げます。

提案理由は、議会に関する基本的事項を定めることにより、住民福祉及び持続可能で豊かなまちづくりに寄与するため、新たに条例を制定するものです。本条例は議会運営委員会において議論を重ね、一致した内容を報告書としてまとめて議員全員協議会へ提出し、議論の上、議員全員の合意のもと、本日の定例会議に提出することとなったものでございます。

それでは、具体的な制定内容について、御説明申し上げます。

議案書添付の条例案を御覧ください。

本条例は、前文と、17条からなる本則で構成しています。

まず、前文では、この条例の制定趣旨と島本町の民主主義の発展と住民の福祉の向上のために活動する議会の決意を述べています。

第１条では、前文を踏まえて、この条例の制定の目的を明らかにしています。

第２条では、この条例が島本町議会における最高規範であることを示すとともに、この条例に関する研修を行うことを規定しています。

続いて第３条では、議会としての活動原則を、第４条では議員としての活動原則を示し、第５条で議員の政治倫理について規定しています。

第６条は、会派の結成やその役割について規定しています。

第７条は、常任委員会や議会運営委員会、特別委員会といった委員会の活動について規定しています。

第８条では、会議の公開について、第９条では、広報・広聴について規定し、住民に開かれた議会を目指すこととしています。

第10条では、議員が議会において行う発言の主たるものである質疑や質問について規定しています。

第11条は、町長等の答弁を行う者は、議員からの質問などに対して的確な答弁が行えるように、その質疑等の趣旨を、議長または委員長の許可を得て、質問者に確認することができる旨を規定しています。

第12条は、議会事務局の機能強化及び組織体制の整備に努めることを、第13条は、議会図書室が充実するよう努めること、第14条は、議事機関としての権能確保や円滑な議

会運営の実現など、この条例の目的を達成するために必要な予算を確保するよう議会として努力することを、それぞれ規定するものです。

第15条と第16条は、それぞれ議員定数と議員報酬について定めています。それぞれが条例で定められていることを規定したのち、その見直しの考え方について規定しています。

最後に、第17条では、本条例の見直しについて規定しています。

施行期日については、４月１日でございます。

以上、簡単ではありますが、島本町議会基本条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

村上議長　これより、本案に対する質疑を行います。

河野議員　第８号議案　島本町議会基本条例の制定について、日本共産党・河野恵子より質疑をさせていただきます。

このたびの議会基本条例に至る短期間での議会運営委員会での論議に対しては、敬意を表するものです。以前に特別委員会設置をし、議会基本条例を制定すべく論議をいたしましたが、果たせませんでして、前期を飛ばして今期、短時間でここまでの成案に結びつけるということについては、私自身、議会運営委員会の論議は、ほぼ全て傍聴をさせていただいております。

その中で、会派に所属しない議員としての河野恵子として、議会運営委員会で発言の権利を持たないということにおいても、様々、適宜文書により意見表明をさせていただいたり、あるいは、条例の項目についての要否についてアンケートなどにも意見を述べさせていただき、その文章発言については議会運営委員会でも配付をしていただくという、少数意見も一定尊重もしていただいた上で議論をされ、そして過日の全員協議会で提案については了承したというものです。提案についても、私は了承しております。ただし、議会運営委員会で十分に質疑ができる立場になかったという点で、おおむね３点について質問をさせていただきます。

まず初めは、これは提案理由にもありますように、議会の基本的事項を定めるということがありますが、「島本町まちづくり基本条例」と匹敵する、議会の憲法にも相当する、理念を定めたものというふうに私は理解しております。そこで、「議会の権能」ということについて、この相当な回数を重ねられた議会運営委員会の中での発言の中ではありますが、この「議会基本条例」の理解と運用という点で、これはいかがなものかという点がありますので、申し上げさせていただきます。これについての見解を問うものです。

まず、１点目の質問としましては、昨年、2020年（令和２年）10月16日の議会運営委員会要点記録、失礼ですが、お名前を申し上げて読み上げなければ、後々誤解を招くこ

とになりますので、申し上げます。「住民福祉の向上」という点での論議の中で、ほんの一部抜粋ですが、伊集院議員から「今あったように目的ははっきりしていることは存じている。ただ、実は我々としては執行権を持っていないところもあるので、行政側に対して働きかけて住民福祉の向上をさせる、維持していく。こういうことを我々はしていくので、目的が達成されているかというのは、議会だけで達成される部分でもないので、その点が先ほど福嶋委員から話があったように、それぞれの物差しもあるという部分があるので、要は達成というのは議会だけで達成できるものではないという目的にもなってしまうので、あえてそこを入れるよりも、ここは議論が分かれるのであれば、シンプルに公明党さんの案で行っていただいたらと思っている。」、これだけ聞いても、多分、議場で初めて聞かれる方は分からないかも知れませんが、あえて、そのことについては、後段、戸田議員から「反論させていただく。執行権が町長側だけにあるからというのは、ここでは別の問題で、それをチェックする機能が働いているかということ。それは監査であり、政策立案機能であり、そういったものが働いている。それが住民福祉及び持続可能で豊かなまちづくりに寄与できているかということが議会の役割で、ここで執行部が仕事をしているから私たちだけでできるものではないという発言は、議会基本条例を作ろうとしている中ではあまりな発言だと思うので、反論だけさせていただく。」。ここは、条例制定の文章そのものを指して論議をされているわけではなく、解釈と運用、考え方の論議でありますので、結果としては、条例案の文章そのものは、この執行権がない、町長のように執行権がないということが明記されているわけではありませんので、私は、そこについては反論するものではありませんが、ただ議会制民主主義、島本町長と町議会という二元代表制において、町長の執行権が膨張というか拡大解釈され、そして一方で島本町議会の権能が矮小化されるのではないかという、議論を聞いていて、ちょっと危険だというふうに思っております。

その点についての、反論もあったわけですけれども、本来、議会制民主主義と、あと私たちが議員になったら一番に図書としていただいております『議員必携』には、相当な議会の権能が紹介されておりますので、その点の確認も必要ではなかったのかと感じております。まず１点目、その点をお問合せしたいと思います。

もう１点は、やはり相当タイトなスケジュールの中で、会派の皆さんで熟議をし、そして、全員で合意したものだけを成案していくという非常に厳しい環境の中と、全員合意を目指しながら議論をされてきたことも見ております。そういう中では議会として、過去の私の経験の中では、こういった政策、理念の条例の提案に至ったということは、非常に大きな仕事を議会運営委員会としてもされたというふうに私は認識しておりますが、一方、今のコロナウイルス感染症のもと、また、今期2017年４月末からスタートした私たち島本町議会の特に前半、2018年の３月議会の無言離席の事案や、また、様々なヤジや不規則発言に対しての島本町住民からの録音テープの開示請求、こういったこと

で非常に私たち、この４年間の前半２年は住民の方々に多大な議会に対する不安を抱かせ、そして、不信感にもつながりかねない、そういった時期もあったと私は記憶しております。

そういった住民の側から見ると、こういった条例案を提案する際、あるいは、何かの計画を策定する際には、島本町長・執行部が日々おやりになっておられるパブリックコメント、あるいは、住民意見の聴取というのが大前提であるということ。こういったことを私たち議会も二元代表制として、様々な形で住民意見の聴取ということが必要ではなかったのかなと思い、私自身は、私のかなり身近な方々に、こういった条例を提案する予定であるということを説明をさせていただき、身の回りの人ではありますが、意見をお聞きしたことについて、その疑問についてお尋ねするところです。

この「議会基本条例」については、議会改革ということなのか、という住民の御質問です。議会改革という位置づけなのかどうか、その点について、答弁を求めます。

１点目については、でき得るならば、伊集院議員御本人からの答弁を求めるものです。

平井議会運営委員長　１点目については、発言者本人から答弁ということでございますけども、議会運営委員会で取りまとめてきた委員長として、私のほうから答弁を申し上げたいというふうに思います。

「議会基本条例」では、前文や第３条において「二元代表」という表現を用いて、議会と町長が対等であることをお示しさせていただいております。議会運営委員会では、確かに様々な個々の考え方の委員がそれぞれ意見を出し合ったものではございますけれども、最終的に合意したものについて、本日、提案をさせていただいている条例案でございますので、その辺は御理解を賜ればというふうに思っているところでございます。

次に、「島本町議会を改革する一歩なのか」というふうなところでございますけども、これについては、議員も御承知のとおり、議員全員協議会でも確認いただいた議会運営委員会の報告書には、合意できるものを盛り込む形で協議を進めた本条例は、いわば町議会の現在地を示したものであるというふうに思っております。時間的な制約から、十分に議論ができずに保留になった項目があることからも、本条例をスタート地点として、議会改革の議論が活発に行われることを期待するというふうに記載をしております。このようなとおりであるというふうに考えておるところでございます。

最後のパブリックコメント等の件でございますけれども、議員も御承知のとおり、意見聴取については、議会運営委員会で来期の議論に委ねるということで合意をしております。議員全員協議会でも確認されておりますので、その辺は御理解をいただければというふうに思っているところでございます。

私からは、以上でございます。

河野議員　私の質問が、ちょっとまずかったなというふうに思ってまして、議会改革なのかということと、それからパブリックコメントの実施の要否について、二つに分けて質

問したつもりですが、まとめて御答弁いただいたものと認識しております。

それで、「議会改革なのか」という点について、ちょっと再度の質問、同じ答弁になるかも知れませんが、本来、先ほど申し上げたように、特に前半２年間の島本町議会への、非常への不安というか、私自身も今、20年目の議員ではありますが、これだけの事態を起こしたということは初めてでありますし、2018年予算議会、３月27日の本会議最終日で、一般会計予算案の討論に入る直前に３会派の議員さんが無言で離席をされ、そして、定足数を欠くということで議会が開けなくなるということで、しかし、会期の延長もできないような日程の中で、数時間、議会が空転した、そういったことがございました。

その後、これは私自身、もう20年に至る議員活動の中では非常に痛恨の経験ではありますが、議長から出席催告書を発せられなければ議会が再開できないという、そういう事態になりまして、無言離席をしていない議員５人も含めて、出席催告書で呼び出しを受けるというような形を取り、ようやく議会を再開し、何とか次年度の予算を成立させたという事実がございます。そのことは、後日、様々議会でも相当論議がありましたが、十分にこのことが精算されたのかということはありますが、ただ、このことの痛恨の経験も踏まえたり、あるいは、おびただしい不規則発言によって、議会の質問ができなくなるような、そういった事態については、議会の中で解決するのではなく、実は住民の傍聴者がいなかったということで、後日、住民の皆さんからその録音テープの情報公開請求があり、そして、最後、情報公開請求、個人情報保護の観点で、会派代表者会議で相当議論され、録音されたテープをＣＤに焼き付けて、３人の方の住民にこの情報を提供したという、そういったこともございました。そのテープを聴かれた住民は、さぞかし驚かれたことと思いますが、そういったことで、議決権を持つ議会、住民の意思を反映する議会として、品性、そして議会の権能を駆使せずに、様々な事案が起こったということがございます。

その点について、この「議会基本条例」は、では一般住民から見ると、こういったことがあった議会もある、そして、町政でも多くの課題を抱えてきたということの中で、一般住民から見ると、条例を作る、理念条例、基本的事項を決めるということではあるが、一定はやはり飛躍やステップアップ、改革という要素があるというふうに一般の方は多分期待をされると思うんですが、その点についてのこの条例の位置づけ、議会改革なのですかということについて、再度、御質問させていただきます。

平井議会運営委員長　それぞれ、様々な御意見あるのは十分承知をしております。しかしながら、時間的な制約がある中で、事務局の御協力を得て、議会運営委員会の委員さんが活発な議論のもとに、本条例をスタート地点として、改革の議論が今後活発に行われることを私も期待をしておりますし、今後、またその意味では新しい、改選後にいろんな議論がされて、より良い方向へ向かうものであるというふうに認識をしておりますの

で、その辺は御理解いただきたいというふうに思っております。

村上議長　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員　日本共産党・河野恵子より、第８号議案　島本町議会基本条例の制定について、賛成の討論を行います。

先ほど質疑をさせていただきました。提案者が私以外の全てということですので、ただ一人質問権があるということで行使させていただきましたが、先ほど申し上げたとおり、短期間の間に、島本町議会として悲願であった「議会基本条例」の制定に至ったということについては、本当に議会運営委員会の委員さんはじめ、事務局の奔走について、相当なことがあったというふうに推察し、また一方で、会派に所属しない一人だけの議員として、様々文書や意見なども述べさせていただく、委員会以外のところで述べたり、表明する場は一定得られたと思っておりますし、尊重されたというふうに思っております。

先ほどの委員長の御答弁により、一定、その点、私の疑問については払拭されたところもありますが、ただ、この「議会基本条例」が制定され、施行された以後、やはり早晩、住民にこういった基本的事項を定めた「議会基本条例」が進んできた、全国で広がってきた背景や、あるいは、島本町としてのこれまでの歩みも含めて、住民の皆さんに丁寧に御説明をしていただく、もちろん、私もいろんな角度で一員として努力はしたいと思っております。

ただ、今回の議論の中にも、紹介させていただいた議論の中にもあったように、島本町議会は議会改革ということについては、周りから見たときに、全国から取り上げられるというようなことにはなかったかも知れませんが、本来は、議会の権能というのは相当あるということです。「議員必携」の40ページでも、議決権、選挙権、検査権、監査請求権、意見書提出権、調査権、自立権、同意権、承認権、請願・陳情を受理し処理する権限、報告・書類の受理権などがあります。また、議会の招集ということで言えば、議会議員定数の４分の１以上の者から会議に付すべき事件を示し招集請求ができる、これは、全国の自治体共通の地方自治法の文言ですが、こういった意味で、４人以上ですから、４人、５人の会派であれば、必要な事件があれば議会が招集できるということがあります。

また、さらに島本町議会は通年会期制を取っておりますので、地方自治法102条の２、

これに基づいて、１年中、いつでも議会が開けるということで言いますと、この全ての権限を持ち得る最大会派の議会運営委員の方から町長の執行権というものを持ち出しての話に対しては、やはり、ちょっと看過できないという点で質問させていただきましたが、一定、理解をしたつもりです。

また、今後の条例解釈の運用の点から、具体的に明記はされませんでしたし、しかしながら、議会運営委員会では十分に議論はされている点について、町会議員の調査権の問題です。よく言われる百条調査という調査権がありますが、この百条調査の中で19項、20項に関しては、議会図書室の設置について規定がされています。私自身、来年度の予算要望の際に、議会図書室の住民への公開、図書の公開・利用について、公開するということを求めさせていただいておりますが、この点については、やはり議会事務局の体制の強化なくしては実行できないということになります。

しかしながら、島本町議会は、議会だより編集委員会は、議会議員以外はほぼ傍聴ができないという状況になっております。このパブリックコメントや議会のインターネット中継なども今期かなわなかったわけですが、今後、実行されていくような中で、次期において、ぜひこの議会での論議、また、議会広報などでの議決結果の一覧、賛否が分かれたものに対しての各議員の態度を明らかにさせる。そして、意思形成過程の議会の論議をしっかりと住民に伝えるという意味では、議会広報、議会だよりは非常に貴重な媒体ということになりますので、ぜひ、そういった点も含めて住民の意向や意見、要望なども受け止めて、議会改革へ一歩進めていただきたいということを申し添えまして、賛成の討論といたします。

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第８号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

村上議長　起立全員であります。

よって、第８号議案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第10、第９号議案　島本町印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。

島本町印鑑条例の一部改正について（案）説明

それでは、第９号議案　島本町印鑑条例の一部改正について、御説明申し上げます。

提案理由は、性の多様性に配慮し、印鑑登録原票の登録事項及び印鑑証明書の記載事項から性別に関する事項を削除するため、所要の改正を行うものです。

国が定める印鑑登録証明事務処理要領においては、印鑑登録証明書には「住民基本台帳法」第７条第３号に規定する男女の別を記載することとされており、現在、本町においても「島本町印鑑条例」に、印鑑登録原票の登録事項及び印鑑証明書の記載事項として性別に関する事項を定めています。

一方、他団体において、性の多様性に配慮し、登録事項から性別に関する項目を削除する事例がみられ、また、平成28年12月12日付総行住第199号にて、総務省自治行政局住民制度課長から、性同一性障害、性的指向、性自認に配慮して、印鑑登録証明書に男女の別を記載しない取扱いとして差し支えない旨通知がされていることから、本町においても、性の多様性に配慮し、所要の改正を行うものです。

施行期日については、基幹系システムが自治体クラウドへ移行する日に合わせ、令和３年３月29日としています。

以上、簡単ではありますが、島本町印鑑条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

村上議長　これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員　第９号議案　印鑑条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して、賛成の立場から討論を行います。

特に疑義がなく、質問はいたしませんでしたが、討論をいたします。基幹系システムを自治体クラウドに移行する日にあわせて、印鑑登録原票の登録事項及び印鑑証明の記載事項から男女の別を削除することとし、改正されるものです。

印鑑証明に性別を記載する必要があるかないかを考えると、そもそも必ずしも必要はなかったのではないかとも思われます。むしろ、印鑑証明に男女の別を記載しないことは、融資や商取引における潜在的な女性への差別をなくし、女性の社会進出を後押しするものになり得ると考えられます。

ここで一つ、申し上げておきたいことがあります。「性の多様性に配慮し」とされていますが、平成28年12月の総務省の通知には、「性同一性障害、性的指向、性自認に配慮して」とあるとの御説明でした。しかしながら、男女の別を記載することは性同一性

障害、ＧＩＤ、トランスジェンダーの方への配慮にはなり得ても、性的指向との関係性は見いだせません。ここのところは実はとても重要で、「性の多様性」という表現で、全てを一括りにしての誤った啓蒙活動が様々な誤解を生み、正しい理解を妨げています。過去には「ＬＧＢＴトイレ」などという困ったものを、自治体が、先進的であるといわんばかりに整備するということもございました。

本条例の改正に疑義はありませんが、改めてこのことを申し上げ、賛成の討論といたします。

村上議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第９号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

村上議長　起立全員であります。

よって、第９号議案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第11、第10号議案　島本町ふれあいセンター条例の一部改正について及び第11号議案　島本町保育所条例の一部改正についての２件を一括議題といたします。

なお、本案２件は一括質疑とし、討論、採決は、それぞれ各議案ごとに行いたいと思いますので、あらかじめ御了承願っておきます。

島本町ふれあいセンター条例の一部改正について（案）説明

それでは、第10号議案　島本町ふれあいセンター条例の一部改正について、御説明申し上げます。

提案理由は、第四保育所が島本町百山地内に移転することに伴い、ふれあいセンターを同保育所が移転する前の状態に復旧するにあたり、所要の改正を行うものです。

具体的な改正内容について、議案資料の新旧対照表を御覧ください。

別表第１⑵　ケリヤホール以外の貸館対象施設使用料の表中の改正については、貸館対象施設として利用できる部屋に調理実習室及び第２軽体育室を加え、軽体育室の名称を第１軽体育室とするものです。なお、第２軽体育室については、以前、機能回復訓練室として使用していた部屋の名称を変更したものです。

同表備考５の改正については、部屋を分割して使用できる施設に、第１学習室を加え

るものです。

同表備考６の改正については、備考６に規定している無料施設に関する事項を削除し、改正前の備考７を備考６に繰り上げるものです。

施行期日については、令和３年５月１日です。ただし、部屋を分割して使用できる施設に第１学習室を加える部分については同年７月１日とし、貸館対象施設に調理実習室を加える部分については同年８月１日とするものです。

以上、簡単ではありますが、島本町ふれあいセンター条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

島本町保育所条例の一部改正について（案）説明

それでは、第11号議案　島本町保育所条例の一部改正について、御説明申し上げます。

提案理由は、第四保育所の移転に伴い、所要の改正を行うものです。

第11号議案資料を御覧ください。

改正内容については、第四保育所の所在地を変更するものです。

現在、第四保育所に関しては、「島本町保育基盤整備加速化方針」に基づき役場前駐車場に移転新築することとし、昨年の６月臨時会議において当初契約について、また12月定例会議において契約額及び工期に関する変更契約について御同意賜り、目下、建設工事を進めているところです。予定としては、今年の３月中旬に工事が完了し、４月１日から新園舎に第四保育所の機能を移した上、運営を始めることとしています。

このため、同日をもって、条例に定める第四保育所の所在地を、現在、一時的に移転し保育を実施しているふれあいセンターから、新園舎の所在地に改めるものです。

施行期日については、令和３年４月１日です。

以上、簡単ではありますが、島本町保育所条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

村上議長　これより、本案２件に対する質疑を行います。

戸田議員　ふれあいセンターの原状復帰の方針、考え方について、２点、お尋ねいたします。

保育機能移転時に新たに整備されたものを撤去してしまうことなく、ふれあいセンターに残して活用されるということはありますでしょうか。また、調理実習室について、保育所の給食室として新たに多くのものを整備されたと思います。これらはまだ新しく、処分せずに活用することが望ましいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

総務部長　保育所機能移転時に新たに整備したものを撤去してしまうことなく、ふれあい

センターに残して活用されるものは、という御質問でございますが、原状復帰の範囲につきましては、できるだけ最小限にとどめまして、早期に貸館施設の再開をする予定でございます。

復旧工事を行わない項目といたしましては、３階・４階の吹き抜けネット、テラスの転落防止策、水栓、各保育室の扇風機、３階社協の屋上避難器具などについては、そのまま置いておくというような予定でございます。その他につきましては、令和４年度があくまで予定でございますけれども、復旧工事等を予定しているものでございます。

以上でございます。

教育こども部長　２点目のほう、教育委員会から御答弁申し上げます。調理実習室における新たに整備した調理器具を処分せずに活用することが望ましいのではないか、という御意見でございます。

保育所においては毎日、給食を提供しております。３月31日（水曜日）まではふれあいセンター、そして４月１日（木曜日）になれば、この前の新第四保育所に移ります。そういうことからすると、第四保育所に移設工事を行う暇がないことから、全てを移設していくということは困難な状況にございます。

しかしながら、今、議員から御指摘がございましたように、十分に使用できるものについては、容易に移動できるもの等については、第四保育所でも使用するとともに、またその他一部の器具については、第二保育所で使用している同様の設備が経年劣化しているような状況があれば、それを交換して第二保育所でも利用して、可能な限り引き続き利用するように努めていきたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員　分かりました。方針としては、分かりました。

現時点でのお考えで結構です。差し支えのない範囲内で、令和４年度に復旧工事を予定しておられるふれあいセンター、ここで「その他残しておくもの」をどのようにされるのか、具体なものがありましたら、お示しください。

さらに、調理室に関しまして、具体的に移動するもの、そして移設するもの、あるいは、処分されるもの等、現時点でのお考えで結構ですので、差し支えない程度で具体にお示ししていただけたら、よろしくお願いいたします。

総務部長　まず、ふれあいセンターに工事をいたしたので、そのまま置いておくということについては、さきの答弁で申し上げたとおりでございますけれども、あくまでも令和４年度の予定でございますけれども、その時点で復旧工事を予定しているのが、各保育室の洗面台撤去、３階・多目的トイレ、２階・機能回復訓練室、今回、第２軽体育室と申し上げておりますけれども、トイレの復旧といったことについては、時期をおきましてさせていただくんですけれども、その他については、さきの答弁で繰り返しになりますが、そのまま置いておき、活用する予定でございます。

以上でございます。

教育こども部長　保育所に移設・移動するものや、また処分するものでございますが、あくまでも現時点でございますが、第四保育所に動かすものとしては、給食ワゴンや移動台などがあるかと思います。また、第二保育所に移設するものとしては、検食の冷凍のストッカーや冷蔵庫、消毒保管庫などがございます。また、処分するものとしては、包丁のまな板の消毒保管機などがございます。

以上でございます。

村上議長　この際、暫時休憩いたします。

（午前11時54分～午後１時00分まで休憩）

村上議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

福嶋議員　第10号議案　島本町ふれあいセンター条例の一部改正について、質問いたします。

今回、新しく貸館とされる部分等に使用料を提案いただいている状況ですけれども、その使用料金はどのように算出されたのか、算出の考え方、維持管理費との関係、負担割合の考え方について、お教えいただきたい。そして、他の各種使用料金について、負担割合の考え方､整合について教えていただきたいと聞きたいところなんですけれども、今回、既存の施設との兼ね合いで決められたというようなところもありますので、この部分は割愛しまして、端的に使用料に消費税を転嫁されているのかどうか、お教えください。

総務部長　それでは、貸館とされた部分等の使用料については、どのように積算したのか等についての御質問について、答弁申し上げます。

今般、御提案しました「島本町ふれあいセンター条例」の一部改正におきましては、原則として、同センターに第四保育所が移転した時点の有料貸館対象施設の使用料に戻すとの考え方で使用料を定めております。ただし、第２学習室につきましては、令和元年９月10日施行の同条例改正時に、使用料を１時間当たり800円から300円に減額しておりますが、減額後の実績のほうが収入の増につながった等の事情を勘案し、現行の使用料で据え置くこととしております。

次に、ふれあいセンターの使用料が同センターに要する経常経費に占める割合につきましては、年度により変動はございますが、おおむね９％程度となっております。

また、使用料に消費税が転嫁されているか、ということについてでございますけれども、消費税率引上げのタイミングでもって、使用料の改定を行ったということはございません。

以上でございます。

福嶋議員　使用料に消費税引上げのタイミングで転嫁した経緯はないということの御答弁

だったと思うんですけども、施設運営経費については、消費税分を含めて業者さん等にお支払いされていると思います。使用料に消費税が転嫁されていない消費税分、令和元年度分ですと、使用料が1,369万円ということですので、転嫁されていなかった分は約120万円程度かと思いますが、この消費税分はどのようにお支払いをさており、その費用源泉は使用者から取ってないということからすると、どこから持ってきたのかということについて、お教えください。

次に、平成25年12月４日総行行第198号・総務省自治行政局行政課長通知、そして、平成31年４月17日総財務第55号・総務省自治財務局財務調査課長通知が出されていますが、この通知に対して島本町のお考えをお教えください。

そして、今回新たに料金を設定する議案で、消費税を転嫁の変更をされないまま議案を通した場合、使用料に消費税を転嫁しなかったために町財政に被害を与えたと住民訴訟が提起されたとき、100％勝てる、法律どおりの運用であり何も問題はない、とは言い切れない状況ではないかと懸念しております。その懸念は杞憂に過ぎないと考えればいいのか、お考えをお教えください。

総務部長　施設運営経費におきます消費税分等の兼ね合いについての御質問でございますが、一般会計にかかる業務につきまして、「消費税法」上、納付税額が発生しない制度、支払いを行うことはないというような認識ではございます。

次に、今、御質問がありました平成25年12月、31年４月、総務省通知というものでございますけれども、これらにつきましては、公の施設の利用料につきまして、消費税率引上げに伴って使用料の改定等の措置ということについて言及がなされております。これらについては認識しているところでございます。

また、この消費税を転嫁しないという条例についての、今後の何らかの影響についてでございますけれども、今まで過去、消費税率引上げのタイミングでもって、使用料については一定考察を図ったところでございますけれども、そのタイミングで近隣団体等について確認いたしましたところ、施設使用料条例におきまして、そのような改定に伴って、それに連動しての使用料を改定するというようなことについては聞き及んでおらず、そういったことを参考にして本町での取扱いを決したところでございます。

以上でございます。

福嶋議員　島本町は水道事業などにおいて適正な課税とするため、平成31年度に条例で消費税転嫁に関する部分の多くを「100分の108を乗じて得た」ということから、「消費税法に基づく消費税額及び地方税法に基づく地方消費税額に相当する額を加算した」に変更提案されました。財政が厳しいという島本町ですので、本条例にも同様の内容を記述する必要があると思うのですが、お考えをお教えください。

総務部長　先ほども御答弁申し上げましたとおり、一般会計に係る業務として行う事業については、消費税法上の納付税額等についての取扱いについては、他の公企業会計等と

は異なる制度であるというふうに認識いたしておるところでございますけれども、一定、消費税の税率の引上げに伴いまして、受益者負担については、その都度、どういったあり方がよいのかということについて検討を加えるべきというふうには認識いたしております。

以上でございます。

岡田議員　各お部屋が、調理室等に関しましては、後々の手を入れる期間というのもありますので、各お部屋によって住民さんにきちんと提供するお部屋が、日にちがバラバラになるんではないかと思うんですけれども、その辺の住民さんに対する周知、それはどのようにされるんでしょうか。

それとあわせまして、今回、このふれあいセンターでワクチン接種も使われる会場になると思うんですけれども、その絡み合い、そこら辺はどのような対応をされているのでしょうか。

総務部長　ふれあいセンター条例におきまして、各室の貸館としての再開時期等、施行日について幾つか種類がございまして、若干煩雑になっているということについての御指摘でございますけれども、今回、保育所の移動ということと、貸館施設の再開にあたりまして、物品の移動はしなければなりませんし、もとの会議室とするにあたって、机・椅子等の搬出入がございます。また、最小限の原状復旧といいますか、そういったことも行いますので、各室において、その必要性というのが異なっておりまして、できるだけ速やかに住民の方の利用に供したいという考え方から、それぞれ可能な、一番、最も近い日を設定することによって、日がバラバラになってしまったという結果がございます。

それで、新型コロナウイルスワクチン接種体制につきまして、担当部局においては、国等からの指示・情報に基づきまして随時対応しているような状況でございますので、今現在、ふれあいセンターでどのような対応ぶりをしていくかということについては申し上げることはできませんが、住民にとって、より分かりやすくなるように広報を講じていきたい。具体的に申し上げますと、４月号の広報であるとかホームページを用いまして、ワクチン接種体制によって利用が一部制限される可能性があるというようなことで、住民の皆様については、今回、貸館再開の部分とワクチンの接種体制については、十分、広報を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

岡田議員　担当のほうは簡単に分かるんですけれども、住民にとっては、ちょっとややこしくて、機能回復室においては、これ５月１日ぐらいから使用ができるというふうに聞いてますし、学習室に関しては、５月15日ぐらいっていうふうに担当から聞いているんですね。調理室に関しては８月ですよね。これ、バラバラなんですけど、これは一律にするというのは難しいんですかね。その辺をきちんとホームページに出すということな

んですが、これ、バラバラにしない方法というのは難しいですか。例えば、この５月１日と５月15日がバラバラになってますが、その辺の一律にできるかどうかということをお聞きしたいことと、先ほど、もう一つ、ちょっと分からなかったんですけど、ワクチン接種がふれあいセンターなんですが、そこだけでじゃなくて、他のお部屋も使われるということもお聞きしておりますが、その辺の絡み合い、日にちの調整というのは大丈夫なんでしょうか。

総務部長　諸室の再開の日について、バラバラであるということについて、住民の皆様にとっては非常に煩雑である、分かりにくいということについては、御指摘のとおりでございますが、その理由につきましては、さきに申し上げたとおり、それぞれ諸室の今ある事情が異なっておりまして、できるだけ早い段階で住民の皆様の利用に供したいという思いからでございます。

具体的に申し上げますと、まず、５月１日という日がありまして、５月１日については、第２軽体育室として機能回復訓練室を貸館再開いたすんですが、これについては４月中、保育室として使っておりましたので、その物品の搬出を行った後に直ちに使用することができるため、５月１日、４月中にその保育物品の搬出を行うということから、５月１日とさせていただいております。

もう一つ、５月15日についてなんですけれども、これは第１学習室から第３学習室であったりとか、コミュニティルーム、多目的室ということについては、４月中、保育所の物品を搬出するとともに、それに１ヵ月を見て、５月に入りましてから、連休等ございますけれども、もとの会議室とするために机・椅子等をまた再度セッティングをしなければならないというのを、また半月分見ております。そういった関係から、今の会議室については５月15日からの再開ということ。

それから、調理実習室につきましては、機械器具類、様々な物品類というものについて、７月までそういった対応をしなければならないということを見ております関係上、８月１日からの一般の利用に供する再開日というふうにしておりますので、これらについては、分かりやすくなるように、広報しまもと４月号でさせていただきたいなと思っておるんですけれども、前に申し上げましたとおり、コロナワクチンの接種体制については、国においても随時、様々な事項を決定し、また、市町村に下りてくるというような状況でございますので、それらをふれあいセンターでどのように諸室の活用を図っていくかということについては、現段階で断定的なことは申し上げられないんですが、ただ一部利用制限があるということについては、十分、住民の皆様にお知らせして、そういったことについては配慮していきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

岡田議員　大体、分かりました。

先ほど他の議員への説明で、調理室が結局は使えるものは使うというような形なんで

すが、この取り外す作業、これはもう全然、財政的にはあがってないんですけど、大丈夫なんですか。

総務部長　調理実習室については、教育こども部の予算におきまして、委託料という形で計上を新年度予算であげておるということでございます。

以上でございます……。申し訳ありません。当初予算で計上する予定で準備をいたしております。

村上議長　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、順次、討論、採決を行います。

それでは、第10号議案　島本町ふれあいセンター条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員　第10号議案　島本町ふれあいセンター条例の一部改正について、賛成の立場から人びとの新しい歩みを代表して、討論を行います。

保育機能が移転する前の状態に復旧するにつき、所要の改正を行われるものです。新型コロナウイルスワクチンの集団接種、ふれあいセンターの大規模改修、それを前提にした指定管理者の選定など、様々な課題を抱えつつ、市民活動を支える貸館事業を可能な限り迅速に、きめ細やかに復活されるものと評価し、賛成の討論といたします。

村上議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

福嶋議員　第10号議案　島本町ふれあいセンター条例の一部改正について、自由民主クラブを代表し、討論いたします。

今回、議案とされている法的根拠は地方自治法第225条「普通地方公共団体は第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。」、第228条「分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については条例でこれを定めなければならない。」によるものと考えております。

そして、平成元年４月より消費税が導入され、平成６年11月には地方消費税が創設されました。消費税法第60条に国及び地方公共団体等に対する特例が規定されており、「国又は地方公共団体の一般会計に係る業務として行う事業」については、その課税期間の課税標準額に対する消費税額から控除することができる消費税額の合計額は、「当該課税標準額に対する消費税額と同額と見なす（同法第６項）」とされ、一般会計分は消費

税を国に納付する必要はないが、消費税の課税対象の支払い、支出については、消費税率分を乗じて必ず支出しなければならないため、収入、歳入についても、消費税の課税対象となるものには消費税を転嫁しないと、その差額は町税での負担となる。通常、支出のほうが歳入よりも大きく、国税の不足分を市税で補填していることとなり、その補てん分は他の行政サービスの抑制により確保していることになります。一般会計以下、下水道会計、水道会計などの会計は民間と同様の扱いとなり、消費税が転嫁されている状況となっております。

平成25年12月４日総行行第198号・総務省自治行政局行政課長通知「公の施設の使用料、利用料金等の対応については、消費税（地方消費税を含む）が、消費者が最終的な負担者となることが予定されている間接税である。公の施設の使用料については、消費税率引き上げに伴い消費税が円滑かつ適正に転嫁されるよう、使用料の改定にかかる条例等の措置を講じられたいこと」、平成31年４月17日総財務第55号・総務省自治財政局財政調査課長通知「消費税率の引き上げに伴う公共料金等の改定について、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処するとの考えを踏まえ、2019年（平成31年）10月１日に予定されている消費税率の引き上げに向け適正に対処されたい。地方公共団体にあっても事業を行っている場合、特定事業者に該当することから、各地方公共団体においても所要の措置を講じることにより円滑かつ適正に転嫁されたい。」という通知が出ております。

そしてまた、消費税の転嫁対象について、消費税法別表第１第５号の規定により、地方公共団体が法令に基づいて行う事務で、その手数料の徴収が法令に基づいて行われるもののうち、許可、検査、公文書の交付、紛争の処理等にかかる役務の提供については、民間企業との競合が考えられるものを除き非課税とされています。逆に課税対象として、「１．法令に根拠規定がないもの。２．保健所、工業試験場等で行う検査、試験等で、法令により一定の資格や行為の要件とされたり義務づけられたりされているものでなく、単に住民の依頼に基づいて行うもの。３．清掃、し尿処理、予防注射等、消費税法別表第１第５号に掲げられている事務のいずれにも該当しないもの。」ということがあります。

以上のことから、今回、新たに提案されている使用料の追加、既存分も含みますが、消費税を転嫁しないことには課題があり、島本町が消費税分を持ち出していることに対し、住民訴訟が提起され、消費税転嫁を迫られることは容易に想定される内容です。また、財政が厳しいとおっしゃっておられる中、受益者負担を適正に転嫁すれば、その歳入を新たな事業に回せることが考えられます。

これら様々な、大きな解決に向けての課題があるかと思いますので、その解決方法を今後、早期に検討いただくことをお願いし、この条例案には賛成の討論とさせていただきます。

村上議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第10号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

村上議長　起立全員であります。

よって、第10議案は原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第11号議案　島本町保育所条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員　第11号議案　島本町保育所条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して、賛成の立場から討論を行います。

令和３年４月から、新園舎に第四保育所の機能を移され、所在地の変更を行われるものです。ふれあいセンターでの一時的な保育には、保護者をはじめとし、多くの住民の方から様々な御指摘があり、本議場においても厳しい質疑を行いました。

2018年６月18日、大阪府北部地震が起こった朝の第四保育所のことを今、思い出しましても、新園舎にて保育が行われるよう決断された山田町長と持田教育長、そして部長をはじめとする様々な事務を担当された全ての担当職員に、やはり感謝しなければなりません。

残り約１ヵ月のふれあいセンターでの保育に、身を引き締めて取り組んでいただき、新園舎へのスムーズな移転に努めていただくようお願いして、賛成の討論といたします。

村上議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ほかに討論ないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第11号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

村上議長　起立全員であります。

よって、第11号議案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第12、第12号議案　島本町道路の構造の技術的基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

島本町道路の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について（案）説明

それでは、第12号議案　島本町道路の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について、御説明申し上げます。

提案理由は、「道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容については、議案資料の新旧対照表を御覧ください。

今回の改正は条例第５条第７項、第９条第４項、第29条第４項、第39条、第41条第３項及び第５項並びに第42条第４項中、現行の下線部分の道路構造令「第41条第１項」を、改正案下線部分の「第42条第１項」に改めるものです。これは、昨年11月25日に施行されました「道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」により「道路構造令」が改正され、条ずれが生じたことによるものです。

以上、簡単ではありますが、島本町道路の構造の技術的基準を定める条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

村上議長　これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第12号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

村上議長　起立全員であります。

よって、第12号議案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第13、第13号議案　島本町青少年問題協議会設置条例の廃止についてを議題といたします。

島本町青少年問題協議会設置条例の廃止について（案）説明

それでは、第13号議案　島本町青少年問題協議会設置条例の廃止について、御説明申し上げます。

提案理由は、類似機関との整理に伴い、島本町青少年問題協議会を廃止するものです。

島本町青少年問題協議会は、昭和54年に「地方青少年問題協議会法」に基づき「島本町青少年問題協議会設置条例」を施行して以来、青少年の非行防止や健全育成のため、関係機関との情報交換や連絡調整を行うとともに、研修などにより知識の習得に努めてきました。

しかしながら、近年では、協議会に諮るべき定期的な議案がなくなったことなどから、平成30年度に青少年に関する非行事案が発生した場合など、必要に応じて協議会を招集することに改めました。なお、平成30年度以降、協議会の開催実績はありません。また、青少年の非行防止や健全育成についての類似の機関は他にもあるとともに、青少年問題協議会の委員がそれらの組織に所属していることもあり、これらを整理する観点から、島本町青少年問題協議会を廃止するものです。

関連する条例の改正内容については、議案資料の新旧対照表を御覧ください。

本廃止条例の附則において、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の一部改正を行い、島本町青少年問題協議会に関する項目を削除するものです。

施行期日については、令和３年４月１日です。

以上、簡単ではありますが、島本町青少年問題協議会設置条例の廃止についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

村上議長　これより、本案に対する質疑を行います。

河野議員　第13号議案　島本町青少年問題協議会設置条例の廃止について、日本共産党・河野より質疑をさせていただきます。

議案説明にありますとおり、地方青少年問題協議会法を根拠とするこの青少年問題協議会については、近年、開催という実績がなかったというふうに聞いております。一方で、この協議会を廃止した後は青少年指導員協議会、私たち「青指」とよく呼んできま

したけれども、その類似の機関があるということで、一定、この機関に従前の協議会の役割も担っていただくものというふうに期待もするものですが、具体的に、青少年指導員協議会のほうの活動について説明を求めます。

教育こども部長　青少年指導員につきましては、青少年が心身ともにより健全に成長するよう、また、青少年の非行防止を図るため、教育委員会が青少年の指導について識見と熱意を有し、活動力のある方を委嘱しているものでございます。これらの指導員の方々皆さんがお集まりいただいているのが、青少年指導員協議会でございます。青少年指導員協議会の規約第２条には、青少年の健全な心身の育成を図るとともに豊かな人間形成を図ることを、これは目的として、協議会が設置されるということになっております。

具体的に、青少年指導員協議会、どんな活動かということでございますが、月に１回、定例会を開催いたしておりまして、地域の青少年に関する問題や課題についての意見交換を行うとともに、青少年の健全育成、非行防止についての様々な活動を行っていただいております。具体的には青少年健全育成大会を主管していただいておりまして、また成人祭や島本夏まつりなどの事業への協力、また三島ブロック青少年指導員協議会の役員会・研修会へも参加いただいておりまして、青少年指導員としての研さんを積むとともに、関係機関とのつながりを深めていただいております。また、普段から地域青少年への目配りや、保護者の方々の身近な相談役としても活躍いただいております。

以上でございます。

河野議員　今回は「青少年問題協議会設置条例の廃止」ということでありますが、廃止した後の対応についても確認しておいて判断をしたいと思いますので、この件について、引き続き質問をいたします。

私自身、今、20年目ですが、３期前までは島本町議会の議員も２名、この青少年問題協議会に委員を送るということをしております。ただ、法定ではない審議会、協議会等には議員の選出をしないということを、一定、議会改革の検討の中で決め、それ以降は議員としては出席をしておりませんが、当時も青少年問題協議会に、私の会派の同僚議員なども出席させていただいて、そこで調査検討をされる内容を踏まえて、相当、様々勉強させていただいたし、今、ふれあいセンターにも青少年コーナーというのが、分かりにくいところではありますが、そういうものが設置されて、近隣の高校生や中学生の居場所というところで一定確保するような、議員としての提言にもつながったというふうに記憶しております。

また、その青少年問題協議会で、当時は年２回開催されておりましたけども、「島本町青少年対策事務概要」というものを作成され、この概要は、次年度の計画及び前年度の報告を合わせたものだったというふうに記憶しておりますし、これについては、総務建設水道常任委員会などでも、調査の対象として活用させていただいております。

この「地方青少年問題協議会法」というのの第２条には、この協議会の役割として青

少年の指導育成、保護及び矯正――という言葉がまだ使われていますが――に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。飛ばしまして２項、「当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し意見を述べることができる」とされています。こういう役割がありましたし、私たちもそういった位置づけで意見をいただいたり、こういった「事務概要」などをいただいたりしてきたわけですが、この点については、この「事務概要」はほぼ数年前に作成をやめておられます。もちろん、その当時の様々な事務処理の合理化の中で作成をやめられたというふうに認識しておりますけども、このような「青少年対策事務概要」って、今、なくなってはおりますが、それに代わるような決算書類、事務事業成果報告書の中の青少年問題の事項や、あるいは、地方教育行政における決算書に添付される評価の報告書、そういったものは、この青少年指導員協議会で今後、あるいは、現在も含めて議論されるということはあるのでしょうか。答弁を求めます。

教育こども部長　まず最初に、先ほど御紹介いただきました青問協法第２条第２項にあります地方青少年問題協議会について長等に意見を述べるという件につきましては、先ほど青少年問題協議会の今後の機能をどう生かしていくかというところで、青少年指導員協議会を御紹介させていただきましたが、それ以外にも私ども考えておりますのは、社会教育委員会議もその役割を担っていくのかなと思っております。そこは社会教育委員会議としては、長等に意見を言う、提案していく場でもございますので、そういうことが担っていけるかなというふうに思っております。

また、先ほど出ました事務概要等についてでございますが、「島本町青少年対策事務概要」、これは青少年に関する施策や様々な情報が掲載された冊子として、関係者の皆様に活用いただいておりましたが、庁内では同時期に事務事業成果報告書を毎年発行させていただいておりますので、内容が重複している部分が多く、各課や関係機関の負担にもなっていたというのが実情でございました。そのため、冊子の発行は平成29年度を最後として終えております。

事務事業成果報告書を青少年指導員協議会で議論するということの御質問でございますが、成果報告書自体、会議の資料として議論いただくことはないんですが、広く青少年に関することは毎月の会議の中で協議したり、意見交換をしたりしていただいておるところが実情でございます。

以上でございます。

村上議長　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員　第13号議案　島本町青少年問題協議会設置条例の廃止について、日本共産党・河野恵子より賛成の討論を行います。

賛成の理由としましては、提案理由にもありましたとおり、最近、再編成された青少年問題協議会について、近年、開催の実績がないということと、その理由については十分認識をしております。ただ、質疑をしましたとおり、本来の青少年問題協議会については、青少年のテーマについて調査審議をする、また、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し意見を述べることができるという、一定、提言という役割を持って来られたというふうに認識しておりますので、そういった点については、今後、社会教育委員であるとか、あるいは、実際の相談や様々な連絡調整ということでは、従前の青少年指導員協議会の皆さんが、様々な行事の際にその場におられて、その場におられる青少年の方と直接触れあう中で、個別の対応や、あるいは、青少年の状況の把握に努めておられるということも十分に存じておりますし、また、図書館等にも青少年指導員協議会のニュースを配架されていて、その活動や研修内容なども知ることができるようになっております。

ただ、先ほど申し上げた調査審議、あるいは提言ということについては、若干、弱まる可能性もないとは言えないというふうに、ちょっと懸念しておりますので、その点については、今後、議会ももちろんそうですが、頑張らなければいけないところですけれども、執行部におかれても、その点については注視していただいて、適切な対処を取っていただくよう強く要望いたしまして、賛成の討論といたします。

村上議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第13号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

村上議長　起立全員であります。

よって、第13号議案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第14、第14号議案　令和２年度島本町一般会計補正予算（第10号）から第17号議案　令和２年度島本町下水道事業会計補正予算（第３号）までの４件を一括議題といたします。

なお、本案４件は一括質疑とし、討論、採決は、それぞれ議案ごとに行いたいと思いますので、あらかじめ御了承願っておきます。

令和２年度島本町一般会計補正予算（第10号）（案）説明

それでは、第14号議案　令和２年度島本町一般会計補正予算（第10号）について、御説明申し上げます。

今回の補正予算については、新型コロナウイルス感染症に伴う事業などの中止、事業費の確定及び事業費の決算見込みによる増減などについて、提案させていただくものです。

それでは、順次御説明申し上げます。

第１条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ３億5,827万２千円を増額し、歳入歳出予算の総額を172億5,481万９千円とするもので、款項別の内容については、14の３ページからの「第１表　歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりです。

14の９ページです。「第２表　繰越明許費補正」についてです。

内容については、本議案書に添付している「繰越明許費補正に関する資料」に記載のとおりです。

14の10ページです。「第３表　債務負担行為補正」についてです。

内容については、本議案書に添付している「債務負担行為(追加設定）に関する資料」に記載のとおりです。

14の11ページです。「第４表　地方債補正」についてです。

減収補填債については、新型コロナウイルス感染症に伴い、減少が見込まれる税等の収入を補填するために発行するものです。

次に、清掃施設整備事業債については、本年度の清掃工場施設改修工事の支払額確定に伴うものです。

次に、道路・橋りょう事業債については、対象事業費の補助額の減額及び有利な起債の活用によるものです。

次に、河川・水路整備事業債については、有利な起債の活用によるものです。

次に、学校教育施設等整備事業債については、大阪府からの貸付金の活用及び工事監理を職員で対応することによるものです。

続きまして、歳入歳出補正予算の内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、御説明申し上げます。

今回の補正予算については、新型コロナウイルス感染症に伴う事業等の中止、事業費の確定及び事業費の決算見込みによる増減が大部分であることから、その他、特筆すべき事項について、御説明申し上げます。

14の15ページからの「歳入」です。

第15款　国庫支出金、第２項　国庫補助金、第２目　民生費国庫補助金 302万１千円の減額のうち、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金10万円の増額については、町内有料老人ホームのブロック塀解体等に伴うものです。

次に、第３目　衛生費国庫補助金4,247 万９千円の増額のうち、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金4,257万３千円の増額については、新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保に伴うものです。

次に、第16款　府支出金、第２項　府補助金、第３目　衛生費府補助金115万１千円の増額のうち、インフルエンザワクチン接種補助事業費補助金124万５千円の増額については、大阪府の新型コロナウイルス感染症拡大期におけるインフルエンザワクチン定期接種緊急促進事業に基づき、高齢者のインフルエンザ予防接種の自己負担額の費用助成に伴うものです。

次に、第17款　財産収入、第２項　財産売払収入、第１目 不動産売払収入３億7,592万円の増額については、高浜地内里道の売払い及び旧第四保育所の土地売払いによるものです。

次に、第18款　寄附金、第１項　寄附金、第１目　一般寄附金　1,300万円の増額については、ふるさと島本応援寄附金の増によるものです。

次に、第２目　総務費寄附金568万６千円の増額については、特別定額給付金支給時に、住民の方々から新型コロナウイルス対策事業への寄附として受けたものです。

次に、第20款　諸収入、第５項　雑入、第４目　雑入445万８千円の減額のうち、夜間休日応急診療所管理運営費返還金61万５千円の増額については、令和元年度高槻島本夜間休日応急診療所の管理運営費の精算による返還金です。

次に、第21款　町債、第１項　町債については、先ほど御説明しました「第４表　地方債補正」のとおりです。

続きまして、14の21ページからの「歳出」です。

第２款　総務費、第１項　総務管理費、第２目 財産管理費496万円の増額については、役場庁舎３階のエアコンが老朽化により修理することができないため、取り替えるものです。

次に、第13目　財政調整基金等積立金４億8,342万３千円の増額については、各種基金に積立てを行うものです。

次に、第３款　民生費、第１項　社会福祉費、第２目　障害者福祉費2,625万８千円の増額のうち、障害者福祉システム改修業務360万８千円の増額については、令和３年度障害者福祉サービス報酬単価の改定に伴いシステム改修を行うものです。

次に、第４目　高齢者福祉費11万５千円の増額のうち、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金15万円の増額については、町内有料老人ホームのブロック塀解体等に伴い補

助するものです。

次に、第６目　後期高齢者医療費299万４千円の増額のうち、前年度後期高齢者医療療養給付費負担金精算金394万９千円の増額については、前年度後期高齢者医療療養給付費負担金の精算に伴う返還金です。

次に、第７目　介護保険費341万１千円の増額のうち、他会計繰出金392万１千円の増額については、介護予防・日常生活支援総合事業実施分において限度額を超過していたものの、国との個別協議が整ったことから、本町の法定負担分を繰り出すものです。

次に、第４款　衛生費、第１項　保健衛生費、第４目　予防費384万６千円の増額のうち、インフルエンザ370万２千円の増額については、大阪府の新型コロナウイルス感染症拡大期におけるインフルエンザワクチン定期接種緊急促進事業に基づき、高齢者のインフルエンザ予防接種の自己負担額について、費用の助成を行うものです。

次に、第６款　商工費、第１項　商工費、第１目　商工振興費290万８千円の増額のうち、郵便料５千円の増額、ふるさと島本応援寄附金手数料８万１千円の増額及びふるさと島本応援寄附金支援業務313万１千円の増額については、ふるさと納税の寄付が増となったことによるものです。

以上、簡単ではありますが、令和２年度島本町一般会計補正予算（第10号）についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和２年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）説明

それでは、第15号議案　令和２年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）について、御説明申し上げます。

今回の補正予算については、地域支援事業の確定による減額及び地域支援事業上限額個別協議承認による財源補正について、提案させていただくものです。

第１条は、歳入歳出の総額から、それぞれ 161万９千円を減額し、歳入歳出予算の総額を29億298万４千円とするもので、款項目の内容は、15の３ページからの「第１表　歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりです。

それでは、事項別明細書に沿って、御説明申し上げます。

まず、15の７ページの「歳入」でございます。

第３款　国庫支出金、第２項　国庫補助金、第１目　調整交付金56万２千円の増額については、介護予防・日常生活支援サービス事業費の減額に伴う法定負担分の減額及び個別協議による増額によるものです。

次に、第２目　地域支援事業交付金625万万１千円の増額については、介護予防・日常生活支援サービス事業費及び包括的支援事業費の減額に伴う法定負担分の減額並びに個

別協議による増額によるものです。

次に、第４款　支払基金交付金、第１項　支払基金交付金、第２目　地域支援事業支援交付金857万５千円の増額については、介護予防・日常生活支援サービス事業費の減額に伴う法定負担分の減額及び個別協議による増額によるものです。

次に、第５款　府支出金、第２項　府補助金、第１目　地域支援事業交付金392万１千円の増額、第７款　繰入金、第１項　一般会計繰入金、第２目　地域支援事業繰入金392万１千円の増額については、介護予防・日常生活支援サービス事業費及び包括的支援事業費の減額に伴う法定負担分の減額及び個別協議による増額によるものです。

次に、第７款　繰入金、第２項　基金繰入金、第１目　介護保険給付準備基金繰入金2,484万９千円の減額については、介護予防・生活支援サービス事業において個別協議が認められたことによる法定負担分の歳入が見込まれることによる減額並びに介護予防・生活支援サービス事業費及び包括的支援事業費の減額に伴う繰出金の減額によるものです。

次に、15の９ページの「歳出」でございます。

次に、第３款　地域支援事業費、第１項　介護予防・生活支援サービス事業費、第２目　介護予防ケアマネジメント事業費52万９千円の減額については、事業確定により減額するものです。

次に、第２項　一般介護予防事業費、第１目　一般介護予防事業費83万円の減額については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から事業の見直しを行い、減額するものです。

次に、第３項　包括的支援事業費、第１目 包括的支援事業費26万円の減額については、人件費の減額によるものです。

以上、簡単ではありますが、第15号議案　令和２年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和２年度島本町水道事業会計補正予算（第４号）（案）説明

それでは、第16号議案　令和２年度島本町水道事業会計補正予算（第４号)について、御説明申し上げます。

今回の補正予算については、事業費の確定見込み等による補正予算を提案させていただくものです。

それでは、順次御説明申し上げます。

第１条は総則、第２条は収益的収入の予定額の補正、第３条は資本的支出の予定額の補正で、款項別の内容については、お示ししているとおりです。

続きまして、補正予算の内容について、計画説明書により御説明申し上げます。

16の５ページ、「収益的収入」です。

第１款　水道事業収益、第２項　営業外収益、第４目　他会計繰入金、節　他会計繰入金161万５千円の減額のうち、下水道事業会計繰入金72万円の増額については、水道事業が受託している下水道使用料徴収委託にかかるもので、下水道使用料増に伴う増額、水道料金減免にかかる繰入金233万５千円の減額については、新型コロナウイルス感染症に対する経済対策として令和２年７月から同年10月の４ヵ月間で実施していました水道基本料金の半額減免について、金額が確定したものです。

次に、「資本的支出」です。

第１款　資本的支出、第１項　建設改良費、第２目　施設整備事業費、節 委託料 水道管路更新実施設計業務1,850万円の減額については、事業費確定見込みによる減額です。第３目　固定資産取得費、節　量水器　水道メーター（新品）122万４千円の減額については、事業費確定見込みによる減額です。第４目　改良費、節　量水器改良費　水道メーター（改良）203万５千円の減額については、事業費確定見込みによる減額です。

以上、簡単ではありますが、令和２年度島本町水道事業会計補正予算（第４号）についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和２年度島本町下水道事業会計補正予算（第３号）（案）説明

それでは、第17号議案　令和２年度島本町下水道事業会計補正予算（第３号）について、御説明申し上げます。

今回の補正予算については、下水道使用料の増額、一般会計からの繰入金である雨水処理負担金・他会計補助金及び出資金について決算見込みを勘案した額の補正、流域下水道建設負担金の増額並びに事業費の確定見込みによる減額の補正予算を提案させていただくものです。

それでは、順次御説明申し上げます。

第１条は総則、第２条は収益的収入及び支出の予定額の補正、17の２ページ、第３条は資本的収入及び支出の予定額の補正で、款項別の内容については、お示ししているとおりです。第４条は企業債の補正で、流域下水道事業債については、淀川右岸流域下水道建設負担金にかかるものです。第５条は、他会計からの補助金の予定額の補正です。

続きまして、補正予算の内容について、計画説明書により、御説明申し上げます。

17の９ページ、「収益的収入」です。

第１款　下水道事業収益、第１項　営業収益、第１目　下水道使用料、節　下水道使用料2,400万円の増額については、事業所における排水量の増によるものです。第２目

雨水処理負担金、節　雨水処理負担金3,719万３千円の減額については、雨水処理費用の決算見込みを勘案し、負担金を減額するものです。第２項　営業外収益、第２目　他会計補助金、節　他会計補助金1,398万７千円の増額については、公共下水道事業及び尺代地区特定環境保全公共下水道事業に係る費用の決算見込みを勘案し、補助金を増額するものです。

次に、「収益的支出」です。

第１款　下水道事業費用、第１項　営業費用、第４目　業務費、節　委託料72万円の増額については、水道事業に委託している下水道使用料徴収委託は下水道使用料の３％としていることから、下水道使用料の増額分の３％を増額するものです。

17の10ページ、「資本的収入」です。

第１款　資本的収入、第１項　企業債、第１目　企業債、節　企業債1,190万円の増額については、流域下水道事業債で、淀川右岸流域下水道建設負担金の増額にかかるものです。第４項　出資金、第１目　他会計出資金、節　他会計出資金2,320万６千円の増額については、建設改良費にかかる決算見込みを勘案し、出資金を増額するものです。

次に、「資本的支出」です。

第１款　資本的支出、第１項　建設改良費、第１目　公共下水道事業整備事業費、節　委託料809万５千円の減額につきましては、いずれも事業費確定見込みによる減額です。第２目　流域下水道建設負担金、節　流域下水道建設負担金1,254万９千円の増額については、淀川右岸流域下水道建設負担金の増額で、国の追加補正による前島ポンプ場及び高槻水みらいセンターの設備更新工事の追加による負担金の増額です。

以上、簡単ではありますが、令和２年度島本町下水道事業会計補正予算（第３号）についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

村上議長　これより、本案４件に対する質疑を行います。

中田議員　第14号議案　令和２年度島本町一般会計補正予算について、質問します。

ふるさと納税寄附金支援業務・歳入1,300万円についてです。資料請求人２の内訳を見ると、歳入に大口の500万円というものがありました。どういった経緯で、この500万円が寄附されたのか、説明できる範囲でお願いいたします。そして、今年度、これが補正としてあがってますが、総額はこれまでで幾らになりますでしょうか。

都市創造部長　ふるさと島本応援寄附金にかかります御質問でございます。

まず、１点目の大口の寄附についてのお尋ねでございます。本件につきましては、著名な実業家の方から、各市町村に対しまして寄附をするので市町村で役立ててほしいと、ＳＮＳ上で呼びかけがございました。その呼びかけに対し、町長から要請を行ったことにより、当該実業家の方から寄附をいただくことができたものでございます。

続きまして、２点目のふるさと島本応援寄附金の金額についてでございます。今回の補正を御可決賜った後には、総額で約2,800万円となる見込みでございます。

以上でございます。

中田議員　この大口の500万円について、町長がＳＮＳ上で機敏に反応されたことで得た500万円だということが分かりました。ここ数年、島本町のホームページにも載っていますが、ふるさと納税の寄附金というのは、平成28年が430万円ですが、その後50万円台が続き、令和元年度が480万円だったところですが、今年度は総額で2,800万円になるということで、かなりの額、相当増えているということが分かりました。

それで質問なんですが、島本町の住民が他の自治体にふるさと納税をすることによって、本来、町に入るはずだった町税というのはどれぐらい減っているのか。また、その歳入との差引きというのは、今のところどれぐらいになるのでしょうか。それから、ふるさと島本応援寄附金の歳入に対して返礼品や事務手続きなどでお金がかかっていると思いますが、歳出の割合はそれのどれぐらいかということをお尋ねします。

都市創造部長　町の住民の方が他市町村へのふるさと納税として寄附したことによる町税の減収分についてでございます。

直近で申しますと、約７千万円となっており、今回、補正させていただく令和２年度末のふるさと島本応援寄附金の見込額2,800万円となりますことから、単純な差引きで申しますと、4,200万円のマイナスになるものでございます。しかしながら、町の住民が他市町村へふるさと納税したことによる減収分につきましては、75％が交付税措置されますことから、理論上、減収額については圧縮されることとなりますので、単純に差引きできるものではないことを申し添えさせていただきます。

続きまして、ふるさと島本応援寄附金の歳入に対しましての返礼品や、それにかかる経費の割合についてでございます。おおよそではございますが、約４割程度となっております。

以上でございます。

中田議員　分かりました。返礼品などというのは、一応、還元率というのは３割までに抑えられているということですので、それ以外の事務手続きなどで経費が１割ぐらいかかっているということです。

それで、次の質問です。寄附が何に使われたかということの詳細をホームページに、より今まで以上に詳細に掲載してはいかがかなと思います。というのは、寄附をする側にとっては、それを見ることによって地域貢献が実感でき、寄附して良かったと、引き続きこの自治体を応援しようという気持ちにもなれると思うんですね。寄付者の継続、１回、寄附してくださった方の継続だったり、新規の寄附者を獲得するという両メリットのためにも、ホームページをより充実させてはいかがかと思いますが、いかがですか。

都市創造部長　現在、ふるさと島本応援寄附金のホームページにつきましては、寄附目的

ごとの件数や寄附金額などの寄附実績については掲載させていただいております。寄附金につきましては、町の貴重な財産として、今後、活用させていただくことになりますので、活用した際にホームページ等で詳細をお知らせすることにつきましては、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員　第17号議案　下水道事業会計の補正予算について、１点、質問させていただきます。

17の９ページで収益的収入、下水道事業収益の下水道使用料のところで、補正予定額が2,400万円と計上されていますが、かなりの高額であるとお見受けします。この点について、ちょっと説明をお願いいたします。

上下水道部長　予算書17の９ページの節　委託料、公共下水道事業2,400万円の増額でございます。

主な要因につきましては、町内企業の汚水排出量の増による下水道使用料の増額でございまして、対象企業としましては１社で、一時的な増額ということで考えております。

以上でございます。

戸田議員　引き続き、第17号議案　下水道事業会計補正予算（第３号）についてです。

淀川右岸流域下水道建設負担金1,254万９千円について、増額の理由は国の追加補正で行われるもので、特定財源を得てのことと思いますが、前島ポンプ場と高槻水みらいセンターの設備更新工事、これについて、それぞれの内容とその負担金の金額について、島本町はどのように関与しているのでしょうか。今後、施設の経年劣化に伴い、更新工事費はどんどん上がっていくのではないかと思われ、問うものです。御答弁をお願いいたします。

上下水道部長　予算書17の10ページの節　流域下水道建設負担金、淀川右岸流域下水道建設負担金1,254万９千円の増額でございます。

前島ポンプ場や高槻水みらいセンターなどの施設については、更新工事が必要な状況となってございます。その観点から、大阪府におかれましては、中期計画ということで、５年計画を策定され、国からの交付金を活用しながら更新工事を進めようとされておるところでございます。島本町の関与でございますけれども、現在、箕面市、茨木市、高槻市、吹田市、摂津市及び島本町を構成メンバーとする安威川・淀川右岸流域下水道協議会というのが設置されておりまして、その中で大阪府より、今回でありましたら更新工事の工事内容とか、概算金額が示されておるところでございます。その中でいろいろと審議された内容となってございます。

以上でございます。

村上議長　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、順次、討論、採決を行います。

それでは、第14号議案　令和２年度島本町一般会計補正予算（第10号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員　第14号議案　令和２年度島本町一般会計補正予算（第10号）について、人びとの新しい歩みを代表し、賛成の立場から討論を行います。

ふるさと島本応援寄附金について述べます。まず最初に、返礼品の充実や、町長の機敏な反応により、ここ数年に比して多くの寄附を集めたことを大変評価しています。

一方で、返礼品でもって誘いをするという形のふるさと納税という仕組み自体は、決して良い制度だとは思っていません。町としては、自治体間で返礼品競争が起こっている現状を鑑みれば、町だけがそれをしないということをすると税金が流出してしまうことになるため、返礼品を充実させる必要については理解できます。また、国民が税金の使い道を自分たちで決めることができるというメリットがあることも理解できますが、返礼品というものを組み込んだ制度設計により、無用な自治体間の競争を生み出し、納税額が減るにも関わらず控除業務や事務手続き、返礼品確保、その他の仕事が増え――自治体職員にとってはですね、また、広い目で見たときに税金が最適に公的活動に配分されているとは言えなくなっている状態があったり、そもそもふるさと納税の目的である、税収の少ない地方の救済や、税収格差の是正になっているとは言いがたい現状があるからです。

ですので、短期的に返礼品の充実をさせるということは理解できますし、先ほど私もホームページの充実については提案したところではありますが、長期的には、この制度が廃止されるほうが望ましいと考えています。町としては、他の自治体と協力するなどして、総務省に働きかけて、このようなゆがんだ状態を是正することを求めます。

１点、ふるさと納税については、返礼品ではない形で島本町はクラウドファンディングを取り入れているという点は、本来のふるさと納税の趣旨にかなうものであると思いますので、この点は大変評価しています。

その他、予算も必要なものと認め、賛成の討論といたします。

村上議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員　第14号議案　2020年度島本町一般会計補正予算（第10号）に対しまして、日本共産党・河野恵子より賛成の討論を行います。

種々、資料請求をさせていただきました。順不同ではありますけれども、「都市計画

マスタープラン」改定業務に関わって、今年度において「都市計画マスタープラン」改定のための基礎調査を実行された、そのマイナス確定による減額補正だというふうに認識しております。これについては、この20年来、前回の改定の折に、「都市計画マスタープラン」見直しの折に、基礎調査をしないまま、この間のＪＲ島本駅西地区の開発などの、また、ブロック編成の変更など、大きな改定をするにも関わらず、そういったことをしてこなかったということについて非常に瑕疵があるということを、私たち日本共産党や他の議員の皆さんから、また、住民の皆さんから大きな批判があったところですが、今期、この基礎調査に踏み切られたことについては、大きな評価をしたいと思います。

また、コロナウイルス感染症のもとで様々会議や行事が中止されたことによるマイナスの減額補正があります。私が請求した資料の中に、学習アドバイザー謝礼のマイナスの減額をちょっと懸念して質問はいたしましたけれども、私の懸念とは違い、例えばこういったところに学生のアルバイトやボランティアの方に対して支払われていたものが、中止によって支払われなくなるということによって、青少年、若者の今の厳しいコロナウイルス感染症のもとでの収入の減や学費の支払いの困難さに影響を与えているのではないかと思いましたけれども、そういった内容ではなかったということは、一定説明を受けて安堵しております。

ただ一方で、先ほども青少年問題協議会の廃止ということが決まったところですが、コロナウイルス感染症対策ということは非常に、実行は続けていかなければなりませんけれども、この青少年問題、あるいは、青少年指導員協議会の皆さんが、より今後も広く深く青少年と接する機会ということについては、やはり丁寧に続行していただきたいということもありますので、こういったマイナスの減額補正分としては、やはり次年度や年度末において有効に対処していただきたいということを申し上げて、全体としては賛成の討論といたします。

村上議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第14号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

村上議長　起立全員であります。

よって、第14号議案は原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第15号議案　令和２年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）

に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第15号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

村上議長　起立全員であります。

よって、第15号議案は原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第16号議案　令和２年度島本町水道事業会計補正予算（第４号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第16号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

村上議長　起立全員であります。

よって、第16号議案は原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第17号議案　令和２年度島本町下水道事業会計補正予算（第３号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第17号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

村上議長　起立全員であります。

よって、第17号議案は原案のとおり可決することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

（午後１時53分～午後２時20分まで休憩）

村上議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第15、第18号議案　島本町国民健康保険条例の一部改正についてから第32号議案　令和３年度島本町下水道事業会計予算までの15件を一括議題といたします。

島本町国民健康保険条例の一部改正について（案）説明

それでは、第18号議案　島本町国民健康保険条例の一部改正について、御説明申し上げます。

提案理由は、「国民健康保険法施行令」の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

今回の改正については、令和２年９月４日付で公布された「国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令」及び同年12月24日付で公布された「健康保険法施行令等の一部を改正する政令」に基づくものです。

具体的な改正内容について、御説明申し上げます。

第13条については、令和２年度税制改正における低未利用土地等の長期譲渡所得にかかる特別控除について、基礎賦課額の所得割額の算定においても反映するものです。

第20条については、現在、一定所得以下の世帯において保険料の応益割を２割・５割・７割と軽減していますが、今回、平成30年度税制改正において、給与所得控除・公的年金等控除について10万円引き下げるとともに、基礎控除を10万円引き上げることとされました。これに伴い意図せざる影響や不利益が生じないよう、所要の見直しを行うものです。

２割軽減については、現行の「33万円＋52万円×被保険者数」から「43万円＋（給与所得者等の数－１）×10万円＋52万円×被保険者数」に、５割軽減については、現行の「33万円＋28万５千円×被保険者数」から「43万円＋（給与所得者等の数－１）×10万円＋28万５千円×被保険者数」に、７割軽減については、現行の「33万円」から「43万円＋（給与所得者等の数－１）×10万円」となります。

なお、給与所得者等とは、一定の給与所得者（給与収入55万円超）及び公的年金等にかかる所得を有する者（公的年金等の収入金額60万円超（65歳未満）または110万円（当分の間125万円）超（65歳以上）をいい、給与所得を有する者を除く、です。

施行期日については、令和３年４月１日です。

また、附則において、この条例による改正後の規定は、令和３年度以後の年度分の保険料について適用し、令和２年度分までの保険料については、なお従前の例によることを規定しています。

以上、簡単ではありますが、島本町国民健康保険条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

島本町介護保険条例の一部改正について（案）説明

それでは、第19号議案　島本町介護保険条例の一部改正について、御説明申し上げます。

今回の改正については、介護保険法第129条に規定される65歳以上の第１号被保険者の介護保険料率の改定を行うものです。

介護保険料率の改定については、令和３年度から令和５年度の３ヵ年の介護保険サービス量を見込むとともに、国の介護報酬の改定などを総合的に勘案し、第４条第１項第５号で第１号被保険者の保険料基準額を年額で７万800円とするものです。

同項第１号については、生活保護受給者、世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受給している方及び世帯全員が市町村民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方を、基準額の50％相当額の３万5,400円とし、同項第２号については、世帯全員が市町村民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方を、基準額の75％相当額の５万3,100円とし、同項第３号については、世帯全員が市町村民税非課税で同項第１号及び第２号に該当しない方を、基準額の75％相当額の５万3,100円とし、同項第４号については、市町村民税課税世帯ではあるが、本人が市町村民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方を、基準額の90％相当額の６万3,720円とするものです。

また、本人が市町村民税課税の場合、同項第６号で合計所得金額が120万円未満の方を、基準額の120％相当額の８万4,960円とするとともに、長期譲渡所得に関する特別控除を定める規定について見直しを行い、同項第７号の適用範囲を合計所得金額が120万円以上200万円未満の方から合計所得金額が120万円以上210万円未満の方に改め、基準額の130％相当額の９万2,040円とし、同項第８号の適用範囲を合計所得金額が200万円以上300万円未満の方から合計所得金額が210万円以上320万円未満の方に改め、

基準額の 150％相当額の 10 万 6,200 円とし、同項第９号の適用範囲を合計所得金額が 300 万円以上 450 万円未満の方から合計所得金額が 320 万円以上 450 万円未満の方に改め、基準額の 170％相当額の 12 万 360 円とし、同項第 10 号については、合計所得金額が 450 万円以上 700 万円未満の方を基準額の 180％相当額の 12 万 7,440 円とし、同項第 11 号については、合計所得金額が 700 万円以上 1,000 万円未満の方を基準額の 190％相当額の 13 万 4,520 円とし、同項第 12 号については、合計所得金額が 1,000 万円以上の方を基準額の 200％相当額の 14 万 1,600 円とするものです。

次に、同条第２項で所得の少ない第１号被保険者の軽減について、文言の整理を行うものです。

次に、附則第８条で、税制改正に伴う意図せざる影響や不利益が生じないよう、規定の追加を行うものです。

施行期日については、令和３年４月１日です。

以上、簡単ではありますが、島本町介護保険条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和３年度島本町一般会計予算（案）説明

それでは、第20号議案　令和３年度島本町一般会計予算について、御説明申し上げます。

我が国の経済は新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあり、感染症が内外経済を下振れさせるリスクや金融資本市場の変動等の影響に留意しなければならない状況にあります。このような中で、令和３年度の国の地方財政対策では、感染症の影響により地方税等が大幅な減収となる中、行政サービスを安定的に提供しつつ、防災・減災、国土強靭化の推進などの重要課題に取り組めるよう、一般財源総額について、前年度を上回る額を確保することとされたところです。

本町の令和３年度当初予算については、歳入では、町の自主財源の多くを占める町税について、町民税個人分が減少したことにより減額となったものの、臨時財政対策債が増額となるなど、町税、地方譲与税、各種交付金及び地方交付税などの一般財源は、前年度比約３億5,000万円の増額を見込んでいます。

なお、令和３年度は町長の改選期に当たるため、当初予算においては、経常的経費のほか、債務負担行為を設定するなどあらかじめ計画的に事業を行っているもの、建設事業のうち工期的に年度当初に予算計上する必要があるもの等にかかる経費を中心に予算を編成しています。

しかし、歳出については、公債費の増や、民間認定こども園の新設により入所児童数が増となったことに伴う扶助費等の増加、引き続き第三小学校Ａ棟建替事業を実施する

ことなどにより、約４億円の積立基金を取り崩すこととなりました。

このような厳しい財政状況の中で、住民福祉の維持向上を図るために調製した当該予算案について、議会の皆様方に審議していただくため、提案させていただくものです。

なお、令和３年度当初予算案は、予算調製時点における国の方針に基づいて策定しており、今後、新たに国の方針の詳細が示されれば、年度中の補正予算において、改めて御審議していただきたいと考えています。

令和３年度当初予算は、第１条に定めるとおり、歳入歳出総額124億2,400円を計上しています。予算規模としては、前年度当初予算に比べ７億5,200万円、率にして5.7％の減となっています。

第２条の債務負担行為の設定は、「第２表　債務負担行為」でお示ししています。

紙折機保守点検業務委託については、契約期間が５ヵ年度にまたがるため、設定するものです。

メールシーラー保守点検業務委託については、契約期間が４ヵ年度にまたがるため、設定するものです。

役場電気設備管理等業務委託（第四保育所新設分）については、契約期間が２ヵ年度にまたがるため、設定するものです。

役場庁舎ＡＥＤ賃貸借、ふれあいセンターＡＥＤ賃貸借並びにグループウェア構築及び賃貸借については、契約期間が６ヵ年度にまたがるため設定するものです。

固定資産税（土地）評価支援業務については、契約期間が３ヵ年度にまたがるため、設定するものです。

人事給与システム使用料については、契約期間が６ヵ年度にまたがるため、設定するものです。

常任委員会等反訳料については、契約期間が４ヵ年度にまたがるため、設定するものです。

第３条の地方債は、「第３表　地方債」でお示ししています。

保育施設等整備事業債では、第四保育所跡地における認定こども園整備にかかる補助の財源として5,860万円を計上しています。

清掃施設整備事業債では、清掃工場の整備にかかる財源として１億5,670万円を計上しています。

道路・橋りょう事業債では、街路・公園灯ＬＥＤ化工事及び町道百山12号線自転車歩行者道新設工事にかかる財源として7,480万円を計上しています。

河川・水路整備事業債では、津梅原水路外付替工事及び河川・水路の浚渫工事にかかる財源として7,310万円を計上しています。

消防施設整備事業債では、尺代分団の小型動力ポンプ積載車更新にかかる財源として、510万円を計上しています。

学校教育施設等整備事業債では、第三小学校Ａ棟建替事業にかかる財源として、２億8,520万円を計上しています。

社会教育施設整備事業債では、旧町立キャンプ場撤去にかかる財源として240万円を計上しています。

臨時財政対策債は、８億7,000万円を計上しています。

第４条の「一時借入金」の借入最高額は、前年度と同額の５億円を設定しています。

歳　入

［１］町税は、前年度に比べ4,867万７千円、率にして1.0％減の総額48億9,090万９千円を計上しています。

①町民税個人分は、前年度に比べ5,547万２千円減の17億4,644万８千円を計上しています。これは主に、一人当たりの所得割額の減によるものです。

②町民税法人分は、前年度に比べ 39万９千円減の７億878万３千円を計上しています。これは主に、一部企業の業績や、既に改正されている税率の変更などによるものです。

③固定資産税は、前年度に比べ637万４千円増の18億9,251万１千円を計上しています。これは主に、地目変更及び一部企業の設備投資の増等によるものです。

④国有資産等所在市町村交付金は、前年度と同額の 2,626万３千円を計上しています。

⑤環境性能割は、前年度に比べ181万４千円減の110万５千円を計上しています。

⑥種別割は、前年度に比べ119万３千円増の3,272万９千円を計上しています。

⑦町たばこ税は、前年度に比べ22万９千円減の9,878万５千円を計上しています。

⑧特別土地保有税は、滞納分として科目設定１千円を計上しています。

⑨都市計画税は、前年度に比べ167万円増の３億8,428万４千円を計上しています。これは主に、地目変更等によるものです。

［２］地方譲与税は、前年度予算及び地方財政対策を勘案し、5,355万５千円を計上しています。

［３］利子割交付金は、前年度予算及び地方財政対策を勘案し、500万円を計上しています。

［４］配当割交付金は、前年度予算及び地方財政対策を勘案し、2,800万円を計上しています。

［５］株式等譲渡所得割交付金は、前年度予算及び地方財政対策を勘案し、2,900万円を計上しています。

［６］法人事業税交付金は、前年度予算及び地方財政対策を勘案し、8,700万円を計上しています。

［７］地方消費税交付金は、前年度予算及び地方財政対策を勘案し、６億1,200万円を計上しています。

なお、このうち、社会保障財源交付金３億8,000万円については、「社会保障施策に要する経費」に充てるものとされています。

［８］ゴルフ場利用税交付金は、前年度予算及び地方財政対策を勘案し、3,800万円を計上しています。

［９］環境性能割交付金は、前年度予算及び地方財政対策を勘案し、700万円を計上しています。

［10］地方特例交付金は、前年度予算及び地方財政対策を勘案し、5,500万円を計上しています。

［11］地方交付税は、12億5,200万円を計上しています。

①普通交付税については、11億8,000万円を計上しています。

普通交付税については、基準財政収入額と基準財政需要額の差を財源補填するために交付されています。本年度の積算にあたっては、前年度の確定額、地方財政対策等を勘案しました。

②特別交付税については、近年の交付実績を勘案し7,200万円を計上しています。

［12］交通安全対策特別交付金は、前年度と同額の350万円を計上しています。

［13］分担金及び負担金は、前年度に比べ４万８千円、率にして2.7％増の183万７千円を計上しています。

［14］使用料及び手数料は、前年度に比べ1,189万４千円、率にして4.0％増の３億627万８千円を計上しています。これは主に、第四保育所の新設に伴い受入児童数の見込みが増となることによるものです。

［15］国庫支出金は、前年度に比べ679万５千円、率にして0.3％増の20億137万７千円を計上しています。

①国庫負担金については、前年度に比べ１億3,743万４千円、率にして10.1％増の15億26万円を計上しています。これは主に、障害者福祉事業にかかる扶助費及び私立保育所等にかかる施設型給付費が増となったことから、その財源である障害者自立支援給付費負担金及び施設型給付費負担金が増加したことによるものです。

②国庫補助金については、前年度に比べ１億4,348万１千円、率にして22.9％減の４億8,239万１千円を計上しています。これは主に、前年度に桜井跨線橋補修・補強工事委託にかかる財源として道路更新防災等対策事業費補助金、第三小学校Ａ棟建替事業の財源として学校施設環境改善交付金を計上していたことによるものです。

③国庫委託金については、前年度に比べ 1,284万２千円、率にして、218.3％増の1,872万６千円を計上しています。総務費国庫委託金の衆議院議員選挙事務委託金1,247万３千円については、衆議院議員選挙の事務費にかかる財源として計上しています。

［16］府支出金については、前年度に比べ 8,674万６千円、率にして 10.0％増の９億5,527万６千円を計上しています。

①府負担金については、前年度に比べ 6,315万３千円、率にして 10.5％増の６億6,571万８千円を計上しています。これは主に、障害者福祉事業にかかる扶助費及び私立保育所等にかかる施設型給付費が増となったことから、その財源である障害者自立支援給付費負担金及び施設型給付費負担金が増加したことによるものです。

②府補助金については、前年度に比べ 4,260万１千円、率にして 22.5％増の２億3,223万３千円を計上しています。民生費府補助金の子ども・子育て支援整備交付金1,823万３千円については、第四保育所跡地の幼保連携型認定こども園内に病児・病後児保育施設を整備するための財源として計上しています。

③府委託金については、前年度に比べ1,900万８千円、率にして24.9％減の5,732万５千円を計上しています。これは主に、前年度に国勢調査の実施にかかる財源として国勢調査委託金を計上していたことによるものです。

［17］財産収入は、前年度に比べ67万９千円、率にして19.3％減の283万６千円を計上しています。これは主に、町有地の駐車場としての貸出を廃止したことによるものです。

［18］寄附金は、前年度に比べ4,513万３千円、率にして896.9％増の5,016万５千円を計上しています。これは主に、ふるさと島本応援寄附金の増額を見込んでいることによるものです。また、万博の桜植樹寄附金として13万３千円を計上しています。

［19］繰入金は、前年度に比べ５億209万９千円、率にして54.3％減の４億2,228万５千円を計上しています。

本年度の基金からの繰入金の内訳は、次のとおりです。

①公共施設整備積立基金繰入金１億 3,000 万円については、清掃工場の整備、第三小学校Ａ棟建替事業、道路新設改良、河川維持にかかる財源として繰り入れるものです。

②財政調整基金繰入金２億 4,113 万円のうち２億 3,913 万円については、その他一般財源の不足分を補うため繰り入れるものです。また、ふるさと島本応援寄附金分として 200 万円を繰り入れます。

③減債基金繰入金 5,000 万円については、町債償還の財源として繰り入れるものです。

［20］諸収入は、前年度に比べ1,256万１千円、率にして11.5％減の9,708万２千円を計上しています。これは主に、三島救命救急センター貸付金の減及び町立保育所の給食費にかかる実費負担の対象となる保育士、３歳以上児の減によるものです。

［21］町債は、前年度に比べ４億3,260万円、率にして22.1％減の15億2,590万円を計上しています。その内訳は「第３表　地方債」のとおりです。

歳　出

［１］議会費は、前年度に比べ412万２千円、率にして3.1％減の１億2,830万４千円を計上しています。

［２］総務費は、前年度に比べ4,896万円、率にして3.9％増の13億1,395万４千円を計上しています。

（１）総務管理費

①一般管理費は、前年度に比べ4,822万８千円、率にして8.5％減の５億1,919万３千円を計上しています。

②財産管理費は、前年度に比べ1,367万３千円、率にして21.2％増の7,807万２千円を計上しています。これは主に、ＰＣＢ廃棄物処理業務を実施することによる

ものです。
③防災計画費は、前年度に比べ1,754万５千円、率にして77.5％増の4,017万４千円を計上しています。本年度は、防災情報等サーバ更新にかかる経費を計上しています。
④電算処理費は、前年度に比べ3,556万１千円、率にして24.4％増の１億8,136万９千円を計上しています。令和３年３月29日より基幹系システムを本格的に自治体クラウドへ移行することから、これに関連する予算を計上しています。
⑤財務会計費は、前年度に比べ1,705万８千円、率にして134.4％増の2,975万２千円を計上しています。これは主に、指定金融機関に対する派出業務にかかる経費が増となったことによるものです。
⑥企画費は、前年度に比べ172万９千円、率にして58.4％減の123万１千円を計上しています。これは主に、前年度に町制施行80周年記念事業にかかる経費を計上していたことによるものです。
⑦広報費は、前年度に比べ222万３千円、率にして13.1％減の1,468万８千円を計上しています。これは主に、広報しまもと・議会だより等の印刷製本業務及び配布委託業務の仕様等を見直したことによるものです。
⑧自治推進費は、前年度に比べ19万２千円、率にして2.4％減の767万２千円を計上しています。
⑨人権推進費は、前年度に比べ４千円、率にして0.1％増の390万８千円を計上しています。
⑩男女共同参画推進費は、前年度に比べ25万２千円、率にして18.3％減の112万７千円を計上しています。これは主に、男女共同参画講座講師謝礼の減によるものです。
⑪人権文化センター費は、前年度に比べ５万円、率にして0.6％増の911万９千円を計上しています。
⑫公平委員会費は、前年度と同額の13万３千円を計上しています。
⑬財政調整基金等積立金は、前年度に比べ　4,493万３千円、率にして 804.5％増の5,051万８千円を計上しています。これは主に、ふるさと島本応援寄附金が増額となる見込みであることによるものです。
⑭ふれあいセンター管理費は、前年度に比べ109万４千円、率にして 0.8％減の１億3,190万４千円を計上しています。
（２）徴税費
①税務総務費は、前年度に比べ207万９千円、率にして1.9％減の１億942万８千円を計上しています。
②賦課徴収費は、前年度に比べ1,641万８千円、率にして48.1％減の1,769万３千

円を計上しています。これは主に、地方税法等の法改正に伴うシステムの改修費用が自治体クラウドの使用料に含まれたことによるものです。

③固定資産評価審査委員会費は、前年度に比べ５万６千円、率にして 38.6％増の20万１千円を計上しています。

（３）戸籍住民基本台帳費

戸籍住民基本台帳費は、前年度に比べ1,707万円、率にして17.6％減の8,018円を計上しています。本年度は、戸籍システムのクラウド化に伴い、戸籍システムクラウド使用料を計上しています。

（４）選挙費

①選挙管理委員会費は、前年度に比べ４万５千円、率にして7.7％増の62万７千円を計上しています。

②選挙常時啓発事業費は、前年度に比べ１万５千円、率にして12.3％減の10万７千円を計上しています。

③町長及び町議会議員選挙費は、令和３年４月執行予定の町長及び町議会議員選挙にかかる経費として、2,269万円を計上しています。

④衆議院議員選挙費は、令和３年10月までに執行予定の衆議院議員総選挙にかかる経費として、1,247万３千円を計上しています。

（５）統計調査費

諸統計費は、前年度に比べ2,132万９千円、率にして95.5％減の100万６千円を計上しています。前年度は国勢調査の実施年度でしたが、本年度は主に経済センサス活動調査を実施します。

（６）監査委員費

監査委員費は、前年度に比べ４万９千円、率にして6.6％減の68万９千円を計上しています。

［３］民生費は、前年度に比べ２億9,509万円、率にして5.8％増の53億8,601万６千円を計上しています。

（１）社会福祉費

①社会福祉総務費は、前年度に比べ 666万５千円、率にして3.8％減の１億6,781万８千円を計上しています。これは主に、社会福祉協議会運営助成の減及び前年度に障害福祉計画（障害児福祉計画）の次期計画の策定にかかる経費を計上していたことによるものです。

②障害者福祉費は、前年度に比べ 7,375万８千円、率にして9.3％増の８億6,772万１千円を計上しています。これは主に、各種障害福祉サービスの支給量及び利用者の増によるものです。

③行旅病人及び死亡人取扱費は、前年度に比べ３千円、率にして0.8％増の37万３千円を計上しています。
④高齢者福祉費は、前年度に比べ53万２千円、率にして2.0％増の2,749万８千円を計上しています。
⑤国民健康保険費は、前年度に比べ2,403万８千円、率にして7.5％減の２億9,497万９千円を計上しています。これは主に、保険基盤安定繰出金が減となったことによるものです。
⑥後期高齢者医療費は、前年度に比べ 1,369万４千円、率にして 3.2％増の４億3,603万８千円を計上しています。これは主に、後期高齢者医療療養給付費負担金及び保険基盤安定繰出金の増によるものです。
⑦介護保険費は、前年度に比べ1,199万１千円、率にして2.8％増の４億4,295万９千円を計上しています。これは主に、低所得者保険料軽減の増に伴う繰出金の増によるものです。
⑧福祉医療助成費は、前年度に比べ578万９千円、率にして2.7％減の２億973万７千円を計上しています。これは主に、老人医療費助成制度の廃止に伴う経過措置が令和２年度末をもって終了することにより、老人医療費助成が減となったことによるものです。
⑨国民年金費は、前年度に比べ12万４千円、率にして87.3％増の26万６千円を計上しています。これは主に、税制改正に伴うシステム改修にかかる経費を計上していることによるものです。
（２）児童福祉費
①児童福祉総務費は、前年度に比べ3,764万５千円、率にして6.4％減の５億5,383万５千円を計上しています。本年度は、第四保育所跡地において民間認定こども園の施設整備を行う事業者に対する補助金を計上しています。
②児童措置費は、前年度に比べ２億 9,387万９千円、率にして 32.6％増の 11億9,428万５千円を計上しています。これは主に、民間認定こども園の新設により入所児童数が増となること及び各種子ども・子育て支援事業の実施に伴い、補助金及び扶助費が増となることによるものです。
③児童福祉施設費は、前年度に比べ2,339万８千円、率にして8.9％減の２億3,816万９千円を計上しています。これは主に、前年度に第四保育所のふれあいセンターへの一時移転に伴う警備業務を委託していたことによるものです。
④ひとり親家庭福祉費は、前年度に比べ32万８千円、率にして0.3％減の１億1,293万９千円を計上しています。
⑤児童手当費は、前年度に比べ131万１千円、率にして0.2％増の５億4,122万６千円を計上しています。

（３）生活保護費

①生活保護総務費は、前年度に比べ48万円、率にして1.5％増の3,341万２千円を計上しています。

②扶助費は、前年度に比べ281万９千円、率にして1.1％減の２億6,476万円を計上しています。これは主に、生活扶助の給付見込みの減によるものです。

（４）災害救助費

災害救助費は、科目設定として災害弔慰金１千円を計上しています。

［４］衛生費は、前年度に比べ3,995万２千円、率にして3.9％増の10億6,253万６千円を計上しています。

（１）保健衛生費

①保健衛生総務費は、前年度に比べ315万６千円、率にして2.1％減の１億4,994万４千円を計上しています。これは主に、三島救命救急センターの運営補助金及び資金貸付の減によるものです。

②保健ヘルス事業費は、前年度に比べ4,230万１千円、率にして41.7％減の5,909万５千円を計上しています。これは主に、令和２年10月から新たに子育て世代包括支援センターを設置したことに伴い、これまで保健ヘルス事業費で計上をしていた母子保健事業にかかる経費を、令和３年度予算から子育て支援事業費に組み替えたことによるものです。

③子育て支援事業費は、前年度に比べ4,067万円、率にして312.1％増の5,370万２千円を計上しています。これは主に、母子保健事業にかかる経費を、保健ヘルス事業費から組み替えたことによるものです。

④予防費は、前年度に比べ833万３千円、率にして8.5％増の１億609万８千円を計上しています。これは主に、子宮頸がんワクチン接種や高齢者のインフルエンザ予防接種の接種者の増加が見込まれること、また新型インフルエンザ予防接種やロタウイルス予防接種の情報管理を追加するために、新たに予防接種の管理システムを改修する必要があることから、その費用を計上したことによるものです。

⑤特設水道費は、大沢地区特設水道施設事業特別会計への繰出金として449万円を計上しています。

（２）環境衛生費

①生活環境総務費は、前年度に比べ73万６千円、率にして2.2％減の3,250万７千円を計上しています。

②環境保全費は、前年度に比べ258万２千円、率にして19.8％増の1,562万円を計上しています。本年度は、「第五期島本町地球温暖化対策実行計画」の策定を予定しています。

（３）清掃費

①清掃総務費は、前年度に比べ８万７千円、率にして0.4％減の2,217万４千円を計上しています。

②塵芥処理費は、前年度に比べ3,620万円、率にして6.6％増の５億8,175万４千円を計上しています。前年度に引き続き清掃工場施設改修工事を予定しています。

③し尿処理費は、前年度に比べ235万３千円、率にして6.0％減の3,715万２千円を計上しています。

［５］農林水産業費は、前年度に比べ3,008万円、率にして27.9％減の7,784万円を計上しています。

（１）農業費

①農業委員会費は、前年度に比べ４万６千円、率にして2.2％減の208万６千円を計上しています。

②農業総務費は、前年度に比べ79万１千円、率にして2.6％増の3,069万７千円を計上しています。

③農業振興費は、前年度に比べ５千円、率にして0.2％増の257万円を計上しています。

④農業土木費は、前年度に比べ3,085万９千円、率にして46.3％減の3,573万６千円を計上しています。これは主に、町道百山12号線農業用水路付替工事が完了したこと、玉子排水機場運転管理負担金が減額になったことによるものです。

（２）林業費

林業振興費は、前年度に比べ２万９千円、率にして0.4％増の675万１千円を計上しています。

［６］商工費は、前年度に比べ2,261万３千円、率にして54.7％増の6,391万９千円を計上しています。

①商工振興費は、前年度に比べ2,269万８千円、率にして59.3％増の6,100万６千円を計上しています。これは主に、ふるさと島本応援寄附金の増加に伴う手数料及び委託料の増加によるものです。

②消費対策費は、前年度に比べ８万５千円、率にして2.8％減の291万３千円を計上しています。

［７］土木費は、前年度に比べ１億8,071万１千円、率にして15.4％減の９億9,089万９千円を計上しています。

（１）土木管理費

①土木総務費は、前年度に比べ2,000万２千円、率にして29.4％増の8,797万４千円を計上しています。これは主に、前年度まで美化推進費で計上していた現場作業工事を、土木総務費で計上していることによるものです。

②美化推進費は、前年度に比べ2,031万４千円、率にして41.6％減の2,850万４千円を計上しています。

（２）道路橋りょう費

①道路維持費は、前年度に比べ２億3,976万３千円、率にして73.1％減の8,806万８千円を計上しています。これは主に、前年度に桜井跨線橋の補修・補強事業、町道水無瀬鶴ヶ池４号線歩道拡幅工事を計上していたことによるものです。また本年度は、国の道路更新防災等対策事業費補助金を活用し、橋りょう定期点検・長寿命化修繕計画更新業務を予定しています。

②道路新設改良費は、7,000万円を計上しています。本年度は、防災・安全交付金を活用し、町道百山12号線自転車歩行者道新設工事を予定しています。

（３）河川費

①河川維持費は、前年度に比べ451万８千円、率にして3.9％減の１億1,120万７千円を計上しています。本年度は、前年度に引き続き、ＪＲ島本駅西土地区画整理事業に伴う津梅原水路外付替工事を計上しています。

②河川改良費は、577万１千円を計上しています。これは主に、五反田雨水幹線接続にあたり、溝田水路の用地取得を行うものです。

（４）都市計画費

①都市計画総務費は、前年度に比べ217万１千円、率にして2.4％減の8,878万７千円を計上しています。これは主に、前年度にＪＲ島本駅西地区まちづくり委員会運営のための委託業務を計上していたこと及び民間住宅耐震改修等補助申請件数を勘案し、補助件数の見込みを見直したことによるものです。また、本年度は前年度に引き続き都市計画マスタープラン改訂及び景観計画策定のための委託業務を計上しています。

②浸水対策事業費は、前年度に比べ35万円、率にして5.8％減の565万７千円を計上しています。本年度は、前年度に引き続き台風等の大雨時における道路浸水等の被害を防ぐため、水路等において対策工事を予定しています。

③公園費は、前年度に比べ12万円、率にして0.7％減の1,705万８千円を計上しています。

④公共下水道費は、前年度に比べ1,000万円、率にして2.4％増の４億3,500万円を計上しています。

（５）住宅費

住宅管理費は、前年度に比べ1,593万円、率にして45.7％減の1,890万２千円を

計上しています。これは主に、前年度に御茶屋住宅浴室等改修にかかる設計及び改修工事にかかる経費を計上していたことによるものです。

（６）交通防犯対策費

①交通安全対策費は、前年度に比べ391万７千円、率にして23.3％減の1,287万円を計上しています。本年度は、前年度に引き続き交通安全対策工事を予定しています。

②防犯費は、前年度に比べ59万９千円、率にして2.9％増の2,110万１千円を計上しています。これは主に、防犯カメラ設置補助申請件数を勘案し、補助件数の見込みを見直したことによるものです。

［８］消防費は、前年度に比べ4,290万１千円、率にして10.6％増の４億4,745万４千円を計上しています。

①非常備消防費は、前年度に比べ236万２千円、率にして10.1％減の2,113万７千円を計上しています。これは主に、消防団員の雨衣更新が完了したことによるものです。

②常備消防費は、前年度に比べ4,670万２千円、率にして12.5％増の４億2,080万６千円を計上しています。これは主に、平成25年度の購入から７年が経過するはしご車オーバーホールの実施に伴い増となるものです。また、新型コロナウイルス感染症対策にかかる経費を計上しています。

③消防施設費は、前年度に比べ143万９千円、率にして20.7％減の551万１千円を計上しています。本年度は、平成15年に購入した尺代分団の小型動力ポンプ積載車の更新を予定しています。

［９］教育費は、前年度に比べ10億6,963万３千円、率にして39.2％減の16億5,693万６千円を計上しています。

（１）教育総務費

①教育委員会費は、前年度に比べ１千円、率にして0.1％増の98万８千円を計上しています。

②事務局費は、前年度に比べ248万４千円、率にして1.4％増の１億7,564万円を計上しています。

③教育センター費は、前年度に比べ51万円、率にして3.2％増の1,658万５千円を計上しています。

④放課後子ども支援費は、前年度に比べ 1,037万１千円、率にして、8.0％増の１億4,038万９千円を計上しています。これは主に、学童保育室指導員の配置数の増に伴う人件費の増によるものです。また、本年度は各小学校で実施している校庭

開放事業をさらに拡充し、全小学校において平日週５日の実施を予定しています。

（２）小学校費

①学校管理費は、前年度に比べ10億7,622万４千円、率にして60.7％減の６億9,737万３千円を計上しています。これは主に、前年度に第三小学校Ａ棟建替事業及び第一小学校屋上防水改修事業を実施したことによるものです。

②教育振興費は、前年度に比べ33万１千円、率にして0.9％増の3,923万８千円を計上しています。本年度は、小学校におけるＩＣＴを活用した授業を支援するためのＩＣＴ支援員の派遣を行います。

（３）中学校費

①学校管理費は、前年度に比べ16万５千円、率にして0.1％減の１億3,263万３千円を計上しています。

②教育振興費は、前年度に比べ118万９千円、率にして3.8％増の3,258万８千円を計上しています。本年度は、中学校におけるＩＣＴを活用した授業を支援するためのＩＣＴ支援員の派遣を行います。

（４）幼稚園費

幼稚園費は、前年度に比べ1,026万９千円、率にして5.1％減の１億9,240万４千円を計上しています。これは主に、第一幼稚園における職員数の減によるものです。

（５）社会教育費

①社会教育総務費は、前年度に比べ54万４千円、率にして0.5％増の１億47万７千円を計上しています。

②青少年費は、前年度に比べ71万３千円、率にして6.7％減の987万５千円を計上しています。本年度は、旧町立キャンプ場施設の撤去に向けた設計費を計上しています。

③文化財保護費は、前年度に比べ102万３千円、率にして4.4％増の2,422万６千円を計上しています。これは主に、会計年度任用職員の制度導入から１年が経過し、期末手当の支給割合が100％となること及び文化財保護事業で使用するパソコンなどの備品購入によるものです。

④歴史文化資料館管理費は、前年度に比べ29万７千円、率にして3.4％増の913万円を計上しています。これは、文化財保護費と同様に会計年度任用職員の期末手当の増によるものです。

⑤史跡桜井駅跡管理費は、前年度に比べ49万９千円、率にして60.9％増の131万８千円を計上しています。これは主に、史跡桜井駅跡史跡公園における高木の剪定を行うことによるものです。

⑥生涯学習費は、前年度に比べ26万１千円、率にして5.0％減の499万２千円を計

上しています。

⑦図書館費は、前年度に比べ102万８千円、率にして2.6％増の4,131万７千円を計上しています。これは、他の費目と同様に会計年度任用職員の期末手当の増額及び町立図書館内の防犯カメラ設置工事によるものです。

⑧スポーツ推進費は、前年度に比べ27万８千円、率にして0.7％減の3,776万３千円を計上しています。

［10］災害復旧費は、前年度と同額の2,322万４千円を計上しています。

［11］公債費は、前年度に比べ8,303万円、率にして7.1％増の12億5,791万８千円を計上しています。

元金については、前年度に比べ9,114万５千円、率にして8.3％増の11億9,462万６千円を計上しています。これは主に、平成29年度に借入れした臨時財政対策債、第三小学校耐震事業及び第四小学校増築事業などで発行した町債の元金償還が開始されることによるものです。

次に、利子については、前年度に比べ811万５千円、率にして11.4％減の6,329万２千円を計上しています。これは、金利が低水準で推移していることによるものです。

一時借入金利子については、年度内の一時的な資金需要に対応するため計上しています。なお、本年度についても、基金保有残高を踏まえ、基金からの資金流用を優先することとし、71万３千円を計上しています。

［12］予備費は、前年度と同額の1,500万円を計上しています。

なお、予算のプロフィール（重点項目、予算内訳表、主な普通建設事業等の参考資料）も参照していただきたいと存じます。

以上、簡単ではありますが、令和３年度島本町一般会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和３年度島本町土地取得事業特別会計予算（案）説明

それでは、第21号議案　令和３年度島本町土地取得事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

土地取得事業特別会計は、土地開発基金の活用及び公共用地先行取得等事業債の借入れにより、自主的かつ主体的なまちづくりを円滑に推進するため、公共用地の先行取得等公有地の確保を図ることを目的としています。

令和３年度予算総額は、第１条のとおり、歳入歳出総額２億7,395万円で、前年度と同額となっています。

「歳入」ですが、財産収入の利子及び配当金では、土地開発基金の利子収入として、前年度と同額の15万円を計上しています。

次に、繰入金の土地開発基金繰入金では、公共用地の先行取得が円滑に行えるように、土地開発基金保有額の範囲内である２億7,380万円を計上しています。

「歳出」ですが、公共用地先行取得費では、土地開発基金保有額の範囲内で事業実施できるよう、２億7,380万円を計上しています。

諸支出金の土地開発基金費15万円については、土地開発基金から生じる利子収入を当該基金に積み立てるため、歳入と同額を計上しています。

以上、簡単ではありますが、令和３年度島本町土地取得事業特別会計の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和３年度島本町国民健康保険事業特別会計予算（案）説明

それでは、第22号議案 令和３年度島本町国民健康保険事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

大阪府から示されました、令和３年度国民健康保険事業納費付金の算定にかかる係数等に基づき編成した令和３年度の予算総額は 32億8,200万円で、前年度に比べ ２億6,750万円、率にして7.5％の減となっています。

それでは、「歳入」の主なものについて、御説明申し上げます。

まず、保険料については、大阪府から通知された市町村国保事業費納付金に必要な額を保険料として賦課する仕組みとなっています。本年度の保険料については、前年度に比べ、一般被保険者の保険料総額で3,902万１千円の減となっています。年間平均被保険者数は81人の減が見込まれ、現年の１人当たり年間保険料は11万1,265円と、前年度に比べ4,604円、率にして4.0％の減となっています。

次に、府支出金については、都道府県が保険給付に必要な費用の全額を市町村に交付する普通交付分として22億7,276万８千円を計上しています。また、保険者努力支援分、特別調整交付金分、府繰入金、特定健診等負担金の特別交付分として、2,528万７千円を計上しています。

次に、一般会計繰入金については２億9,497万９千円で、前年度に比べ2,403万８千円の減となっています。

保険基盤安定繰入金については標準保険料率による令和３年度見込額を、職員給与費等繰入金及び出産育児一時金繰入金については法定繰入れ分を、財政安定化支援事

業繰入金については令和２年度実績をもとに計上しています。また、その他一般会計繰入金については、地方単独事業の減額調整分として567万８千円を計上しています。

次に、「歳出」です。

総務費については、前年度に比べ1,026万２千円の減となっています。この主な要因は、職員給与及びシステム改修費等委託料が減となったことによるものです。

次に、保険給付費については、大阪府から通知された医療費総額をもとに過去の医療費の実績を勘案して推計しています。一般被保険者療養給付費については19億1,852万８千円を計上し、前年度に比べ１億7,758万２千円の減となっています。

また、療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費についても、過去の実績、対象被保険者数等を精査し、所要額を計上しています。なお、本年度１人当たりの医療費については、一般被保険者で38万2,796円を見込んでいます。

次に、国民健康保険事業費納付金については、大阪府内の市町村ごとの被保険者数や所得水準によって按分された額が大阪府から通知されたものであり、医療分、後期高齢者支援分、介護納付金を併せて９億1,712万６千円を計上しています。

また、保健事業費については、特定健康診査等事業費で、2,509万９千円を計上しています。

次に、疾病予防費では、本町が実施している各種検診(健診を含む)の自己負担金助成、前立腺がん検査、ピロリ菌検査、大阪府統一基準で実施している人間ドック助成、医療費分析をはじめとする医療費適正化関係業務等に1,226万９千円を計上しています。

また、予備費では、年度末の突発的な医療費の急増に対し基金繰入による予算措置が困難なケースに対応するため、2,500万円を計上しています。

以上、簡単ではありますが、令和３年度島本町国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和３年度島本町後期高齢者医療特別会計予算（案）説明

それでは、第23号議案　令和３年度島本町後期高齢者医療特別会計予算について、御説明申し上げます。

令和３年度島本町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、予算総額５億1,692万６千円、前年度と比較して664万５千円の増、率にして1.3％の増となっています。後期高齢者医療制度については、財政運営は都道府県を単位として全市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が行い、保険料の徴収等を市町村が行うものです。

それでは、「歳入」の主なものについて、御説明申し上げます。

まず、保険料については、被保険者の一人ひとりが等しく負担する均等割額（応益分）と、被保険者がそれぞれの所得に応じて負担する所得割額（応能分）の合計で構成されています。また、保険料率及び賦課限度額については、大阪府後期高齢者医療広域連合の条例で定められています。

令和３年度においては、令和２年度と変わらず、均等割額が５万4,111円と、所得割率が10.52％、賦課限度額が64万円となっています。本町の被保険者数を4,274人と見込んで算出した保険料現年度分は、４億2,165万５千円で、保険料軽減後の１人当たりの賦課額は９万8,656円です。

次に、一般会計繰入金で、事務費繰入金については、職員２人の人件費を含めた事務費1,888万８千円、保険基盤安定繰入金については、均等割の軽減総額7,531万３千円を計上しています。

次に、「歳出」です。

総務費については、職員２人分の人件費、委託料等として1,831万８千円を計上し、前年度と比べ581万６千円の減となっています。

次に、後期高齢者医療広域連合納付金については、保険料等負担金及び保険基盤安定負担金を合わせ、４億9,736万８千円となっています。

以上、簡単ではありますが、令和３年度島本町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和３年度島本町介護保険事業特別会計予算（案）説明

それでは、第24号議案　令和３年度島本町介護保険事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

令和３年度島本町介護保険事業特別会計予算につきましては、予算総額 27億5,100万円、前年度と比較して1,000万円の減、率にして 0.4％の減となっています。令和３年度は、令和３年度から令和５年度までの３年間を計画期間とする「第８期島本町介護保険事業計画」の初年度であり、計画に沿った予算計上を行ったものです。

それでは、「歳入」の主なものについて、御説明申し上げます。

まず、保険料については、65歳以上の方の介護保険料として５億9,274万５千円を計上しています。

次に、国庫支出金のうち介護給付費負担金については、法定負担割合に基づき、施設分にかかる保険給付費の 15％相当額及びその他の保険給付費の 20％相当額の４億5,737万３千円を計上しています。

また、国庫支出金の国庫補助金は調整交付金として、保険給付費、介護予防・日常

生活支援総合事業の1.51％相当額3,949万３千円、地域支援事業交付金4,245万７千円、保険者機能強化推進交付金447万６千円及び介護保険保険者努力支援交付金472万２千円の、合計9,114万８千円を計上しています。

次に、支払基金交付金については、介護給付費交付金として40歳から64歳までの方が、それぞれ加入している各医療保険から徴収される第２号被保険者の介護保険料相当額６億7,856万１千円、地域支援事業支援交付金2,762万５千円の合計７億618万６千円を計上しています。

次に、府支出金のうち介護給付費負担金については、施設分にかかる保険給付費の17.5％相当額及びその他の保険給付費の12.5％相当額の３億5,941万４千円を計上しています。

また、府補助金の地域支援事業交付金につきましては、2,378万８千円を計上しています。

次に、繰入金のうち、一般会計繰入金については、介護給付費繰入金が３億1,414万９千円、地域支援事業繰入金が2,378万８千円、職員給与費等繰入金が3,793万７千円、低所得者保険料軽減繰入金が3,139円、その他一般会計繰入金が3,553万１千円の、計４億4,279万５千円を計上しています。

また、基金繰入金については、保険料の上昇を抑制するため、介護保険給付準備基金からの取り崩し7,744万６千円を計上しています。

その他、諸収入で第三者納付金、国民健康保険団体連合会返納金を、それぞれ１千円計上しています。

次に、「歳出」です。

総務費の総務管理費については、介護保険担当職員５人分の人件費等で4,948万９千円を計上しています。

次に、介護認定審査会費については、介護認定審査会委員報酬、訪問調査員報酬、主治医意見書作成手数料、認定調査委託料等で2,197万８千円を計上しています。

次に、保険給付費については、「第８期介護保険事業計画」に基づき、令和３年度の介護サービスの提供量及び介護予防サービス提供量にかかる保険者負担総額並びにこれらサービス利用にかかる審査支払手数料として、介護サービス等諸費で 23億294万６千円、介護予防サービス等諸費で8,179万５千円、高額介護サービス費で6,740万３千円、高額介護予防サービス費で30万円、高額医療合算介護サービス費で1,066万６千円、高額医療合算介護予防サービス費で10万円、介護保険給付準備基金利息で３千円、特定入所者介護サービス費で4,967万９千円、特定入所者介護予防サービス費で30万円の、合計25億1,319万２千円を計上しています。

次に、地域支援事業費については、平成29年度から実施している「総合事業」として、介護予防・生活支援サービス事業費で１億522万８千円、一般介護予防事業費で

103万４千円、地域包括支援センターの運営経費等を包括的支援事業費で5,142万６千円、任意事業費で570万２千円を、それぞれ計上しています。

その他、諸支出金で過年度保険料還付金として80万円、還付加算金で５万円、予備費として210万１千円を計上しています。

以上、簡単ではありますが、令和３年度島本町介護保険事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和３年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算（案）説明

それでは、第25号議案　令和３年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

本事業会計は、大沢地区の飲料水の確保と安定供給を図るため設置しています。

それでは、予算書に基づき、御説明します。

令和３年度の予算の総額については、第１条に定めていますとおり、歳入歳出それぞれ前年度と比べ80万円増の460万円を計上しています。

「歳入」ですが、水道使用料については、大沢地区の12件の使用水量を勘案し、前年度と比べ同額の11万円を計上しています。

本事業会計の収入は、この水道使用料のみで、適切な施設の維持を図るためには一般会計からの繰入れが必要不可欠でありますことから、一般会計繰入金として449万円を計上しています。

一方、「歳出」については、一般管理費で459万円を、予備費で１万円を、合計で460万円を計上しています。

主なものとして委託料として、水質検査等業務165万円を、工事請負費として、ＵＦ膜浄水装置取替工事106万８千円及び沈殿池水位計設置工事35万３千円などを計上しています。

以上、簡単ではありますが、令和３年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和３年度島本町大字各財産区特別会計予算（案）説明

それでは、第26号議案　令和３年度島本町大字山崎財産区特別会計予算から第30号議案令和３年度島本町大字大沢財産区特別会計予算までについて、御説明申し上げます。

初めに、大字山崎財産区特別会計予算では、歳入予算額135万２千円に対し、歳出予算額は30万円で、差引残金は105万２千円です。

次に、大字広瀬財産区特別会計予算では、歳入予算額736万３千円に対し、歳出予算額は130万５千円で、差引残金は605万８千円です。

次に、大字桜井財産区特別会計予算では、歳入予算額１億1,242万８千円に対し、歳出予算額は445万円で、差引残金は１億798万８千円です。

次に、大字東大寺財産区特別会計予算では、歳入予算額56万６千円に対し、歳出予算額は７万５千円で、差引残金は49万１千円です。

最後に、大字大沢財産区特別会計予算では、歳入予算額1,178万９千円に対し、歳出予算額は550万円で、差引残金は628万９千円です。

５財産区特別会計の歳入予算総額は１億3,349万８千円で、その主な内容は、令和２年度からの繰越金です。

一方、歳出予算総額は1,163万円で、その内容は、各財産区の管理経費及び自治会に対する運営補助金です。

なお、各予算とも、それぞれの財産区管理会から、あらかじめ同意をいただいています。

以上、簡単ではありますが、令和３年度島本町大字山崎財産区特別会計予算から令和３年度島本町大字大沢財産区特別会計予算までの説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和３年度島本町水道事業会計予算（案）説明

それでは、第31号議案　令和３年度島本町水道事業会計予算について、御説明申し上げます。

今年度は、町長の改選期となることから、骨格予算を編成し、施策的経費を最小限に留め、人件費等の義務的経費、維持管理経費等の経常的な経費及び前年度に債務負担行為を設定した事業について予算計上しています。今回、予算措置していない施策的経費については、年度中の補正予算において改めて御審議をお願いするものです。

第１条　総則では、令和３年度の予算を定めています。

第２条　業務の予定量では、住宅開発等による転入増も見込んでいますが、最近の人口動態や節水器具の普及状況を勘案し、給水戸数を１万3,782戸と、給水人口を３万1,923人と、年間総配水量を330万８千㎥と、一日平均配水量を9,063㎥としています。また、建設改良事業の事業費総額については、3,035万２千円（対前年度比90.6％減）を計上しています。そのうち、施設整備事業については1,125万円（対前年度比96.1％減）を計上しています。

第３条　収益的収入及び支出のうち、まず「収入」ですが、第１款、水道事業収益では６億4,070万円（対前年度比2.0％増）を計上しています。

第１項　営業収益では、５億5,105万６千円（対前年度比2.1％増）を計上しています。そのうち、水道事業の収入の大半を占める給水収益については、５億4,880万８千円（対前年度比2.1％増）を見込んでいます。

第２項　営業外収益では、8,964万３千円(対前年度比1.3％増）を計上しています。その内訳として、負担金では245万円を、受取利息では５千円を、下水道受託収益では1,296万４千円を、他会計繰入金では1,971万２千円を、長期前受金戻入では5,389万２千円を、雑収益では62万円を計上しています。

第３項　特別利益では、１千円（皆増）を計上しています。

次に、「支出」ですが、第１款　水道事業費用では５億7,310万円（対前年度比1.2％減）を計上しています。

第１項　営業費用では、５億4,598万４千円（対前年度比1.3％減）を計上しています。その内訳として、原水及び浄水費では１億7,310万７千円を、配水及び給水費では4,756万１千円を、受託工事費では332万５千円を、総係費では１億1,562万２千円を、減価償却費では２億575万８千円を、資産減耗費では61万１千円を計上しています。

また、複数水源による安定供給を図るため、引き続き大阪広域水道企業団から年間配水量のおおむね10％の量の高度浄水処理水を受水する予定です。

第２項　営業外費用では、1,711万６千円(対前年度比0.1％減)を計上しています。その内訳として、業債支払利息では681万６千円を、消費税及び地方消費税では1,000万円を計上しています。

第３項　予備費では、円滑な企業活動を期するため、前年度と同額の 1,000万円を計上しています。

以上、収益的収支では、6,760万円の利益を見込んでいます。

第４条　資本的収入及び支出のうち、まず「収入」ですが、第１款　資本的収入では、596万７千円（対前年度比0.5％増）を計上しています。

第１項　加入金では前年度と同額の 430万円を、第２項　出資金では 166万７千円（対前年度比2.0％増）を計上しています。

次に、「支出」ですが、第１款　資本的支出では、4,660万円（対前年度比 86.3％減）を計上しています。

第１項　建設改良費では、3,035万２千円（対前年度比 90.6％減）を計上しています。主なものとして、施設整備事業費の委託料では、大藪浄水場騒音対策工事実施設計業務715万円及び上下水道部庁舎空調更新設計業務410万円を計上しています。

第２項　企業債償還金では、政府資金等の企業債の元金償還金 1,624万８千円（対前年度比2.0％増）を計上しています。

第５条　議会の議決を経なければ流用することのできない経費では、その対象となる経費を、水道事業会計の職員12人分の職員給与費9,743万１千円（対前年度比24.5％増）と定めています。

第６条　たな卸資産購入限度額では、たな卸資産の購入限度額を1,120万円と定めています。

なお、詳細については、本予算書に記載しているとおりです。

以上、簡単ではありますが、令和３年度島本町水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和３年度島本町下水道事業会計予算（案）説明

それでは、第32号議案　令和３年度島本町下水道事業会計予算について、御説明申し上げます。

今年度は、町長の改選期となることから、骨格予算を編成し、施策的経費につきましては、年度中の補正予算において改めて御審議をお願いするところですが、前年度に債務負担行為を設定した事業、また汚水及び雨水整備計画により計画的に継続して実施しています事業などの経費につきましては、今回の当初予算に計上しています。

第１条　総則では、令和３年度の予算を定めています。

第２条　業務の予定量では、桜井二丁目、桜井三丁目及び高浜二丁目の一部区域における約2.1ヘクタールの整備を予定しておりますので、排水区域を306.7ヘクタールと、年間有収水量を343万６千立方メートルと、一日平均有収水量を9,414立方メートルとしています。

また、建設改良事業の事業費総額については、４億8,549万４千円（対前年度比32.9％減）を計上しています。そのうち、公共下水道整備事業費については４億3,632万２千円（対前年度比36.0％減）を計上しています。

第３条　収益的収入及び支出のうち、まず「収入」ですが、第１款　下水道事業収益では、８億9,940万円（対前年度比3.9％増）を計上しています。

第１項　営業収益では、５億8,351万７千円（対前年度比3.3％減）を計上しています。そのうち、下水道事業の収入の大半を占める下水道使用料については４億 3,210万１千円（対前年度比3.4％増）を見込んでおり、雨水処理費用に対する一般会計からの負担金として、雨水処理負担金では１億5,128万６千円（対前年度比18.3％減）を計上しています。

第２項　営業外収益では、３億1,588万３千円（対前年度比 20.3％増）を計上しています。その内訳として、他会計補助金では １億 1,938万３千円を、長期前受金戻入では１億9,161万７千円を、資本費繰入収益では 39万９千円を、雑収益では448万４千

円を計上しています。

次に、「支出」ですが、第１款　下水道事業費用では、８億 5,950万円（対前年度比1.7％増）を計上しています。

第１項　営業費用では、７億6,542万８千円（対前年度比4.0％増）を計上しています。その内訳として、管渠にかかる施設の、維持管理及び作業に要する費用である管渠費では 1,140万１千円を、山崎ポンプ場の維持管理及び作業に要する費用であるポンプ場費では 2,817万６千円を、下水道普及指導に要する費用である普及指導費では４万円を、受益者負担金及び下水道使用料の徴収に要する費用である業務費では1,324万５千円を、事業活動全般に関する費用である総係費では1,676万６千円を、安威川・淀川右岸流域下水道の維持管理に要する負担金等として、流域下水道維持管理負担金では２億208万６千円を、減価償却費では４億9,371万４千円を計上しています。

第２項　営業外費用では、8,907万２千円（対前年度比 16.8％減）を計上しています。その内訳として、企業債利息及び企業債取扱諸費では7,896万２千円を、雑支出では11万円を、消費税及び地方消費税では1,000万円を計上しています。

第３項　予備費では、円滑な企業活動を期するため500万円(対前年度比233.3％増)を計上しています。

以上、収益的収支では、3,990万円の利益を見込んでいます。

第４条　資本的収入及び支出のうち、まず「収入」ですが、第１款　資本的収入では、６億7,701万２千円（対前年度比24.1％減）を計上しています。

第１項　企業債では３億5,720万円を、第２項　国庫補助金では１億5,360万円を、第３項　受益者負担金では188万１千円を、第４項　出資金では１億6,433万１千円を計上しています。

次に、「支出」ですが、第１款　資本的支出では、10億1,680万円（対前年度比19.1％減）を計上しています。

第１項　建設改良費では、４億8,549万４千円（対前年度比 32.9％減）を計上しています。主なものとして、公共下水道整備事業費のうち、委託料では内水ハザードマップ作成業務 1,100万円、公共下水道汚水管渠実施設計業務 1,500万円及び山崎ポンプ場改築更新実施設計業務4,500万円を、工事請負費では公共下水道汚水管渠築造工事9,100万円、公共下水道マンホール蓋取替工事 1,650万円、公共下水道島本３号汚水幹線外築造工事 4,213万円、公共下水道山崎雨水幹線整備工事（第２期）１億6,500万円及び山崎ポンプ場管理棟外照明施設改築工事1,900万円を計上しています。

第２項　企業債償還金では、政府資金等の企業債の元金償還金５億 3,130万６千円（対前年度比0.2％減）を計上しています。

第５条　債務負担行為では、島本町水洗便所改造資金融資あっせんに基づく金融機関に対する損失補償に関わる事項、期間及び限度額を定めています。

第６条　企業債では、公共下水道事業債２億880万円、流域下水道事業債3,840万円及び資本費平準化債１億1,000万円を定めています。

第７条　一時借入金の限度額は、４億円と定めています。

第８条　議会の議決を経なければ流用することのできない経費では、その対象となる経費を下水道事業会計の職員５人分の職員給与費4,215万８千円（対前年度比1.6％減）と定めています。

第９条　他会計からの補助金では、一般会計からの補助を受ける金額として、収益的収入では１億1,938万３千円（対前年度比50.3％増）を、資本的収入では１億6,433万１千円（対前年度比2.5％増）と定めています。

なお、詳細については、本予算書に記載しているとおりです。

以上、簡単ではありますが、令和３年度島本町下水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

村上議長　それでは、これより第 18 号議案から第 32 号議案までの 15 件に対し、会派代表並びに会派に所属しない議員による大綱質疑を行います。

質疑の順は、人びとの新しい歩み、河野議員の順で行います。

なお、本案 15 件は各常任委員会に付託し、審査することとなっておりますので、質疑の内容は大綱的なものにとどめていただきます。

また、大綱質疑については新型コロナウイルスへの対応として、登壇せずに自席で行うこととしておりますので、あらかじめ御了承願っておきます。

それでは、最初に人びとの新しい歩みの発言を許します。

戸田議員　令和３年度各会計当初予算に対する大綱質疑を、人びとの新しい歩みを代表して、私、戸田靖子が行います。

１）「新庁舎建設計画と令和３年度の予算編成」

本町の経常収支比率は、今後 100％を超える状態が続く見込みとの見解を示しておられます。「庁舎建設計画」を再検討するにあたって、歳出削減の取組として幾つかの案が職員から出されていましたが、今回の予算編成に生かされたのはどのようなもので、どれほどの削減効果が見込まれるのでしょうか。また、事業全般にわたって凍結や廃止を行ったものにはどのようなものがありますか。

コロナ禍のもと、財政的な数値が悪くなっても、これを理由に生活に困っている人々の暮らしが目に見えない形で悪化することがあってはいけません。行政のエッセンシャルな責務を果たせることを求めて問うものです。

２）「男女共同参画の視点からの防災と復興」

防災復興の分野においては、意思決定の場に女性の参画が必須です。平時における女

性の活躍は、避難所運営にも、復興にも、生活支援にも、必ず役に立つと考え、危機管理室への女性職員の配置を提言します。内閣府「男女共同参画の視点からの防災復興ガイドライン」に基づくものですが、これは必ずしも男性と同等に緊急対応業務に従事することを求めるものではありません。

災害の影響を受けた人々に対して、希望を失った存在ではなく、尊厳ある人間として向き合うことが求められると、スフィア基準は述べています。人の尊厳から避難所運営や復旧復興を考えるとき、女性の視点は欠かせません。人事異動において調整すべき課題と認識しておられましたが、令和３年度のお考えをお示しください。

３）「働く人々のための会計年度任用職員制度」

会計年度任用職員制度が始まって２年目を迎えます。制度導入による令和３年度の予算編成における影響額と国からの普通交付税措置は、それぞれどのようになっていますか。会計年度任用職員制度は、正規雇用職員との格差を法的に固定し、正当化するものでもあり、経験や専門性を生かして雇用が継続されること、勤務実績や職務内容に応じフルタイム任用職員への移行に重点が置かれること、給料水準について常勤職員との均衡が図られることなどが、課題となっています。

また、相談事業など専門性のある業務を担っている職員については、同一労働・同一賃金の考え方、人材確保・育成の観点から、正規雇用で採用していくことを基本としていただきたいと思いますが、これらについて、改めて見解を問います。

４）「入札制度の見直しと入札監視委員会の設置を」

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、入札及び契約の適正化に取り組むことが求められています。価格競争による入札は、工事の安全性や成果品の質の低下、人件費の抑制、人材育成の欠如など、社会に及ぼす影響も大きく、結果、それは市民にとって不利益となってしまいます。総合評価制度やプロポーザル方式の導入、低入札価格制度の導入など、手法は複雑になっており、増えている非公表の最低制限価格入札への不信感も根強いものとなっております。

公正性、透明性の監視のみならず、苦情への適切な処理のためにも、第三者機関が必要と考えます。中立・公正の立場で審査できる入札監視委員会の存在が有効です。府内市町村で入札監視委員を置いているところはまだまだ少ないとは承知していますが、他市の事例に学び、島本町でも設置していただきたいと思いますが、いかがでしょう。

５）「公募型補助金で住民が主役のまちづくりを」

住民の活動を事業単位で支援する補助金が創設され、２年目を迎えます。予算規模は去年同様、総額 50 万円。応募状況と提案された事業内容の傾向、令和２年度との連続性など、現在、分かっている内容について、御説明ください。

魅力的な事業での応募があった初年度でしたが、新型コロナ感染症の影響で当初の計画どおりに事業が行えなかったケースが散見されます。令和３年度に、このことがどの

ように影響するのか。特例措置のようなものでしかるべき配慮がなされるのか、御答弁をお願いいたします。

６）「新たな『都市計画マスタープラン』と景観まちづくり」

「都市計画マスタープラン」と「景観計画」は相互に関連していますが、根拠法が異なります。景観計画案は、都市計画審議会に諮問されるでしょうか。確認します。

また、ＪＲ島本駅西地区まちづくり委員会での議論は、原則、当該地区の開発に伴うまちづくりのガイドライン作成の基礎となるものであって、島本町全体の景観形成とは、性質も目的も異なります。景観計画策定は、どこで、どのように住民意見の聴取・反映が行われることになるのか、説明を求めます。

７）「町営緑地公園住宅の指定管理制度の導入の検討を」

「第六次行財政改革プラン」に基づき、指定管理者制度導入を研究・検討されていると思います。導入の余地があると考えられる町営緑地公園住宅については、具体的に費用対効果の検証を行っていく段階を迎えていると思います。令和３年度は、ふれあいセンターの新たな指定管理者を選定する年度でもあり、町の政策課題として総合的に検討いただきたいと思いますが、いかがでしょう。

８）「プラスチックスマート宣言の効果と課題」

ごみ質の均一化に努め、安定した運転管理に努めておられるものの、種類に偏りが生じて、プラスチックが著しくまとまって燃やされると、ダイオキシン類が発生する量が増加する傾向にあるとのことでした。レジ袋の有料化に伴う排出量の減少効果は見られますか。焼却によるダイオキシンの排出量などに変化は現れているのでしょうか。

次なる課題は、ペットボトルの使用の抑制と考えています。ペットボトルのリサイクルにつき、島本町の処理方法の特徴と抱えている課題について、御説明ください。

９）「子育て世代包括支援センターの効果と課題」

昨年 10 月から、ふれあいセンター１階・いきいき健康課内で、子育て世代への包括的な支援が始まりました。在宅での子育てを支援する相談事業や発達の遅れが懸念される乳幼児とその家族への支援は、ともすれば密室の育児となりがちな近代の育児において、とても重要なものです。

どのようなニーズがあり、どのような効果が見られましたか。課題として認識できたことを、令和３年度はどのように改善されますか。

10）「福祉ふれあいバスのクロスセクターベネフィット」

令和３年度一般会計予算額に占める福祉ふれあいバスにかかる予算額の割合は、どのようになっていますか。ある調査結果（参考：平成 24 年 10 月国土交通省「地域公共交通に対する自治体の取組状況及び地域公共交通の現況分析業務報告書」）では、都道府県の一般会計予算額に占める地域公共交通予算の割合は、おおむね 0.1％～0.5％にしか過ぎないということが分かっています。

これまでも妊婦、乳幼児健診受診の際の利用など、対象者の拡充、対象目的の見直しなど、様々に改善を重ねられ、島本町の福祉ふれあいバスは、他に例を見ない事業形態で、丁寧に進化しました。この運行方式を継続しつつ、小規模自立生存圏につなげていく独自の取組をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

11）「教育委員会に幼児教育・保育の指導主事の配置を」

保育士、幼稚園教諭の教育委員会事務局への配置による人事交流の意義と必要性を、繰り返し求めてまいりました。保育整備の充実により、今や多様な民営施設が、独自の保育理念で保育を行ってくださっています。

島本町の幼児教育・保育を総合的な視点で考えるため、指導主事の配置は不可欠、喫緊の課題と言えるのではないでしょうか。就学前相談、生活困窮、児童虐待など、福祉的な視座から幼児教育・保育を考える必要性も高まっています。現在、小学校指導主事が担当している相談事業を、幼児教育・保育指導主事とともに連携して行うことの意義は大きいと考えます。直ちに配置することは困難との見解を示してこられましたが、令和３年度の体制においても、そのお考えは変わりませんか。

12）「子どもたちの心身の健やかな発達のために」

部活動や地域のスポーツクラブで身体を酷使して、骨や関節の異常を訴える子どもが増えているとされ、文部科学省はこれを新たな課題として、異常を早期に発見できるよう健康診断の検査項目を見直していると思います。本町においては、近年、どのような見直しを行いましたか。スポーツ障害検査や色覚検査を行っておられますか。

健診の際の上半身脱衣は必要なのでしょうか。特に、思春期の女児・女子生徒の脱衣を疑問視する声があります。2015 年度に改定された文部科学省監修の「児童生徒等の健康診断マニュアル」には、脊柱の視触診などで「上半身を裸にして」という記述が削除されていると認識します。脊柱側湾症の健診において脱衣が必要であることや、虐待や自傷など教育的介入が必要な事例の兆候を見いだすことが期待できるという考え方も一部あり、全国的に、各学校の対応はまちまちのようです。本町の見解と現状について、お示しください。

授業で用いる教科書や教材、学用品が重すぎて、育ち盛りの子どもたちの身体の発達に影響を及ぼしかねないという懸念があります。文部科学省が適切な配慮について通知し、実際の工夫例などを示していますが、島本町では、現在、どのような取組を行っていますか。置き場所・管理責任など課題はあるとしても、子どもたちの身体の発達を考えれば、必要なものだけを持ち帰ることができる環境を目指すべきと考え、問うものです。

13）「学童保育室に適切な指導員の配置を」

第四学童保育室は、1 クラスの登録児童数が 50 人を超えてしまう構造になっていると認識します。50 人を超えると、日常的に利用数が 40 人を超えることが見込まれます。

令和３年度の１室における登録児童数はどのようになっていますか。登録が 50 人以上になる場合は、担任の指導員を３人配置することを求めます。

さらに、学校単位での登録児童数が 200 人を超える場合は、主任は担任を持たずにフリーな立場でいなければならない。想像してみてください。200 人の幼稚園に園長がいない状況など考えられないはずです。認識と見解を問います。

14）「埋蔵文化財保護行政と文化財保護審議会」

開発に伴う遺跡範囲確認調査や埋蔵文化財発掘調査が激増しています。すなわち、これは遺跡を壊し、あるいは、埋め戻す作業です。

後鳥羽上皇の離宮・水無瀬殿がどのような範囲に及び、どのような建物や施設で構成されていたか。島本町教育委員会には、これを調査・研究する責務があり、なおかつ継続的に学術調査を行える立場にあります。水無瀬神宮は水無瀬殿の本御所跡と推定されていますが、水無瀬神宮を核として、周辺並びに水無瀬殿関連遺跡を文化財に指定し、国の史跡として位置づけ、可能な限り保護していくことが求められています。島本町教育委員会に期待が寄せられている中、既に多くの遺跡・歴史的景観が失われました。急がねばなりません。教育委員会の認識と見解を問います。

文化財保護審議会の定数の見直しが必要と考えます。長く委員を務めていただいた方方は、古文書、仏教美術、考古学が御専門です。これまでに発見された重要遺跡の性質からして、庭園学、歴史学などの分野から意見をいただける方に加わっていただく必要があり、改善を求めるものです。

15）「コロナ禍における介護保険サービスの課題」

新型コロナ感染症で外出が制限される中、加齢によって筋力や認知機能など心身の活力が低下していくことを上手に受け入れながら、住み慣れたまちで暮らし、老いることが、実はかけがえのない日常であったと思い知る日々です。コロナ禍により、介護予防の取組、介護保険サービスの重要性は、ますます高まっています。地域包括支援センターと定期的な連絡会議を行っておられると思いますが、コロナ禍における高齢者福祉の現状と課題をどのように把握しておられますか。

16）「生活困窮者への支援と生活保護制度」

新型コロナウイルス感染症による雇用喪失などから、生活困窮者は今後さらに増加していくと思われますが、現状、どのようになっていますか。また、生活保護の申請状況に変化が見られるでしょうか。社会的情勢からすると、個々の生活困窮者の状況や段階に応じて、自立や就労を促すという状況ではありません。今こそ、生活保護制度が最後の救いとしての役割を果たしていかなければなりません。

「生活保護法」の地域の級地区分において、島本町は２級地、高槻市、茨木市、吹田市、摂津市などは１級地となっていると認識します。これにより、どのような差が、どのように生じるのか。この差は受給者にどのような不利益を与えているのでしょうか。

改善が必要と考え、問うものです。

また、大阪府と連携して住宅確保要配慮者向け貸付住宅の登録を進めていただきたいと考えますが、住宅セーフティネット制度の活用の検討は進んでいますか。

17）「消防はしご車の機能と安全性の確保など」

はしご車は運用開始から７年が経ち、所期の機能と安全性を確保するためオーバーホールを行っておられます。運用開始後、どれくらい出動して、どういった作業に従事し、また、どのような機能低下が見られたのでしょうか。オーバーホールにはどれぐらいの期間を要し、その間、万が一の火災が生じた場合、どういう体制で消火活動を行うことになるのか。改めて、ご説明をお願いいたします。

高度化する救命救急に、救急救命士の教育や消防隊員への研修が常に必要になっていると思いますが、どのような努力、工夫をされているでしょうか。現在２名となった女性消防士は、主にどのような分野で活躍されていますか。

最後になります。

18）「上下水道部事業における主な工事の概要」です。

水道事業について。

715 万円をかけての大藪浄水場騒音対策工事実施設計業務につき、これを実施するという判断に至った経緯をお示しください。どのような工事により騒音を抑制されるのか、概算でどれくらいの経費が工事に必要になるのか、御説明をお願いいたします。

下水道事業について。

4,500 万円をかけての山崎ポンプ場改築更新実施設計内容につき、その内容と必要性を御説明ください。改築工事は、どのようなスケジュールで行われる予定ですか。大山崎は、大山崎排水ポンプ場のポンプを１台増やされ、計４台で、10 年に一度の大雨に対応できる排水能力にされました。敷地内に公園も整備されています。本町の山崎ポンプ場においても、当初の計画どおりに四つのポンプで排水が行われるようにすることが望ましく、積極的な検討を求めておきます。

以上です。

総合政策部長　それでは、戸田議員からの大綱質疑のうち、総合政策部所管分について、御答弁申し上げます。

まず、「歳出削減の取組について」でございます。

歳入確保・歳出削減にかかる職員提案については、83 件の提案内容を各部署と共有し、検討や調整を行っているところであり、当初予算案において、数値や項目で明確に表れたものはございませんが、一部提案については、既に取組を進めているものもございます。

具体には、「歳出削減」の提案に関しましては、計画の自己作成、審議会の開催通知・資料のメール送付などは、既に一部で取組実績がございます。また、庁舎清掃委託の見

直し、議会のペーパーレス化は、実施に向けて準備を進めているところでございます。さらに、会議のオンライン開催についても、課題を整理しつつ検討を進めているところでございます。

「歳入確保」の提案に関しましては、ふるさと納税の返礼品拡充の取組が進み、本年度に大幅な収入増加を見込んでおります。

そのほかの提案につきましても、今後、関係課と連携して提案内容を精査・調整し、実行可能なものから順次取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「男女共同参画の視点からの防災と復興について」でございます。

令和２年５月に内閣府が公表した「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」には、市町村の防災危機管理担当部局の女性職員比率は６％程度と、組織全体の女性職員比率と比較しても低くとどまっているとの調査結果が紹介されており、女性職員の配置促進の必要性が示されております。

本町におきましては、これまで災害時の職員による避難所運営にあたりましては、女性職員を必ず含めるなど、男女共同参画の視点に立った災害対策に努めており、今後、危機管理室に女性職員を配置することが望ましいと認識をしております。

このため、組織全体の人員配置を総合的に検討する中で調整すべき課題であると考えておりますが、令和３年４月には町議会議員及び町長選挙が予定されており、現在、危機管理室の職員には選挙管理委員会事務局と兼務している者もおりますので、こうした事情も考慮する必要があるものと考えております。

次に、「会計年度任用職員制度について」でございます。

まず、「影響額について」でございますが、新制度の導入に伴い、新たに期末手当の支給を開始しており、これにかかる令和３年度当初予算額は約 4,300 万円となっております。新制度の施行が令和２年４月であった関係上、令和２年度の手当算定対象期間は９ヵ月分でありましたが、令和３年度は 12 ヵ月分となることから、前年比で約 1,600 万円の増額となっております。

これに対する国の「普通交付税措置額」は、あくまで概算ではございますが、令和３年度で 2,900 万円程度となる見込みであり、歳出予算額との比較では、不足が生じる状況でございます。

次に、「経験等を生かした雇用の継続や職務内容等に応じた任用のあり方、給料水準等について」でございます。新制度導入の際、約１年半をかけて職員団体と協議を重ね、任用更新時の手続き負担の軽減、一部職種における任用形態等の整理、報酬体系や休暇制度等に関する一定の処遇改善につなげたところではありますが、引き続き職員団体とも意見交換を行いながら、必要な改善に努めてまいりたいと考えております。

次に、「相談事業などを正規職員で担うことについて」でございます。本町では行政の各分野で様々な相談事業を実施しており、発達相談員や消費者相談員、障害者相談支

援員、生活保護相談支援員など、事業の一部を会計年度任用職員が担っているほか、外部委託により実施している事業もございます。これらの各種事業を正規職員により担うことは、本町のような小さな自治体においては、必ずしも現実的とはいえない面もあり、「職員定数条例」上も困難を伴うと認識しておりますが、各事業にかかる今後の行政需要の動向等を踏まえながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、「公募型公益活動支援事業補助金の応募状況、特例措置について」でございます。

令和３年度補助事業については、本年１月 18 日から２月 17 日まで募集を行っており、合計３団体から申込みがあり、全て補助金見込額 20 万円の事業です。なお、申込みのあった事業の選択テーマは、全て「にぎわい創造促進事業」となっております。

令和２年度事業との連続性については、３団体のうち２団体は新規応募であり、もう１団体については２回目の応募となります。この団体については、事業内容を令和２年度から変更されているものの、一定連続性がある内容となっております。今後、３月中に審査を行い、補助対象事業を決定する予定です。

次に、コロナ禍の影響ですが、令和２年度事業については、新型コロナウイルス感染症による影響を鑑み、特例措置を設けております。特例措置の内容については、「令和２年度事業の採択団体であり、新型コロナウイルス感染症の影響により事業を中止し補助金を辞退した団体について、令和３年度事業において令和２年度事業と同内容の事業計画を応募した場合、令和２年度事業の審査時の採点結果を持ち越しできるものとする。また、新型コロナウイルス感染症対策など事業改善を行った場合、追加で加点を行う。」といったものであり、この特例措置は、原則、令和３年度事業のみを対象としております。

なお、本特例措置を利用されるという申し出は、現時点でございません。

私からは、以上でございます。

総務部長　続きまして、総務部所管の「入札制度の見直しと入札監視委員会の設置」について、御答弁申し上げます。

入札監視委員会につきましては、入札契約制度の透明性や公正な競争入札を確保するため、自治体が発注する建設工事につきまして、中立・公正な立場から客観的な審査を行う機関として設置されるものでございますが、大阪府内の他自治体におきまして、入札監視委員会を設置されている自治体は少なく、また、本町におきましては、入札にかかる苦情も少ない状況でございます。このため、現時点で入札監視委員会を設置する予定はございませんが、引き続き国、府及び他自治体の動向を注視してまいりたいと考えております。

また、建設工事にかかる競争入札につきましては、工事の安全性、品質の確保及び人件費の確保等を図ることを目的として最低制限価格を設けているものでございます。

なお、最低制限価格につきましては、非公表としておりますが、当該最低制限価格の設定にあたっては、数名の職員と町長のみが関わっている状況であり、議員御指摘の住民の方々が不信感を抱くような不正な事務取扱いは生じないものであることを御理解願います。

今後におきましては、本町に設置しております建設工事入札・契約制度改善検討委員会におきまして、最新の国、府の動向や法令等情報共有を図り、各委員の意見を踏まえながら、入札及び契約手続き等につきまして、さらなる透明性の確保に努めてまいります。

私からは、以上でございます。

都市創造部長　続きまして、都市創造部所管分について、御答弁申し上げます。

まず、「景観計画について」でございます。

景観計画案の都市計画審議会への諮問につきましては、景観法第９条において、景観計画を定めようとするときは都市計画審議会の意見を聴かなければならない旨規定されておりますので、しかるべき時期に諮問させていただきたいと考えております。

次に、景観計画策定に際しての「住民意見の聴取・反映」につきましては、現在、計画策定にかかるプロポーザル方式による業務発注手続きを進めており、アンケートのほか、コロナ禍においても実施可能な住民意見の集約方法を事業者のほうから御提案いただき、事務を進めてまいりたいと考えております。

次に、「町営緑地公園住宅への指定管理者制度導入について」でございます。

公営住宅への指定管理者制度の導入につきましては、大阪府をはじめ政令指定都市や中核市など人口規模の大きい自治体を中心に導入が進む一方で、小規模自治体での導入は進んでいないと認識いたしております。本町におきましても、制度導入による具体的な効果検証等が現時点においてできておりませんが、引き続き、大阪府内の自治体における導入事例や、本町と同規模の自治体の導入事例などを情報収集し、効果検証してまいりたいと考えております。

次に、「プラスチックスマート宣言の効果と課題について」でございます。

まず、「レジ袋有料化に伴う排出量の減少効果について」ですが、レジ袋の有料化については、本町を含む北摂７市３町において、平成 30 年６月から「北摂地域におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定」に基づくスーパー等でのレジ袋の無料配布中止に取り組んでまいりました。これにより、町内でこの取組に参画されている４店舗におけるレジ袋辞退率は大きく増加し、令和２年６月には 87.3％となりました。その後、令和２年７月に有料化が法制化された後の７月以降の辞退率につきましては、北摂地域においては若干増加しておりますが、本町においての大きな変化はございませんでした。

次に、「焼却によるダイオキシン類の排出量について」ですが、廃棄物の焼却処理施

設におけるダイオキシン類につきましては、焼却後、排ガス処理した後に測定することとなっており、本町の清掃工場における数値につきましては、常に基準値を満たす状況で推移しており、変化は現れておりません。

また、「ペットボトルに関する町の処理方法の特徴と課題」との御質問でございますが、特徴といたしまして、本町におきましては、ペットボトル等を圧縮減容する設備がないことから、多くの自治体が利用する「容器包装リサイクル法」に基づく排出ルートではなく、独自ルートで排出しております。課題といたしまして、現在は、ペットボトルを売却できておりますが、近年売却価格が下落しており、今後の動向によっては、処理費用が必要となってくることが考えられます。

次に、「生活困窮者支援」に関する御質問のうち、「住宅セーフティネット制度の活用について」でございます。

住宅セーフティネットについては、本町の場合、大阪府において高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮するため、民間の空き家・空き室を活用し、住宅確保要配慮者に対する居住支援の３つの制度を実施されているものと認識しており、令和３年１月末時点で、町内に 76 戸登録されております。町といたしましては、必要に応じ大阪府と連携し、住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度の周知を図るなど、検討してまりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

健康福祉部長　続きまして、健康福祉部所管分につきまして、御答弁申し上げます。

まず、「子育て世代包括支援センターの効果と課題について」でございます。

子育て世代包括支援センターにつきましては、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援及び妊産婦等を支える地域の包括支援体制を構築するため、令和２年 10 月にふれあいセンターのいきいき健康課内に設置し、新たに配置した母子保健コーディネーターとしての助産師１名と保健師、管理栄養士、子育て支援担当保育士等の専門職が、関係機関と連携を図りながら、就学前までの包括的な相談支援を行えるよう努めているところでございます。

母子保健コーディネーターが、妊娠届出時の面接や支援プランの策定等を通じて個々の妊婦に対するきめ細やかな相談対応を実施することで、妊娠中から支援を継続することができ、産後に心身の不調や育児不安がある方等に対して、早期に支援を開始することを目的に、産後２週間を経過した時期に母子保健コーディネーター等による電話連絡を全数実施することで、産後うつの予防、早期発見につながっているものと考えております。

また、定期的に開催しております町内の産婦人科クリニックとの連絡会で、双方の支援や事業等について情報共有を行うことにより、これまで以上に連携を図ることができております。一方で、コロナ禍の影響により、町内の保育所や幼稚園等の関係機関で構

成する「子育て支援相談機関連絡会」が書面開催となったこと等により、顔をあわせての関係の構築が困難なところもございましたが、今後も引き続き保健・医療・福祉等の関係機関や関係団体等とのネットワークづくりに取組み、連携を密に図ることができるように努めてまいります。

さらに、妊娠・出産・子育て相談専用電話には、開設時から本年２月 19 日の時点で 45 件の相談があり、助産師、保健師、管理栄養士、保育士等の複数の専門職で、母乳に関する相談や発達に関する相談、離乳食に関する相談等に対応しているところでございます。相談者の内訳といたしましては、生後１歳までのお子さんの保護者からの相談が半数以上となっております。

子育て世代包括支援センターを設置してから約半年が経過したところでございますが、これまでいきいき健康課と子育て支援課の双方で実施をしてまいりました、発達に課題のあるお子さんへの支援や事業を統合したことにより、ワンストップの相談窓口として子育て世代包括支援センターの周知が可能となったこと、また、そのことにより体系的な支援を行うことができているのではないかと考えております。

現在、広報やホームページに記事を掲載するとともに、妊娠届出時や予防接種手帳交付時、また、乳幼児健診においてリーフレットを配付するなど、子育て世代包括支援センターの周知に努めているところでございますが、引き続きリーフレットを配付するとともに、関係機関等を通じて周知をするなど、住民の皆さんにより分かりやすく周知できるよう努めてまいります。

次に、「福祉ふれあいバスのクロスセクターベネフィットについて」でございます。

令和３年度一般会計予算額に占める福祉ふれあいバスにかかる予算額の割合については、0.05％となっております。

これまでの対象者や運行目的の拡充の経緯といたしましては、平成 23 年度に実施したプロジェクトチーム会議での検討結果を踏まえ、運行目的を「高齢者福祉センター送迎」から「公共施設巡回」としたことと併せて、対象者を「60 歳以上」から「65 歳以上」に引き上げるとともに、障害者及び妊婦の方を新たに対象といたしました。その後、住民の皆さんからの要望及び福祉ふれあいバスの運行実績や乗降量調査の結果を踏まえ、平成 28 年度には４ヵ月児健康診査の受診児とその保護者、平成 30 年度には自力で乗降できる介護保険の第２号被保険者のうち、要支援または要介護認定を受けている方を対象として追加しております。

また、平成 30 年度に福祉ふれあいバス検討プロジェクトチームを立ち上げ、運行目的や対象者の在り方を検討した上で、運行目的を「利用対象者の外出支援」に、また、特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方とＢＣＧ集団予防接種の受診児とその保護者を新たに利用対象者とし、高齢者等の介助者１名についても同乗を可能とする拡充を行っております。

その際、プロジェクトチーム会議での検討結果を踏まえ、地域交通を担う民間事業者である阪急バスやタクシー事業者各社に対し、運行目的及び対象者等の拡充内容の説明を行い、一定の御理解をいただいております。しかしながら、民間事業者からは、無料での交通手段の提供は民業の圧迫になるとの御意見をいただいていることから、福祉ふれあいバスとしての拡充は困難であり、拡充を考える場合には、町内の地域交通の観点から検討する必要があると考えております。

今後も現行の運行体制を継続しつつ、高齢者等の皆さまの社会参加を促進し、外出支援となるよう、福祉ふれあいバスの円滑な運行に努めてまいります。

次に、「コロナ禍における介護保険サービスの課題について」でございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が多くの住民の日常生活に影響を与え、大阪府においても、令和２年４月７日に国の緊急事態宣言の発令対象地域となりました。本町の通所介護事業所等でも一定期間の休業を行う事業所があり、入所施設においては、面会を制限する等、各事業所は「３つの密」を避けた感染拡大防止の対策を迫られました。

緊急事態宣言の発令以降の介護保険給付費の推移は、給付費の前年同月比較では増加傾向にあり、給付費の支出としてはサービスの利用控えの傾向は見られません。居宅介護支援事業所からは、一時的なサービスの利用控えはあったものの、長期にわたって介護サービスの利用を控え続ける事例は少なく、利用者側が介護サービスの利用が困難となる事例というよりも、事業所側がコロナ禍の中で、ヘルパーも利用者も感染予防をしながらサービスを提供することに苦慮されていると聞き及んでおります。

また、コロナ禍により、様々な事業が中止となったため、高齢者の意欲や身体状況の低下が全国的な問題となっていることから、フレイル予防のために介護予防などの取組の重要性が改めて指摘されております。島本町地域包括支援センターとの連携を密にするため、月１回定例での連絡会を開催しておりますが、その中でも地域包括支援センターからは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が落ち着いてから利用したいが、体が弱ってきているので運動型のデイサービスを利用したいといった内容の相談が増えているとの報告もございました。

コロナ禍の現状において、介護予防の事業を推進していくためには、マスクの着用や３密の回避など、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じることができる内容や場所での実施が求められていることから制約もございますが、高齢者のフレイル予防への需要は高まっている状況でもあると考えられることから、本町といたしましても、引き続き関係機関などとも連携しつつ、コロナ禍でもできる限り介護予防につながる取組の推進に努めてまいります。

次に、「生活困窮者への支援と生活保護制度について」でございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、生活困窮者自立支援事業の相談件数は大幅に増加しており、令和元年度は、12 ヵ月で新規相談件数は 43 件でしたが、

令和２年度は、令和３年１月末までの 10 ヵ月で新規相談件数が 113 件となっております。また、住居確保給付金につきまして、平成 27 年度の制度開始以降、これまで申請がございませんでしたが、令和２年度は支給対象者が拡大されたこともあり、令和３年１月末までに６件の申請がございました。

生活困窮者自立支援につきましては、相談者が求めている支援内容を的確に把握することに努め、その方の置かれている状況を踏まえて多角的に評価し、支援の方向性を支援調整会議等で検討した上で、支援を行っているところでございます。自立に向けた支援の中で、就労を希望される方には就労支援を行っており、令和２年度は、令和元年度から支援を継続している方も含め４人が就労をされております。

なお、生活保護の申請件数につきましては、令和３年１月末時点までの新規申請件数が 14 件となっており、令和２年１月末の新規申請件数 12 件と比較しますと微増であることから、コロナ禍の影響が顕著に表れているという状況ではございません。しかしながら、生活困窮者自立支援事業の相談や貸付相談の状況を鑑みると、今後の社会経済情勢によって、生活保護の申請件数も増加する可能性があると推察されますので、相談者や申請者の状況をきめ細やかにお聞きし、適切に対応する必要があると考えております。

現行の「級地区分」につきましては、国が各市町村の消費水準に、総合特性値、近隣市町村との均衡、各都道府県の意見等を踏まえ、総合的な判断によって指定しているものでございまして、本町で改善できるようなものではございません。

なお、一例として、生活保護受給者が比較的多い 70 代単身の高齢世帯の場合、１級地－１である高槻市・茨木市・摂津市・吹田市と２級地－１である島本町を比較いたしますと、最低生活費に 4,690 円の差が生じております。

私からは、以上でございます。

教育こども部長　続きまして、教育こども部所管分について、御答弁申し上げます。

幼児教育・保育にかかる幼稚園教諭や保育士を指導主事として配置し、職員に対する指導・助言を行うことは、「現場職員が組織運営やマネジメントなどより広い視野を持って事業にあたることができること」、「現場に精通した者が計画策定などに従事することで、より実効性を担保できること」、また、「より広範な観点で人材育成と保育の質の向上に努め、中長期的視点で子ども・子育て支援に従事できる管理職を育成できること」など、様々な効果が見込まれるところでございます。従いまして、本町における人材育成や幼稚園や保育所における各種課題への対応にあたって有効な方策の一つであるものと認識しております。

令和３年４月には待機児童も解消されるものと見込んでおりますが、いまだ定員を上回る弾力的運用により入所受入れを行っている状況に変わりはありません。いずれにいたしましても、令和３年度の体制におきまして、直ちにこれを行うことは困難ではありますが、施設ごとの定員内での受け入れ、幼稚園及び保育所の運営に必要となる職員数

の状況や保育人材の確保等の状況を見て、検討してまいりたいと考えております。

次に、「子どもたちの心身の健やかな発達について」でございます。

まず、学校における健康診断の検査項目につきましては、国におきまして平成28年度から見直しが行われたことに伴い、本町においても、同年から座高及び寄生虫卵の検査を廃止した一方、四肢の状態及び色覚の検査を新たに加えたところでございます。

「四肢の状態の検査」につきましては、問診の結果、所定の項目に該当する場合に、後日の内科健診において、学校医による診察を受けることとしております。また、「色覚検査」につきましては、小・中学校の１年生に対して行う実施希望調査に対して「希望する」と答えた児童・生徒及び検査希望の申し出があった他学年の児童・生徒について、主に養護教諭が色覚検査表を用いて行っているところでございます。

次に、「上半身脱衣による内科健診の実施」につきましては、本町の場合、小学校に関しましては、大阪府医師会が示す考え方に基づき、虐待等の兆候の発見を含め健診をできる限り効果的に行う観点から、御家庭に対して、脱衣による健診への理解と協力をお願いしております。ただし、個別の事情により、着衣による健診を希望される御家庭の児童がいる場合には、柔軟に配慮しているところでございます。また、中学校に関しましては、発育段階上の配慮があらかじめ必要と認識しておりますことから、学校医とも相談の上、着衣による健診を基本として行っているところでございます。

続いて、身体の発達への影響を踏まえた「児童・生徒の荷物にかかる配慮について」でございます。

児童・生徒の荷物は、学用品に加え、体操服、絵の具等の持ち帰りにより、年度・学期始めや学期末、週明けに多くなる傾向がございます。特に新１年生にとっては、慣れないこともあり、荷物の重さに苦労をしている現状がございます。このため、各学校では、できる限り、一度に全部の持ち物を持ってきたり、持ち帰ったりすることを避けるために、計画的に分散して持ってくる、また、持ち帰るよう、指導に配慮しております。

また、教科書につきましては、その日の時間割によって多少分量は増減しますが、御家庭において、宿題や予習・復習を保護者も関わりながらすることもありますことから、基本的に持ち帰っている現状にございます。ただし、持ち帰る必要のない教科書や資料集等につきましては、学校に置いたままにしたり、学校で一律に預かって保管していたりする場合もございます。

いずれにいたしましても、児童・生徒、特に小学校低学年の児童につきましては、登下校の途中で体のバランスを崩して転倒したり、転倒による事故や怪我をしたりするのを防ぐためにも、荷物を計画的に分散して持ち帰りすることができますよう、各学校に対しましては、そのための配慮や取組に関しまして、今一度、周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、「学童保育室における指導員の配置について」でございます。

現在、第四学童保育室は、専用棟２室、校舎内の専用室２室の計４室で運営しております。定員は213人で、１室ごとの内訳としましては、専用棟が各57人、校舎内の専用室が56人と43人となっております。

議員御指摘のとおり、第四学童保育室では、近年、利用児童数の増加により、日によっては１室に40人を超える児童が登室する状況にございます。このため、指導員一人当たりの受持ち児童数が他の学童保育室と比べて多くなっていることから、現場の指導員や職員団体からは、当該学童保育室の指導員の負担軽減策を求める声をいただいているところでございます。

教育委員会といたしましては、このような現場の状況に加え、新型コロナウイルス感染予防対策を図りつつ、安心・安全な保育を継続していくという観点から、本年度中に校舎内の１教室を学童保育室の新たな保育室として整備し、令和３年度当初から５室運営とする予定で、現在、事務を進めているところでございます。

なお、学童保育室の職員体制の在り方につきましては、引き続き、他自治体の配置基準も参考にしながら、町の学童保育室の運営実態や財政状況を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

次に、「埋蔵文化財保護行政と文化財保護審議会について」でございます。

まず、「史跡指定について」でございますが、史跡指定をするためには、その遺跡を詳細に把握する必要がございます。水無瀬殿の詳細を明らかとするためにも、今後も継続して調査を実施していく必要があると認識しておりますが、水無瀬殿の中心となる埋蔵文化財包蔵地として指定されている水無瀬離宮跡や広瀬遺跡周辺は、既に市街化しており、学術調査を実施するのは困難な状況にあります。そのため、引き続き開発行為に伴う埋蔵文化財調査を実施し、水無瀬殿の詳細を把握してまいりたいと考えております。

なお、本町では、「島本町文化財保護条例」第18条第４項の規定により、土木工事等が埋蔵文化財包蔵地外において行われる場合にも教育委員会と協議するよう義務づけ、他市町村と比べて、埋蔵文化財包蔵地外に遺跡が広がっていた場合にも、必要に応じて埋蔵文化財の調査を実施できるように規定いたしております。

次に、「文化財保護審議会の委員数について」でございますが、文化財保護審議会は、「島本町文化財保護条例」第19条において５人以内で組織すると規定されており、現在、５人の方を委員として選任しているところです。５人の委員の専門分野としましては、近世古文書の委員が２名、美術工芸品の委員が１名、考古学が１名、そして、本年１月より中世歴史学の委員１名を新たに委嘱しております。また、島本町文化財保護審議会規則第２条では、「審議会に特別委員を置くことができる」と規定しており、過去には、町指定文化財の指定に伴う町文化財保護審議会への諮問に当たり、特別委員を選任したこともございます。

いずれにいたしましても、文化財の分野は多岐に渡りますことから、文化財保護審議

会の委員数を増やすのではなく、必要に応じて専門家から意見を伺うとともに、特別委員を選任するなどの手法により、適切に対応してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

消 防 長　続きまして、消防本部所管分について、御答弁申し上げます。

まず、「はしご車について」でございますが、平成 25 年２月に配備して８年が経過しており、配備後、火災２件、消防事故 21 件、その他 1 件の合計 24 件の緊急出動をしております。また、その他にマンションや事業所等の高層建築物に対しまして、はしご車を使用した消防訓練を実施しております。

配備後は定期的に整備を実施しており、大きな機能低下は見受けられませんが、所期の機能及び安全性を確保するため、「消防用車両の安全基準」に基づき、オーバーホールを実施し、はしご本体の脱着分解整備をするとともに、はしご先端のバスケットの分解整備、梯体・支持フレーム脱着点検、その他の装置分解修正を行います。

オーバーホールの期間につきましては、令和２年 12 月１日から令和３年４月 30 日までの５ヵ月間でございます。

オーバーホールの間に、はしご車を必要とする出動があれば、隣接いたしております高槻市消防本部や乙訓消防組合消防本部に応援出動を要請いたします。

次に、「職員研修について」でございますが、高度化する救急活動に対しましては、継続して救急救命士を養成するとともに、再教育病院実習や気管挿管教育、ビデオ喉頭鏡講習等の救急救命士への教育派遣を実施し、対応してまいります。また、消防業務の特殊性からも、大阪府立消防学校や大阪市消防局高度専門教育センターへの教育派遣を継続的に実施し、役場で実施される職員研修にも参加するなど、行政全般に対する知識・技能の向上に努めております。

次に、「女性消防職員」につきましては、現在、１名を消防署に配属しており、救急救命士の資格を取得し、火災、救急、救助、通信指令と、全ての業務に従事しております。また、昨年の 10 月に採用しました１名につきましては、大阪府立消防学校における初任教育に派遣しており、４月１日から消防署に配属する予定でございます。

私からは、以上でございます。

上下水道部長　最後に「上下水道事業における主な工事」について、御答弁申し上げます。

「大藪浄水場」におきましては、これまで自家発電装置や送水ポンプ室、曝気塔などの施設整備にあわせて騒音対策を実施してきたところでございますが、専門業者による騒音測定の結果、現在、夜間においては基準値を超過している状況にあります。このことから、夜間における基準値超過解消に向けまして、令和３年度において、大藪浄水場騒音対策工事実施設計業務の発注を計画させていただいところでございます。

なお、対策工事の内容や必要な概算金額については、本業務において具体化されることから現時点ではお示しすることはできませんが、いずれにしましても、費用対効果に

ついて十分に精査するとともに、事業費のコスト縮減に努めてまいりたいと考えております。

「下水道事業」では、現在、下水道施設全体の中長期的な施設状態を予測し、計画的かつ効率的な施設の保全・更新を進めるにあたり、国の社会資本整備総合交付金を活用し、令和３年度から７年度までの４年間を計画期間とする「下水道施設ストックマネジメント計画」の策定に取り組んでいるところでございます。山崎ポンプ場改築更新実施設計業務につきましても、ストックマネジメント計画に位置付けており、令和３年度に同業務の発注を計画させていただいたところでございます。

改築のスケジュールでございますが、令和３年度に実施設計を行い、令和４年度から令和７年度までの４年間で自家発電設備やスクリーン及びゲート設備などを対象に、改築工事を行う予定としております。

現在、山崎ポンプ場につきましては、10 年確率の降雨に対応する能力を有する雨水排水ポンプを２基設置しておりますが、排水ポンプの増設等につきましては、公共下水道山崎雨水幹線の整備にあわせて実施することとしております。

以上でございます。

村上議長　以上で、人びとの新しい歩みの大綱質疑を終わります。

この際、暫時休憩をいたします。

（午後３時 22 分～午後３時 40 分まで休憩）

村上議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、河野議員の発言を許します。

河野議員　2021 年度、会派及び会派に所属しない議員による大綱質疑を行います。私は会派に所属しない議員ではありますが、日本共産党としてやらせていただきます。

地球規模では、国連核兵器禁止条約が１月 22 日に発効し、この島本町では核兵器廃絶平和都市宣言として、長年の住民主体の取組、島本町の後援、共同、ときには主催をしてきた町全体の行動全てがつながったものと、私、そして日本共産党は、その当日、島本・水無瀬駅前で、横断幕を持ってお祝いをしながら、引き続き日本政府に対し条約への参加を求めております。

あろうことか、今期、島本町議会・委員会の質疑の中で、日本非核宣言自治体協議会等、団体の脱退を島本町に求める質問があったことには驚きを禁じ得ません。人類の平和を願う被爆者の努力や島本町の平和学習の学びを根底から覆す、後退させるような、また、財政問題を「最大の人権侵害の解決」より優先させるような思考が、この島本町政の中心に据えられるようなことは絶対にあってはならない。今、その決意を新たにしております。

さて、北部地震や二度の台風到来などの災害対応・復旧に奔走されながら、保育所・学校の耐震化、待機児童対策、ＪＲ島本駅西地区開発等の説明会や公聴会の初の開催な

ど、私自身、20年間の町議会議員の中で、かつてない課題山積にひるみそうになることも正直ありました。しかし、町長、職員を先頭に、全ての課題解決に奔走される姿に、自らを再奮起させたことも少なくなかった４年間だったと思っております。

自然環境・景観・開発には大きな課題を残す一方、公立保育所潰し、保育劣悪化の一途であった1980～90年代から、公立保育所の耐震化を新築で行った自治体、府内でも希少な自治体として、心ある保育関係者からは大きな評価を受け、保育行政の転換とも言える、これが島本町のこの４年間であったと思っております。

もちろん、それは山田紘平町長提案の予算案や条例案を、４年間、ほぼ全てを全会派一致で賛成・可決させた議会の意思決定の結果でもあります。議会基本条例の制定、そして、公用車廃止、議場への手話通訳や要約筆記派遣を可能とする予算編成に至っておりますが、議会・議員が求められる変革、バリアフリー化は、果たしてこれが住民の負託に応えたと言える議員活動だったのか、これからまさに問われようとしております。

前期の骨格予算の際、問うた課題に照らし――前期というのは、前の４年間です――少なくない進展を確認するとともに、骨格予算・条例改正に対して質疑をいたします。

１点目です。「国土強靱化計画策定・防災」について。

国全体で、大型開発には巨額な予算が注ぎ込まれる一方で、防災・減災対策の公共事業はまだまだ大きく立ち遅れております。防災・安全交付金は、地方の要望額の半分程度で推移してきたこと、地方が必要とする防災・老朽化対策の半分はかなってきていませんでした。西日本豪雨災害では、ダムに依存し、河川改修を後回しにしている治水対策の問題点が噴出しました。ダムの緊急放流が下流域に大きな被害をもたらし、ダムの洪水調整力には限界があることを改めて示しております。倉敷市真備町では、河川改修の遅れが甚大な被害をもたらしました。ダム事業の予算は増大の一方で、河川事業は削減され続けてきました。

さらに、国の「国土強靱化」は、「国際競争力の強化の向上に資する」、国家機能などの重要な機能の代替性の確保」などは明確にされる一方で、国民一人ひとりの生命と財産を守ることは、もっぱら「地域住民の力を向上させる」ことに任されるというのが、国土強靱化基本法の本質だと私は捉えております。国家機能や国際競争力が優先され、国民の命と財産を守る防災対策は後回しにされる。この島本町でも、まだまだ同様の状況に置かれていると考えます。

大阪府の河川整備は、計画策定はされたものの、水無瀬川の安全対策事業実施の予算化の目途は立たず、しかし、2021年度は、2020年度の島本町ため池ハザードマップ着手や緊急浚渫事業債等、国の有効な起債の活用の可能性も出てきました。道路・橋梁の安全対策、水無瀬川も含む河川・小河川の浚渫など、当年度、どのように反映、具体化されているのか。大阪府管轄でも分かっているものもあわせ、説明を求めます。

２点目です。「北大阪副市長・副町長連絡会の役割」について。

その目的と役割、構成団体及び副町長不在時の対応について、2020 年度の状況について説明を求めるとともに、2021 年度の予定について、感染症対策、消防など、広域連携のテーマは予定されているでしょうか。答弁を求めます。

３点目です。「憲法が輝く　公正な人権行政へ」。

４年前に質疑した、人権文化センターの土・日・夜間の一般への貸室、バリアフリー化、車椅子利用者用駐車スペースなどが実現されています。残る「不公正な同和行政のカタチ」としては、御茶屋住宅の空き家募集の公正な募集の実施を求めてまいりました。2020 年度に公開抽選を導入されたことは、10 数年来の改善と言えます。いよいよ 2021 年度、改修を終えた住宅に入居が始まりますが、結果も踏まえ、公正さは担保されていますか。答弁を求めます。

４点目、「ごみ減量・焼却炉１炉運転・連続炉検討」について、質問します。

①点目、精密機能検査報告書により明らかになった８時間炉の見直しについて、この４年間で議会の論議は一気に進展したと思っています。ごみ減量推進委員会などで焼却炉の課題、ごみ減量など、具体に共有され、論議は始まっていますか。答弁を求めます。

②点目、新たな戸建て住宅の分譲地のごみ集積場の「美化推進、管理」の指導を強化されたことは評価いたしますが、2020 年度の実績とともに、課題があれば、お示しください。

５点目、「教育の場の貧困格差是正」について。

就学援助制度のみなし支給を小・中学生とも実施され、入学前のランドセルや制服購入などの実質的な支援につながっていると評価をしております。一方で、府下でトップクラスの制度を誇っていた、生活保護基準の 1.5 倍の所得基準を引き下げております。改定前後で何人に影響が出ているのか、お答えください。また、今後も含め、生活実態の追跡・フォローはどのようにされていくのか、答弁を求めます。

６点目、「児童福祉費の地方負担」について。

かねてから全国自治体、保育現場が求めてきた国の保育士配置基準や障がい児保育・支援保育などの公定価格は改善されているのでしょうか。説明を求めます。

７点目、「国民健康保険事業――自営業・低所得者対策」は。

均等割減免について、国がようやく言及をしました。島本町も３年ぶりに、平均保険料引下げが示されております。傷病手当、低所得者減免の見込数、見込額を伺います。

８点目、「高齢者の尊厳を守れ――増税・介護・医療の負担増の中で」。

①介護の独自減免制度について。

今期、ようやく保険料・利用料の島本町独自減免制度が導入されました。町独自減免対象者、対象額の 2020 年度実績見込及び予算編成における対象者数・見込額について、答弁を求めます。

②保険料値上げ、国の責任で改善を。

今後、医療費窓口負担増などが見込まれる中、老人医療費助成制度の経過措置が 2020 年度末で終了いたします。介護保険料は全階層値上げ、これはより高齢者の貧困と格差を生むものです。町村長会として国への要望事項について、説明を求めます。

９点目、「地下水中心の水道を守る、新たな 10 年間に向けて」。

①「水道事業ビジョン」では、自己水中心の水道堅持が打ち出されたと私は捉えております。より持続可能な水道会計を考える上で、耐震化や管路更新において、使用する管の材質によれば、耐用年数の長期化や減価償却期間が延び、減価償却費など、水道会計の改善につながるという考え方があります。島本町のビジョン制定や初年度の予算として、どのように計算され、示されていますか。国との協議等の内容も踏まえ、説明を求めます。

10 点目、「下水道――国の責任」は果たされたのでしょうか。

下水道会計の繰上償還、低利の起債への借換え、国庫補助等増額など、国の支援で改善された点、効果額などはありますでしょうか。答弁を求めます。

以上でございますが、委員会審査資料も請求をしておりますので、取り計らい方、よろしくお願いを申し上げます。

都市創造部長　それでは、河野議員からの大綱質疑のうち、都市創造部所管分について、御答弁申し上げます。

まず、「道路・橋梁の安全対策、河川対策について」でございます。

本町では、令和２年度中に「国土強靭化地域計画」を策定予定であり、令和３年度以降、本計画に基づき事前防災・減災対策等を推進してまいります。

令和３年度における町域内の主要な幹線道路の安全対策といたしましては、道路ストック総点検の点検結果に基づく舗装補修工事を予定いたしております。また、橋梁につきましては、平成 23 年度に策定した「橋梁長寿命化修繕計画」が最終年度となることから、国庫補助金の活用により、更新業務を予定しております。

防災ため池につきましては、令和２年度中にハザードマップを完成予定であり、令和３年度当初には、自治会を通じ各世帯へ配布することとしております。

次に、「河川維持」でございますが、本町が管理する小規模河川や主要な水路については、本格的な雨季までに定期点検を行い、浚渫工事を実施し、浸水被害軽減に向け取組んでまいります。また、水無瀬川につきましては、河川管理者である大阪府から、令和３年度以降、護岸整備並びに浚渫工事について、地域のご意見を踏まえながら実施される旨聞き及んでおり、今後も引き続き大阪府と連携し、河川維持事業に取り組んでまいります。

次に、「町営御茶屋住宅の新規入居者募集について」でございます。

町営御茶屋住宅につきましては、これまでも近隣住民同士のコミュニティ活動の推進に大きな役割を果たしてきた住宅であり、退去に伴う空き室が発生したため、令和２年

度におきましては、新規入居者募集を実施させていただいたところでございます。今回の募集においては、抽選による一般入居枠と評定による優先入居枠を設け、合計３戸の募集戸数に対して合計４世帯の応募がございました。

今回、新たに設けた優先入居枠については、公営住宅法の趣旨を鑑み、真に住宅に困窮している方を対象として、住宅困窮度を申告書類に基づきポイントで点数化し、点数の高い方から優先的に選考の上、入居予定者を決定したものでございます。

次に、「焼却炉のごみ減量の議論について」でございます。

まず、廃棄物減量等推進員の皆様には、清掃工場の焼却炉に関する課題に限定した情報提供等は実施しておりませんが、毎年の研修や、焼却炉をはじめとする清掃工場の見学を通じて、ごみ減量や適正な分別についての呼びかけを行っているところでございます。

なお、令和２年度におきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、研修会や見学会の実施には至りませんでした。

次に、「ごみ集積場所について」でございます。

町では、戸建て住宅・共同住宅に関わらず、ごみ集積場所について清潔な生活環境の保全及びごみ収集業務の安全衛生を図るため、昨年９月に「島本町ごみ集積場所の設置に関する基準」を定めたところでございます。

また、実績と課題についてですが、本基準をお示しすることにより、開発事業者への要求事項が明確になったほか、開発後の近隣住民とのごみ集積場所に関するトラブルの未然防止に寄与しているものと考えております。一方、本基準は行政指導にとどまり、強制力がないため、基準どおりのごみ集積場所の設置に難色を示す事業者に対する対応が課題となっております。

私からは、以上でございます。

総合政策部長　続きまして、総合政策部所管の「北大阪副市長・副町長連絡会」について、御答弁申し上げます。

北大阪副市長・副町長連絡会は、北摂７市３町の副市長・副町長で構成し、副市長・副町長の研修及び連絡調整等を目的として、毎年、総会及び研修会が開催されております。令和２年度においては、本町は副町長不在のため欠席しており、負担金の支出も行っておりませんが、本年２月に総会及び「大阪府のスマートシティ戦略」をテーマとする研修会がオンラインで開催され、本町も関係資料の提供をいただいております。

なお、令和３年度の研修内容は、現時点では決まっておりません。

私からは、以上でございます。

教育こども部長　続きまして、教育こども部所管分について、御答弁申し上げます。

まず、「就学援助制度について」でございます。

本町では、就学援助制度に基づき、経済的な理由により児童・生徒の就学にお困りの

保護者の方を対象に、学用品費、学校給食費などの援助を行っているところでございますが、「第六次行財政改革計画」に基づき、就学援助制度が持続的で充実した制度となりますよう、令和元年度に認定基準の見直しを図り、生活保護基準額の1.5倍から1.3倍への引下げを行ったところでございます。

令和２年度における認定世帯数につきましては、令和３年１月末現在において166世帯でございますが、仮に、見直し前の認定基準で試算いたしますと、認定世帯数は190世帯となり、認定基準の見直しにより適用対象外となった世帯数は、現在のところ24世帯となります。

なお、就学援助制度につきましては、原則として、実施年度の前年分の所得をもとに認否を決定いたしますが、失業、被災等により当年中に生計が著しく悪化したという場合には、当年分の所得をもって認否を決定する運用としているところでございます。

本年度におきましては、特に、新型コロナウイルスの影響による当年中の家計悪化が懸念されるところでございますが、そのような御家庭に対し、就学援助制度の積極的な利用を促すため、申請時だけでなく昨年末にも、各学校を通じて再度の制度周知を図ったところでございます。

教育委員会といたしましては、今後とも学齢期にある児童・生徒が家庭の経済的な理由により、義務教育を受ける機会を損なうこととならないよう、町の財政状況も鑑みつつ、制度を持続的に運用していくことができますよう、引き続き努めてまいります。

次に、「児童福祉について」でございます。

まず、国の保育士配置基準につきましては、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」におきまして、乳児、いわゆる０歳児はおおむね３人につき１人以上、１歳児と２歳児はおおむね６人につき１人以上、３歳児は20人につき１人以上、４歳児と５歳児はおおむね30人につき１人以上と規定されており、昨年度からの変更はございません。

民間保育園に対して交付する施設型給付費につきましては、「保育士配置基準を３歳児15人につき１人により実施する施設」についての加算がございます。また、障害児保育などの公定価格の改善につきましては、公定価格全般について、毎年見直しがなされているところです。障害児を受け入れている施設の内、一定の要件を満たしている場合については加算もございます。

なお、施設型給付費の負担割合でございますが、その内訳といたしましては、国庫負担金が２分の１、府費負担金が４分の１、本町の負担が４分の１の負担割合となっており、これについては変更はございません。

以上でございます。

健康福祉部長　続きまして、健康福祉部所管分につきまして、御答弁申し上げます。

まず、「国民健康保険事業について」でございます。

国民健康保険制度における傷病手当金につきましては、条例の規定により支給するこ

とができる任意給付となっており、今般の新型コロナウイルス感染症に感染等した被用者に対して支給する傷病手当金につきましては、全額、国の財政支援が行われるものでございます。この傷病手当金は、対象となる方の給与額や対象期間により金額が大きく異なり、正確な金額を見込むことが困難であることから、現在は、予算費目の設定時に10万円を計上しており、今後、不足額が生じた場合に保険給付費内の流用により措置することとしており、令和３年度当初予算の計上額も同様の取扱いとなっております。

なお、令和３年２月19日現在で、申請及び給付の実績はございません。

次に、低所得者減免につきましては、平成30年度から国民健康保険制度は都道府県化しており、大阪府においては統一保険料が採用され、収入減少にかかる保険料減免の基準も「大阪府国民健康保険運営方針」に基づき、統一基準で実施しているところでございます。

収入減少による保険料減免の令和２年度の実績は、令和３年２月19日現在で、 59件・524万2,477円となっております。また、令和２年度は新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者にかかる国民健康保険料減免を、国の財政支援のもと行っておりますが、令和２年度分保険料で、62件・1,326万8,015円の減免を行っているところでございます。

なお、令和３年度の保険料減免の収入減少にかかる予算計上金額は、令和２年度の中間実績から702万７千円を見込んでおり、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等にかかる国民健康保険料の減免については、制度の継続が示されていないため、見込んでおりません。

次に、「介護保険」にかかる御質問のうち、「独自減免制度について」でございます。

「第７期島本町介護保険事業計画」におきまして、町独自の介護保険料減免制度を実施しているところでございますが、令和元年度から国の介護保険料低所得者軽減制度が大幅に拡充されました。この拡充により、町独自減免の対象は年々縮小しており、保険料第１段階の方のみが対象となった令和２年度の町独自減免の実績といたしましては、１件・6,540円となっております。また、令和３年度以降の「第８期島本町介護保険事業計画」期間における町独自の介護保険料減免につきましては、保険料段階第１段階の方のみを対象に年間４件を見込んでおりますが、あくまでも予算を積算する上での数値であり、対象要件を満たす方が増加すれば、その方々も減免することになります。

次に、「保険料の値上げについて」でございます。

本町といたしましては、国が２分の１、都道府県が４分の１、市町村が４分の１を負担して低所得者の介護保険料の軽減を行う仕組みにつきましては、全額国庫負担とすること、介護給付費負担金につきましては、国の負担割合を引き上げるとともに財政調整交付金は別枠で最低５％の交付を確保することにより第１号保険料の負担軽減を図ることを要望しております。

また、介護保険料算定時に見込んでいない保険給付費につきまして、国の制度改正に伴い、新たな保険給付費が発生する場合には、保険者や住民に負担を求めるのではなく、国・都道府県において、介護給付費負担金や介護給付費財政調整交付金とは別枠で費用負担することを要望しているところでございます。

私からは、以上でございます。

上下水道部長　最後に、上下水道部所管分について、ご答弁申し上げます。

まず、「水道事業の減価償却等について」でございます。

現在、令和３年度から令和15年度までを計画期間とする「島本町水道事業ビジョン」の策定に向け、取り組んでいる状況でございます。水道事業ビジョンでは、「安全で安心な水道」「強靭でしなやかな水道」及び「健全で持続可能な水道」を実現するための具体的な施策を示すとともに、施設整備など支出にかかるものを投資計画とし、今後の収入の見通しを財政計画として、これら支出と収入の均衡が図られるよう調整した投資・財政計画も策定しており、水道管路の耐震化や管路更新については、投資計画に基づき計画的に実施していく予定としております。

水道管路等の耐用年数につきましては、材質の耐用年数が減価償却の基礎となる「地方公営企業法施行規則」で定められた耐用年数よりも長くなることから、更新工事の平準化が図られるものと考えております。水道事業ビジョンや当初予算における減価償却費につきましては、水道管路等の実際の耐用年数によらず、同規則で定められた耐用年数に基づき計算をしております。

次に、「下水道事業会計における町債の繰上償還について」でございますが、平成22年度における補償金免除の制度を利用して実施をしたものでございます。当時、効果額として約4,700万円と見込んでおり、償還につきましては令和元年度末をもって完了し、各会計年度における公債費の利子の支払額が軽減されております。

国庫補助等増額など、国の支援につきましては、下水道整備等で必要となります社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金がございますが、「下水道施設ストックマネジメント計画」を策定した団体については、当該財源が確保されるとのことであり、今回、令和２年度に策定いたしました「下水道施設ストックマネジメント計画」により、ポンプ場施設及び管路施設の改築等にかかる財源については、一定、交付金として確保できるようになったと考えております。

なお、社会資本整備交付金及び防災・安全交付金や公的資金保証金免除繰上償還制度の要件を緩和した再実施など、下水道事業に関わる地方財政措置等の充実については、日本下水道協会等を通じて要望しております。

以上でございます。

河野議員　御答弁いただきまして、総務建設水道常任委員会においては、私、所管の常任委員会ですので、新たな疑問とか多少納得ができないような点については、そこで続け

て質問していきたいと思っております。

再質問が、大きく２点あります。まず、５点目の「就学援助制度」についての御答弁について、新型コロナウイルスにより収入が減って、もともと、ちょうど１年前、就学援助制度の所得制限が、多分、去年の１月頃の受付時期から変わっておりますので、みなし支給も含めて、その支給対象でなかった世帯が新たに、このコロナウイルスの特例措置といいますか、によって対象になった、そういう件数は何件あったのか、参考までにお聞きします。

それから、御答弁にあったように、やはり所得制限を厳しくすることによって 24 世帯の方が、こういった状況の中で、また、消費税が増税されて３ヵ月後ぐらい、この半年後に就学援助から外されるということは、給食代等、全て実費で負担するということになりますので、今まで免除されていたものを全て払うことになった場合、収入は変わっていないのに支出だけが増える、その上に今のコロナの影響を受けられるという意味では、より、こういった貧困が潜在化するという、非常に危険も感じておりますので、引き続き実態把握に努めていただきたいということは申し上げておきます。

質問としては、コロナウイルスにより収入が減って、もともと就学援助の対象から外された世帯がまた対象となった件数について、お聞きしております。

二つ目ですが、児童福祉費です。島本町、ほんとに保育所整備を超スピードで頑張っていただきましたが、その分の様々な負担も出てくるということですが、国の保育士配置基準については、去年度と比べ、特に今年改善される見込みはないと聞いております。答弁でいただきました。

ですけども、今、国のほうでは「新子育て安心プラン」というのを去年の 12 月に発表しておられるそうですが、その中に「短時間勤務の保育士の活躍促進」と書かれていて、これはもう明らかに、現場から見ると保育士のパート化を推進するものだということで、関係者の中では、規制緩和に反対ということで署名運動なども始まっていると聞いております。本来配置基準を、今、独自で頑張っている自治体を応援するということで、国が改善すべきところ、また、非正規化を進めていくという、そういった懸念も見えますので、この間、たくさん整備をされた中に、特にこういった制度に大きく影響を受けるのが民間保育園です。民間保育園の施設長さんや副園長さんなどに適宜ヒアリングをしていただいて、こういったことの影響を受けないようにということを、これはちょっと要望にとどめます。

質問としては、介護保険についての再質問です。介護保険ですが、全階層値上げという第８期の「介護保険事業計画」が示されました。もちろん、このことについては国会審議や新聞紙上の報道を見ておりますと、全自治体が全階層値上げになるということは想像できた範囲でしたけども、実はこれ保険料だけではなく、参考までに申し上げますが、第８期の事業計画については、利用料や補足給付の改悪も予定されています。その

ことによって、年金収入が月 10 万円程度の人は、施設利用をしていると支出のほうが多い、支出超過となって払えなくなる。こういった方が、この３年間で出てこられるおそれがあります。

負担増の１点目は、現在、世帯全員が住民税非課税で、年金収入が 80 万円以上の施設利用者には補足給付が適用され、所得区分第３段階として、食費負担額は月２万円に抑えられてきましたが、これを来年度から３年間の間で第３段階を二分化し、第３段階の収入の多い人については、食費負担を月 2.2 万円引き上げるということになるそうです。また、特養ホームなどの施設に入所される方は年金収入が月 10 万から 12 万程度の人たちですが、この人たちは日々、食費、居住費、利用料、介護保険料として毎月６万円を負担されているそうですが、厚労省の実態調査によれば、これらの施設入所者は、施設内の洗濯、理美容の利用料や教養娯楽費など、平均で月約２万円を支出されているそうです。この上に、先ほど示した食費負担が 2.2 万円も引き上げられたら、年金月 10 万の人はもう払えなくなる。また、在宅介護においても、住民税非課税世帯で年金収入 120 万円以上の人は、デイサービスやショートステイを利用する際の１食当たりの食費負担も引き上げられるということが見えているそうですので、もうあと島本町でできることというと、減免制度の拡充しかないというふうに思っておりますが、一方で保険料の値上げは何とかならないのかという声も聞いております。

この 2021 年夏場の本算定までに、この御答弁によると国や都道府県に要望を出されているということですが、夏場の本算定までに、国がまた緊急措置をしていただいたりして、一般会計から介護保険にお金をいれていただいて、保険料の据置き、引下げができるような、そういった見通しは今、あるのでしょうか。特別会計のそういった変更の予定があるのか、その点について答弁を求めます。

教育こども部長　新型コロナウイルス感染症の影響により、令和２年中の収入が著しく減少したという事由に基づき、令和２年分所得で審査した結果、改めて支給対象となった世帯の件数についてでございますが、当該事由に基づく申請につきましては、本年２月 26 日までを期限として受付を行い、期限内に６世帯から申請があったところでございます。この６世帯のうち５世帯につきましては、従来の令和元年分所得による審査の結果、一度は非認定となった世帯でございますが、現在、再度の認否決定のための審査事務を進めているところでございます。現段階では、議員お尋ねの世帯件数についてお示しすることはできませんので、その点は御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

健康福祉部長　第８期の「介護保険事業計画」に伴います保険料についての再度の御質問でございます。

現在、策定を進めております「第８期島本町介護保険事業計画」におきましては、保険給付費及び地域支援事業等にかかります費用等から保険料を算出をしておりまして、

第８期の計画期間中の介護保険料基準額につきましては月額5,900円ということで、今現在が5,450円でございますから、450円、値上げを予定をしております。

この保険料基準額が上昇する要因といたしましては、要介護認定者数の増加であるとか、また今般、改定率をプラス0.70％といたします介護報酬の改定がございまして、うち令和３年９月末までの間は、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価部分であるプラス 0.05％も含まれておりますが、これらの改定がございますことから、これらの影響によりまして保険給付費の増加が見込まれるということから、現時点では月額5,900円というふうな基準額を設定をしております。

現在、議員がお尋ねになられました国からの特別的な措置というのは、ちょっと現時点では部局としては把握をいたしてはおりませんが、既に国の低所得者の保険料軽減対策といたしましては、保険料の第１段階から第３段階の保険料の料率につきましては、かなりの負担軽減が図られておりまして、第３期の所得段階別の加入者見込みで、令和３年度8,779人の被保険者様がいらっしゃるというふうに推計をしておりますが、そのうち、国の低所得者保険料軽減の対象となられる方は2,479人でございますので、約28％の方が国の保険料の軽減対策の対象となりますので、これらの費用負担の軽減前と費用負担後の介護保険料につきましては、かなり負担額の軽減が図られているのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

河野議員　もう時間もあまりございませんし、民生教育消防常任委員会の議論に委ねたいと思いますが、あと島本町議会で修正をするとか、この条例で直すことができるとすれば、やはり保険料ということにはなりますが、今の部長の御答弁で言うと、国からの一般会計、かつて介護報酬を引き上げたときに、当然、給付が増えますので、保険料の値上げを伴うことを防ぐために、国が一般会計から介護保険に、法律上は禁じ手と言われていますが、やったことが１回だけあります。本来は、これを国の責任においてやるべきだと私は思っておりますし、町議会の責任において、これを据置きをするということはかなり、ちょっと私においては手法は考えられない。あるいは、2022年度に残り２年間の基金を鑑みて、その基金を全て投入して、２年間だけ保険料を一時的に据え置くとか、そういうことは考えられるのかも知れないと思っておりますが、その点については民生教育消防常任委員会に議論を委ね、でき得る限りの方策を考えていただきたいということを申し上げます。

また、この介護保険料・利用料が上がられるような、月10万ぐらいの年金の方にも等しく10％の消費税増税は追い被さってきているわけですから、消費税10％を払ってるのに保険料も値上げ、利用料も、デイサービスも、施設入所も、月２万も上がるという、それぞれ２万も上がるという、ちょっと私はもうこの辺、打つ手なしということはありますけども、その点は地方議会としてできる得る範囲のことを考えることと、その他の

福祉、一般会計での救済策なども、島本町としては実態に即して適宜考えていただきたいということを申し上げて、あとの議論は委員会に委ねます。

以上です。

村上議長　以上で、河野議員の大綱質疑を終わります。

以上をもちまして、会派代表並びに会派に所属しない議員による大綱質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

（午後４時 20 分～午後４時 23 分まで休憩）

村上議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております第 18 号議案から第 32 号議案までの 15 件は、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　御異議なしと認めます。

よって、第 18 号議案から第 32 号議案までの 15 件は、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

（午後４時 24 分～午後４時 50 分まで休憩）

村上議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまから、委員会の日程を職員から報告させます。

議会事務局長　それでは、日程について御報告申し上げます。

総務建設水道常任委員会は３月８日（月曜日）、民生教育消防常任委員会は３月 10 日（水曜日）、開議時間はいずれも午前 10 時でございます。

以上でございます。

村上議長　お聞きのとおりでございます。

委員各位におかれましては、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

お諮りいたします。

委員会の審査のため、明日から３月 17 日までを休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　御異議なしと認めます。

よって、明日から３月 17 日までを休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもちまして散会といたしま

す。

次会は、３月 18 日午前 10 時から会議を開きます。

本日は長時間にわたり、大変御苦労さまでございました。

（午後４時５１分　散会）

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

一 般 質 問

清 水 議 員　森林整備について

伊集院議員　１．～災害に強いまちづくり～

財政収支見通しと本町の諸課題について

２．災害に強いまちづくり～消防団の詰め所について～

３．島本町公共施設総合管理計画について

第 １ 号議案　島本町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

第 １ 号報告　損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について

第 ３ 号議案　教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

第 ４ 号議案　固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

第 ５ 号議案　工事請負契約の変更について

第 ６ 号議案　動産の買入れについて

第 ７ 号議案　町道路線の認定について

第 ８ 号議案　島本町議会基本条例の制定について

第 ９ 号議案　島本町印鑑条例の一部改正について

第１０号議案　島本町ふれあいセンター条例の一部改正について

第１１号議案　島本町保育所条例の一部改正について

第１２号議案　島本町道路の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について

第１３号議案　島本町青少年問題協議会設置条例の廃止について

第１４号議案　令和２年度島本町一般会計補正予算（第１０号）

第１５号議案　令和２年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）

第１６号議案　令和２年度島本町水道事業会計補正予算（第４号）

第１７号議案　令和２年度島本町下水道事業会計補正予算（第３号）

第１８号議案　島本町国民健康保険条例の一部改正について

第１９号議案　島本町介護保険条例の一部改正について

第２０号議案　令和３年度島本町一般会計予算

第２１号議案　令和３年度島本町土地取得事業特別会計予算

第２２号議案　令和３年度島本町国民健康保険事業特別会計予算

第２３号議案　令和３年度島本町後期高齢者医療特別会計予算

第２４号議案　令和３年度島本町介護保険事業特別会計予算

第２５号議案　令和３年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算

第２６号議案　令和３年度島本町大字山崎財産区特別会計予算
第２７号議案　令和３年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
第２８号議案　令和３年度島本町大字桜井財産区特別会計予算
第２９号議案　令和３年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
第３０号議案　令和３年度島本町大字大沢財産区特別会計予算
第３１号議案　令和３年度島本町水道事業会計予算
第３２号議案　令和３年度島本町下水道事業会計予算

令和３年

島 本 町 議 会 ３ 月 定 例 会 議　会 議 録

第　３　号

令 和 ３ 年 ３ 月１８日（木）

島本町議会３月定例会議　会議録（第３号）

年　月　日　　令和３年３月１８日（木）

場　　所　　島本町役場　議場

出席議員　　次のとおり１４人である。

１番	塚田　淳	２番	大久保　孝幸	３番	東田　正樹
４番	平井　均	５番	河野　恵子	６番	清水　貞治
７番	岡田　初恵	８番	川嶋　玲子	９番	戸田　靖子
10番	中田　みどり	11番	野村　篤	12番	伊集院　春美
13番	福嶋　保雄	14番	村上　毅		

地方自治法第１２１条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町長	山田　紘平	教育長	持田　学	総合政策部長	北河　浩紀
総務部長	川畑　幸也	健康福祉部長	原山　郁子	都市創造部長	名越　誠治
上下水道部長	水木　正也	消防長	近藤　治彦	教育こども部長	岡本　泰三
会計管理者	永田　暢				

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	妹藤　博美	書記	坂元　貴行	書記	村田　健一

令和３年島本町議会３月定例会議議事日程

議事日程第３号

令和３年３月１８日（木）午前１０時開議

日程第１　第　１　号議案　島本町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

第１８号議案　島本町国民健康保険条例の一部改正について

第１９号議案　島本町介護保険条例の一部改正について

第２０号議案　令和３年度島本町一般会計予算

第２１号議案　令和３年度島本町土地取得事業特別会計予算

第２２号議案　令和３年度島本町国民健康保険事業特別会計予算

第２３号議案　令和３年度島本町後期高齢者医療特別会計予算

第２４号議案　令和３年度島本町介護保険事業特別会計予算

第２５号議案　令和３年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算

第２６号議案　令和３年度島本町大字山崎財産区特別会計予算

第２７号議案　令和３年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算

第２８号議案　令和３年度島本町大字桜井財産区特別会計予算

第２９号議案　令和３年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算

第３０号議案　令和３年度島本町大字大沢財産区特別会計予算

第３１号議案　令和３年度島本町水道事業会計予算

第３２号議案　令和３年度島本町下水道事業会計予算

日程第２　第３３号議案　大字広瀬財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

日程第３　第３４号議案　一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第４　第３５号議案　島本町国民健康保険条例の一部改正について

日程第５　第３６号議案　令和２年度島本町一般会計補正予算（第１１号）

日程第６　第３７号議案　令和３年度島本町一般会計補正予算（第１号）

日程第７　第３８号議案　島本町議会会議規則の一部改正について

（午前１０時００分　開議）

村上議長　おはようございます。公私何かとお忙しい中、御参集いただきまして大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

それでは、議事に入ります前に、去る２月９日に開催されました全国町村議会議長会の定期総会におきまして、全国町村議会議長会会長から自治功労者として、在職27年以上で平井議員、在職15年以上で伊集院議員が表彰状を授与されました。また、特別表彰者として私・村上が表彰状を授与いただきましたので、ただいまから本会議場におきまして伝達を行います。

これより、議会事務局長より進行をさせます。

議会事務局長　初めに、自治功労者表彰の伝達を行います。

平井議員、前のほうにお越しください。

村上議長、よろしくお願いします。

村上議長　表彰状　大阪府島本町　平井均　殿

貴方は町村議会議員として、長年にわたり地域の振興発展及び住民福祉の向上に尽くされた功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

令和三年二月九日　　全国町村議会議長会会長　松尾文則

（表彰状授与　　拍手）

議会事務局長　平井議員、自席へお戻りください。

次に、伊集院議員、前のほうにお越しください。

村上議長　表彰状　大阪府島本町　伊集院春美　殿

貴方は町村議会議員として、多年にわたり地域の振興発展に寄与され、その功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

令和三年二月九日　　全国町村議会議長会会長　松尾文則

（表彰状授与　　拍手）

議会事務局長　伊集院議員、自席へお戻りください。

続いて、特別表彰の伝達を行います。

村上議長が授与されましたので、東田副議長から伝達をお願いいたします。

東田副議長、前のほうへお越しください。

東田副議長　表彰状　大阪府島本町　議長　村上毅　殿

貴方は、町村議会議員として、議会の運営及び地域の振興発展に貢献せられた功績は特に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

令和三年二月九日　　全国町村議会議長会会長　松尾文則

（表彰状授与　　拍手）

議会事務局長　東田副議長、自席へお戻りください。

村上議長、議長席へお戻りください。

村上議長　以上で、表彰状の伝達を終わります。

それでは、本日の議事に入ります。

議案等につきましては、お手元に配付しておきましたから、御了承願っておきます。

日程第１、第１号議案　島本町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてから第 32 号議案　令和３年度島本町下水道事業会計予算までの 16 件を一括議題といたします。

なお、本案 16 件につきましては、去る３月２日の本会議において、所管の各常任委員会に付託していたもので、既に審査が終了しております。

よって、これより各委員長の報告を求めます。

それでは、まず総務建設水道常任委員長の報告を求めます。

川嶋委員長（登壇）　改めまして、おはようございます。

それでは、総務建設水道常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る３月２日の本会議において、本委員会に付託されました条例案１件、新年度予算案10件について、３月８日に委員会を開催し、審査を行いました。

審査の経過でございますが、付託案件については、既に本会議において説明されたところではありますが、委員会審査の万全を期するため、執行部からの補足説明を求め、審査を実施したところです。

こうした審査経過を経まして、同日に討論・採決を行いました。

採決の結果、付託案件のうち、第１号議案については、賛成多数で可決すべきもの、そのほかの案件については、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日、会議録を御覧いただきたいと思います。

以上をもって、委員会審査についての、委員長報告といたします。

村上議長　次に、民生教育消防常任委員長の報告を求めます。

伊集院委員長（登壇）　おはようございます。

それでは、民生教育消防常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る３月２日の本会議において、本委員会に付託されました条例案２件、新年度予算案４件について、３月 10 日に委員会を開催し、審査を行いました。

審査の経過でございますが、付託案件については、既に本会議において説明されたところではありますが、委員会審査の万全を期するため、執行部からの補足説明を求め、審査を実施したところです。

こうした審査経過を経まして、同日に討論・採決を行いました。

採決の結果、付託された案件については、全て全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日、会議録を御覧いただきたいと思います。

以上をもって、委員会審査についての委員長報告といたします。

村上議長　これより、委員長報告に対する質疑を行いますが、審議がスムーズに行われるということと委員会の意思の安定という原則がありますので、当該委員会所属の各委員の質疑は差し控えていただきます。

それでは、本案16件の各常任委員会の委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、第１号議案から、順次、討論、採決を行います。

ただし、第26号議案から第30号議案までの各財産区特別会計予算の５件は一括して行いますので、あらかじめ御了承願っておきます。

それでは、第１号議案　島本町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

河野議員　第１号議案　島本町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について、日本共産党・河野より反対討論を行います。

本条例案提案に至る論議のように、軽過失の場合、弁済能力を超える高額な金額が本当に適切なのか、最高裁の補足意見でも、個人責任を負わせることが柔軟な職務遂行を萎縮させるといった指摘も見られます。また、軽過失であっても、訴えられれば、定年退職した後も結審するまでの期間、大変不安な気持ちで町職員、町長は過ごさなければなりません。その点は、十分認識するところです。

しかし、自治体運営が住民の利益に反する結果になる場合もあります。「地方自治法」は、住民の意思を直接地方行政に反映させ、住民の自治の徹底を図るために、住民によるリコール制度などの直接請求権の制度を設けています。その住民の直接政治に参加する制度の一つが、この住民監査請求や住民訴訟です。これまで住民監査請求、住民訴訟は、例えば高すぎる随意契約や談合などによる自治体の損害などの財務会計上の不当・違法行為の防止、矯正に重要な役割を担ってきました。

特に、この島本町においては、ここ 20 年間を振り返り、私の知り得る限りにおいても、議会では指摘されていなかった部分で、住民監査請求、情報公開請求等によって公金支出の妥当性が問われ、議会の論議となり、以後是正されたことで、その後の島本町の財政支出を軽減させることにつながった事例は少なくありません。特にバブル崩壊前後の 1990 年代後半、2015 年度の間でも、過剰な人口増加見込みによるインフラ制度を

進めようとした、そういう時期がありました。

裁判や監査請求までには至っていませんが、例えばＪＲ島本駅建設に関わり、公共財産の譲渡・取得については、かつて島本町が無償で大阪府に提供したものを、例えば駅前広場では土地鑑定を取り、有償で買い戻したこと、歴史文化資料館の麗天館は、耐震診断も屋根葺き替えもしないまま大阪府から無償譲渡を受け、後年度負担につながる可能性を含むなど、もっと他団体、大阪府等と対等交渉や要望行動をしていれば、億単位の支出制限にもつながっていたはずです。行革による福祉サービス切捨てや職員削減など、次世代、若手職員へのツケを、もっと減らせたかも知れません。

一方で、ＪＲ島本駅舎やホーム等設置費用をＪＲ西日本株式会社に半額を支出させる交渉ができたのは、住民の情報公開請求により、ＪＲ西日本からの設置要望文書が発見されたことによるものであり、当初見込額と比較すれば、島本町の負担軽減額は９億円近くのぼります。また、水道事業においては2003年、高槻市域を含む水道第四次拡張事業認可業務へ、住民による措置請求が監査委員により妥当性が認められて高槻市との協議に至ったことなど、島本町財政を鑑みた監査能力、公金支出の妥当性を問うことは、島本町では特に住民の監査能力が発揮され、町財政負担軽減につながってきたと言っても過言ではありません。

しかし、この条例では、例え裁判で住民が勝ったときでも債権の権利が放棄されることになります。これでは住民訴訟制度、監査請求制度の抑制をもたらすことは明らかです。だからこそ、損害賠償上限額の妥当性については、この島本では住民の意見を聞くことも必要ではなかったのかということも申し添えまして、反対の討論といたします。

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員　第１号議案　島本町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について、人びとの新しい歩みを代表して、賛成の立場から討論を行います。

地方自治法の一部改正に伴い、島本町長等、職員の損害賠償責任の一部免責に関し、必要な事項を定めるための条例制定です。

住民監査請求、住民訴訟制度は、地方自治の本旨に基づく住民参政の一環として住民に与えられた権能であり、地方財政行政の適正な運営を確保することを目的としたものです。地方公共団体の構成員である住民全体の利益を保障するものとして、法律によって認められた参政権の一種です。しかしながら、町長、教育長、職員への損害賠償責任は、時に過酷とも言える額を課すこととなり、業務に携わる者を必要以上に緊張、萎縮させるという側面がある点は否定できません。また、国家賠償法との不均衡も不適切であり、今回の条例制定は、必要かつ妥当なものと考えております。

限度額の設定については、国の参酌基準より緩やかな基準としたことについては、議論があってしかるべきですが、高槻市、箕面市などの先行事例もあることから、一定、妥当なものと判断いたします。予算執行に当たっては、今後も引き続き、常に公務員と

しての自覚と誇りを持って、これに当たっていただきますようお願い申し上げます。

先ほど反対の討論の中で、島本町の過去の事例をるるお聞きいたしました。大変、島本町の住民が直接参政権を使って様々に町政に寄与されてきたということを改めて知りました。今後は、この町議会の役割がますます高まっているということになるかと思います。そのことを改めて胸に秘めまして、賛成の討論といたします。

村上議長　次に、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

福嶋議員　第１号議案　島本町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について、自由民主クラブを代表し、討論いたします。

平成 29 年の地方自治法の改正は、地域社会の課題解決を図り、地方公共団体の事務執行の適正を確保することを目的として、主に損害賠償責任の見直しのほか、内部統制の整備、監査制度の充実強化、決算不認定の場合における報告規定の整備の大きく４つの取組が改正されたものです。

これらの法改正を経て、行政サービスの複雑化や多様化とともに、行財政改革の進展に伴い、地方公共団体が住民サービスを提供していく組織体制そのものが変化していくこれからの時代においても、常に住民の福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果をあげるよう、行政運営を適正に執行していくことが求められています。

また、損害賠償にかかる地方自治法の改正の趣旨の背景としては、第 31 次地方制度調査会の答申で、全体のガバナンスの見直しにより、不適正な事務処理の抑止効果を高めるとともに、長や職員の損害賠償責任については、長や職員への萎縮効果を低減させるため、軽過失の場合における損害賠償責任の長や職員個人への追及の在り方を見直すことが必要であるなど、住民訴訟制度等を巡る課題について、様々な観点からの意見が付されたことなどがあります。

そして、島本町が今回提案されている条例案の賠償責任の額としては、基準給与額の何年分という設定をされ、町長が２倍、他の職員は１倍とされました。国の参酌基準では６倍ということであり、その違いは会社法の役員等の責任経営制度において、役職・権能に応じて設定されているものを当てはめたとのことです。ちなみに、法務局に登記される取締役として、代表権のある方は６倍、現場執行を行う役職の方を４倍、その他の方を２倍とされております。会社全体を代表するとともに、担当分野の執行に責任を持つ代表取締役等、そして、決定された事項を執行する執行取締役等、そして、会社の重要事項や方針を決定する権限を持つその他の取締役等がおられる、各々の責任、権限の大きさ、業務間の関係の複雑さを含め、島本町に当てはめ検討した結果が、その２倍とのことです。

島本町は、市町村の中で、政令指定市でも中核市でも、市でもない「町」ということ

で、行政トップの町長でさえ２倍にされるということです。島本町の権限の大きさ、仕事の幅を考えると、２倍にされるというお考えも一定理解はできるところでございます。しかしながら、自治体ということを考えれば、規模や権限に応じた給与が支給されていることでしょうから、参酌基準どおりにすべきとの考え方についても一定理解できるところと考えております。

他自治体において、今後、同様の条例が制定されてくるものと想定されますので、類似規模の自治体がどのような考え方にされているのかをモニターいただき、参酌基準を採用されている自治体が多い場合は、ぜひとも積極的に自ら条例改正検討を行っていただくことをお願いし、賛成の討論といたします。

村上議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

平井議員　第１号議案　島本町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について、討論を行います。

地方自治法の改正に伴い、地方公共団体の長や職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、職務を行うにつき重大な過失がない場合は賠償責任額を限定して、それ以上の額を免責する旨を条例で定めるものですが、今日まで住民訴訟制度においては、不適切な事務処理の抑止効果があると考えられる一方で、長や職員の損害賠償責任については、長や職員への萎縮効果等の課題があり、また、近年においても、地方公共団体の職員に対し高額で過酷な賠償責任を認める判決が出されている状況を考えると、国が示す参酌年数による賠償額ではあまりにも賠償額の負担が大きく、今回、提案されている本条例は、軽過失の場合において、他市の条例と同等の上限額を定められていることには妥当性があるものというふうに判断をしております。

この条例が制定されることによりまして、職員の職務に対する萎縮の軽減や心理的不安がなくなり、職員が住民サービスのため職務ができる効果に期待をして、賛成の討論といたします。

村上議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

塚田議員　第１号議案　島本町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について、大阪維新の会の会派を代表し、賛成の討論を行います。

今回の条例制定について、制定に至る背景や、島本町が免責制度を導入することの理由等について、委員会質疑において確認をさせていただきました。特に、国が示す参酌基準と、本条例で定める乗数の設定が異なることについては、地域の実情も考慮し判断されたということについて、一定の妥当性を確認させていただきました。

本条例による損害賠償責任の一部免責によって、住民の方が直接政治に参加する制度である住民監査請求や住民訴訟制度への抑制につながることへの懸念もありますが、地方自治法の改正の際に、地方自治体が適正に事務を行うための見直しが行われる中で、

そうした課題についても解消に向けた議論が行われたこと、また、町としての考え方も納得できるものであったと理解し、賛成の討論といたします。

村上議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第１号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（　多　数　起　立　）

村上議長　起立多数であります。

よって、第１号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第18号議案　島本町国民健康保険条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第18号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

村上議長　起立全員であります。

よって、第18号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第19号議案　島本町介護保険条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

河野議員　第19号議案　島本町介護保険条例の一部改正について、日本共産党・河野恵子より反対の討論を行います。

65歳以上の第１号被保険者について、所得階層は12段階とし、国の基準額により算定されたものではありますが、前年所得200万円以上210万円未満及び300万円以上320

万円未満の被保険者以外は、月額135円から900円の保険料の値上げ幅で、全階層が保険料値上げとなる条例改正であります。

もちろん、国の介護報酬増加に伴うものであることは認識しておりますし、保険料の引上げ・引下げどころか据置きすらも、法令上、国による公費投入以外には手立てはないことも承知しております。また、そのことは、この本会議場の大綱質疑と、及び後日の民生教育消防常任委員会でも議論があったところです。

ただ、今回値上げの時期、今の情勢を鑑みれば、2019年10月から高齢化社会を鑑みた社会保障費の財源として消費税が８％から10％への値上げをし、この対象者の高齢者においても日々の負担が増えているところです。さらに負担増が重なることは看過できません。

また、島本町としてでき得る努力としては、お隣の高槻市のように所得段階を13～14段階と、さらに高額所得者の設定をすることで低所得者対策を講じることや、また、島本町の持っている独自減免制度を、保険料・利用料をさらに拡充することを表明するなど、再検討が必要だと考えております。

よって、反対の討論といたします。

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員　第19号議案　島本町介護保険条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して、賛成の立場から討論を行います。

介護保険第８期に向け、第１号保険者である65歳以上の方の介護保険料が改正されます。これにより、第８期の島本町の介護保険料基準額は 5,900円となり、第７期と比して450円高くなります。保険料上昇の理由は、高齢人口の増加と、65歳以上の方の中でも高齢の方の割合が増えており、介護サービスの利用量自体が増加していることにあるということです。

また、この保険料の算出においては、島本町の介護給付費準備基金が投入されており、島本町としては、これ以上引下げのための財源をほぼ持ち合わせていないことも質疑で確認されました。

以上から、高齢化社会において必然の保険料改正と認めるものの、保険料の推移を見ると、第１期の島本町の基準額が月額 2,897円だったのに対し、８期ではその２倍強の5,900 円になっているように、保険料の負担が利用者に重くのしかかっています。ですから、町としては利用者の負担となる保険料をできるだけ抑えられるように、国に対し国庫負担割合の引上げを求めていただきたいと思います。

また、せめて住民税非課税世帯の負担だけでも軽くするために、町独自の減免拡充なども一定検討していただきたいことを申し添え、賛成の討論といたします。

村上議長　次に、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

伊集院議員　第19号議案　島本町介護保険条例の一部改正についてに対しまして、自由民主クラブを代表いたし、討論を行います。

さきにもありました介護従事者への報酬等のアップ、こういった影響もありますが、介護保険事業の計画、現在の第７期が今年度満了になることから、また、第８期計画に向けての現行計画も土台の見直しを行われたと認識しております。また、令和３年度から３年間の第８期計画がスタートされることにおいて、今回の改正は第１号被保険者の介護保険料率等を改正するため、上程されたと認識しております。

今年度においては、新型コロナウイルス禍において、政府も介護保険事業にも関係してくる状況に、介護保険事業計画の指針、ここに苦慮されたということも伺う中で、島本町においても影響がなかったとは言えない状況の中、行政の御努力を一定評価しております。審議会の招集がままならない状況に、書面審議会で御審議されたというふうに認識しております。

緊急事態の状況の中、保険料率においての、正直、両手を上げての賛成と賛同するものではないという点もございます。現行法に対しまして、緊急事態においての特別措置など、私ども会派も政府への相談、訴えをしている最中でありまして、現時点においては本町としての介護保険給付準備基金の取崩しで、保険料率の引上げ幅を最小限に抑える対応は支持しております。決算前ですので、おおよその金額ですが、介護保険給付準備基金が約２億７千万円ほどと、そのうち３千万円だけを残し、保険事業を計画されているという状況であります。

このウイルスとの戦いは長い期間もかかります。また、医療改革大綱におきましても予防の観点をしておりますが、ウイルスとはまた違う戦いという状況でありますので、この第８期でどれだけ基金が積み上げられるか、正直、ここで引下げをしておりますので、３年間の後半では積上げが難しいのではないか等、推測しております。こういった中、中期の観点プラスやはり長期の観点、また、我々もしっかりと政府や国に対しまして要望活動もしてまいりますので、何とか我々、町民の皆様、介護保険に関わる皆様に対して説明ができる状況へと、ともに努力をお願いを申し上げまして、賛成とさせていただきます。

村上議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第19号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（　多　数　起　立　）

村上議長　起立多数であります。

よって、第19号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第20号議案　令和３年度島本町一般会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

大久保議員　それでは、第20号議案　令和３年度島本町一般会計予算について、大阪維新の会を代表し、賛成の討論を行います。

令和３年度一般会計当初予算につきましては、経常的経費などの骨格予算による予算編成となっております。本予算は、歳入歳出総額124億2,400万円、前年度当初予算に比べて７億5,200万円、5.7％の減額となっております。

コロナ禍の中で、まだ収束が見えない新型コロナウイルス感染の経済的影響が、今後、顕在化してくると推察をいたします。このコロナ禍の影響とは別に、本町におきまして、歳出については公債費の増や民間認定こども園の新設により入所児童数が増となったことに伴う扶助費の増加、引き続き第三小学校Ａ棟建て替え事業を実施することなどにより、約４億円の基金を取り崩すこととなりました。本町のさらなる厳しい財政状況の中、また、コロナ禍による財政への影響が不透明な中、予算執行にあたりましては、十分に精査され執行していただきたいと思います。

総務建設水道常任委員会所管について。

まず、広告つきＡＥＤの導入について。現在のところ、設置可能箇所は役場庁舎とふれあいセンターの２ヵ所で、広告主となるスポンサーが見つかるかどうか分からないということでしたが、導入に向けまして、積極的に御検討をいただいたことに感謝を申し上げます。

みづまろ君サポーター制度について。コロナウイルス感染症拡大の影響で令和２年度にサポーターに登録をいただいた方にお手伝いをお願いする機会はなかったということでした。他市では広報などに、新規にオープンした施設の案内や、まちの魅力を紹介する際などにキャラクターを使用している例もあり、登録いただいた方への活躍の場を提供することについて、御検討いただきたいと思います。

町域内の啓発看板について。町内にある無数の看板、特に交通に関する啓発看板について、その数の多さから、啓発効果の薄れやまちの景観を損ねているのではないかと感じております。今後の対策について、質疑では前向きな御答弁をいただいたと感じておりますが、今後も増加するであろう看板等については、啓発内容についてデザインのパ

ターン化や統一することで、景観を損なうことなく、視認性を高める等の工夫をしていただきたいと思います。

健康福祉部所管について。

いきいき百歳体操・かみかみ百歳体操について。第４波の感染拡大で、本町の大切な介護予防事業が大きく後退することのないように、よろしく御支援をお願いいたします。

子どもの居場所づくり、子ども食堂支援事業補助金について。令和３年度には、全小学校区に子ども食堂が１ヵ所以上開設される状況となり、町内の子ども食堂は５団体、６ヵ所と、一定充実が図られるものと評価をいたします。しかしながら、コロナ禍での運営では、お弁当の配付など、一工夫あっても良かったのではないかと考えます。今後の課題として、一考していただければと存じます。

認知症対策事業について。徘徊事例が減少しているものの、引き続き今後もネットワークへの登録等の周知や認知症に対する啓発、関係機関との連携等に力を入れていっていただき、町内での徘徊による事故防止をお願いいたします。

風しん第５期の予防接種については、国の追加的対策として、令和４年３月末までの実施となるということです。今回のコロナ禍で風しん予防がおろそかにならないよう、抗体保有率を引き上げるべく、令和３年度におきましても、風しんの抗体検査及び風しん予防接種の未接種者の方に対し、引き続き、個別通知などの周知徹底の措置をお願いいたします。

子育て世代包括支援センターにつきましては、特に深刻であると考えられる産後うつの予防に御尽力、お願いします。

教育こども部所管について。

令和３年１月 14 日に、大阪府に再度緊急事態宣言が発令されました。町長、教育長を核とされ、本町は大阪府教育庁からの通知に基づき、感染症対策のさらなる徹底を図りながら、学校での非常に煩雑になった教育活動を的確に継続されておられますことに感謝申し上げます。

北朝鮮による日本人拉致問題に対する学校教育の取組については、出前授業の活用など学校教員の負担が少ない取組について、ぜひとも御検討をいただくとともに、今後のさらなる取組を強く要望をいたします。

ＩＣＴ環境整備について。本町の遅れておりました学校ＩＣＴ環境の整備が改善されることに、大いに期待を感じます。その反面、将来の財政負担の不安は拭えません。このＩＣＴ環境整備を利用して、オンライン英会話授業導入などを検討し、有意義で、さらなる歳出の圧縮に努めていただくようお願いいたします。

町立体育館の在り方について。年間約 2,900 万円の歳出予算が必要となり、今後、町立での運営は難しいと推察いたします。ＰＦＩ方式の導入など、早期の対応を要望いたします。また、東大寺公園内テニスコートのトイレ整備は、利用者の方にとっては喫緊

の課題であります。早期解決に御尽力、お願いします。

消防本部所管について。

全国的に消防団員の不足が懸念されますが、本町の消防団員数は大きな団員不足には至っていないということです。今後とも、超高齢化が進む本町の安心・安全を守るためにも、団員・女性団員の確保にも努めていっていただくよう、お願いいたします。職員採用におきましては、女性隊員の採用など充実をしているように推察をいたしますが、救急体制のさらなる充実を考えますと、職員数 46 名の定員充足が必須であると考えます。どこの部署におかれましても定員は非常に厳しい状況と存じますが、本町全体の職員のバランスを、ＡＩの活用などを利用し、人員削減を工夫され、町民の皆様の安心・安全の向上のために御尽力ください。

最後になりましたが、教育長におかれましては、本町の教育環境の整備、待機児童対策など、本町の抱える深刻な問題を的確に、かつ迅速に、その解決に手腕を発揮していただきました。３年間の功績に感謝を申し上げるとともに、今後とも本町の教育環境の発展に御助言をいただければと存じます。今後、ますますの御健勝と御活躍を祈念をいたします。ありがとうございました。

町長と職員の皆様におかれましては、まだ続くであろうコロナ禍の対応に、十分体調管理に留意され、ともに、この国難を乗り切れるよう切に要望し、賛成の討論とします。

村上議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員　第 20 号議案　令和３年度島本町一般会計予算について、人びとの新しい歩みを代表して、賛成の立場から討論を行います。

地球温暖化対策実行計画策定業務についてです。計画策定においては、最大限の危機感を持って取り組んでいただきたいです。世界の平均気温が産業革命以前と比べ、既に１度上昇しています。１度の上昇でも、既に大きな被害が出ており、今後、1.5 度以上の上昇となれば、気象災害はさらに激化し、壊滅的な生態系の崩壊が起こると科学者たちは警告しています。人類が存続できるかどうかというときに、予算がないから温暖化対策ができないと言っている場合ではありません。島本町の事務事業を見ると、令和元年までの温室効果ガス排出量は減少傾向にあるものの、これでは世界の平均気温上昇を 1.5 度未満に抑える目標達成には到底追いつきません。

また、島本町が公共施設から排出している温室効果ガスについてですが、その約６割が電気の使用、４割が廃プラスチックの焼却に由来しています。このうち、廃プラスチックについては清掃工場の問題があり、現在、島本町単体でこれをゼロにすると高々に宣言することは言いにくい状態にあることは理解しますが、それ以外の電気使用由来については島本町単独で取り組むことができます。ここは、今回の計画策定で大きく目標を掲げるべきです。気温上昇を 1.5 度未満に抑えるために、島本町としても二酸化炭素

の排出量を 2030 年までに 2010 年度比で 50%削減する目標を掲げ、具体的かつ大胆な計画を作成することを強く求めます。

また、実は町が把握している公共施設で排出している温室効果ガスは、町全体で見ればほんの一部で、住民や企業から排出されている量が９割以上を占めています。大きく見れば、日本のＣＯ₂排出量の 93%がエネルギー起源です。ですから、公共施設だけでなく、住民や企業に対してもエネルギー起源である電力のシフトを促す仕組み導入などをして、地球温暖化対策を早急に進めていただきたいです。ＣＯ₂吸収源である森林整備や都市緑化も、地球温暖化対策として有効です。積極的に進めてください。

都市マス改定・景観計画策定についてです。近年のまちづくりに対する住民の意識は、これまでにないほど高まっています。駅西の市街化を決めた２年前の都市計画審議会には、100 名を超える住民が傍聴に詰めかけました。様々な計画のアンケートでは、多くの方が自由意見を書かれていますし、１年前には高さ制限を求める直接請求もありました。しかし、これまで何度も指摘させていただいているように、行政が住民の意向を施策に反映させる段階に課題があり、住民のまちづくりへの熱意が十分報われていたかというと、残念ながら、これまではそうではなかったと思います。

しかし、今回の「都市マス」の改定では、アンケートを行ったことに加え、案の提出前にワークショップを行う、パブコメの前には説明会をするなど、住民意向を施策に反映させるという点で、これまでより一歩進んだ取組が見て取れます。加えて、年齢、性差に偏りがあった審議会の在り方にも若干の改善が見られるようです。私は、これをとても大きな変化と受け止めています。人口が増えている島本町、町の運営の仕方も変えていく必要があります。令和３年度は、これに加え景観計画策定に向けた動きも始まります。多様な意見を持つ３万人を超える住民が、分け隔てなくまちづくりに関わることができるような改定業務、計画の策定にしてください。

受動喫煙対策など、たばこ関連の施策についてです。令和３年度も引き続き、周知啓発に努めるとのことです。コロナ禍の中で、喫煙が新型コロナ重症化因子であることが明らかになっています。新型コロナウイルス感染症と喫煙の関係も、ぜひ啓発においては、普及を図っていただきたいと思います。知識の普及を図ってください。

分煙所の整備についての質疑がありましたが、分煙所については、設置してみたはいいが、毎朝、横を通るのが苦痛など、分煙所から漏れた煙から健康への悪影響を懸念する住民からの苦情が多く出ている市町村もあります。条例化しても、分煙所を設置していない自治体もありますし、そもそも喫煙場所は密になりやすいため、新型コロナ感染リスクを高めるとされ、コロナ禍では閉鎖されているところもありました。また、分煙所に吸い殻やごみが吹きだまっている不衛生な状態も散見され、生活環境美化の観点からも望ましくありません。以上から、分煙所を設けたら問題が解決されるということではないと感じています。

習慣的に喫煙している方のうち、たばこをやめたいと思う方の割合は約３割との調査もあります。たばこ関連の施策を打つのであれば、マナーや気配りの問題に落とし込むのではなく、禁煙希望者が禁煙に取組みやすくなるようサポートし、非喫煙者を増やす根本的な取組にしていただきたいです。また、未成年者の喫煙防止も同様に重要だと考えます。喫煙者のほとんどは、未成年のうちから喫煙を開始しています。未成年者への啓発にも取り組んでください。

引きこもり対策についてです。令和２年度には、引きこもりの方専用の相談窓口が開設されました。これについては令和３年度も引き続き取り組んでいただきたいですが、相談が寄せられているものの、相談件数はまだまだ少なく、国の調査で明らかになっている引きこもりの方の数の平均値から類推すれば、町内に、まだ相談に結びついていない方がおられることが想定されます。令和３年度は実態把握のためのアンケート調査やアウトリーチなども検討してください。

保育についてです。保育緊急事態宣言が解除され、４月には待機児童はゼロの予定です。不名誉な府内待機児童率ワースト１からの脱却です。引き続き、四保跡地の認定こども園の整備に努めて、保留も含めた待機ゼロプラス過密保育の解消、病児・病後児保育など、保育の充実に努めてください。

また、たくさんの民間園が参入してきたことも含め、ここ数年で島本町の保育・幼稚園環境は急激に変化しています。量は確保できたとして、同時に質の確保も重要です。その点も含め、この点は幼児教育・保育指導主事の配置や保育士の処遇改善、民間園と町立園との連携なども含め、保育の質の担保のための仕組みづくりに努めてください。

通級指導室の拡充についてです。令和３年度から、全ての小学校に配置されるとのこと。質疑では触れませんでしたが、授業時間内に他の学校に移動する負担などがなくなり、利用されるお子さんにとっては、本当にうれしい拡充であると感じます。一方で、設置の判断は府に委ねられているため、思うように設置が進まない自治体もある中で、島本町として独自に人材育成を進めるなどの姿勢が認められたことで、近隣自治体と比較しても手厚い設置が可能となったであろう経緯については、教育現場の皆さんの熱心な取組の成果と、心から経緯を表しているところです。

ＧＩＧＡスクール構想についてです。コロナ禍の影響で前倒しになり、タブレットと通信環境が整い、令和３年度から本格始動します。このタブレットが単なる高級な置物にならないように、ＩＣＴ支援員の研修はもとより、先進自治体の事例など教育委員会としても参考にして、最大限にタブレットが活かされるよう、教員への手厚いサポートをお願いします。

また、端末の使い方にできるだけ制限をかけないようにお願いします。本来、学びは遊びと不可分です。タブレットの学習効果を高めるためには、遊びの部分を活かすことが肝心です。教師が教材を教え込むのではなく、子どもに自由に遊ばせて使わせること

を大切にしていただきたいです。この点、教員の意識改革と、親への周知が大事だと考えます。他自治体では、ＧＩＧＡスクール構想について広報で特集を組み、住民へ分かりやすく周知をしているところもあります。島本町としても、検討していただきたいです。タブレット導入により、学びがより個別化・最適化され、インタラクティブかつ多様になるという意味で、教育は大きく変わるのだと思います。トラブルや不祥事を心配して制限をかけ過ぎるのではなく、良い面を伸ばしていただけるような活用を期待します。

教員の働き方改革についてです。ＯＥＣＤの調査によると、先進国の国際比較で、日本の教員の勤務時間は最も長いが、授業時間は国際平均より短いという結果が出ています。教員の過重労働が世界一の日本です。これらの問題の解消のために、政府が近年、教員の働き方改革に乗り出し、その一環として中学校教員の過重労働の原因となっている部活動のガイドラインを導入し、適切な休養日・休養期間を設けること、また部活動の外部化などを提言しています。

ここ数年、島本町としてもタイムカード、部活動ガイドラインなど、教員の働き方改革に資する取組を積極的に導入してきたことは評価していましたが、残念ながら、なぜ、その仕組みが導入されたのか、教員も、保護者も、生徒も、十分に理解しないままここまで来たことが、令和２年度の決算委員会であらわになった、明らかになった様々な問題の要因の一つだったように感じています。今後は、お示しいただいた改善内容とともに、なぜタイムカードが必要なのか、なぜガイドラインや暑さ指数計が導入されたのか、教育委員会として繰り返し伝えてください。仕組みを導入した教育委員会には責任があります。これらが形骸化して、負担でしかないことになっているのであれば、また、防げたはずの事故を防げないのであれば、それは教師にとっても、児童生徒にとっても不幸なことです。そういう意味で、研修で、その意義等について考える機会を持つことは大変有効な取組と考えます。しばらくの間、定期的にこういった機会を設けていただきたいと思います。

文科省が進める部活動外部化については、島本町としては令和３年度には大きな動きはないとのことですが、その間に先進自治体の事例等を参考に、課題解決の調査を行っていただきたいと思います。

その他、土砂災害情報総合システムクラウド化更新業務、町道百山 12 号線自転車・歩行者道路新設工事費、清掃工場の精密機能検査、水路内への監視カメラの設置、警察職員ＯＢの任用、就労準備支援事業や三小の解体工事等含め、必要な予算と認め、賛成の討論といたします。

村上議長　この際、暫時休憩いたします。

（午前 10 時 58 分～午前 11 時 15 分まで休憩）

村上議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

清水議員　第20号議案　令和３年度島本町一般会計予算について、自由民主クラブを代表し、討論を行います。

令和３年度当初予算は骨格予算であり、歳入歳出総額で124億2,400万円と、前年度に比べ７億5,200万円、率にして5.7%減の当初予算となっています。また、公債費の増や扶助費の増加、第三小学校Ａ棟建て替え事業の実施により、約４億円の積立基金を取り崩すこととなり、財政状況は令和３年度も厳しい状況となります。歳入においては、ふるさと応援寄附金が前年に比べ、大幅増の5,000万円の予算にできたことを大いに評価します。ぜひとも目標を達成できるよう、お願いしておきます。

しかし、人口増が数年は続くものと思いますが、自主財源である町税の伸びは期待できない中、財源確保の観点から国や府の補助金の獲得、民間企業への寄附のお願いを推進すること。また、四半世紀を超える長年の大きな課題である特別土地保有税については、様々な課題があると思いますが、早期に解決することを強く要望しておきます。

主な施策については、安全・安心関係で災害時の衛星電話整備、安全管理専門員の任用、消防団車両の更新、はしご車のオーバーホール、図書館内防犯カメラの設置。福祉関連では、次期障害福祉計画、第四保育所跡地の民間認定こども園の整備。衛生関係では、増加が見込まれる子宮頸がんワクチン接種や高齢者のインフルエンザ予防接種費用、新型コロナウイルス対策消耗品。教育関連では、小学校の校庭開放の充実、ＩＣＴ関連、旧町立キャンプ場撤去事業。都市環境関連では、「都市計画マスタープラン」の改定、景観計画の策定や自治体クラウド関係、清掃工場施設維持関係、道路橋梁関係の予算計上となっており、住民の安全・安心や生活環境の改善が確保されることを評価します。

令和３年度は、新型コロナウイルスのワクチン接種が始まります。ワクチン接種がスムーズに行えるよう、また、増加が見込まれる子宮頸がんワクチン接種や高齢者のインフルエンザ予防接種もスムーズに行えるような接種体制の確保を、非常に大変であると思いますが、よろしくお願いしておきます。従事される医療関係者、職員には、心から感謝申し上げます。

また、令和２年度には淀川右岸流域下水道高槻島本雨水幹線接続点（２－６）の供用開始、五反田雨水幹線の竣工も間近となり、大きな雨水幹線整備が完了予定となりました。雨水幹線の上流部の整備として、溝田水路用地取得、津梅原水路ほか付け替え工事の予算が計上されていますが、その他の上流部の水路整備についても計画的に進めることをお願いしておきます。

町道百山12号線自転車・歩行者道新設工事については、既設道路との交差について、安全を確保できるような動線確保をお願いしておきます。

老朽化の進んだ清掃工場については、更新・広域連携が現在望めない中、現有施設を修理しながら使用する必要があるため、維持改修による費用削減策の検討をお願いして

おきます。

森林保全については、森林ボランティア養成講座、森林ボランティア助成等があり、徐々にではありますが、整備が進むことを評価しますが、森林ボランティアや企業の協力によるサントリー天然水の森事業で、町の７割を占める森林の整備はなかなか進まないのが現状です。整備を進めるためには多くの財源や時間が必要であるため、国の補助金確保や他企業への協力のお願いをすること、また、整備する上で必要な境界確定や地籍調査を推進し、長期的な計画を検討され、島本町の魅力である豊かな自然を維持することを要望します。

最後に、「島本町公共施設総合管理計画」の中間点を過ぎ、見直しの時期に来ています。未来の本町の公共施設の在り方や、緊急性の高い未耐震の施設である役場庁舎や町立体育館、消防分団の屯所等を、南海トラフ巨大地震が発生するまでに、できるだけ完了することを強く要望します。

また、各施策が遅延なく執行されることをお願いし、賛成の討論とします。

村上議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員　第 20 号議案　2021 年度島本町一般会計予算に対しまして、日本共産党・河野恵子より賛成の討論を行います。

本会議での人びとの新しい歩み会派、そして日本共産党の二つの大綱質疑への答弁とともに、各常任委員会審査や傍聴を通じ、請求資料を踏まえ、賛成と判断するものです。

今期４年間の山田町政の一般会計の当初予算については、お一人が一度反対された以外は、組替え動議や修正もなく、全て全会一致で可決成立するという希有な４年間であったと思い起こしております。それだけ、この４年間で議会、個人、団体に対し、公平公正な対応があったこと、説明責任、都市計画法に基づく町主催の説明会や公聴会、前期では全く実施できていなかった第三小学校耐震化についての保護者説明会の開催など、職員におかれては、私自身の過去 16 年ではかつてない説明責任、情報公開の職務・激務を経験、全うしたことの結果ではないかと捉えております。

そこへ 2018 年度から２年余り、北部地震をはじめとし、二度の台風到来、豪雨災害が襲いかかる中、復旧活動と平常業務を同時並行させ、今年度においては、コロナウイルス感染症対策と、そして、2020 年度の事業であった新たな国土強靭化計画の策定、ため池ハザードマップ策定など、防災関連の住民参加、住民説明に努められ、今後の財源確保等に努められたこと。そして、紆余曲折ありましたが、島本町の安全・安心の拠点となる役場庁舎耐震化の事務事業の推進。これは熊本地震の教訓により、耐震化より建て替えの必要性が言われ、国の示した支援メニューである市町村役場機能緊急保全事業の採択を受けることを可能にすべく、今年度末、相当なスピードアップの事業を行われて、これがつながる 2021 年度当初予算だというふうに認識しております。

あわせて、今後、第四保育所仮移転で懸案となっていたふれあいセンター空調設備等

改修工事の見通しも示されております。特に2020年度の後半で、意思決定後のこれらの任務遂行のスピードアップは目を見張るものがあり、また、これが2021年度につながっていくと認識しております。

また、来年度第四保育所跡地に新たに民間認定こども園の開設が予定されます。これをもって待機児童・過密化対策は終焉を迎え、積年の要望であった病児・病後児保育まで見通された、反映された当初予算であると認め、賛成するものです。また、骨格予算ではありますが、就労準備支援という事業の新設があり、これは社会福祉協議会の生活困窮者支援や福祉事務所での生活費の相談等について、さらに今後きめ細やかな対応が可能となり、待たれていた施策だと考えます。

また、二つの常任委員会所管に分けて課題があります。一部ではありますが、申し上げます。

総務建設水道常任委員会所管です。

総合施策部では、人事の問題ですが、平均年齢は30歳代という、半数近くが会計年度職員という中でのこの島本町役場であり、有資格業務、一般行政事務問わず、男女共同参画のもとで、子育て・介護のダブルケアの世代が、この中枢をなしているのが島本町役場です。育児、介護休暇等、部長、次長問わず、そういった取得を可能にする人員配置を今後も追求してください。

総務部所管では、土地特別保有税の滞納整理について、今までかつてなかった決意を、この議会で伺っております。これについては、町全体の公共の福祉につながる、適切で、時宜を得た対応を求めておきます。

都市創造部長所管では、ここ十数年来、ＪＲ島本駅西地区の開発に偏重していた職員配置を、景観計画策定や環境保全、そして、人口増に伴う車両・自転車通行量の急増、高齢者・障がい者の交通権の保障、バリアフリー化など、道路整備や公共交通の検討などにシフトさせることが必要です。そういった声が、今、この本会議の間の数日間の間でも多くの要望が寄せられておりますことを申し添えます。

町営住宅改修費予算等を踏まえ、高層マンションの緑地公園住宅を持つ当町としては、望ましい維持補修に努められ、その技術や経験を住民と共有されること。それが分譲マンションの管理適正化につながることを可能にするのではないかと考えております。国もマンション適正化の法改正を行い、マンションの相談窓口や実態把握の調査への自治体への支援策を打ち出しております。情報収集に努め、マンション対策を視野に入れることは、集合住宅戸数が戸建て住宅の戸数を超え始めた島本町のまちづくりには不可欠です。また、この国土交通省所管の支援策については、昨年、総務建設水道常任委員会で視察をした戸田市なども手をあげられ、採択を受けておられることを申し添えます。

次に、民生教育消防常任委員会所管の課題です。

健康福祉部におかれては、新型コロナウイルス感染症対策に奔走されていること、十

分承知しておりますが、大阪府保健所との連携強化がさらに必要です。３月 16 日にネットでの情報ではありますが、ラジオ放送での記者会見やインターネット署名を取り組まれていた大阪府職員労働組合のニュースが舞い込みました。大阪府が、ようやく保健所１ヵ所に保健師を１名ずつ増員するというふうな成果を勝ち取ったという情報であります。全国ワースト１の大阪府の保健師配置数を一歩改善するものです。コロナウイルス感染症への対策はもちろん、かつては摂津市などに支所を置いていた大阪府の保健所の機能が、この 20 年間でことごとく合理化、職員削減が行われています。府民の運動により改善に向かい始めておりますが、島本町でも臨床経験、現場経験のある保健師さんが多数おられることは十分存じておりますが、やはり保健所の権限等を預かる、例えば難病・特定疾患の事務手続きや心の健康相談など、府の保健所からの職員派遣を今、受けていますが、日数を拡充するなど、より身近な存在として、大阪府保健所機能の拡充を強く大阪府に求めていただくことを要望いたします。

日本共産党としては、長引くコロナ感染症対策としての現実的な解決策としては、保健所支所の設置を強く求めるものです。

教育こども部所管です。

生涯学習課で、いよいよキャンプ場撤去の作業が着手されます。昭和で言えば 57 年に条例制定し、以後、社会教育団体、当時はジュニアリーダーやキャンプカウンセラー、学生・社会人のボランティアにより整備が進められてきました。公立施設の開設・運営などは、このキャンプ場は、特に大沢地区をはじめとする近隣住民の協力やボランティアの協力なくして今日まで来られませんでした。撤去工事着手については、近隣への説明等、丁寧さを心がけていただきたい。

教育総務課所管ですが、このたび明らかになりました中学校部活動についての現状を受けて、公式試合の引率等に伴う教職員の負担軽減について、現場の声をさらに聞いて、大阪府とも協議を重ねられ、軽減策を講じていただきたい。

また、教育推進課所管では、小・中・高生の自殺が、統計のある 1980 年度以降、過去最多となったと聞いております。３月 14 日から 16 日付けの一般新聞の報道でも、報道されています。被虐待児童も過去最高、小さなＳＯＳを受け止め、そしてコロナウイルス感染症対策もあわせ、一番必要なのが、今、小学校、中学校の少人数学級ではないでしょうか。もともと大阪府は全国でワースト３に入り、遅れていたものが、次年度、国が小学校２年生の 35 人以下学級を実施するということで、私は当然、大阪府の独自策である小学校２年生の対応を３年生か、あるいは中学校１年生に繰り延べるものと信じて疑いませんでしたが、大阪府がそれを実施しないことが判明しております。にわかに信じがたいですが、過日の府議会でも明らかになっております。小学校３年生以上については、当面は島本町での対応を余儀なくされる。ここは努めていただくよう善処を求めます。

最後に消防本部ですが、この間、条例定数改善はあったものの全国自治体同様、国の消防力の整備指針からはほど遠い状況が続いております。男女共同参画、健康管理等に一層の配慮を求めます。

また、広域連携に関しては、消防本部だけではありませんが、総合政策部との緊密な連携の上で、情報発信など、他団体との協議や調整を緊密に行うことが不可欠であることを申し述べまして、要望に終わりますが、一般会計当初予算への賛成の討論といたします。

村上議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

岡田議員　第20号議案　令和３年度島本町一般会計予算、公明党を代表いたしまして、討論を行います。

歳入では、町の自主財源の多くを占める町税は、町民税個人分が減少したことにより減額されています。臨時財政対策債が増額となるなど、町税、地方譲与税など、各種交付金及び地方交付税などの一般財源は、前年度比約３億５千万円の増額を見込んでおられます。

まず、総務費では、主に大沢地区での災害時の連絡手段として停電時でも使用できる衛星電話、また、警察職員ＯＢの任用などです。

土木費では、特にＪＲ島本駅西土地区画整理に伴い、区域外からの既設水路付け替え工事が始まります。土砂災害情報通報総合システムのクラウド化、特に私は、町道百山12号線におきましては自転車・歩行者道路新設工事におきまして、ＪＲ東海道線桁下からセキスイに向かっての道路と接続することから、危険性を心配しております。阪急水無瀬駅前の水路内及び百山地区アンダーパス監視カメラの設置は、評価するところでございます。

教育費の中で、特に第四保育所跡地に民間認定こども園の整備が行われます。病児・病後児保育施設を併設されます。現在、大山崎で利用させていただいておりますが、できれば一本化することを希望しております。

また、民生費、社会福祉協議会に委託されております生活困窮者自立支援事業におきましては、コロナ禍の影響も受け、相談件数が増加しております。そのような中、コミュニティ・ソーシャルワーカー４人の体制で対応されていることに感謝いたします。子ども食堂におきましては、ぜひ町として応援のほう、よろしくお願いいたします。そして、高齢者福祉に関しましては、高齢者のスマートフォン講習会を実施していただきたいことを要望させていただきました。

また、持田教育長におかれましては、保育緊急事態宣言に向けて、スピード感を持って的確に手を打たれました。数々の課題を解決の方向へ持っていかれましたこと、心から感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

今回のこの予算に関しましては、改選期にあたるため骨格予算です。今後、島本町の

発展を期待し、また、島本町民のために全力で仕事をしていただいております全職員の皆様に、心から感謝とお礼を申し上げます。そして、今回のこの骨格予算、令和３年度島本町一般会計予算、公明党といたしまして、賛成させていただきます。

以上です。

村上議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

平井議員　第 20 号議案　令和３年度島本町一般会計予算に対し、コミュニティネットを代表して、討論を行います。

今回は改選期にあたり、予算計上においても最低限の骨格予算になっています。その中でも、停電時でも使用可能な衛星電話が大沢地区に整備されることは、万が一の災害に備え、大沢地区の住民の安否確認ができ、不安解消のために大きな役割を果たすものと期待をしています。

次に、行政に対する不法・不当要求等に対応するため、警察ＯＢを安全管理専門員として任用されることは、職員の皆さんにとっても、職務をする上で安心して職務に専念できるものと評価をしているところです。

また、街路灯・公園灯において、昨年に引き続き計画的にＬＥＤ化工事を進められていることは、環境面、コスト面からしても、大変評価をしているところです。環境問題は、世界的な大きな課題です。今後とも全庁あげて取り組んでいただきますよう、お願いをしておきます。

次に、百山地区のアンダーパスから百山踏切まで、自転車・歩行者道を新設されますが、アンダーパス側から来る車両が見にくく、視界が悪いため、自転車・歩行者の安全対策に十分に配慮した整備をお願いをしておきます。

また、委員会でも触れましたが、高齢化が進む中で、ごみ集積場所へのごみ出しが困難な状況にもなってきております。また、カラス被害においても後を断たない中、住民サービスの観点から折り畳み式のごみステーションの設置や個別収集の検討をお願いをしておきます。

次に、健康福祉部においては、来年度も新型コロナウイルスの影響は逃れられないと考えます。外出自粛や密を避けるなど、人と人とのつながりに一定の制限がかかることにより、社会的孤立を抱える方などへの負担は重くのしかかり、自立支援相談件数が増加している現状、また、自宅に閉じこもらざるを得ない状況から、認知症等の症状が悪化、また、発症される方も増加するのではないかと懸念をしております。状況を注視し、適切な対応を取っていただくことを要望をしておきます。また、私たちにできる感染症対策を引き続き行い、医療現場で働く医療従事者の皆さんの負担軽減を図り、正常な医療体制にすることが大変重要というふうに考えているところでございます。

次に、旧やまぶき園の今後についてですが、設置後 48 年が経過していることから、今後の在り方の検討については、施設の耐用年数にも留意した検討をお願いします。

教育こども部においては、第三小学校Ａ棟の建て替えが完了する予定です。限られた工期の中ですが、解体工事の際には大きな音がすることも予想されることから、できる限りの工夫をしていただき、工事を終えられるようお願いをします。

また、旧町立キャンプ場については、現在、明確な境界確定がされておらず、登記もされていません。施設を撤去したタイミングに境界確定をしなければ、キャンプ場に携わった職員も減っていき、また、隣接する地権者の方々も高齢化していくなど、現状の把握はさらに困難となっていくことは明白です。森林などにおいて、官民問わず境界の確定が難しい状況となっている中、行政として責任を果たす必要があると考えます。

消防本部においては、はしご車のオーバーホールが引き続き行われます。本町のみならず、必要であれば近隣にも出動するものであるとともに、消防職員が命を預けるものとなることから、オーバーホール終了後も適切な維持管理をしていただくことをお願いします。

また、消防団員については、平均年齢も上がるとともに、なり手不足が予想されることから、新たな団員の獲得にも御尽力をいただくことを要望し、簡単でございますが、賛成の討論といたします。

村上議長　以上で、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第20号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

村上議長　起立全員であります。

よって、第20号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第21号議案　令和３年度島本町土地取得事業特別会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第21号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

村上議長　起立全員であります。

よって、第21号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第22号議案　令和３年度島本町国民健康保険事業特別会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員　第22号議案　令和３年度島本町国民健康保険事業特別会計予算について、人びとの新しい歩みを代表して、賛成の立場から討論を行います。

年々高くなる国保の保険料ですが、今年度は大阪府の標準保険料率が引き下げられ、本町の保険料も若干下がっています。しかし、引下げの主な理由は、激変緩和措置の財源が特定の市町村だけでなく全体の統一保険料の引下げに使用されるようになったとのことであり、国保保険料の増加の根本的な原因である社会保険への移行による加入者減や加入者の高齢化や後期高齢者医療費の増加などの構造的な問題が解決されたわけではありません。

よって、引下げは一時的なものに止まるとのことですので、構造的な問題の解決のためには、国の公費負担の増加をしてもらうことが必要と考えます。引き続き、国に財源確保の働きかけを行ってください。

また、島本町の国保の基金残高は、住民１人当たりにすると府内では３番目に多いとのことでした。大阪府が市町村の財政安定化基金の活用についても検討するということでしたが、島本町は他の自治体よりは基金が多めにあるわけですので、以前から求めているように、府内共通基準を上回る保険事業、例えば禁煙サポート事業を実施するなどして、加入者の健康増進に寄与し、医療費が抑えられるような仕組みづくりにも活用していただきたいです。

以上を申し添え、賛成の討論といたします。

村上議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員　第22号議案　2021年度島本町国民健康保険事業特別会計予算に対しまして、日本共産党・河野恵子より賛成の討論を行います。

賛成の理由については１点、前年度比において、２年ぶりに平均保険料の引下げが行われたということです。事業費の納付金とともに、歳入の保険料収入の減額、医療給付費の減額による引下げ効果と聞いております。

ただ一方で、ここ数年来、大阪府の統一保険料方針のもと連続値上げをしており、一方で基金の積立は膨張の一途を辿っております。その問題点については、引き続き検討を求めておきます。

また、胃の内視鏡検査の無料化については、内視鏡検査の適用範囲について、より分かりやすい情報提供を求めます。

さらに、特定健診について、この３月は世界緑内障週間でもありました。年齢とともに増加するこの症例は、40 歳以上の 20 人に１人、70 歳以上は 10 人に１人と言われるそうです。初期症状では自覚がほぼなく、自覚したときには相当進行しているおそれがあると聞いております。また、聴覚の問題では、繰返し年長者団体から要望が出されております、加齢性難聴の補助金助成への要望が重ねられています。

島本町では、視力・聴力ともに検査項目がありません。特定健診だけでは、個々人が異常を自覚できずに、治療にもつながらず、気がついたときには相当進行しているということが十分に考えられますし、検査がないということで、結局は島本町として、視聴力の関係の実態把握もできないということにつながります。府内町村や北摂近隣市では既に実施されており、公務の職場の職員の健康診断、島本町の職員の健康診断には、視力検査等がもう既に実施されております。

この視聴力科目の健診の導入について、国保被保険者の当然の権利として島本町は認識され、急ぎ検討、導入を求めつつ、本議案については、賛成といたします。

村上議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第 22 号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

村上議長　起立全員であります。

よって、第 22 号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第 23 号議案　令和３年度島本町後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第23号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

村上議長　起立全員であります。

よって、第23号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第24号議案　令和３年度島本町介護保険事業特別会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

河野議員　第24号議案　2021年度島本町介護保険事業特別会計予算に対しまして、日本共産党・河野恵子より反対の討論を行います。

反対の理由は、先ほどの第19号議案の条例改正による介護保険料の値上げとともに、島本町の独自の軽減策の不十分さということが理由となっております。それを反映した予算であるということです。

第８期の「介護保険事業計画」がまとめられております。さきの第19号議案、条例の可決により、介護保険料の全階層値上げが決まっております。向こう３年間、この値上げの保険料が規定されたということです。コロナウイルス感染防止のために、いきいき百歳体操が開催できない、会食会の中止等で、より高齢者の一層の運動、外出、交流の機会が少なくなる、そういった傾向のある中で、さらに介護保険料の負担がのしかかるということです。

また、総合事業への懸念もあります。コロナ禍による施設の身辺の消毒作業、感染防止対策、ワクチン予防接種などにより、介護労働が重労働、過酷になり、他市の例ではありますが、特に高齢の職員が現場を離れるなどの実情を聞いております。その上、今期から要介護５まで総合事業が対応できるという国のこの姿勢、方向性については、短期間研修の技能で就業される、こういった職員は今後もゼロが続く可能性があるというふうに考えております。

また、大綱質疑等で述べましたが、利用者負担増も計画されております。世帯全員が住民税非課税で年金収入が 80 万円以上、施設利用者は補足給付が適用されてきましたが、今後、また、所得区分第３段階、食費負担額２万円に抑えられてきましたが、2021年度からは、この120万円以上に分けた高い階層の人たちには４万２千円の負担増となります。さらに、洗濯や教養、娯楽、理美容に、厚労省の調査では平均２万円を支出されていると聞いております。また、デイサービスやショートステイの１食あたりの食費負担額も引き上げられると聞いております。国政における改悪部分ではありますが、島本町で可能な策としては、従来行ってきた保険料の独自減免策の拡充はもちろん、特に今後は利用料の減免制度で救済を図る、町独自での救済策、減免要綱改定を急ぎ検討を

求めます。この減免要綱の改定は、議会の条例改正を必要としませんので、担当課において着手は可能だと考えております。

また、この減免制度についての支出負担、介護の特別会計支出負担のことですが、大綱質疑の答弁では、前年度は直近でも申請は１件だったと聞いております。減免額は数千円という支出の実態に照らせば、この利用料減免を着手することは十分に可能、財源もあるというふうに考えております。

そういったことも含めて、急ぎ島本町へのこの高齢者の介護外しが始まる年度に対しての対応策の検討を強く求め、保険料値上げも加味された特別会計には賛成しかねるということで、反対の討論といたします。

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員　第24号議案　令和３年度島本町介護保険事業特別会計予算について、人びとの新しい歩みを代表して、賛成の立場から討論を行います。

新型コロナウイルス感染症拡大防止において、介護保険事業の現場も、利用者の皆さんも、対応に苦慮されていることと思います。ワクチン接種が始まるものの、ワクチンが行き渡るまでにはまだまだ時間がかかり、医療や介護現場のサービス提供が困難な状況は続くと予想されます。また、行き渡ったとしても、これからワクチンが効かない変異系統が出てくる可能性などもありますので、引き続き、コロナ対応でかさむ物品調達などで苦労される医療や介護現場を支えていただくことを求めます。

また、コロナ禍において、高齢者のフレイル予防の重要性はますます高まってきています。感染症対策にも配慮しながら、当事者団体等の要望などに柔軟に対応して、介護予防を進めていっていただくことを求めまして、賛成の討論とさせていただきます。

村上議長　次に、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第24号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（　多　数　起　立　）

村上議長　起立多数であります。

よって、第24号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第25号議案　令和３年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算に

対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第25号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

村上議長　起立全員であります。

よって、第25号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第26号議案から第30号議案までの令和３年度島本町各財産区特別会計予算５件に対する討論を、一括して行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案５件に対する委員長の報告は、可決であります。

第26号議案から第30号議案までの５件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

村上議長　起立全員であります。

よって、第26号議案から第30号議案までの５件は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

（午前11時58分～午後１時00分まで休憩）

村上議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、第 31 号議案　令和３年度島本町水道事業会計予算に対する討論を行いま

す。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員　第 31 号議案　令和３年度水道事業会計予算に、人びとの新しい歩みを代表して、賛成の立場から討論を行います。

大藪浄水場境界確定業務、騒音対策工事実施設計業務等を含んでの骨格予算となっています。また、令和４年度のクレジットカード決済の開始を目指し、システムの導入にも着手されるとのことです。大型開発が進められ、他市町から転入される方が増えていますが、他市においては、既に活用されていたクレジットカード決済が島本町では利用できないというのは申し訳ないことであり、既存住民も含めて、より利便性を高め、高い徴収率を維持していくためにも必要なものと考えます。

令和６年度の大阪広域水道企業団への統合はないというのが、現時点における島本町の意思です。令和３年度から令和 15 年度までを計画期間とする「水道事業ビジョン（案）」における投資・財政シミュレーション結果からも、計画期間内は単独での経営が可能な状況にあると認識することができ、町長、上下水道部長より、島本町の「水道事業ビジョン」の計画期間中は大阪広域水道企業団と統合する意思はないという御答弁も、私・戸田の一般質問においていただいております。

しかしながら、令和４年１月に予定されている覚書締結は、最短スケジュールでの企業団統合に向けて、議会の議決を経ることなく、首長の判断で統合への意思が示せることになっています。改選を迎えている島本町にとって、ここは極めて重要であり、仮に町長が代われば現時点での島本町の意思が一変する可能性があると、私は考えています。「第五次総合計画」にも書かれていないことですが、町長が代わればどうなるかは未知数、という危惧を抱いています。

例えば、企業団は「統合を希望された団体の中には策定のスケジュール等について議会に説明されていない団体も含まれているため、取扱いには十分ご留意願います。」という姿勢を示しておられます。議会への情報提供のない自治体に配慮し、市民的な議論も経ないままに、首長・執行部側が統合の意思を問われているということに、大阪府が目指す府域一水道の、すなわち大阪広域水道企業団の根本的な問題、欠陥があると私は考えます。水の「自治」を守らなければなりません。

本町が企業団の構成員であるという事実を踏まえれば、やがて統合に向けて意思を示さなければならないときがやってきます。水道事業統合促進基金の活用による最適配置案の策定は、その名のとおり統合を促進するためのものです。住民の鍛えられた判断力が求められています。水需要予測、人口の予測、給水量の予測、施設整備計画、経営シミュレーション、府の補助金を活用した広域化事業などの検討結果を、少なからぬ町民

が理解していることが重要で、これなくしての議論は、「賛成か」、「反対か」の空中戦に陥ってしまいます。

さて、山田町長としては、「島本町のアイデンティティであるこの地下水を守っていく、おいしい水を末永く飲んでいただけるということに尽力してまいりたい」と考えておられ、それは私を含む多く島本町民の願いですが、大阪府と国がそれぞれに広域化を強力に推進している現状で、基礎自治体が自己水をどのようにすれば守っていけるのか、その方法が見いだせるのかが、私たちに問われています。歴代の職員が地域で守り、育ててこられた水道事業を、今後は町民とともにある開かれた水道事業へと育てていかなければなりません。そのためにも、令和３年度における予算執行が適切に行われるよう求めて、令和３年度水道事業会計の予算に賛成いたします。

以上です。

村上議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員　第 31 号議案　2021 年度島本町水道事業会計予算に対しまして、日本共産党・河野恵子より賛成の討論を行います。

私自身は、地下水 100％の水道復活を目指し、日本共産党、住民運動とともに質疑を続けてまいりました。特に、この 10 年間は 10％の企業団水をこれ以上増やさせないこと、島本町民の地下水 100％への愛着を大切にする水道事業を求めております。

水道は命であり、公共の福祉です。そして、島本町民は「昭和の名水百選」に選ばれた誇りを持っていること。その維持管理への現場の努力は、時には周辺自治体の渇水や災害時の断水の際に、給水支援で力を発揮した歴史を持っております。1998 年、府営水道導入直前に、導入の是非は住民投票でという直接請求署名運動が起こり、導入後も企業団――当時は府営水道、現在、企業団――水は運用上 900 トン～1,000 トン、日量で維持をしておられます。

今期の山田町政でのこの水道事業について、住民の地下水 100％への思いに対する答えとしては、人口増加の中にあっても、２年前、2019 年、企業団と協議し、結果として受水量、受水申請を従来の 2,000 トンから 1,000 トンに半減させたことではないでしょうか。

2020 年１月、府域一水道に向けた企業団による首長アンケートなどの実施、同年３月、大阪府の健康医療部のあり方協議会報告書などが続々と、国の「水道法」改正後の都道府県への総務省通知など、相当なプレッシャーがかけられる中、「水道事業ビジョン」を 2020 年度に策定され、初めて住民対象のアンケートが実施されております。「水道事業年報」を対象とした市民共同でのヒアリング活動等を行われたことも認識しています。より市民参加に近づいた水道事業への一歩を、この当年度から始められることと期待しております。

一方で、今期初めに課題が明らかになった2021年度当初予算の大藪浄水場騒音対策工事の着手も、大いに評価するものです。近隣住民の安心につながる住民説明会、意見交換会などを開催されてきたこと。これは、住民運動、水道事業の歴史に刻むべき貴重な取組とも言えます。

地下水100%の味を御存じない住民にも体験してもらう、水道週間の「地下水100%体験コーナー」の設置や、また、2020年度には、水道事業会計の資料、年報や水質年報など、島本町の水道の歴史、財政、水質の知見やその蓄積を、ホームページ上でも公開するなど、発展をされています。その上で、当該年度、2021年度以降、13年間、地下水中心の「水道事業ビジョン」を明確に打ち出したことを評価し、賛成するものです。

ただ、水道事業管理者は、あくまで山田町長です。山田町長におかれては、島本町の水道に対し、今後に対し、未だ不安を抱かれる住民に対しては、国・府の広域化推進の動きに対する島本町の態度表明として、今期策定の「水道ビジョン」を分かりやすく、明確な説明責任を求めるものです。

一方で、この「水道事業ビジョン」策定の意思形成過程としては、やはり、いきなり案を発表し、パブリックコメントを取る、そして、それを集計するしかなかったという不十分さはありました。他の部局の事業計画策定作業においては当たり前に行われてきた審議会、協議会等による素案の検討や、その会議を住民が傍聴できることや、計画策定の経緯が可視化されておりますが、水道事業にはそのプロセスが不足しており、住民参加のプロセスがやはり不十分であることを、今回のビジョン策定を通じ、住民からの積極的なアクセス、そして水道事業についてのヒアリング活動などを経て、住民、有識者による審議会等の設置の必要性を、このたび議員私たちや住民、職員双方で実感、共有できたと考えております。

大阪広域水道企業団については、島本町議会は水道問題について議員の選出は３年に一度の議席配分であること、島本町議会は委員協議会等が開催されてこなかったため、企業団事務局のこのたびの首長アンケートの動きは、私たち議会がよほど努力し、凝視しなければ、その動きは捉えられません。そういった意味でも、今後のより日々の情報提供を求めておきます。

また、３年に一度の水質年報策定に着手されます。審議会等組織の検討設置とともに、水質検査の専任者、専門知識を持つ担当者を複数配置し、技術・経験の継承などを行うにあたり、職員配置についても、予算書上の配置では困難もあると考え、改善を求め、賛成の討論といたします。

村上議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第31号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

村上議長　起立全員であります。

よって、第31号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第32号議案　令和３年度島本町下水道事業会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

清水議員　第32号議案　令和３年度島本町下水道事業会計予算について、自由民主クラブを代表し、討論を行います。

公共下水道には、生活環境の改善や河川等公共用水域の水質保全を図る重要な役割があります。また、防災・減災に対し、公共下水道の役割がさらに重要となっています。

令和３年度予算については、収益的収入８億9,940万円・前年比3.9％増、収益的支出８億5,950万円・前年比1.7％増とするものです。また、資本的収入は６億7,701万２千円・前年比24.1％減、資本的支出は10億1,680万円・前年比19.1％減とするものです。

主な収入は、企業債の３億5,720万円、国庫補助金１億5,360万円です。主な支出は、委託料の内水ハザードマップ作成業務、公共下水道汚水管渠実施設計業務、山崎ポンプ場改築更新実施設計業務に7,100万円、工事請負費の公共下水道汚水管渠築造工事、公共下水道マンホール蓋取替え工事、公共下水道島本３号汚水幹線外築造工事、公共下水道山崎雨水幹線整備工事（第２期）、山崎ポンプ場管理棟外照明施設改築工事に３億3,363万円となるものです。

雨水幹線の整備については、令和２年度に淀川右岸流域下水道高槻島本雨水幹線接続点（２－６）の供用開始、五反田雨水幹線の竣工も間近となり、大きな雨水幹線整備が完了予定となったことを大いに評価します。残る水無瀬川左岸の雨水幹線についても、令和３年度については、公共下水道山崎雨水幹線整備工事（第２期）の予算が計上され、現時点では第４期で完了とのことです。今後も計画的に整備を進め、水害が軽減できるようお願いしておきます。

また、汚水整備においては、以前より指摘していた町域内で面的に残る桜井二丁目から桜井五丁目について、令和２年度より桜井三丁目に着手され、令和３年度はその上流部の桜井三丁目、桜井二丁目の工事予算を計上されたこと、汚水整備が大きく進み、汚

水の普及率の拡大、し尿処理の削減につながることを評価します。残る桜井四丁目、桜井五丁目についても、計画的に進めることを要望しておきます。

以上、公共用水域の水質保全に対する事業が計上されていること、また大雨に対する浸水対策も計上され、住民に対する安全・安心対策が確保されることを評価し、賛成の討論とします。

村上議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員　第32号議案　令和３年度下水道事業会計に、人びとの新しい歩みを代表して、賛成の立場から討論を行います。

山崎ポンプ場改築更新実施設計業務、公共下水道山崎雨水幹線整備工事（第２期）、内水ハザードマップ策定業務等を含んでの骨格予算となっています。概ね妥当と認め、必要な予算と認めます。

下水道事業にかかる工事の実施設計業務委託契約などについては、地方共同法人日本下水道事業団との随意契約で行われており、契約の妥当性はどのように担保されているのか、公金の使い道としての適切さをどのように見ていけばよいのかが、私としては大いに気になるのですが、これについては、各自治体議会でもっと議論され、改善していくことが課題ではないかと考えています。

委員会において質疑は行いませんでしたが、管路の耐震化と市街化調整区域の下水道敷設の２点について述べます。

管路の耐震性については課題が多く、私の認識に誤りがなければ、耐震適合率が30％に満たない状況と認識しています。耐震化機能を備えた継ぎ手を有する商品への更新を計画的に行っておられますが、大阪北部地震の際、高槻市内での漏水噴出事故で損傷したのは管の胴体部分で、継ぎ手ではなかったのです。胴体部分が、長年の腐食によって管厚が薄くなり、地震の衝撃で破断する事例もあり、耐震化を考える上では腐食・老朽化の問題が避けて通れません。すなわち管の耐震性能は地盤の条件、すなわち土の性質等が管に与える影響を加味して考えなければなりません。職員には地質等についての理解も求められ、小規模自治体だからという理由で技術者を置けない、置かないという選択肢は本来ないはずです。

さて、本町は下水道整備に都市計画税の財源を多く充当していると認識しますが、桜井四丁目、五丁目など、市街化調整区域で下水道を敷設する場合、市街化調整区域への編入は大阪府の線引き見直しのスケジュールに合わせて行う必要があります。あるいは、市街化調整区域のまま敷設するとなれば、「町税条例」を改正するなどして、都市計画税を課する必要があると認識、考えております。いずれの場合も、地元住民の皆さんの合意形成のプロセスが必須です。ＪＲ島本駅西地区の開発が進められている今、次なる課題となるこの問題を先送りすることなく、地元住民の皆様に適切に、分かりやすく説

明する機会を持っていただきますよう要望して、令和３年度の下水道事業会計予算に賛成といたします。

以上です。

村上議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員　第 32 号議案　2021 年度島本町下水道事業会計予算に対し、日本共産党・河野恵子より賛成の討論を行います。

当該年度については、雨水排水や河川氾濫等、近年の著しい豪雨災害、防災上の観点から、流域治水に関する国の予算措置が行われている、強化されていると認識しております。また、島本町では、当年度、「都市計画マスタープラン」の見直し作業も行われ、過年度の市街化区域編入及びこのたびの「マスタープラン」変更によって、下水道に関する流量面積、計画面積に変動があると思われます。その辺りの変更点、歳入歳出の変更点なども精査され、有効活用されるようにということを申し添えます。

また、2020 年度にはため池ハザードマップを都市創造部において作成されております。また、危機管理室で「国土強靭化計画」なども作成されておりますが、この雨水排水や下水道事業の中で、今年度、内水ハザードマップの作成をされるということですが、これら、先ほどの計画やマップとリンクさせる中で、今後の開発により防災上脆弱になりかねない地帯、そういったものを俯瞰した指導的な立場で、この事業推進をしていただきますよう希望いたしまして、賛成の討論といたします。

村上議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第 32 号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

村上議長　起立全員であります。

よって、第 32 号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第２、第 33 号議案　大字広瀬財産区管理委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

大字広瀬財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて（案）説明

それでは、第33号議案　大字広瀬財産区管理委員の選任につき同意を求めることにつ

いて、御説明申し上げます。

提案理由につきましては、前委員の死亡に伴い、新たに選任するものです。

氏名及び住所等につきましては、記載のとおりです。

任期につきましては、前任者の残任期間である令和６年３月31日までです。

以上、簡単ではありますが、大字広瀬財産区管理委員の選任につき同意を求めることについての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御同意賜りますようお願い申し上げます。

村上議長　これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第33号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

村上議長　起立全員であります。

よって、第33号議案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第３、第34号議案　一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について（案）説明

それでは、第34号議案　一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

提案理由は、国家公務員における勤勉手当の額の算定に準じて、改正するものです。

具体的な改正内容について、議案資料に基づき御説明申し上げます。

「２　議案の概要」を御覧ください。

今回の改正については、勤勉手当基礎額への扶養手当及びこれに基づく地域手当の算

入を廃止するものです。

改正理由は、勤勉手当は、職員の勤務成績に対する能率給的な性格を有するものであり、勤務と直接関係のない扶養手当を勤勉手当の基礎額とすることは適当でないとの考え方のもと、国においては、勤勉手当基礎額から扶養手当及びこれに基づく地域手当を除いており、これに準ずるものです。

施行期日については、令和３年度の人事評価結果から適用し、令和４年６月分の賞与から反映することから、令和４年４月１日としています。

なお、職員団体とは協議を行った結果、人事当局に対応を一任する旨を確認しています。

以上、簡単ではありますが、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

村上議長　これより、本案に対する質疑を行います。

戸田議員　第34号議案　一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、１点、質問いたします。

おおむね中身は理解いたしました。予算には、いつ、どのように反映されるのでしょうか。また、上位者の支給にかかる財源の考え方についても、御説明ください。

総合政策部長　今回の条例改正につきましては、令和４年４月１日を施行日としておりますことから、改正内容にかかる予算反映につきましては、令和４年度当初予算からとなります。なお、改正による予算への影響につきましては、検討段階でシミュレーションを行いましたところ、勤勉手当の支給総額としては、現行とほぼ同額となる見込みでございます。

また、上位者の支給原資につきましては、現行では全職員の成績率を一律２％抑制することで確保してまいりましたが、本条例の改正にあわせて、現行の一律抑制の運用を廃止し、今後は、勤勉手当の支給基礎額から扶養手当及びこれに基づく地域手当を除くことで、支給原資を確保することになります。

以上でございます。

村上議長　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員　第34号議案　一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して、賛成の立場から討論を行います。

現行で導入されている勤勉手当の支給基礎額に、扶養手当及びこれに基づく地域手当を除くものであり、能率給的な性格を持つ勤勉手当に、これらを含まないことは妥当と判断いたします。

よって、賛成といたします。

村上議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第34号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

村上議長　起立全員であります。

よって、第34号議案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第４、第35号議案　島本町国民健康保険事業条例の一部改正についてを議題といたします。

島本町国民健康保険条例の一部改正について（案）説明

それでは、第35号議案　島本町国民健康保険条例の一部改正について、御説明申し上げます。

提案理由は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

今回の改正については、令和３年２月３日付けで「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」が公布され、２月13日から施行されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の定義について改めるものです。

附則第８項における新型コロナウイルス感染症の定義は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」附則第１条の２の規定を引用していましたが、同法の改正により同条が削除されたため、定義規定の改正を行うものです。なお、改正の前後で、国の財政支援の対象となる傷病の範囲に変更はなく、英国で主に見られる変異株等、変異株によるものは、従来から含まれております。

施行期日は、公布の日です。

以上、簡単ではありますが、島本町国民健康保険条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

村上議長　これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第35号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

村上議長　起立全員であります。

よって、第35号議案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第５、第36号議案　令和２年度島本町一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

令和２年度島本町一般会計補正予算（第11号）（案）説明

それでは、第36号議案　令和２年度島本町一般会計補正予算（第11号）について、御説明申し上げます。

今回の補正予算については、新型コロナウイルス感染症に伴うワクチン接種体制の構築、歳入における事業費の確定及び新たな特定財源の確保などについて、提案させていただくものです。

それでは、順次御説明申し上げます。

第１条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ１億3,720万４千円を追加し、歳入歳出予算の総額を173億9,202万３千円とするもので、款項別の内容については、36の３ページからの「第１表　歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりです。

36の５ページです。「第２表　繰越明許費補正」についてです。

内容については、本議案書に添付している「繰越明許費補正に関する資料」に記載のとおりです。

36の６ページです。「第３表　地方債補正」についてです。

減収補填債については、起債することができる見込み額の増によるものです。

続きまして、歳入歳出補正予算の内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明申し上げます。

36の９ページからの「歳入」です。

第７款　地方消費税交付金、第１項　地方消費税交付金、第１目　地方消費税交付金2,509万７千円の増額については、確定によるものです。

次に、第15款　国庫支出金、第２項　国庫補助金、第１目　総務費国庫補助金1,606万９千円の増額については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第３次提出分の配分予定を踏まえたものです。

次に、第３目　衛生費国庫補助金4,580万２千円の増額については、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の追加配分によるものです。

次に、第５目　消防費国庫補助金12万７千円の増額については、消防団への配備が進んでいない救助用資機材等の整備を促進することを目的に交付されるものです。

次に、第６目　教育費国庫補助金105万８千円の増額については、新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校運営事業に対し交付されるものです。

次に、第16款　府支出金、第２項　府補助金、第９目　振興補助金3,880万円の増額については、確定によるものです。

次に、第21款　町債、第１項　町債、第７目　減収補填債1,025万１千円の増額については、先ほど御説明しました「第３表　地方債補正」のとおりです。

続きまして、36の11ページからの「歳出」です。

第２款　総務費、第１項　総務管理費、第13目　財政調整基金等積立金9,140万２千円の増額については、財政調整基金に積立てを行うものです。

次に、第14目　ふれあいセンター管理費については、歳入で御説明しました振興補助金を活用し、財源内訳を組み替えるものです。

次に、第４款　衛生費、第１項　保健衛生費、第４目　予防費4,580万２千円の増額については、新型コロナウイルス感染症に伴うワクチン接種体制の構築等にかかるものです。

次に、第８款　消防費、第１項　消防費、第１目　非常備消防費については、歳入で御説明しました消防費国庫補助金を活用し、財源内訳を組み替えるものです。

次に、第９款　教育費、第２項　小学校費、第１目　学校管理費及び第３項　中学校費、第１目　学校管理費については、歳入で御説明しました教育費国庫補助金を活用し、財源内訳を組み替えるものです。

以上、簡単ではありますが、令和２年度島本町一般会計補正予算（第11号）についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

村上議長　これより、本案に対する質疑を行います。

戸田議員　第 36 号議案　令和２年度一般会計補正予算（第 11 号）につき、戸田より質疑を行います。

新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生臨時交付金につき、１次・２次を含めて、これまでの金額はどれぐらいになるのでしょうか。ここで改めて確認しておきたいと思います。まず、これが１点です。

それから、次に新型コロナウイルスワクチン接種事務手数料 57 万５千円についてです。医療従事者への先行接種にかかるものと認識します。国保連合会に対して支払うものとのことですが、この手数料とはどういったものなのか、積算根拠を含めて御説明ください。また、接種状況や副反応の報告については、どのようになっているのか、把握されていますでしょうか。

次に、予防接種システム改修業務 200 万円につきです。これはどういったシステムなのでしょう。その必要性も含めて、御説明をお願いいたします。接種記録と住民情報を紐付けて管理できるマイナンバーと連携したワクチン接種記録システムというものに該当するのでしょうか。これまでも、Ｖ－ＳＹＳと呼ばれるものなど、既に他の改修、システム改修費が計上されていましたが、今回のワクチン接種にかかるシステム改修につき、今一度、概要をお示しください。

次は、ワクチンそのものについてお尋ねします。新型コロナウイルスワクチン接種について、米大手製薬会社ファイザー社のワクチンはｍＲＮＡと呼ばれる遺伝子組み換えワクチンの一種と認識していますが、そもそも、このｍＲＮＡとはどのようなものなのか、認識を問います。また、これまでの弱毒化ワクチン（生ワクチン）や不活化ワクチンとは異なるタイプの新しいものということですが、なぜ、超低温冷凍保存が必要なのかも含めて、御説明をお願いいたします。

総合政策部長　まず、地方創生臨時交付金について、御答弁を申し上げます。

まず、第１次配分ということで、１億 111 万６千円が第１次で配分されております。それから、第２次では２億 4,684 万３千円。そして、今回、補正予算に計上させていただいております第３次配分として 1,606 万９千円ということで、合計で３億 6,402 万８千円となります。

それと、これに加えて国の令和２年度の第３次補正のほうで１億 1,505 万１千円という限度額が示されております。これにつきましては、令和３年度に対策を講じる予定にしておりまして、この後の補正予算でも計上させていただいておりますが、対応いたし

ます。これを合わせますと、合計で４億7,907万９千円ということになります。

以上でございます。

健康福祉部長　戸田議員から御質問いただいております３点につきまして、順次御答弁申し上げます。

まず、新型コロナウイルスワクチン接種事務手数料についてでございます。本手数料につきましては、新型コロナワクチンを居住されている地以外で接種をする場合、集合契約というような手法を取っておりまして、請求及び支払いにつきましては、医療機関が所在する都道府県の国保連合会に行うこととなっておりますので、その事務手数料を計上しております。１件当たり300円の手数料を医療従事者、今現在想定しておりますが、957名となっておりまして、その人数が２回、ワクチンを接種されるというふうな形で算定した額を計上しております。

なお、医療従事者の積算の根拠といたしましては、国のほうから接種対象者の試算方法といたしまして、医療従事者につきましては、総人口の３％というように規定をされておりますので、本町の令和３年１月１日時点の人口３万1,916人を当てはめまして、算出したものでございます。

また、接種状況及び副反応の状況についてでございます。町内在住の医療従事者の接種状況につきましては、まだ請求書等が届いてございませんので、接種状況につきまして把握はできておりませんが、厚生労働省が発表しておられます「新型コロナワクチンの接種実績」というデータによりますと、本年の３月16日時点で接種回数は35万9,191回、うち１回目の接種につきましては34万9,844回、２回目の接種につきましては9,347回となってございます。

なお、アナフィラキシー等として報告された事例につきましては、２月17日から３月11日の期間で37件というふうに認識をしております。

続きまして、システム改修についてでございます。今回の新型コロナウイルスワクチン接種事業におきましては、現在、３つのシステムを活用して事業を実施するべく事務を進めております。

１点目は、今回の補正予算で計上しております予防接種システム改修業務でございますが、これは国が導入を進めております新システム、いわゆるワクチン接種記録システムのことでございまして、新型コロナワクチンの接種にあたりまして、自治体がワクチン接種の状況を可能な限り逐次把握することを支援するためのシステムとして、国が現在準備を進めているところでございます。この接種記録システムを用いることによりまして、市町村において住民お一人ひとりの接種状況を逐次確認し、様々な問合せに対応することが可能となりますので、都道府県、国におきましても、ワクチン接種状況のきめ細やかな情報提供を行うことができると、また、災害時におきまして予診票等を喪失された場合にも、このシステムを活用して対応できるなど、ワクチン接種の円滑化を図

ることが可能になるというものであるとの説明を、国から受けております。

２つ目のシステムといたしましては、本年２月４日の臨時議会で既に予算計上させていただいておりますが、予防接種システムの改修業務というふうな形で計上しておりまして、今現在、本町が保有しております健康管理システムにおきまして、予防接種の接種券の発行や、あと接種後のデータ入力等、管理をいたしますので、そのためのシステムでございます。

３つ目が、国のＶ－ＳＹＳ、ワクチン接種円滑化システムというシステムでございますが、主にワクチンの供給、分配管理、在庫量の管理等ができるシステムになっておりまして、その他にも接種医療機関の登録であるとか、医療機関が接種後の費用請求をするためにも活用するということが可能となっております。Ｖ－ＳＹＳにつきましては、国が構築しているシステムでございますので、これにつきましては、本町では予算計上をしていないところでございます。

続きまして、現在、認可されておりますファイザー社のワクチンのｍＲＮＡワクチンについてのお尋ねでございます。ｍＲＮＡワクチンにつきましては、ウイルスのタンパク質を作るもとになる情報の一部を投与いたしまして、その情報をもとに、人の体内でウイルスのタンパク質が作られ、そのタンパク質に対する抗体ができることで、ウイルスに対する免疫ができるというような仕組みになっております。

これまで使用されておりました不活化ワクチンとか、組み替えタンパクワクチンなどは、ウイルスの一部のタンパクを投与し、それに対して免疫ができるというような仕組みでございますので、ｍＲＮＡワクチンは新しい仕組みのワクチンではございますが、薬事承認にあたりましては、一般的な科学的な知見だけでなく、動物試験や臨床試験の結果に基づいて評価し、審査が行われているところでございます。これによって、一定の安全性につきましては担保されていると認識をしております。

なお、ｍＲＮＡワクチンにつきましては、物質としては不安定な物質と言われておりますので、解凍した状況で振動を与えますと、品質や有効性が低下するおそれがあるということで、安全性を確保できるように超低温にて保管し、安定した状況で運搬する必要があるとされているものでございます。

以上でございます。

戸田議員　システムについて、再度尋ねます。御説明いただいた、今回、改修費があがっているシステムでは、ワクチン接種に必要な券の番号とマイナンバーを登録することで、いつ、どこで、どんなワクチンを接種したのか、個人の接種状況がリアルタイムに把握できるのではありませんか。システム改修につき、個人情報の一元管理を行わない制度設計になっているのでしょうか。各市町村の領域でのデータ管理に止まらず、接種した、接種しないなどの個人情報を、国が一元して取り扱うということになるのでしょうか。例えそうでなくても、市町村から集めた接種状況を確認し、国が統計データを管理しよ

うとしているということはありませんか。接種したことを示す証明書の発行も視野に入れていると、政府は言っているようですが、発行することになるのでしょうか。

次に、ワクチンに関する質問ですが、御答弁を聞いていますと、超低温でなければ安定性が保たれないものを、解凍して、冷蔵で移送し、人体に接種するということになります。解凍後の保管については、消費期限等の管理は基礎自治体の職員や医療従事者に任されている、託されているという理解でよいのでしょうか。

健康福祉部長　再度の御質問でございます。

まず、システムについての御質問でございますが、ワクチン接種記録システムにつきましては、各自治体におきまして、住民の皆様の接種状況を逐次確認できるように構築されたものでございますので、処理に際しましては、各個人の予診票データを読み込むということを想定しておりますので、それぞれのワクチンの接種状況につきましては、把握ができるものであるというふうに考えております。この国が提供いたしますワクチン接種記録システムにつきましては、システムの中で各市町村の領域というのが設けられておりまして、その中で、各市町村がデータを管理するというような制度設計になってございますので、国は各個人情報にアクセスはできないというふうな仕組みになっていると、全国の個人情報を国が一元的に管理するようなシステムではないというふうに考えております。

また、各市町村の個人データにアクセスすることを国はできないというふうな仕組みでございますので、国は当該システムを通じまして、個人の接種状況を取り扱うことはないということが、当該システムにかかります国の説明会では、一定、お示しをされているところでございます。また、当該システムを活用いたしまして、どのような統計を作成するのかというような詳細につきましては、今現在、具体的には示されてございませんが、当該システムで作成した接種件数等の統計情報につきましては、国が進捗状況の管理などのために活用するということは検討されているようでございます。

また、令和３年３月５日付で内閣官房及び厚生労働省からお示しがございました「ワクチン接種記録システムへのご協力のお願い」におきましては、一応、国におきまして、仮に国際的な被接種者証明の発行が必要となった場合には、接種記録システムを活用するということを考えている旨の記載がございましたので、具体的な詳細につきましては、現時点では示されておりませんが、そういう活用も想定されているというところでございます。

続きまして、ｍＲＮＡワクチンにつきましては、議員の御指摘いただいているとおりでございます。

以上でございます。

戸田議員　システムについては、全国の個人情報を国が一元的に管理するものではないというご説明だったと思います。そうでなければならないと思います。

もう１点、聞きたいことは、この今回のシステム改修費 200 万円、これは全部、町の単費ということなのでしょうか。国からの補助金はないのですかという質問をしたいと思います。

ワクチンそのものについては、非常に不安定なものを高齢者から接種するということになっているのだなと、改めて思いました。臨床試験の結果という御答弁もありましたけれども、私がインターネット等で調べる中では、妊婦並びに子どもたちへの臨床試験は未だ継続中というふうにも見ていますし、不安は拭えないなというのが私の個人的な見解です。

では、補助金についての御答弁を最後にいただいて、終わりにします。

健康福祉部長　今回のシステム改修に対する国からの財源的な手当てということでございますが、本改修につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金といたしまして、国から予算措置が予定されているものでございます。

以上でございます。

岡田議員　確認と質問をさせていただきます。

産業廃棄物の中で、医薬品の処理ということが掲載されておりますが、注射器等の処理じゃないかなというふうには理解しておりますが、この処理方法についての過程を教えていただきたいというのが１点と、もう１点は、先ほど他の議員からの質問もありましたが、私は当初、予防接種の記録のシステムあるんですね。その中に、ワクチン接種の記録を取り入れるということをお聞きいたしてたような気がするんですけども、これは間違いでしょうか。何か、今、聞いていたら、予防接種とワクチン接種が別々なように聞こえたんですが、その辺をちょっと、もう一度確認をさせていただきたいということと、もう１点は、この記録というのは、国が関知してないっていうふうにおっしゃっておられますが、国にも、この記録を提出するというようなことを聞いておりましたんですが、それはもうしなくてもよくなったということでよろしいんですか。よろしくお願いします。

健康福祉部長　３点、お尋ねをいただいておりますので、順次御答弁申し上げます。

まず、１点目の産業廃棄物処理業務につきましては、新型コロナワクチンの接種に際しまして、使いましたワクチンのバイアル、また、御指摘のとおり注射器等の医療廃棄物がございますので、基本的には、その医療廃棄物を適正に処理するような事業者で処理していただくということが基本になってございます。今現在も、島本町でもＢＣＧの予防接種等の集団接種で実施をしておりますが、医療系の産業廃棄物を取り扱う、きっちりとしたマニフェストを定めた事業所のほうに委託をして、処理を行っているところでございます。

また、新型コロナウイルスワクチン接種のシステムについてでございますが、議員御指摘のとおり、今現在、本町で保有をしております健康管理システムの中に、予防接種

台帳というのがございまして、予防接種台帳につきましては、各医療機関から接種後に予診票等御報告いただきますので、その予診票等のデータは、健康管理システムにおいてデータ等入力いたしまして、管理をする予定でございます。

今回の国からの接種の管理のシステムにつきましては、現時点での国からの想定につきましては、各接種を実施いたしました医療機関等にタブレット端末のようなものを配付いたしまして、予診票と言いますか、接種券等を活用して、接種の人数等を把握をするようなシステムというふうに聞いております。島本町の健康管理システムで予防接種の履歴等確認をいたしますと、基本的には医療機関から接種いただきました予診票等が、翌月の大体10日までに医師会等に提出されて、そこから島本町にご提出されますので、一定、島本町が各お一人お一人の接種履歴を把握するにはタイムラグがございますが、国の接種の管理システムにつきましては、接種をした当該医療機関が基本的には即日、その接種をした記録というのを把握ができるようなシステム構築を考えておられるようですので、そこら辺がちょっと、システムの構築が違うというような形になってございます。

以上でございます。

岡田議員　ちょっと、国との関係のシステムの関係がね、何度勉強させていただいても、ややこしくなっているんですけれども。ということは、例えばこちらに住民票があって、他府県で接種される場合も登録が必要というようなことをお聞きしておりますが、その登録というのは必要ないんですか。何か、国に提出する意味での登録というふうにお聞きしておりますが、それは、もう他府県で接種されても、そのシステムの中への登録は必要ないということでよろしいんですかね。

健康福祉部長　他府県で接種された場合の登録につきましての御質問でございます。

基本的には、新型コロナウイルスワクチンは、お住まいの居住地、住民票がある居住地で接種をしていただくことが基本ではございますが、遠隔地等にお住まいの場合は、住民票所在地以外の居住地の市町村でも受けていただくことが可能でございます。その際に、基本的に市町村に届出をいただくことになるんですが、先ほど御説明しました二つのシステムとは別に、Ｖ－ＳＹＳというワクチンの管理をするシステムがあるんですけど、そこの中とか、あとウェブ上で、遠隔地に住んでおられる方が登録できるような、そういうシステムを構築されているようです。基本的には、お住まいの市町村のほうにお申し出いただくことにはなるんですが、国のシステムでのお手続きもできるというふうに聞いております。

いずれにいたしましても、３つのシステムを運用いたしますので、住民の方にはこのシステムを使ってどういう手続きができるのか、医療従事者の方につきましても、こういうお手続きが必要で、こういう運用になるというふうなとこら辺を分かりやすく、ちょっと市町村としても説明していく必要があるのかなというふうには考えております。

以上でございます。

大久保議員　１点だけ、お伺いをします。

町民の皆様の非常に関心の深いところで、島本町新型コロナワクチン接種事業なんですけども、私たち議員には３月 11 日時点での事業の概要が説明されましたけども、今現在、ワクチン接種に対する何らかの内容の変動がないのか、また、今後の見通し、現時点でお分かりになる範囲でお示しをしていただければと思います。

健康福祉部長　全体的な今後のワクチン接種の流れについての御質問でございます。

基本的には、議員御指摘のとおり、現時点で町のスケジュールに大きな変更はございませんが、４月 12 日以降に、高齢者等の方につきましては、接種を開始できる予定にしておりますが、既に御説明を差上げましたが、本町に配送されますワクチンが非常に少数でございますので、基本的には、高齢者施設入所者の方から順次接種を進めるべく、現在、施設と調整中でございます。

また、４月 26 日の週には、これも国からの通知でございますが、全自治体に一応１箱ずつワクチンが等しく提供される予定であるというふうに聞いておりますので、ここら辺の配送の状況等によりまして、基本的には５月の中旬ぐらいから集団接種等の開始ができるのではないかなというふうに考えております。ただし、これもワクチンの供給量によってまいりますので、きっちりと安定したワクチン供給ができました際には、先ほど申し上げたようなスケジュールで十分開始をできるのではないかなというふうに考えております。

また、高齢者の方を対象とした接種につきましては、基本的には開始をしてから 12 週以内に完了するということを予定してございますので、順調にいきましたら、５月の中旬から開始をして、７月末ぐらいまでには接種を終えたいなというふうに考えております。また、それ以降、基礎疾患をお持ちの方とか、順次接種対象の方が移ってまいりますので、ちょっとワクチンの供給と、あと高齢者の接種のスケジュールによって、若干、そこら辺のスケジュールも変更になってくるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

村上議長　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

ず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員　第 36 号議案　令和２年度一般会計補正予算（第 11 号）に、私、戸田より賛成の立場から討論を行います。

多く新型コロナウイルス感染症ワクチン対策にかかる一般会計補正予算です。社会情勢上、概ね必要なものとは考えますが、ワクチンの安全性と効果については、様々な意見や考え方があるところです。今回のファイザー社のワクチンは、ｍＲＮＡと呼ばれる天然化学物質の人工複製物を使用して免疫反応を起こすもので、遺伝子組み換えワクチンの一種と認識していますが、言わば人類にとって未知の領域のものであり、妊婦をはじめ、若年層への接種については相当慎重であるべきというのが私の考えです。

また、接種の有無、時期などの個人情報をリアルタイムで管理するシステム改修もなされます。国と報道機関が全力で取り組む今回のワクチン接種は、あたかも人体実験のようだと言われたりしているのも、あながち誇張には思えないという印象を個人的には持っています。また、妊婦、12 歳以上のお子さんへの臨床試験は未だ継続中で、結果が明らかではないと思います。くれぐれも、打たないといけない、打たない人は迷惑であるという雰囲気が社会にはびこらないよう、最大限の配慮をお願いしておきます。

個人的にはワクチン接種には慎重であるべきという立場ではありますが、補正予算については一定必要なものであるとして、賛成といたします。

村上議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 36 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

村上議長　起立全員であります。

よって、第 36 号議案は原案のとおり可決することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

（午後１時 59 分～午後２時 15 分まで休憩）

村上議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第６、第 37 号議案　令和３年度島本町一般会計補正予算（第１号）を議題といたします。

令和３年度島本町一般会計補正予算（第１号）（案）説明

それでは、第37号議案　令和３年度島本町一般会計補正予算（第１号）について、御説明申し上げます。

今回の補正予算については、新型コロナウイルス感染症に伴う施設の維持管理、民間保育所給食費の補助、新型コロナウイルスワクチン接種業務などについて、提案させていただくものです。

それでは、順次御説明申し上げます。

第１条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ１億6,657万７千円を追加し、歳入歳出予算の総額を125億9,057万７千円とするもので、款項別の内容については、37の３ページからの「第１表　歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりです。

37の５ページです。続きまして、歳入歳出補正予算の内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、御説明申し上げます。

37の７ページからの「歳入」です。

第15款　国庫支出金、第１項　国庫負担金、第２目　衛生費国庫負担金１億4,794万８千円の増額については、新型コロナウイルスワクチン接種にかかるものです。

次に、第19款　繰入金、第２項　基金繰入金、第２目　財政調整基金繰入金1,862万９千円の増額については、財源調整によるものです。

続きまして、37の８ページからの「歳出」です。

第２款　総務費、第１項　総務管理費、第２目　財産管理費14万７千円の増額については、役場庁舎に便座除菌用ディスペンサー及び非接触式検知機器を設置するものです。

次に、第４目　電算処理費368万３千円の増額については、ＷＥＢ会議等に対応可能なパソコンを購入するのです。

次に、第６目　企画費179万１千円の増額については、デジタル申請等に使用するウェブフォームサービス及びテレワーク等で使用するビジネスチャットサービスの使用料です。

次に、第14目　ふれあいセンター費26万６千円の増額については、ふれあいセンターに便座除菌用ディスペンサー及び非接触式検知機器を設置するものです。

次に、第３款　民生費、第２項　児童福祉費、第２目　児童措置費84万２千円の増額については、民間認可保育園等が登園自粛要請を行った際に、給食費の日割りで徴収する減収分について補助するものです。

次に、第４款　衛生費、第１項　保健衛生費、第４目　予防費１億4,794万８千円の増額については、新型コロナウイルスワクチン接種業務にかかるものです。

次に、第９款　教育費、第２項　小学校費、第１目　学校管理費768万７千円の増額及び第３項　中学校費、第１目　学校管理費403万７千円の増額については、各小・中学校における特別教室等の空調機設備の点検修理及びトイレ清掃を行うものです。

次に、第５項　社会教育費、第７目　図書館費17万６千円の増額については、一人用閲覧机を購入するものです。

以上、簡単ではありますが、令和３年度島本町一般会計補正予算（第１号）について

の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

村上議長　これより、本案に対する質疑を行います。

河野議員　第 37 号議案　2021 年度島本町一般会計補正予算（第１号）に対しまして、質疑をいたします。

先ほど成立したばかりの一般会計 2021 年度予算に対する補正ということで、おおよそ占めるのはコロナウイルス感染症対策、国の補正予算等を受けたものというふうに認識しております。この補正予算計上、上程されるにあたり、参考とされた住民団体等からの要望書、要望内容について、分かる範囲で件数、あるいは特徴的な意見等がありましたら、御説明をお願いいたします。

もう１点は、コロナウイルス、歳入歳出で新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金が計上されていますが、先ほどもコロナウイルスワクチンの接種のことは質問がありましたし、２月４日にも臨時議会でコールセンターの予算が成立し、既に島本町では実施をされていますが、そのときに大阪府としての、このコロナウイルスワクチン接種についてのコールセンター等の大阪府の制度設計がまだであるということが、２月の臨時議会では言われていましたが、現時点において、大阪府の役割、島本町のコールセンターとは違う、より専門性の高い問合せに関しての対応と聞いておりますので、大阪府の対応についてどうなっているのか、説明を求めます。

総合政策部長　新型コロナウイルス感染症に対する要望につきましては、町議会の中でも、会派のほうから幾つか御要望もいただいております。また、各種団体からも御要望をいただいております。当然、内容といたしましては、低所得者への支援でありましたり、ひとり親、それから水道料金の助成など、様々な御要望をいただいております。

その中で、これまでも対応をしてきた経過もございますけれども、刻々と状況というのは変わってきている状況の中で、今回、補正予算で上げさせていただいている部分もありますけども、まだこれから対策を打っていかなければならない施策もありますので、その辺については、これまでいただいた様々な御要望や御意見も踏まえつつ、各部局におきまして現状を把握した上で、課題となっているものを優先順位をつけて、今後対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

健康福祉部長　大阪府のコールセンターについてのお尋ねでございます。

大阪府のコールセンターにつきましては、令和３年２月 26 日に開設しておられまして、現在、大阪府新型コロナウイルスワクチンに関する専門相談窓口として、平日のみの９時から 17 時 30 分まで、相談窓口を開設をしておられます。しかしながら、３月いっぱいまでは、今現在、優先接種の対象である医療従事者等からの問合せに対応する窓

口として設置をしておられまして、４月以降は、一般の住民の方からのお問合せにも広く応じるような体制を取るというふうに聞いております。

以上でございます。

河野議員　この補正予算上程に至るまでの要望等についての答弁については、一定理解いたしました。今の御説明の中には、最近、島本町ではラインによって様々な意見聴取、情報発信もされておられますが、ラインによって受け付けられたような要望も、今の答弁に含まれていると考えて間違いはないのか。その点、再度確認をいたします。

そうは言いましても、この予算議会の様々な審議の中で、どこの段階か、ちょっと記憶は曖昧なところはありますが、2021 年１月だけでも生活保護の申請受付が４件あったということを、非常に私は衝撃を受けておりますし、この年度末を迎えて派遣切りや、様々な仕事から外される、そういった状況もあると思います。ただ、今期中と言うと、もう、この議会が本格的な論議の最終の場所になろうかというふうにも思いますので、念のため、確認をさせていただきます。お願いいたします。

総合政策部長　ラインでのアンケートにつきましては、初めての試みということで、これまで３回、実施をいたしました。延べにいたしまして 1,758 人の方から御回答をいただきまして、その中では、災害時の避難所での感染対策とか、マスクの備蓄であったり、医療従事者、介護者、それから介護福祉施設などへの支援、そういった御意見も多数いただいております。

それと、特に２回目にやりましたアンケートでは、子育て世代の方からの回答が比較的多かったということで、ＩＣＴ教育環境の整備ということでありましたり、学校・園の感染症対策、それから役場に対するオンライン手続きについて、その推進をしてほしいといったようなことが主にありましたので、そういうことも含めて、これまで対策をしてきております。

今後も、また引き続き、ちょっとこういうアンケートもしながらニーズを把握し、反映をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

中田議員　小学校費、中学校費として校務業務、小・中学校のトイレ清掃の委託費が１年間分 760 万円ほど合わせて計上されていますが、これについて質問します。今回の委託料ですけども、６校の中にある全てのトイレが対象になるのかということをお尋ねします。

もう一つは、今回、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第３次補正予算を一部先取りした形で、こういった事業が計上されていると思うんですが、事業を今後も島本町独自のものをあげていく中では、既に実施した事業の検証作業というのがとても重要になってくると思います。例えば、今までの、先ほど戸田議員からも質問がありました、既に３億７千万円ぐらいを使った形で、その中でも、特に町民１人に

つき４千円の商品券事業がありました。それについては、２月 28 日までが使用期限だったということなので、これについては、どれぐらいの換金率であったのか、どれぐらい有効だったのかということは、もし、一定分かる範囲があれば、これについても検証作業の一環としてお尋ねいたします。

教育こども部長　今回の補正予算は６校全てのトイレが対象か、ということでございますが、今回、校舎内のトイレのみを対象としておりまして、その箇所数は、第一小学校は 16 ヵ所、第二小学校は 16 ヵ所、第三小学校が 20 ヵ所、第四小学校が 28 ヵ所、第一中学校が 13 ヵ所、第二中学校が 19 ヵ所の合計 112 ヵ所が対象となっております。

以上でございます。

都市創造部長　既に実施をいたしました事業についての、検証についてのお尋ねでございます。

昨年から実施をさせていただきました事業者応援商品券事業についてでございます。今、詳細な分析というのは、まだこれからになろうかなということで、今回はちょっと概略ぐらいしか御答弁できませんので、御了承ください。

まず、地元再発見分といたしまして、今回、12 万 6,992 枚を発券・配布をさせていただいたところ、換金枚数については 12 万 2,436 枚、率にいたしまして 96.41％となっております。あと一般券のほうといたしましても、配布枚数は同数でございます。換金枚数につきましては 12 万 4,106 枚、換金率といたしまして 97.73％、合計の換金率といたしましては 97.07％、概ね、ほぼほぼ皆様、お使いいただけたのかなという認識でございます。

あと１点、気になる結果も出ておりまして、やはり、どこでも使えるほうの券については、約７割が大手スーパーで使われたというような実態もございますので、今後、何らかの支援策等考えるときには、こういうような結果等も加味する中で、新たな施策になるのか、同じような事業の焼き直しになるのか、まだ決まっておりませんけども、こういう検証結果等も加味して、対応をまた考えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

中田議員　分かりました。

まず、トイレ清掃の件です。今回の対象は、校舎内のトイレのみということでした。では、対象外であるトイレのある場所、各校何ヵ所、箇所数をお示しいただけますでしょうか。

それから、商品券事業の件です。おおむね換金率というか、使用率がすごく高かったということはよかったと思うんですが、７割大手スーパーというところは、以前からもそういう傾向は、プレミアム商品券のときからもあったと思いますし、これが同じように表れたということですよね。これ、換金のときに事業者の方などとお話しされると思

うんですが、そういったときにどんなお声が聞かれたかなというのを、もしわかれば教えていただければなと思います。

以上２点、お願いします。

教育こども部長　トイレについての再度のお尋ねでございますが、今回、対象外のトイレということでございますが、対象外としては体育館に付帯また併設しているトイレでございまして、それらで言いますと、小学校から中学校まで全て含めまして、６校で 22 ヵ所あります。ただ、これらのトイレにつきましては、現在、町立小学校の維持管理等業務において、シルバー人材センターにより月１回、行っていただいておるところでございまして、また、各学校で、保護者の方、ＰＴＡの体育館の使用などがある前には、学校長等が校務員の方々にお願いして、トイレ掃除をしているというように聞き及んでおります。

以上でございます。

都市創造部長　課金時等におきます事業所からの評価、お声についてでございます。やはり、地元再発見の事業所につきましては、小規模な店舗の方がもちろん多いんですけども、今回を契機に相当売上げが上がったというようなお声は耳にいたしております。

簡単ではございますが、以上でございます。

中田議員　分かりました。

トイレの件です。校舎外のところ 22 ヵ所、まだあるということです。それについては月１回、シルバーさんにお願いして清掃しているということですが、校舎内のトイレというのは、毎日、多分清掃されると思うんです。校舎外のトイレは使用頻度が多分低いとは言え、ちょっと月１回では、なかなか頻度が少ないのかなということは、ちょっと懸念します。その点に関しては、保護者の方の一部から体育館のトイレが汚いという声もいただいていますし、また、土日や夜間には一般の方も利用されていて、学校行事以外でも使われているという点で、ちょっと月１回では少ないのかなという点も懸念されますので、今後、そのような声にも耳を傾けて対応していくべきではと考えます。いかがでしょうか。

事業者に関しては、また今後、まとめて対応、検証作業等を次回に活かせていただきたいと思います。

教育こども部長　校舎外トイレの清掃回数が月１回、少ないのではないかということでございますが、先ほど議員からもありましたように、もともと使用頻度が高くないという事情を踏まえて、各学校において現在の対応が取られているところではございます。ただ、使用頻度に応じた対応を取っているんですが、それだけでは不十分ということで、もし今後、校長等からも話があった場合は、限られた予算の範囲内でありますが、適宜、衛生管理には努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

村上議長　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員　第37号議案　令和３年度島本町一般会計補正予算（第１号）について、人びとの新しい歩みを代表して、賛成の立場から討論を行います。

新型コロナウイルスワクチン接種にかかる費用１億4,794万８千円が計上されています。これまで経験したことがない一大業務です。情報も錯綜し、膨大な調整や実務が必要になることと思います。全体的な計画づくりや、それぞれの論点に対する町民の皆さんの不安に応えられる体制づくりが重要です。新型コロナワクチン接種推進チームを作られましたので、接種を希望される住民の皆さんが速やかにワクチン接種を受けることができるよう取り組んでいっていただきたいと思います。

また、国の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金、第３次補正予算を先取りする形の町独自の事業も始まっていますが、先ほど質疑でも確認しました、まずは、既に行った事業の検証作業というのが重要と考えます。それらを活かして、今後、また３次補正の事業も始まっていくと思いますが、ラインなどやいろんな皆さんからいただいた声も含めて、それらを活かして、島本町の実情に応じた効果的・効率的、かつきめ細やかな事業になるようにしていただきたいと思います。

以上をもちまして、賛成の討論といたします。

村上議長　反対の討論の方がないようでございますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員　第37号議案　2021年度島本町一般会計補正予算（第１号）に対しまして、賛成の討論をいたします。

種々質疑をさせていただき、この補正予算（第１号）の上程に至るまでの様々な意見聴取、伺いました。特に、ラインによる３回の住民の要望など、ヒアリングされたことについて、1,758人からの声があったということについては、非常に受け止める側のほうも大変だったと思いますが、非常に貴重な取組であって、その第一歩が、この第１号補正であるというふうに認識いたしました。

また、補正予算の金額には直接関わりはありませんが、私・河野恵子ほか１名で２月９日、コロナ感染症対策の緊急申入れを行い、また、他の団体や会派の方も要望書を提出されたとのことですが、特にホームページの見やすさなどについては要望いたしましたが、その点については、早急にホームページのトップ記事のリニューアルを行ってい

ただいておりまして、好評だと聞いております。

また、質疑をしました大阪府のコールセンター、コロナワクチン接種に関するコールセンターについては、臨時議会では明らかでありませんでしたが、その後、府のコールセンターの専門分野のすみ分けが行われ、開設がされ、始まっているということを聞いて安堵しております。

ただ、いよいよ年度末、年度初めを迎え、コロナ感染症に端を発して影響がまだまだ続いている、特にシングルマザーや女性を中心とした非正規労働の方の解雇や、例えば４月以降仕事がない、そういったことの相談もまだまだ続くものと思われますが、その点については、当初予算にもありましたような引き続き困窮者支援、そして、島本町の福祉事務所でよりアンテナを張っていただき、対応していただくようお願いをいたします。

また、商工関係においては、他の議員の質疑において、ウィズまろ券の地域経済上の効果というのを認識しました。私自身も駅前商店街の真ん中に住んでおりますので、この券に対しての小売店、中小業者の方の非常に有効だったという声を日々聞いております。これについては、他団体がやっているようなプレミアム付商品券ということになれば、やはり現金を持っている人しか買えないということにもなりますので、このたびのウィズまろ券という金券というやり方についての有効性を再認識していただき、でき得るならば来年度以降、早期の着手を求めるものです。

ただし、その他島本町としての課題としては、ワクチン接種ということもありますが、コロナ感染症も今のところ陽性者ということでは示されておりませんが、やはりいまだに高齢者福祉施設や福祉施設の従事者、利用者への定期的な検査、または、学校・保育所・幼稚園等で感染者が出た場合は、濃厚接触者だけでなく、広く接触者のＰＣＲ検査を行ってほしいなどの声もまだまだあります。その点については非常に、島本町だけでの実施というのは困難もありますが、国の補正予算等の活用、そして、保健所との連携のもとで、引き続き感染症対策についても力を注いでいただきたいということを求めまして、賛成の討論といたします。

村上議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第37号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

村上議長　起立全員であります。

よって、第 37 号議案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第７、第 38 号議案　島本町議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

島本町議会会議規則の一部改正について（案）説明

東田議員　それでは、第38号議案　島本町議会会議規則の一部改正について、御説明申し上げます。

提案者は、議長を除く全議員であり、提案理由は、全国町村議会議長会が示す「標準」町村議会会議規則の改正内容に準じて、所要の改正を行うものです。

それでは、具体的な改正内容について、御説明申し上げます。

第２条は、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活躍しやすい環境整備として、第１項において会議に出席できない理由をこれまで「事故」としていたものを、「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」と具体的に記載するよう改正するものでございます。また、第２項においては、出産による欠席届を提出することができる期間を具体的に記載するものでございます。

続いて第89条は、政府において全ての行政手続における押印義務を廃止する方向で検討が行われていることを踏まえ、議会への請願手続きについて押印の義務を廃止するための改正でございます。

施行期日については、公布の日でございます。

以上、簡単ではありますが、島本町議会会議規則の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

村上議長　お諮りいたします。

本案は質疑、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　御異議なしと認め、そのように決定いたします。

これより、採決を行います。

第 38 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

村上議長　起立全員であります。

よって、第 38 号議案は原案のとおり可決することに決しました。

以上で、３月定例会議に提出されました諸議案は、全部議了いたしました。

それでは、ここで３月末で退任される持田教育長から、一言、御挨拶をいただきたいと思います。

持田教育長（登壇）　このたび私の退任にあたり、このような挨拶の場を設けていただきましたこと、村上議長をはじめ、議員の皆様方にお礼を申し上げます。今、議場でこうして立っておりますと、就任の挨拶をさせていただいたときのことが、つい先日のことのように思い出され、３年という月日の流れの速さに、ただただ驚くばかりでございます。

顧みますと、私はこれまで 38 年間、長きにわたり町立学校の教員職や町の教育行政に携わらせていただいた後、平成 30 年４月に教育長を拝命し、今日までの３年間、教育委員会を代表する立場として、町の教育・保育をさらに進展、充実させる重責を担わせていただきました。

教育長職にある間、山田町長が掲げられています安全・安心のまちづくり等の基本理念のもとで、議員の皆様方の御理解と御支援をいただき、就任時に未耐震であった第三小学校及び第四保育所の耐震対策、待機率府内ワースト１位という状況にあった本町の保育環境を改善するため保育基盤整備加速化方針を策定し、その方針に基づいたハードの面の整備を行いました。また、小・中学校におけるＩＣＴ環境や就学前の子どもたちから成人までの連続した教育・保育相談体制の整備、通級指導教室の全小学校への整備による支援教育体制の充実、各種子育て支援事業の整備といったソフトの面の充実についても、町の教育・保育行政が少しでも良くなるようにとの思いで、全力で職務を全うしたつもりでございます。

これらにより、子どもたちが放課後の時間を含め、楽しく学び、遊んで過ごすことができ、保護者の方にも安心して家庭と仕事を両立することのできる環境が、私なりに整えることができたのではないかと考えているところでございます。

さて、これからの子どもたちは、学校現場においてＩＣＴ教育の本格的実施を控える中、また、新型コロナウイルス感染拡大の収束の目途がいまだ立っていない状況の中、今以上にグローバルな視点や情報処理能力を備え、変化の激しい社会を生き抜く上で、主体的かつ対話的な深い学びの中で生きる力を身につけなければなりません。その実現のためにも、教育の現場で言われます「不易と流行」を十分に見極めて対応されるとともに、総合教育会議において教育行政の根幹を示され、議員の皆様方の絶大なる御理解と御支援のもとで課題の解決が図られ、島本町の子どもたちの未来が希望に満ちたものとなることを切に願うところでございます。

結びになりますが、これまであたたかく支えていただいた議員の皆様方、そして、教育・保育行政に惜しみない理解を示された山田町長に心から感謝を申し上げますとともに、子どもたちや住民の皆さんのために、毎日、労を惜しまず職務に邁進していただいた岡本部長をはじめとする事務局職員の皆様、そして、全ての職員の皆様に、厚くお礼

を申し上げます。

最後に、島本町及び島本町議会のますますの御発展、そして皆様方の御健勝と御多幸をお祈り申し上げ、私の退任の挨拶とさせていただきます。短い間ではございましたが、３年間、本当にありがとうございました。

（拍　手）

村上議長　持田教育長、本当に御苦労さまでございました。

お諮りいたします。

明日から、任期満了日である４月 29 日までを休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

村上議長　御異議なしと認めます。

よって、明日から４月 29 日までを休会とすることに決定いたしました。

これをもちまして、令和３年島本町議会３月定例会議を閉じまして、散会といたします。

（午後２時４４分　散会）

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

第　１　号議案　島本町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
第１８号議案　島本町国民健康保険条例の一部改正について
第１９号議案　島本町介護保険条例の一部改正について
第２０号議案　令和３年度島本町一般会計予算
第２１号議案　令和３年度島本町土地取得事業特別会計予算
第２２号議案　令和３年度島本町国民健康保険事業特別会計予算
第２３号議案　令和３年度島本町後期高齢者医療特別会計予算
第２４号議案　令和３年度島本町介護保険事業特別会計予算
第２５号議案　令和３年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算
第２６号議案　令和３年度島本町大字山崎財産区特別会計予算
第２７号議案　令和３年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
第２８号議案　令和３年度島本町大字桜井財産区特別会計予算
第２９号議案　令和３年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
第３０号議案　令和３年度島本町大字大沢財産区特別会計予算
第３１号議案　令和３年度島本町水道事業会計予算
第３２号議案　令和３年度島本町下水道事業会計予算
第３３号議案　大字広瀬財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて
第３４号議案　一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
第３５号議案　島本町国民健康保険条例の一部改正について
第３６号議案　令和２年度島本町一般会計補正予算（第１１号）
第３７号議案　令和３年度島本町一般会計補正予算（第１号）
第３８号議案　島本町議会会議規則の一部改正について

令和３年島本町議会３月定例会議の結果は次のとおりである。

事件番号	件名	結果
一般質問	１．「保育所等の待機児童解消後の更なる課題解決について」 ２．「学校トイレの洋式化について」 ３．「上水道配水管耐震化の加速について」 ４．「施設は複合的な視点で計画立案を」 ５．「米国未臨界核実験への抗議文について」	３月１日 福嶋議員
	コロナ禍における地域福祉施策について	〃 東田議員
	町立の教育・保育施設の今後の展望を問う	〃 平井議員
	１．超少子高齢化に備えるＡＩ・ＲＰＡ導入について ２．コロナ禍における島本町、小中学校の運営について	〃 大久保議員
	１．おいしい水道水をいつまでも －持続可能な水道運営について－ ２．ゼロカーボンシティ宣言を！	〃 中田議員
	１．さらなるコロナウイルス感染症対策－水道料金減免等生活支援を急げ ２．手話通訳派遣・補聴器使用環境の改善について－その２ ３．障がい者支援事業の実施には本人・当事者参画・モニタリングを ４．マンションライフの質向上へ　相談窓口と開発規制について－その３	〃 河野議員
	ワクチン接種	〃 岡田議員
	１．ＪＲ島本駅西地区歴史・文化を活かした景観まちづくり ２．もっと文化を！「承久の変」８００年に寄せて ３．町の水道事業廃止？この誤解を解くために問います	〃 戸田議員
	新型コロナウイルスワクチン接種事業について	〃 塚田議員
	森林整備について	３月２日 清水議員
	１．～災害に強いまちづくり～ 財政収支見通しと本町の諸課題について ２．災害に強いまちづくり～消防団の詰め所について～ ３．島本町公共施設総合管理計画について	〃 伊集院議員

事件番号	件名	結果
第１号報告	損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について	３月２日 報告を承る
第３号議案	教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて	〃 原案同意
第４号議案	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	〃 原案同意
第５号議案	工事請負契約の変更について	〃 原案可決
第６号議案	動産の買入れについて	〃 原案可決
第７号議案	町道路線の認定について	〃 原案可決
第８号議案	島本町議会基本条例の制定について	〃 原案可決
第９号議案	島本町印鑑条例の一部改正について	〃 原案可決
第１０号議案	島本町ふれあいセンター条例の一部改正について	〃 原案可決
第１１号議案	島本町保育所条例の一部改正について	〃 原案可決
第１２号議案	島本町道路の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について	〃 原案可決
第１３号議案	島本町青少年問題協議会設置条例の廃止について	〃 原案可決
第１４号議案	令和２年度島本町一般会計補正予算（第１０号）	〃 原案可決
第１５号議案	令和２年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）	〃 原案可決
第１６号議案	令和２年度島本町水道事業会計補正予算（第４号）	〃 原案可決
第１７号議案	令和２年度島本町下水道事業会計補正予算（第３号）	〃 原案可決
第１号議案	島本町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について	３月１８日 原案可決
第１８号議案	島本町国民健康保険条例の一部改正について	〃 原案可決
第１９号議案	島本町介護保険条例の一部改正について	〃 原案可決

事件番号	件名	結果
第２０号議案	令和３年度島本町一般会計予算	３月１８日 原案可決
第２１号議案	令和３年度島本町土地取得事業特別会計予算	〃 原案可決
第２２号議案	令和３年度島本町国民健康保険事業特別会計予算	〃 原案可決
第２３号議案	令和３年度島本町後期高齢者医療特別会計予算	〃 原案可決
第２４号議案	令和３年度島本町介護保険事業特別会計予算	〃 原案可決
第２５号議案	令和３年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算	〃 原案可決
第２６号議案	令和３年度島本町大字山崎財産区特別会計予算	〃 原案可決
第２７号議案	令和３年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算	〃 原案可決
第２８号議案	令和３年度島本町大字桜井財産区特別会計予算	〃 原案可決
第２９号議案	令和３年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算	〃 原案可決
第３０号議案	令和３年度島本町大字大沢財産区特別会計予算	〃 原案可決
第３１号議案	令和３年度島本町水道事業会計予算	〃 原案可決
第３２号議案	令和３年度島本町下水道事業会計予算	〃 原案可決
第３３号議案	大字広瀬財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	〃 原案同意
第３４号議案	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	〃 原案可決
第３５号議案	島本町国民健康保険条例の一部改正について	〃 原案可決
第３６号議案	令和２年度島本町一般会計補正予算（第１１号）	〃 原案可決
第３７号議案	令和３年度島本町一般会計補正予算（第１号）	〃 原案可決
第３８号議案	島本町議会会議規則の一部改正について	〃 原案可決

以上、会議の次第を記し、これを証するため、地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和３年３月１８日

島 本 町 議 会 議 長

署名議員（４番）

署名議員（１３番）